センゴクヒデヒサ　仙石秀久　関係　武

稱權兵衛尉　関係　久盛の子　関係　少より豊臣秀吉に仕ふ、秀吉播磨を領して、いまだ纔四信長の部將たりし時、信長の命あるにより、秀久を淡路に遣はし、て、芝宅峯城を須本城に攻めしむ、秀久卽ち淡に航して、これを降す、幾千もなくして信長歿逝に遇ひ、秀吉兵を率ゐて攻むるや、秀久、長曾我部元親と共に、兵を率ゐて豐後の府に至り、軍中月次を以て、敵人をして敵陣に非を覗せしめしを以て、中川に於て淺久の軍と戰うて大敗す、秀吉甚だ憤怒を攻び、十八年小田原征役の師起るに及び、川役以來の戰功により、天正十一年淡路須本城に二萬石に封ぜられ、後讃岐に移封、十四年秀吉の命を以て豐後に入り、亟に讃岐人の衆と、飛驒を攻めて大敗す、秀吉大に怒りて所領を沒收す、十八年小田原征役の時、功を以て罪を許され、信濃小諸城、五萬石に封ぜらる、慶長五年德川家康に從ひて上杉氏を討す、關ヶ原の役秀忠に從ふ、千兵部少輔忠政大阪の役從軍して功あり、八年十二月一萬石を加賜せられ、移て上田城を治む、前封を併せて六萬石、寬文九年二月越前守政明、二千石を以父禄高に併せて分封す、寬永三年二月封を出羽國に移され、出羽仙石城を治む、天保八年十二月遠之助久利二萬八千八百石を授けらる、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（溪軒叢書、武德大成記、德川加藤封建、華族誌略、華族名鑑）

○秀久―忠政―政後―忠俊―政明―政房
政庭　久行　久泰　政美　久利　政固

センゴクヒデヒサ　仙石秀久　関係　武

上之由、旨下知者、但官符到來之後二十日內皆悉、

延喜九年十月十九日　　左大史小野宮實

右の第二と第三とは、太政官なる上卿より外記に仰せ下したるものなれども、第三は辨官より天皇の旨を傳へしものゝ如きも、場合なり、内侍勅旨を承りて、職事に出で、非上卿に告げ、上卿外記に命じて其旨を記して宣下す、これ第二第三の書式なり、又時として辨官に命じて辨官より史官に宣下して其事を告かしむ、これ第三書式に從ふ、而して此の宣旨より更に變化して

（延喜式）

日宣を作すに至れり、もと内侍奉りて、中務卿に傳へて宣下したりしが、時として内侍より直ちに勅旨を仰せ下すことあり、之を内侍宣と云ふ、類聚符宣抄に、

勅内侍宣

内侍宣、有レ勅遣二葵之紙一、蔵忘多、自今以後、宜レ令二中務卿一、奏二聞其事一、若不レ奏、或不レ請二葵紙一、或雖レ請二葵紙一、不レ令二宮中一、或雖レ令二宮中一、不レ可二行下一者、

延喜九年二月十四日

センゴクウヂ　仙石氏（但馬也石）　姓は

藤原、鎭守府將軍利仙の七世後裔坂戸剣吉四郎、深頼衰に從ひて前九年役に功あり、主男四郎夫夫能秀奥州國に住す、五世三郎大夫成基、源頼朝に仕ふ、七世大膳亮久重、建武三年足利尊氏に仕へ、居館中同國山縣郡中村の地を賜ひ千石谷に住す、依て千石を氏とす、後ち仙石に改む、曾孫仙石權左衛門秀久、豐臣氏に屬し、五百貫餘の地を領す、五世治兵衛仁、慶長出雲中嶽籠山城守主成氏をたばす時、封邑を守るも、後ち淺野に從ふ、主手酌弘、越前國伊藤守當原因の婿子となり孫次郎と稱す、永祿六年仙石家一族死して闕なきを以て復歸し、嬉藤龍興に仕ふ、秀久の姉時、織田信長に從ひて豐臣秀吉の部下となる、秀久の弟

センゴクフ　千石夫　夫後の一種、德川家康慶長八年二月、結城秀康以下七人諸侯に謀して江戸市街を修理し、水路を疏鑿せしむ、是時千石に一人の役夫を課せしを以て、この名あり（德川實紀）

センザイアハセ　前栽合　関係　前庭に栽うべき草木の勝れたるものを集めて、人數を左右に分ちて其優劣を判じ、題を設けて詠を爲し、興を催ほしたる遊戲を云ふ、前栽とはもと草木の總を前庭に植ゑたる有樣を云へるものなるが、後には專ら庭に栽うべき草木の名となれり　関係　語源　宇多天皇寛平の時菊合あれば、此の頃より行はれしこと明なれど、前栽合と云へるは、延喜元年に行ひしを始めとす、日本紀略に「延喜元年八月三十五日、甲辰、有二前栽合事一」とあり、又拾遺集貫詮に、右大臣源光の家に、前栽合し侍けるに、まけわざをうどとりたちばなのすけずみがし侍ける、ちどりのかたうくりて侍けるに、まけてはべりけるに、つらゆきがしたがとしのくれぬる涙のまゝにと見えたり、類聚內裡、院宮以下諸臣の家にても盛に行はれしこと勸學和歌奏、夫木抄、袋草紙、物語、歌合集等に見えたり、前栽考を按ずるに、前栽を愛したるは奈良時代までにして、前栽大に變化を生じたるを以て、前栽合事と云へるは、其後は家屋建築法に變化を生じたるを以て、前栽大に衰へたりと云ふ

センザイワカシフ　千載和歌集　関係

関係　二十卷　関係　四季、別、旅、哀傷、賀、戀、雜、短歌、旋頭、物名、俳諧、釋教、神祇に部類し、歌凡そ千二百八十四首（或は千二百七十七首）を收む　関係　語源　永二年藤原俊成、後白河院の院宣に依て撰集し、後鳥羽天皇文治三年九月奏覽す（詳書二種、歷代和歌勅撰考）

センジ　宣旨　関係　公文書の一、もと勅旨を宣傳する義なり、職員令に「中務卿、掌二宣旨一、詔勅奏抄、勅旨參回云々事」と、義解に「宣旨者、宣二傳勅旨一也、依二勅命一也、施行宣旨者、宣出也、旨者勅旨也、と見えたり、然るに後ち一轉して別に口勅を傳宣するの簡便法となり、更に文書の名稱となれり　関係　三種に分る、

（一）類聚符宣抄、

應二令二家司一雜用析細布一事、
右被二右大臣宣一偁、國家用析地子定、而至二手作布一、更請二官物一於二諸司一之事、非二證理一、宜レ支二度半巾用一、仲所出國、依レ令、進二來以爲一例者、
弘仁三年十二月廿八日　　少外記紀朝臣淸主

（二）同書

左大臣宣、此來仲諸國、令二進庸之文一、諸卿年旬令二隔上日一、以爲二恒例一、
天長三年三月十三日　　少外記乙田朝臣清田

（三）同書

召二仲右兵衛權大尉藤原朝世井一、令二大炊布施保興一、
左少辨藤原朝臣元泰宣、中納言藤原朝臣惠平宣、
五畿七道諸國所二居住一之百姓等、且注二貢調一、可二言

法雲禪師　佛光禪師
大興禪師　宗覺禪師
靜照樂　道樂　龍元
四明佛源禪師　法海禪師　妙慧弘辯禪師　道樂禪師
院榮　正念　一寧

佛慧大照禪師　佛印大光禪師　慧悲神照禪師　佛慧禪師
宗牧　是英　令聖山

佛慧大智禪師　佛光禪師　念室　宗祖　寶印
宗禮　寶生　慧進
佛眼大覺禪師　佛照光禪師　宗暾　妙濟　佛國　佛照禪師　佛嚴禪師　妙衆禪師　佛光慈照禪師　佛光普照禪師　佛光照禪師　佛光禪師　佛光慈照禪師　佛光照禪師　佛光禪師　佛光禪師　佛光

…羅國の女人、老若の女…（…繼…）…の二尼と共に出家す。是本邦出家の始めなり。大臣蘇我馬子、結客を憐み、三尼を迎へて供養す。同十四年物部守屋滅して佛教を排ふに方り、抽はれて海石榴市の市亭に引出されて鞭打たれ、後ち赦されて馬子に…せらる。用明天皇二年、恭信馬子に謂て曰く「出家の人は戒を以て本となす、願くは百濟に赴きて戒を受けん」と。崇峻天皇元年、馬子恭信を百濟國使に附して戒證し法を求めしむ。三年、恭信等三尼百濟より歸る。櫻井寺に住す。これより恭信に就いて得度する者甚多し（日本書紀、元亨釋書）

セニシニ 善信 親鸞（シンラン）を見よ。

セニシモノウリ 煎物賣 茶筅といふ…どもの…は即ち茶の…なり、茶藪を荷ひ或は水茶屋などにて茶を賣るの稱。七十一番歌合に「思ひわびさてもいかゝは須臾もの…の病の藥ならねば」慈…狂言…物の文句に「陳皮乾薑甘草も加へ〳〵て煎じ詰めたる煎じ物召せ〳〵」など見えたれば、室町時代の中頃既に煎じ物を賣りしと見えたり。江戸時代に俗此俗ありて、神非佛非或は花見などと人の群集する土地へは、必ず賣りに出でしものなりと云ふ（愛…錦囊抄）

セニシヤウ 先生 …刀（ヘチヤキ）を見よ。

セニシヤウグン 前將軍 （二）前…の大將（二）征…大將軍の…（二）には…家名目抄に「按ずるに、前將軍後將軍中將軍とは、なほ先…大將、後…の大將といふがごとし」と見ゆ。…紀…明天皇七年八月の條に、前將軍大…下…河邊百枝臣等、後將軍大…下…阿倍引田比羅夫臣、大山上物部連熊、大山上…君大石、…於百濟とあり。天智天皇二年三月の條にも「…

…前將軍上毛君稚子、四人…將軍阿倍引田臣比羅夫、大宅臣…（…）…云々」と見ゆ。（二）は前征…將軍の…なり。將軍（シャウグン）、征…（セイイン）参看。

セニシヤウジ 淨正寺 …山城國京都上京區…崎町〇…山と號す。…宗、本國寺に…す。元…六相…の一つ。本尊…如來…文…年豐臣秀次の…日秀尼、秀次…の母…に…寺を…秀次の法名…淨正院殿…大居士）を取て寺に名づく。慶長五年今の地に移す。…は…法院第三世日鏡上人なり。慶元年日鏡上人…誘…宗を興し、一宗の學徒を教養したり。本堂、釋迦堂、…の塔、並に…院三印法印（秀次の父…龍院日秀尼（秀次の…）、…秀次…利生（秀次の室…の塔あり（本…遺志、…寺…記）

セニシヤウジドノ 淨正寺殿 豐臣秀次（トヨトミヒデツグ）を見よ。

セニシヤク 仙積 聖上の…を云ふ。ニッキ（ノフグ）を見よ。

セニシヤマ井リ 千祝詞 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るといふ。…の花に「神社佛閣にも詣すること…かゝるは…始めの頃のホにや、それが札は文字なにには千社參などとて、そこの稻荷社かしこの天神宮などいくらまで、うるさきばかり札はれらわざは、もせ給ひて、世三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといゝ、近くはそのお…をつき來りて「天照皇大神宮、…」と云ふ。「…參は、明和七年…の江戸名物數にもうそうず。安永二のかたのことなるべし。神社のみにあらず、佛寺にも詣するは千社參といふはいかゝなり。數五百とかいふは…

…將軍上毛君稚子、四人…將軍阿倍引田臣比羅夫、大宅臣…（…）…云々」と見ゆ。（二）は前征…將軍の…なり。將軍（シャウグン）、征…（セイイン）参看。

セニシヤウジ 淨正寺 …山城國京都上京區…崎町〇…山と號す。…宗、本國寺に…す。元…六相…の一つ。本尊…如來…文…年豐臣秀次の…日秀尼、秀次…の母…に…寺を…秀次の法名…淨正院殿…大居士）を取て寺に名づく。慶長五年今の地に移す。…は…法院第三世日鏡上人なり。慶元年日鏡上人…誘…宗を興し、一宗の學徒を教養したり。本堂、釋迦堂、…の塔、並に…院三印法印（秀次の父…龍院日秀尼（秀次の…）、…秀次…利生（秀次の室…の塔あり（本…遺志、…寺…記）

セニシヤウジドノ 淨正寺殿 豐臣秀次（トヨトミヒデツグ）を見よ。

セニシヤク 仙積 聖上の…を云ふ。ニッキ（ノフグ）を見よ。

セニシヤマ井リ 千祝詞 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るといふ。…の花に「神社佛閣にも詣すること…かゝるは…始めの頃のホにや、それが札は文字なにには千社參などとて、そこの稻荷社かしこの天神宮などいくらまで、うるさきばかり札はれらわざは、もせ給ひて、世三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといゝ、近くはそのお…をつき來りて「天照皇大神宮、…」と云ふ。「…參は、明和七年…の江戸名物數にもうそうず。安永二のかたのことなるべし。神社のみにあらず、佛寺にも詣するは千社參といふはいかゝなり。數五百とかいふは…

…前將軍上毛君稚子、四人…將軍阿倍引田臣比羅夫、大宅臣…（…）…云々」と見ゆ。（二）は前征…將軍の…なり。將軍（シャウグン）、征…（セイイン）参看。

セニシヤウジ 淨正寺 …山城國京都上京區…崎町〇…山と號す。…宗、本國寺に…す。元…六相…の一つ。本尊…如來…文…年豐臣秀次の…日秀尼、秀次…の母…に…寺を…秀次の法名…淨正院殿…大居士）を取て寺に名づく。慶長五年今の地に移す。…は…法院第三世日鏡上人なり。慶元年日鏡上人…誘…宗を興し、一宗の學徒を教養したり。本堂、釋迦堂、…の塔、並に…院三印法印（秀次の父…龍院日秀尼（秀次の…）、…秀次…利生（秀次の室…の塔あり（本…遺志、…寺…記）

セニシヤウジドノ 淨正寺殿 豐臣秀次（トヨトミヒデツグ）を見よ。

セニシヤク 仙積 聖上の…を云ふ。ニッキ（ノフグ）を見よ。

セニシヤマ井リ 千祝詞 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るといふ。…の花に「神社佛閣にも詣すること…かゝるは…始めの頃のホにや、それが札は文字なにには千社參などとて、そこの稻荷社かしこの天神宮などいくらまで、うるさきばかり札はれらわざは、もせ給ひて、世三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといゝ、近くはそのお…をつき來りて「天照皇大神宮、…」と云ふ。「…參は、明和七年…の江戸名物數にもうそうず。安永二のかたのことなるべし。神社のみにあらず、佛寺にも詣するは千社參といふはいかゝなり。數五百とかいふは…

…山城の四山に…林寺を創して、始めて禪宗を唱ふ。然れども時機未だ熟せずして、佛法其人を得ず。終に支那に…る。此外道昭行表、傳教、弘法、慈覺、…圓等の諸師、皆禪宗を傳へたれども、皆其傳を失ふ。文治中能忍弟子を求に…して禪宗を傳へ、榮西宋に入り、建久二年臨濟宗を傳へ、…元亦宋に入り實應二年曹洞宗を傳へたるより、宋佛法すべもの甚だ多く、禪宗…く弘通し、北條定利二氏執政の間も其盛を極め、…都鎌倉に五山十刹の大叢刻設…したり。降りて江戸時代に入り、承歷三年明僧…帝（…元）歸化して臨濟宗の一派を傳へ、後ち黃檗宗といふ。これより我禪宗に臨濟曹洞黃檗の三宗あり。臨濟宗（リンザイシュウ）、曹洞宗（ソウトウシュウ）、黃檗宗（オウバクシュウ）を見よ（日本佛教史綱、佛教年表綱要、十三宗綱要）

セニシユ 專修寺 …伊勢國…郡（今…郡）一身田村 〇…には…修…寺と云ひ、別號無…寺と云ひ、山號…田山と云ふ。…宗高田派の本山。…源…元年親鸞夢に感じて、下野國芳賀郡大内莊に一道場を建立し、信…者光寺の阿彌陀佛の一般分身一光三尊の…佛を…安置し、尋で寺號を、高田山專修阿彌陀寺と云ふ。後親鸞一流の法門を弟子…佛に附屬して此寺を繼がしむ、仍て…佛第二世の住持となる。…佛の後、順…、專空、定…、定…、…證、定…、定…、相…して一方の大…場なりしが、…落國敎化の志願を起し、加賀越前近江等を巡行して伊勢に入りて敎化し、…郡一身田の…田某の…請により、遂に寺基を…に遷す。…なり、寬正六年此地に建築の工事を起し、幾…もなく落成し、…修等の號を…して本山となし、下野の…寺基を…して別院となす。文明九年六…

…親鸞——…佛——顯智——專空——定…——…佛
…順…——定…——定…——高…——…智——…
…證——…——…秀——…——…——…
…——…達——…——…——…——…

セニシヨウジ 真…院 …城…代（ツカサマサヒヨウ）を見よ。

セニシヨダイドコロガシラ 膳所頭 江戸幕府の職名。膳…の事を統べ…。若…等の支配にて、…二百俵、役料百俵を給す。配下に膳所…組頭八人（…百俵、役料四人共持）、同所小…組頭十二人（…三十俵、役料五人共持）、御…所番二十人（…二十俵、役料二人共持）、等あり（…其始め詳ならず。寬保十五年、…司の役料を定むる時、既に見ゆ。同二十年三月、三人を置

…月、後…御門天…勅して勅願所となす。天正二年十一月正親町天…より門跡の稱號を許さる。文祿五年七月豐臣秀吉…身田村を…附し、正保二年に至りて火災に…り、…元年…堂…失、…地を…附し、同二年…迹の工事を起し、寬文六年落成し、元祿十年五月、…見…貞敎親王第五子…宮入りて…四の法…となり、…度して…祖と…す。…來…々…族入りて相續したり。寬延元年…院…を建立し、寬政十年…堂を改造す。明治四年七月、…一身田村の…附地を還納し、五年…幹…非…を華族に列せられ…爵となり、十二年十月…師…堂に勅額を賜はる。十八年三月一旦廢せられし門跡の…號を復すること…なれり。〇…貨は親…上人…詞…（…）等あり（…山名所…、…田正統…、五……、下野…田山名所…、…田派本

…月、後土御門天…勅して勅願所となす。天正二年十一月正親町天…より門跡の稱號を許さる。文祿五年七月豐臣秀吉…身田村を…附し、正保二年に至りて火災に…り、…元年…堂…失、…地を…附し、同二年…迹の工事を起し、寬文六年落成し、元祿十年五月、…見…貞敎親王第五子…宮入りて…四の法…となり、…度して…祖と…す。…來…々…族入りて相續したり。寬延元年…院…を建立し、寬政十年…堂を改造す。明治四年七月、…一身田村の…附地を還納し、五年…幹…非…を華族に列せられ…爵となり、十二年十月…師…堂に勅額を賜はる。十八年三月一旦廢せられし門跡の稱號を復すること…なれり。〇…貨は親…上人…詞…（…）等あり（…山名所…、…田正統…、五……、下野…田山名所…、…田派本

…月、後土御門天…勅して勅願所となす。天正二年十一月正親町天…より門跡の稱號を許さる。文祿五年七月豐臣秀吉…身田村を…附し、正保二年に至りて火災に…り、…元年…堂…失、…地を…附し、同二年…迹の工事を起し、寬文六年落成し、元祿十年五月、…見…貞敎親王第五子…宮入りて…四の法…となり、…度して…祖と…す。…來…々…族入りて相續したり。寬延元年…院…を建立し、寬政十年…堂を改造す。明治四年七月、…一身田村の…附地を還納し、五年…幹…非…を華族に列せられ…爵となり、十二年十月…師…堂に勅額を賜はる。十八年三月一旦廢せられし門跡の稱號を復すること…なれり。〇…貨は親…上人…詞…（…）等あり（…山名所…、…田正統…、五……、下野…田山名所…、…田派本

…山城の四山に…林寺を創して、始めて禪宗を唱ふ。然れども時機未だ熟せずして、傳法其人を得ず。終に支那に…る。此外道昭行表、傳教、弘法、慈覺、…圓等の諸師、皆禪宗を傳へたれども、皆其傳を失ふ。文治中能忍弟子を求に…して禪宗を傳へ、榮西宋に入り、建久二年臨濟宗を傳へ、…元亦宋に入り實應二年曹洞宗を傳へたるより、宋佛法すべもの甚だ多く、禪宗…く弘通し、北條定利二氏執政の間も其盛を極め、…都鎌倉に五山十刹の大叢刻設…したり。降りて江戸時代に入り、承歷三年明僧…帝（…元）歸化して臨濟宗の一派を傳へ、後ち黃檗宗といふ。これより我禪宗に臨濟曹洞黃檗の三宗あり。臨濟宗（リンザイシュウ）、曹洞宗（ソウトウシュウ）、黃檗宗（オウバクシュウ）を見よ（日本佛教史綱、佛教年表綱要、十三宗綱要）

セニシユ 專修寺 …伊勢國…郡（今…郡）一身田村 〇…には…修…寺と云ひ、別號無…寺と云ひ、山號…田山と云ふ。…宗高田派の本山。…源…元年親鸞夢に感じて、下野國芳賀郡大内莊に一道場を建立し、信…者光寺の阿彌陀佛の一般分身一光三尊の…佛を…安置し、尋で寺號を、高田山專修阿彌陀寺と云ふ。後親鸞一流の法門を弟子…佛に附屬して此寺を繼がしむ、仍て…佛第二世の住持となる。…佛の後、順…、專空、定…、定…、…證、定…、定…、相…して一方の大…場なりしが、…落國敎化の志願を起し、加賀越前近江等を巡行して伊勢に入りて敎化し、…郡一身田の…田某の…請により、遂に寺基を…に遷す。…なり、寬正六年此地に建築の工事を起し、幾…もなく落成し、…修等の號を…して本山となし、下野の…寺基を…して別院となす。文明九年六…

…親鸞——…佛——顯智——專空——定…——…佛
…順…——定…——定…——高…——…智——…
…證——…——…秀——…——…——…
…——…達——…——…——…——…

セニシヨウジ 真…院 …城…代（ツカサマサヒヨウ）を見よ。

セニシヨダイドコロガシラ 膳所頭 江戸幕府の職名。膳…の事を統べ…。若…等の支配にて、…二百俵、役料百俵を給す。配下に膳所…組頭八人（…百俵、役料四人共持）、同所小…組頭十二人（…三十俵、役料五人共持）、御…所番二十人（…二十俵、役料二人共持）、等あり（…其始め詳ならず。寬保十五年、…司の役料を定むる時、既に見ゆ。同二十年三月、三人を置

…ら、…の心印を…佛するものならが故に佛心宗ともいふ。（…）…開…釋迦…の後、四十九年の間、大小…眞等の…敎を…き後、一日梵天王…靈鷲山に…り、金…華を以て佛に…じ、大衆の…めに…法せんことを請ふ。佛法に…りて其華を拈ず。大衆…するところなし、…り…迦…が…を…ず。佛…く「吾に正法眼藏涅槃妙心あり、…迦…に…囑す」と。…宗は…に…源…と云ふ。其後阿難、商那和修、…優…多等二十八…して菩提達磨に至る。…鉢…ッ…參看）…傳燈、其師般若…羅の…意を…して支那に來る。實に…の大…元年九月二十一日とす。北魏に行き少林寺に…りて終日打坐…壁…、…司、…を於て師に投じ、雪…臂を…ちて法を求む。達磨…めに法を…け、…に…鉢を…して信を表す。…宋、…傳、…宗を傳へ、…經て弘…に至りて二派に分る。即ち…能…宗を開き、神秀は北…を開く。…能の下に二流を出す。一を南嶽…讓とし、一を…原行思とす。…嶽の後、…濟宗等となり、…原の後、曹洞宗等となる。而して本邦における…祖…師、…國師の上足…元…師（…）に…て我が邦に來りこ

正平十七年(貞治元)五月七日薨ず(文保小傳)

センセウジ 善照寺 [同] [宗] 武蔵国足羽郡足羽山の東北(現今の福井市町)に在る真宗越前三門徒派の一本山○本尊洋画の阿彌陀佛圖 [開] [現]

親鸞の孫子如佛の後、単法四世を経て如然あり、本願寺覚如の北花に際して就いて弟子となり、正慶三年八月足羽郡大町と云ふ地に本願寺派道場を云ふを築き、第三心浄一と云ふ称ふれを専興せんとし、中野に一宇を築き、善照等と號したり、即ち此寺なり、永享九年足利義教教書を下して一本寺となし、天正十三年入月勅願所となり、其後今の地に移轉す、中古称法院門跡の院家なりしが、寛政の頃より法院の関係を絶ちて獨立本山となり、今日に及べりの縁起等、越前國名蹟考、佛教各宗綱要)

センソ 践祚 [名] [総] 天皇が大統を受け継ぎ給ふことをいふ、代始和称に「践祚」と云ふ時は、位をふむもといふ心なり、蔵の字もとは階の字なれども、多分祚の字を用ひ来れり、此二字ひとつに新命にかけたる名目なり」と云へり、「アマツヒツギシロシメス」とも訓り [開] [古] 受禪践祚と同御代の践祚とは稍々異なれりと雖も、大概は同じきを以て、今受禪践祚の紙略に就て述ぶべし、「践祚は就位と同日にして、當日又は當日に必ず踐 [開] [古] 岡園の儀あり、當日は攝政以下諸卿參集して、先帝より新帝に劒璽内侍所を渡し給ふ、新帝先づ寢殿に出御し攝關之に候ず、御輿後人左衛門陣より入り、中門を經て、南殿の南階を登りて寢殿に參りて、劒璽を内侍に授けて退く、是より先、内侍二人寢殿に出で御劒の左右掌侍にありて何處をか覓む、此間神鏡は納於印櫃、中務省は細太刀或は横刀を、内豎は鈴鈴印櫃、中務省は版を

き門行の儀式は頗る多く、歳首には退日戸毎に流し舞曲を奏するのなく、且歌詞を述ぶるに止りたれど、別に才藝といへる藝名を称ふるものにて、江戸にては日本橋の四日市に、毎年十二月才藝市といふあり、諸國より才藝の者共を集むるを以て、藝歳に此地に打ちて藝歳の歌詞に和し、また治療を旨として人を笑はすると渉なしたるものにして、江戸にては日本年八月足羽郡大町と云ふ地に本願寺派道場を云ふを築き、第三心浄一と云ふ称ふれを専興せんとし、中野に一宇を築き、善照等と號したり、即ち此寺なり、永享九年足利義教教書を下して一本寺となし、天正十三年入月勅願所となり、其後今の地に移轉す、中古称法院門跡の院家なりしが、寛政の頃より法院の関係を絶ちて獨立本山となり、今日に及べりの縁起等、越前國名蹟考、佛教各宗綱要)

センゼイモンイン 宣政門院 [名] [補] 千[覧][歳][後][醍][天]皇の第二皇女也は後嵯峨院[諱][歳]元[歳]元年六月十六日内親王と爲り、同年十月十八日一品に叙せられ、天[歳]二年十二月十九日竊密に立定され、同三年正月十二日准三宮、元弘元年退下、建武二年二月二日院號あり、[醍]三年五月十九日出家す、

センセイモンイン 宣政門院 [名] [補] 千[覧][歳][後][醍][天]皇の第二皇女也は後嵯峨院[諱][歳]元[歳]元年六月十六日内親王と爲り、同年十月十八日一品に叙せられ、天[歳]二年十二月十九日竊密に立定され、同三年正月十二日准三宮、元弘元年退下、建武二年二月二日院號あり、[醍]三年五月十九日出家す、

センセンキ 千宗易 [名] [補] 利休[古]または抛筌斎と號す、[開] [京] 狭の人、十七歳にして茶道を學び、茶手佛投を紹鷗に受け、及北花技に是ず、はじめ織田信長に仕へ、後ち豊臣秀吉に仕へて、頗る信遇せらる、天正十六年秀吉、大德等の僧古渓に命じ、宗易に利休居士の號を授けしむ、此年十月秀吉北野に遊びて茶會を張るや、宗易常に其事を管せり、而して當時茶道流行し、宗易其宗匠たるの故を以て世の敬重する所となる、また茶器の新造可否の如き、宗易の鑒定によりて、其價を定めしかゆふ、宗易私儀の怨を含く、酬念の多少によりてこれを決し、大に宿嚢を得たりといへり、帝て古渓と名謙し、大德等の山門を造立し、非事らの後ち、入過投方頭巾を著し、皷鞨を踏ちて昧に倣ふの自像を彫刻し、聞上に安す、既にして秀吉の聞やゝ、其へ罰せた其罔に

入り、加ふるに木像安置の事、深く秀吉の怒を受けたり、即ち命を下して聚樂第に召し、切腹を命ず、宗易自殺に及ばず、時に年七十、法名利休宗易居士、

センソウジ 善照寺 [同] [宗] 武蔵国足羽郡足羽山の東北(現今の福井市町)に在る真宗越前三門徒派の一本山○本尊洋画の阿彌陀佛圖 [開] [現]

親鸞の孫子如佛の後、単法四世を経て如然あり、本願寺覚如の北花に際して就いて弟子となり、正慶三年八月足羽郡大町と云ふ地に本願寺派道場を云ふを築き、第三心浄一と云ふ称ふれを専興せんとし、中野に一宇を築き、善照等と號したり、即ち此寺なり、永享九年足利義教教書を下して一本寺となし、天正十三年入月勅願所となり、其後今の地に移轉す、中古称法院門跡の院家なりしが、寛政の頃より法院の関係を絶ちて獨立本山となり、今日に及べりの縁起等、越前國名蹟考、佛教各宗綱要)

センソウエキ 千宗易 [名] [補] 利休[古]または抛筌斎と號す、[開] [京] 狭の人、十七歳にして茶道を學び、茶手佛投を紹鷗に受け、及北花技に是ず、はじめ織田信長に仕へ、後ち豊臣秀吉に仕へて、頗る信遇せらる、天正十六年秀吉、大德等の僧古渓に命じ、宗易に利休居士の號を授けしむ、此年十月秀吉北野に遊びて茶會を張るや、宗易常に其事を管せり、而して當時茶道流行し、宗易其宗匠たるの故を以て世の敬重する所となる、また茶器の新造可否の如き、宗易の鑒定によりて、其價を定めしかゆふ、宗易私儀の怨を含く、酬念の多少によりてこれを決し、大に宿嚢を得たりといへり、帝て古渓と名謙し、大德等の山門を造立し、非事らの後ち、入過投方頭巾を著し、皷鞨を踏ちて昧に倣ふの自像を彫刻し、聞上に安す、既にして秀吉の聞やゝ、其へ罰せた其罔に

司花の邸等に出頭して訴訟すること恒例となり、禁中は正月五日、幕府は同月七日、此ことありき、而して三十三箇條合(天文六年以後のものなり非常集集に見ゆ)を掲ずるに、千秋萬歳法師とありて、法師が自説来に参詣者たる國を指けり、更に遡りて拙中記正歴二年正月八日の條に「參院、千秋萬歳法師參入云々」と見え、花園院御記文保三年正月朔日の條に「千秋萬歳法師參入」などあるを見れば、鎌倉より室町の中頃までは、皆し法師多なりしものゝことゝし、而して彼等は如何なることを爲しかと考ふるに、右に掲げたる花園院御記の條きには風巽せるゝこと見え、看聞御記永享三年正月五日の條に「千歳萬歳(ヤルカヤ)參施藝」とあり、言継卿記天文二年正月五日の條には「千秋萬歳參、如例參議定所御庭、曲舞(盆提物語、親朝都人等也)」とあり、同書十九年正月五日の條には「參曲(和田酒モリナス風ニ冷舞了」と有様を伺ふべし、而して以上あり、以て歌謡類曲せる有様を伺ふべし、而して以上の萬歳は、みな萬歳門に一定の役務を有して出入せるものなりしが、之を称して一種門付けの如き萬歳と生たること、風望日件雑文安四年正月二日の條に「一種乞食、号萬歳、門立人家、歌祝言、非萬歳之千秋萬歳、前後相違、來各與言錢」とあるにて知らるゝこれ即ち後世市中に徘徊せる萬歳の基因を爲すものなり、江戸時代には其はじめにありては、年々朝廷へ出入したりしが、正親町天皇の御忌正月五日に當れるより自ら中絶するに至れり、但し壬生定基日記貞享五年正月六日の條に、弘御所の南庭に於て千秋萬歳の催ありしことを見えたれば、いつの頃よりか復興したるものなるべし、番所にて行ふる事は、此時代にはなしと雖も、大名諸家等の家々にては、各々役務を定めて出入したりき、又風望日件雑にあるが如

き総ふことをいふ、代始和称に「践祚」と云ふ時は、位をふむもといふ心なり、蔵の字もとは階の字なれども、多分祚の字を用ひ来れり、此二字ひとつに新命にかけたる名目なり」と云へり、「アマツヒツギシロシメス」とも訓り [開] [古] 受禪践祚と同御代の践祚とは稍々異なれりと雖も、大概は同じきを以て、今受禪践祚の紙略に就て述ぶべし、「践祚は就位と同日にして、當日又は當日に必ず踐 [開] [古] 岡園の儀あり、當日は攝政以下諸卿參集して、先帝より新帝に劒璽内侍所を渡し給ふ、新帝先づ寢殿に出御し攝關之に候ず、御輿後人左衛門陣より入り、中門を經て、南殿の南階を登りて寢殿に參りて、劒璽を内侍に授けて退く、是より先、内侍二人寢殿に出で御劒の左右掌侍にありて何處をか覓む、此間神鏡は納於印櫃、中務省は版を

センダイジャウ 仙臺城 [所] [名] 陸前國宮城郡仙臺市の四[国][城]濱川の[西][岸]に在[昔]千葉介

城都仙臺市の四[国][城]濱川の[西][岸]に在[昔]千葉介不常胤の五男[歳]五郎重胤這宮城郡内分註を領し、此城を築き居る者、葉城と稱す、因て國分を姓とす、千葉相續して能登守盛氏に至り、嗣なかりしかば、伊達晴宗の五男彦九郎政宗を養ひて嗣となす、故あり羽後秋田に奔る、慶長五年伊達政宗更にこゝを修築し、はじめて所城と爲す、而して古米城邊に千軒の佛ありしを以て千•軒•城と號し、後千代に改めしが、茲に至り三度改めて仙臺といふ、寛永十五年二ノ丸を築む、[開] [古] 岡米千挽世殿して明治維新に至り、今第二師團の兵營となる、或は云ふ織田天皇の時、始めて此城を置き、千代と號し、用明天皇の御宇、千軒の佛を安置し千軒と改め、後ち島津陸奥等之に居り、島津西後の後、葛城七郎政光之に居し、永祿中能登守宗政之に居るとも、盗し宿を置き難し(親遊旧老談、封内風土記、明治政

センダイツウバウ 仙臺通寶 [名] [貨] 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、陸奥國仙臺にて通用の錢一百文に當つといふ(天明四年十一月、江戸幕府より指令して、五匁五分四厘位に於て鑄造し、仙臺領内にのみこれを通用せしむ、金一分に

也）

セニタウ 専當　寺ら主務を擔當するものを云ふ、法國、神社寺院等に之を置く、延和四年十一月十六日の國符に、所帶安堵法花を見えたり、此僧は中綱にして淺學を許され錫杖をつき、常に壓衣袴小袈裟等を著したり（扶桑略記、伊呂波字類抄、寶暦聞書、寺百抄）

セニタウ 錢湯　風呂湯屋ともいふ、錢を取りて人々に浴湯せしむるを以てかく名づく、又風呂ともいふ　京都　天正十九年江戸城外錢瓶の邊にて伊勢風呂と云ふ始めて之を開業し、永樂錢一文にて入れたるに、人々參らしく思ひて入りたりといふ（守貞漫稿、後撰洞房）

セニタウジ 善導寺　筑後國御井郡

（今三井郡）善導寺村大字假田の北にあり、上山光明院と號す　淨土宗鎭西派本山の本尊阿彌陀佛　開山自空

城名勝志、平安通志、京都坊誌）

センノリキウ 千利休 千宗易（センノソタ）を見よ。

センニンガシラ 千人頭 江戸幕府の職名、八王子千人同心の組を率ゐる頭をいふ、「ハチヤツサンセンニンドヤシキ」を見よ。

センニンキリ 千人斬 或る所願の為め、途上に於て千人を斬殺すること、但し千の数は多数を意味するにて、必ず正確を指示するにあらざるが如し、秋夜最勢出門三井寺令殿の條に「千人斬のあらきゐる、かなまたの悪夫、入方やぶりのむさし房」とあれば古き世ならべし、又狂言記にも千人食あり、同に「あふくま川の源左衛門殿と申人、行衛も知らぬ人に父をうたせ、其無念さに千人きりをさせられた候云々」などと見えたり。

センニンモン 宣仁門 大内裏内郭の門、一に仙仁に作る、又蔵人式に云ふ、左衛門の南宣陽門の北に在りて、四面の門とす、即ち紫宸殿北廂の東階より内衛門を経て、宜陽殿の北方へ出づる口に在り、延喜左近衛府式に、凡奏議以上、郡司、百姓、蕃客入出、自宣仁門とこと見えたり（弘仁私記、大内裏図考証）

センニンモンイン 宣仁門院 閑院産、原彦手、法名浄明、閑院九條教実の二女、母は太政大臣西園寺公経の女、四條天皇の女御、仁治二年十二月一日従三位に叙せられ、十七日女御となり、同三年十二月十七日准三宮、寛元元年二月十三日院號あり、四年十月二日出家、弘長二年正月五日薨ず、（御年三十六（又女院小傳））

センノリキウ 千利休 千宗易（センノソタ）を見よ。

センヒロ 泉南郡 「イヅミナンゴホリ」を見よ。

センニチマウデ 千日詣 千日神社に参詣して祈願するをいふ、賀茂社、天神御記に「ここさきら此皇太神は紀島の道にたつさはる人は、この御社に祈

センニチヤ 千日寺 浄土宗、和泉国大鳥郡にあり、山號国乙訓郡大原野村大字小塩、開基天台宗の本谷十一面千手観音立像丈八尺、（行基の命により作仁弘の作に係る）開山空海、後一條天皇の御字長元三年、僧延鎮の開基、四国三十三所の一なり、中世織豊期和尚代々は比叡山の探題、及び法王大僧正も住持たり、世に四ノ山、四ノ所と称し、堂舎伽藍最も多く、山を三區に分ち、僧房五十餘院あり、しが、文明中（一説應仁中）兵燹に罹り、過半焼亡せり、慶長年間、更に山林院内の地を開び、元禄中

センブ 錢符 王朝時代国司在任の時、受くる所の符をいふ、三代格、弘仁十年十二月二十五日太政官符に、諸蕃使並入日給、蔵官銭新訳、官符目、外官銭蔵符到日給、云々とあり、

センブキヤウ 膳部行 国学院 江戸幕府の職名、将軍に供する飲饌を掌る、始め庖丁と称す、これ膳部の訛なり、四人あり、職禄二百俵、支配向に、御膳所、膳所部四人、御膳所組頭四人、（職禄百俵、四人共持、金三十両を給す）御膳所小間遣六人、（三十俵、二人共持、役料三人共持、を給す）御膳所番、（二十俵、役料二人共持）あり、国学院 舎前時代には将軍の御膳を調進する司を庖厨、御膳方と称し、大名には膳方或は膳部方と称せしが、後には将軍庖厨を他家へ遣さず、其家々にて供すべき膳物を沙汰する有司を、家の号のまゝ御膳所行と呼びしが、江戸幕府に至りて此名目を廃止せしならべし、御膳所行の初見は、寛永諸家系譜、同所目録正保二年九月十九日の條に見えたり、江戸幕府のは、元和日記二年正月元日の條に見えたり、元禄の頃人々あり、後に四人となり、文久元年之を廃し、職務を小納戸に併せ、（武家名目抄、徳川禁令考、官制沿革略也）

センホウジ 禅林寺 真言 山城国乙訓郡大原野村大字小塩 天台宗の本谷十一面千手観音立像丈八尺、（行基の命により作仁弘の作に係る）開山空海、後一條天皇の御字長元三年、僧延鎮の開基、四国三十三所の一なり、中世織豊期和尚代々は比叡山の探題、及び法王大僧正も住持たり、世に四ノ山、四ノ所と称し、堂舎伽藍最も多く、山を三區に分ち、僧房五十餘院あり、しが、文明中（一説應仁中）兵燹に罹り、過半焼亡せり、慶長年間、更に山林院内の地を開び、元禄中

センヒロ 泉南郡 「イヅミナンゴホリ」を見よ。

センニチマウデ 千日詣 千日神社に参詣して祈願するをいふ、賀茂社、天神御記に「ここさきら此皇太神は紀島の道にたつさはる人は、この御社に祈

センニチヤ 千日寺 浄土宗、和泉国大鳥郡にあり、山號国乙訓郡大原野村大字小塩 天台宗の本谷十一面千手観音立像丈八尺、（行基の命により作仁弘の作に係る）開山空海、後一條天皇の御字長元三年、僧延鎮の開基、四国三十三所の一なり、中世織豊期和尚代々は比叡山の探題、及び法王大僧正も住持たり、世に四ノ山、四ノ所と称し、堂舎伽藍最も多く、山を三區に分ち、僧房五十餘院あり、しが、文明中（一説應仁中）兵燹に罹り、過半焼亡せり、慶長年間、更に山林院内の地を開び、元禄中

センブ 錢符 王朝時代国司在任の時、受くる所の符をいふ、三代格、弘仁十年十二月二十五日太政官符に、諸蕃使並入日給、蔵官銭新訳、官符目、外官銭蔵符到日給、云々とあり、

センブキヤウ 膳部行 国学院 江戸幕府の職名、将軍に供する飲饌を掌る、始め庖丁と称す、これ膳部の訛なり、四人あり、職禄二百俵、支配向に、御膳所、膳所部四人、御膳所組頭四人、（職禄百俵、四人共持、金三十両を給す）御膳所小間遣六人、（三十俵、二人共持、役料三人共持、を給す）御膳所番、（二十俵、役料二人共持）あり、国学院 舎前時代には将軍の御膳を調進する司を庖厨、御膳方と称し、大名には膳方或は膳部方と称せしが、後には将軍庖厨を他家へ遣さず、其家々にて供すべき膳物を沙汰する有司を、家の号のまゝ御膳所行と呼びしが、江戸幕府に至りて此名目を廃止せしならべし、御膳所行の初見は、寛永諸家系譜、同所目録正保二年九月十九日の條に見えたり、江戸幕府のは、元和日記二年正月元日の條に見えたり、元禄の頃人々あり、後に四人となり、文久元年之を廃し、職務を小納戸に併せ、（武家名目抄、徳川禁令考、官制沿革略也）

センホウジ 禅林寺 真言 山城国乙訓郡大原野村大字小塩 天台宗の本谷十一面千手観音立像丈八尺、（行基の命により作仁弘の作に係る）開山空海、後一條天皇の御字長元三年、僧延鎮の開基、四国三十三所の一なり、中世織豊期和尚代々は比叡山の探題、及び法王大僧正も住持たり、世に四ノ山、四ノ所と称し、堂舎伽藍最も多く、山を三區に分ち、僧房五十餘院あり、しが、文明中（一説應仁中）兵燹に罹り、過半焼亡せり、慶長年間、更に山林院内の地を開び、元禄中

仙洞下御所 御所東南、

センヒロ 泉南郡 「イヅミナンゴホリ」を見よ。

センニチマウデ 千日詣 千日神社に参詣して祈願するをいふ、賀茂社、天神御記に「ここさきら此皇太神は紀島の道にたつさはる人は、この御社に祈

センニチヤ 千日寺 浄土宗、和泉国大鳥郡にあり、山號国乙訓郡大原野村大字小塩 天台宗の本谷十一面千手観音立像丈八尺、（行基の命により作仁弘の作に係る）開山空海、後一條天皇の御字長元三年、僧延鎮の開基、四国三十三所の一なり、中世織豊期和尚代々は比叡山の探題、及び法王大僧正も住持たり、世に四ノ山、四ノ所と称し、堂舎伽藍最も多く、山を三區に分ち、僧房五十餘院あり、しが、文明中（一説應仁中）兵燹に罹り、過半焼亡せり、慶長年間、更に山林院内の地を開び、元禄中

センブ 錢符 王朝時代国司在任の時、受くる所の符をいふ、三代格、弘仁十年十二月二十五日太政官符に、諸蕃使並入日給、蔵官銭新訳、官符目、外官銭蔵符到日給、云々とあり、

センブキヤウ 膳部行 国学院 江戸幕府の職名、将軍に供する飲饌を掌る、始め庖丁と称す、これ膳部の訛なり、四人あり、職禄二百俵、支配向に、御膳所、膳所部四人、御膳所組頭四人、（職禄百俵、四人共持、金三十両を給す）御膳所小間遣六人、（三十俵、二人共持、役料三人共持、を給す）御膳所番、（二十俵、役料二人共持）あり、国学院 舎前時代には将軍の御膳を調進する司を庖厨、御膳方と称し、大名には膳方或は膳部方と称せしが、後には将軍庖厨を他家へ遣さず、其家々にて供すべき膳物を沙汰する有司を、家の号のまゝ御膳所行と呼びしが、江戸幕府に至りて此名目を廃止せしならべし、御膳所行の初見は、寛永諸家系譜、同所目録正保二年九月十九日の條に見えたり、江戸幕府のは、元和日記二年正月元日の條に見えたり、元禄の頃人々あり、後に四人となり、文久元年之を廃し、職務を小納戸に併せ、（武家名目抄、徳川禁令考、官制沿革略也）

センホウジ 禅林寺 真言 山城国乙訓郡大原野村大字小塩 天台宗の本谷十一面千手観音立像丈八尺、（行基の命により作仁弘の作に係る）開山空海、後一條天皇の御字長元三年、僧延鎮の開基、四国三十三所の一なり、中世織豊期和尚代々は比叡山の探題、及び法王大僧正も住持たり、世に四ノ山、四ノ所と称し、堂舎伽藍最も多く、山を三區に分ち、僧房五十餘院あり、しが、文明中（一説應仁中）兵燹に罹り、過半焼亡せり、慶長年間、更に山林院内の地を開び、元禄中

センヒロ 泉南郡 「イヅミナンゴホリ」を見よ。

センニチマウデ 千日詣 千日神社に参詣して祈願するをいふ、賀茂社、天神御記に「ここさきら此皇太神は紀島の道にたつさはる人は、この御社に祈

センニチヤ 千日寺 浄土宗、和泉国大鳥郡にあり、山號国乙訓郡大原野村大字小塩 天台宗の本谷十一面千手観音立像丈八尺、（行基の命により作仁弘の作に係る）開山空海、後一條天皇の御字長元三年、僧延鎮の開基、四国三十三所の一なり、中世織豊期和尚代々は比叡山の探題、及び法王大僧正も住持たり、世に四ノ山、四ノ所と称し、堂舎伽藍最も多く、山を三區に分ち、僧房五十餘院あり、しが、文明中（一説應仁中）兵燹に罹り、過半焼亡せり、慶長年間、更に山林院内の地を開び、元禄中

センニンガシラ 千人頭 江戸幕府の職名、八王子千人同心の組を率ゐる頭をいふ、「ハチヤツサンセンニンドヤシキ」を見よ。

センニンキリ 千人斬 或る所願の為め、途上に於て千人を斬殺すること、但し千の数は多数を意味するにて、必ず正確を指示するにあらざるが如し、秋夜最勢出門三井寺令殿の條に「千人斬のあらきゐる、かなまたの悪夫、入方やぶりのむさし房」とあれば古き世ならべし、又狂言記にも千人食あり、同に「あふくま川の源左衛門殿と申人、行衛も知らぬ人に父をうたせ、其無念さに千人きりをさせられた候云々」などと見えたり、

センニンモン 宣仁門 大内裏内郭の門、一に仙仁に作る、又蔵人式に云ふ、左衛門の南宣陽門の北に在りて、四面の門とす、即ち紫宸殿北廂の東階より内衛門を経て、宜陽殿の北方へ出づる口に在り、延喜左近衛府式に、凡奏議以上、郡司、百姓、蕃客入出、自宣仁門とこと見えたり（弘仁私記、大内裏図考証）

センニンモンイン 宣仁門院 閑院産、原彦手、法名浄明、閑院九條教実の二女、母は太政大臣西園寺公経の女、四條天皇の女御、仁治二年十二月一日従三位に叙せられ、十七日女御となり、同三年十二月十七日准三宮、寛元元年二月十三日院號あり、四年十月二日出家、弘長二年正月五日薨ず、（御年三十六（又女院小傳））

センノリキウ 千利休 千宗易（センノソタ）を見よ。

センヒロ 泉南郡 「イヅミナンゴホリ」を見よ。

センニチマウデ 千日詣 千日神社に参詣して祈願するをいふ、賀茂社、天神御記に「ここさきら此皇太神は紀島の道にたつさはる人は、この御社に祈

センニチヤ 千日寺 浄土宗、和泉国大鳥郡にあり、山號国乙訓郡大原野村大字小塩 天台宗の本谷十一面千手観音立像丈八尺、（行基の命により作仁弘の作に係る）開山空海、後一條天皇の御字長元三年、僧延鎮の開基、四国三十三所の一なり、中世織豊期和尚代々は比叡山の探題、及び法王大僧正も住持たり、世に四ノ山、四ノ所と称し、堂舎伽藍最も多く、山を三區に分ち、僧房五十餘院あり、しが、文明中（一説應仁中）兵燹に罹り、過半焼亡せり、慶長年間、更に山林院内の地を開び、元禄中

センブ 錢符 王朝時代国司在任の時、受くる所の符をいふ、三代格、弘仁十年十二月二十五日太政官符に、諸蕃使並入日給、蔵官銭新訳、官符目、外官銭蔵符到日給、云々とあり、

センブキヤウ 膳部行 国学院 江戸幕府の職名、将軍に供する飲饌を掌る、始め庖丁と称す、これ膳部の訛なり、四人あり、職禄二百俵、支配向に、御膳所、膳所部四人、御膳所組頭四人、（職禄百俵、四人共持、金三十両を給す）御膳所小間遣六人、（三十俵、二人共持、役料三人共持、を給す）御膳所番、（二十俵、役料二人共持）あり、国学院 舎前時代には将軍の御膳を調進する司を庖厨、御膳方と称し、大名には膳方或は膳部方と称せしが、後には将軍庖厨を他家へ遣さず、其家々にて供すべき膳物を沙汰する有司を、家の号のまゝ御膳所行と呼びしが、江戸幕府に至りて此名目を廃止せしならべし、御膳所行の初見は、寛永諸家系譜、同所目録正保二年九月十九日の條に見えたり、江戸幕府のは、元和日記二年正月元日の條に見えたり、元禄の頃人々あり、後に四人となり、文久元年之を廃し、職務を小納戸に併せ、（武家名目抄、徳川禁令考、官制沿革略也）

センホウジ 禅林寺 真言 山城国乙訓郡大原野村大字小塩 天台宗の本谷十一面千手観音立像丈八尺、（行基の命により作仁弘の作に係る）開山空海、後一條天皇の御字長元三年、僧延鎮の開基、四国三十三所の一なり、中世織豊期和尚代々は比叡山の探題、及び法王大僧正も住持たり、世に四ノ山、四ノ所と称し、堂舎伽藍最も多く、山を三區に分ち、僧房五十餘院あり、しが、文明中（一説應仁中）兵燹に罹り、過半焼亡せり、慶長年間、更に山林院内の地を開び、元禄中

セント——センホ

百官人等四方全国ヲ治ム主任職官国郡ヲ置キ天皇ノ朝廷ヲ補佐シ庶務ヲ直ク誠之心ヲ以テ而モ恭敬ノ念ヲ無クシテ務メ結而仕奉ル事ヲ詔ヒ天皇大命ヲ宣ル間ニ聞食ス詔ヲ如此之状ヲ四方全国ニ仕奉ル人等ハ明キ浄キ直キ誠キ心ヲ以テ仕奉ル事ヲ聞食シ上ニ坐ス天皇ノ朝廷ヲ尊ビ重ミシ仕奉ル事ヲ聞食シ天皇大命ヲ宣ル間ニ聞食ス詔ヲ聞食シ

一寺となす、是れ其始めなり、清和天皇貞観五年九月六日勅して定額となし、霧林寺と號せしめ、乃つて修理の額堂を造営し、寺地狭隘なるを以て、公田四町を施入せらる、爾来益子皇族菟道稚郎子の宮趾を住持たらしめ、或舎の宗風弘通すること数十世なり、永性中三論宗の僧永観入りて住持となり、実相院を建立して浄土教を弘通す、依て之を中興の祖と称す、是永観堂と呼ぶ、其後西山の霊峯の麓に移転し、依然浄土宗として住持となり、浄土教を弘通す、依て西山西谷派の本寺となる、嘉応中叡尊実慶せしが、僧院漸く頽廃せしにより、浦次寺門を興復す、是永観の徳音により、浦次寺門院を投じて修理したりしが、慶長六年後土御門天皇勅して清室を建営せしめらる、○本堂、四向、正面に本尊阿弥陀仏、脇壁左に永観自作の立像、善導の作と伝ふる地蔵を安置し、右に浄土曼荼羅を安置す、○祖師堂、南向、禅宗、法然、善恵（脱字）の像を安置す、○客殿、中央の仏間に釈迦を安置し、外陣相間に土佐光信筆の三十六歌仙の図あり、○仏法堂、客殿の東北に在り、中央に阿弥陀、左に不動を安置す、○経蔵、方丈、庫裡、浴室、昔訥師堂の北にあり、○鐘堂、甘露殿となづく、行当其前に在り、○洛和天皇の塔（五輪塔歟）、後三條天皇塔（九重塔歟）、方丈の東南に在り、和泉国の産を以めり

十八世三百二十年なり 國朝 宋國と我國との交通は、初延喜よりの使節の往復に始まるも、私に通交せしもの多く、特に僧侶の留學生盛にして、我國の文化史に與へし影響は實に鮮少にあらざりき、一條天皇天元の頃、大宋太平興國中に延曆寺僧奝然宋に渡り、宋主に謁して、銅器、眞言、天台等の書物を獻ず、宋主大に悦び、太平興國寺に居らしむ、留ること二年にして印本大藏經を得て歸る、一條天皇永延二年なり、奝然弟子喜因を遣して、朝表を宋主に上りて、佛經以下貢物を獻ず、我國之を受けず、寬弘元年(眞宗の時)僧寂照其徒數人と宋に至り土物を獻ず、宋主大に悦び、四遠大師の號を授け、紫衣束帛を給ふ、寂照等五台山を巡禮し、終に愛門寺に留ると云ふ、後ち攝政道長等を歴照に送る、三條天皇長和元年(眞宗の時)使を遣はして白銀錦綾丁子等香新茸甘松等を贈る、後ち宋の商人土物孔雀翡翠等を度々我國に贈る、後三條天皇延久四年(神宗の時)僧成尋宋に渡り、天台國淸等に留る、宋主に見えて奇々の寶物を獻ず、宋主之に紫方袍を貫へ、紫衣成尋に託して金泥法華經一切經、新譯二十反を贈る、白河天皇永保元年の時、我國より朝貢を絶つ、哲宗不通なるを以て答書せず、太宰府をして答へしむ、高倉天皇承安二年九月(孝宗の時)宋明州の刺史方物を上る、書辭不遜なり、延曆之を却けんことを請ふ、太宰府之を却けて答書せず、後鳥羽天皇建久二年(寧宗の時)宋主商舶を我國に遣はし、書を呈して貿易を請ふ、太宰府之を許す、後ち宋商の來往絶えず、後堀河天皇寛喜三年(理宗の時)宋商の來るもの多く、特に僧侶の留學生盛にして、我國の文化史に與へし影響は實に鮮少にあらざりき、一條天皇天元の頃、大宋太平興國中に延曆寺僧奝然宋に渡り、宋主に謁して、銅器、眞言、天台等の書物を獻ず、宋主大に悦び、太平興國寺に居らしむ、留ること二年にして印本大藏經を得て歸る、一條天皇永延二年なり、奝然弟子喜因を遣して、朝表を宋主に上りて、佛經以下貢物を獻ず、我國之を受けず、寬弘元年(眞宗の時)僧寂照其徒數人と宋に至り土物を獻ず、宋主大に悦び、四遠大師の號を授け、紫衣束帛を給ふ、寂照等五台山を巡禮し、終に愛門寺に留ると云ふ、後ち攝政道長等を歴照に送る、三條天皇長和元年(眞宗の時)使を遣はして白銀錦綾丁子等香新茸甘松等を贈る、後ち宋の商人土物孔雀翡翠等を度々我國に贈る、後三條天皇延久四年(神宗の時)僧成尋宋に渡り、天台國淸等に留る、宋主に見えて奇々の寶物を獻ず、宋主之に紫方袍を貫へ、紫衣成尋に託して金泥法華經一切經、新譯二十反を贈る、白河天皇永保元年の時、我國より朝貢を絶つ、哲宗不通なるを以て答書せず、太宰府をして答へしむ、高倉天皇承安二年九月(孝宗の時)宋明州の刺史方物を上る、書辭不遜なり、延曆之を却けんことを請ふ、太宰府之を却けて答書せず、後鳥羽天皇建久二年(寧宗の時)宋主商舶を我國に遣はし、書を呈して貿易を請ふ、太宰府之を許す、後ち宋商の來往絶えず、後堀河天皇寛喜三年(理宗の時)宋商の來るもの多く、特に僧侶の留學生盛にして、我國の文化

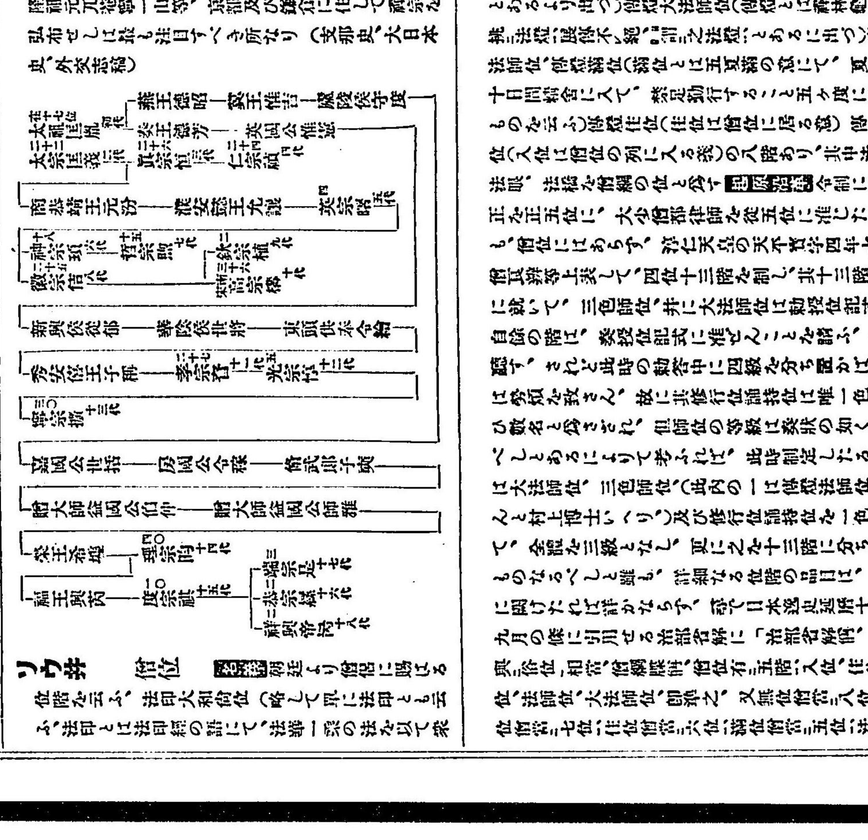

ソウ井 僧位 **圖解** 僧侶より僧位に關はる語にて、法印大和尚位の略して呼に法印とも云ふ、法印とは法印綸の語にて、法華一乘の法を以て衆生を引導するの智德を表彰する稱號なり、僧位とは僧侶の階級なり、僧位の制は、天平勝寶年中に四級を分ち置かれしが、後ち漸次に增加して、延喜年間には、僧綱に對する僧位の階級は、大法師位、法師位、法眼和上位、法眼和尚位、法印大和尚位の五階となり、僧綱は僧正、僧都、律師の三階となれり、僧位は僧綱の下に在りて、法眼和尚位、法眼和上位、法橋上人位、律師の四

なり（官制沿革略記）

ソウイチチンゲウ　総一檢校　国朝　姓

は什永法名源照晴十　国朝　平家琵琶に進し師豊派の座首、勾當の元祖たり、正旦参一に成きて音曲を研め、元祖檢校にも劣らず、呂の調、律の吟、妙を究め衆に秀でしかば、後小松院の叡聞に達し常に院中に出入す、院深恩の餘り後花園天皇に卿検進ありて總一に紫衣を賜ひ、夫より後、檢校たらんホ紫衣の定色衣を著用すべき旨、永宣旨を賜ふ、是を盲人紫衣の始と称す、職に在ること七年（常盛要集）

ソウウヂ　宗氏（對馬府中）　姓は橘武平氏、清

盛の四男新中納言知盛の末葉なり、利り知盛西海に没せし時一人の遺子ありり、乳母の夫右馬助催常之を養して西海に遁る、成長の後、元服して己の姓に因べ、宗右馬助太郎と稱せしも、男宗額二郎重俊の手左尤先祖の業を継ぎ、一説に、大納言佐忠門尉宗綱の手左尤先祖の業を継ぎ、一説に、大納言佐忠門尉宗綱の子孫筑前刑官左衛門尉宗信房、不知盛の家人となり、壱岐に討死す、男鬼王丸權守に成り、乳母父宗俊氏抱て山中に潜る、成長して宗盛者信國と號す、子孫国で氏とす、重尚定元四年對馬島に渡り、島主岡此留氏を迫討してこれを領す、其子助國、文永十一年蒙古襲来の時當國して死す、其孫盛國、太宰府に遁れ居す、其子彦次郎經資、元弘三年太宰少貳貞經六左具備等と共に、北條英時を攻め死力あり、經資矢武藏勇世に鬼刑部と稱す、足利尊氏に從ひ、引間城を賜ひ、九州作所となる、其子頼資歴代中父の遺領を襲ひ、又太宰府に住す、後ち對馬に歸り居す、是より先朝鮮と好みを通じ、男貞茂聘を通ずる話、昔三年始めて朝鮮家易を約約し、毎歳船五十艘を發して朝鮮國に渡し、彼より米豆二萬石を島主に送らしむ、其孫貞國、歴仁二年惟宗氏を改めて平氏を稱す、孫貞茂守

ソウガ　宗賀　朝賀の時、去年諸国より奏せ

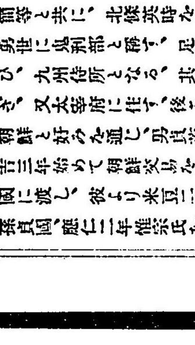

の貢物——助國——盛明——盛國——經茂——頼茂

（源頼詳、武藏國川加庄封建、對馬國家條、對馬藩職）

ソウガ

我盛の時朝鮮と和せず、兵を動て朝鮮熊川城を攻む、我盛敗せず戦死す、其子盛弘男盛武、天永六年盛真の遺領を嗣ぎ、將盛と改名す、此時朝鮮と和す、男貞茂永十一年新羅我馬に生る、捉げ嗜虐と改名す、將盛五男盛弘（後ち我將）元徳元年伊那郡井上に移る、天正五年將軍義昭より一字を授け、同七年兄義調の封を嗣ぐ、時に十二歳、義調代て國事を裁す、同十五年義調卒去により、幸甚を廢く、此年豊臣秀吉義智に命じ、朝鮮を攻むるの議を決せしむ、義智嘆せ加ふるに、依て本領を安堵す、同十七年九月從四位下に叙し侍從に任じ羽柴の號を許さる、文祿四年朝鮮征伐の役功により、隆降國壱岐對馬の内一萬石を賜ふ、慶長四年肥前國松浦郡之内に移さる、同五年關ケ原の役、其在國信古大阪方に從ひしが、亂後許されて本領を安堵す、慶長十五年五月、朝鮮との國交を回復するの労大に、十萬石の封邑に準じ且つ從四位侍從非藏の格を賜はる、元和十五年八月、義貞手五百石を家臣柳河内匠の泣救ふられたるにより、寛永三年毎歳金貳千兩を加賜せらる、寛永十年十二月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永十四年肥前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永三十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永三十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永三十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永三十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永三十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永三十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永三十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永三十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永三十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永三十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永四十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永四十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永四十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永四十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永四十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永四十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永四十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永四十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永四十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永四十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永五十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永五十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永五十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永五十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永五十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永五十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永五十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永五十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永五十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永五十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永六十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永六十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永六十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永六十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永六十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永六十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永六十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永六十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永六十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永六十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永七十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永七十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永七十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永七十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永七十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永七十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永七十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永七十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永七十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永七十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永八十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永八十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永八十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永八十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永八十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永八十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永八十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永八十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永八十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永八十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永九十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永九十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永九十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永九十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永九十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永九十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永九十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永九十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永九十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永九十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百二十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百二十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百二十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百二十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百二十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百二十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百二十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百二十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百二十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百二十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百三十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百三十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百三十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百三十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百三十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百三十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百三十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百三十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百三十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百三十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百四十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百四十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百四十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百四十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百四十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百四十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百四十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百四十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百四十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百四十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百五十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百五十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百五十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百五十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百五十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百五十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百五十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百五十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百五十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百五十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百六十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百六十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百六十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百六十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百六十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百六十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百六十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百六十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百六十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百六十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百七十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百七十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百七十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百七十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百七十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百七十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百七十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百七十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百七十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百七十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百八十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百八十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百八十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百八十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百八十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百八十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百八十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百八十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百八十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百八十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百九十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百九十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百九十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百九十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百九十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百九十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百九十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百九十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百九十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永百九十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百二十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百二十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百二十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百二十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百二十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百二十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百二十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百二十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百二十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百二十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百三十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百三十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百三十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百三十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百三十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百三十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百三十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百三十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百三十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百三十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百四十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百四十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百四十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百四十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百四十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百四十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百四十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百四十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百四十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百四十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百五十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百五十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百五十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百五十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百五十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百五十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百五十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百五十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百五十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百五十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百六十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百六十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百六十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百六十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百六十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百六十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百六十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百六十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百六十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百六十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百七十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百七十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百七十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百七十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百七十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百七十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百七十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百七十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百七十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百七十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百八十年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百八十一年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百八十二年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百八十三年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百八十四年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百八十五年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百八十六年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百八十七年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百八十八年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百八十九年十一月、朝鮮より國書前國松浦郡に、及び毎歳金壹萬五千兩を加賜せらる、寛永二百九十年十

ソウカク 宋学 朱子学(シュシガク)を見よ。

ソウキョウ 宗派 仏教の各派は仮足氏「白総」見出し外の「総」また禅宗の総本山として律僧となる「性和歌を好み、心敬の名を聞き京都に遊きて僧に改宗を経営す「年北なるに及び「搭頭代表機に臨きて遊説を事び「遂に其地に没す「時に天下連歌を学ぶもの多く「推して宗匠となす「明応まれた花の下の歌仙ふ「平生閑雅を好みて四方に遊ぶ始んど定居なし「天明十二年また四国の地に没し「同年六月更に九州に赴く「文化二年また信濃より出東に適き「入間川を渉り「鎌倉を経て駿河に到り「七月晦日箱根湯本に宿して病を発し「遂に旅宿に没す「年八十二「宗匠号で東路を往来して談説に勤め「古今集の伝授を受く(コキンデンジュ参照)世に堺伝ふ(堺伝という)

ソウキョウ 僧官 僧官の一項「僧綱(ソウガウ)及び僧尼を管理する官庁「僧部「律師を云ふ「僧綱(ソウガウ)及び僧官(ソウクワン)を見よ。

寺院總社
多武峯總社　法度寺總社
法性寺總社　諸社正院總社
常光院總社　不束寺中式總社
東福寺總社　相國寺總社
延暦寺總社（日吉社）　一乘寺總社

外内總社
北山殿總社

ソウシャウ　總省

八省を云ふ、被官に對して官の事を稱する時は之を用ゐず、「ヒョウブショウ」の條參看、

ソウシャウ　僧正　僧官の一、僧綱の一、僧尼の統率、僧徒の違行を正し罰する事を掌る、法印大和尚位に相當す、歷代要覽に「也云、正者政也、白正正、人人充

僧正は僧官の最上位にして僧綱の一なり、僧尼の違行を正し罰する事を掌る、法印大和尚位に相當す、歷代要覽に「也云、正者政也、白正正、人人充

（正治二）

人、後に俗人となる、淸和天皇貞觀七年九月常澄を僧正に任ぜしを始めとす、元慶三年十月法眼圓修を僧正に任ぜしを始めとす、寬平三年十月延曆寺僧正に任ぜしを始めとす、天台宗にての始めなり、（ウィッカイヲクヲシャ」の條を見よ、）僧正、初めは一人なりしが、後に二人となる、淸和天皇貞觀七年九月常澄を僧正に任ぜしを始めとす、寬平三年十月法眼圓修を僧正に任ぜしを始めとす、天台宗にての始めなり、延喜二年七月三日より修したり○續紀、一切經

（正治二）

大僧正たるを得たりき、僧正、一人後に二人となる、

（正治二）

人、後に俗人となる、淸和天皇貞觀七年九月常澄を僧正に任ぜしを始めとす、元慶三年十月法眼圓修を僧正に任ぜしを始めとす、寬平三年十月延曆寺

此職を廃し、請衆、寺祉奈行、大日附、高家、進物番をして、其職事を分掌せしむ、同三年また是を起し、慶應元年に至りて止む○四丸奏者番は、慶安三年九月家綱西城に在りし時、奏者井上正利、水野元綱の二人を置せしを始とす(官制沿革略史)

ソウジュ 奏授　令制にて、叙位の等級の三の一、大臣の奏聞によりて位を授くるを云ふ、六位以下内入位外七位以上を云ふ、官制(クワンセイ)参看(令義解、官職雑儀)

ソウジュジ 崇壽寺　所在相模國鎌倉郡胤橋村獅谷に寺址あり○金剛山と號す臨濟宗臨濟派禅刹一覧元亨元年北條高時の創立、僧士雲を開山とし、諸山の列に進む鎌倉元弘二年新田義貞鎌倉攻の時、長崎高重常寺に來て士雲に問て曰く、如何なるか是勇士慈愛事、士雲答へて、下如吹毛急用前と、高重此語を聞き、門前より馬を引寄せ敵陣に馳入て奮闘す、覆應三年四月足利氏厚木郷の地を寄附す、故を以て應永年間まで盛なりしが、其後漸次衰頽して、終に廢寺となる(相模國風土記稿)

ソウシュン 宗舜　名稱號は日峯、禪源大濟禪師と諡す臨濟山城國建勝の人、九歳にして岳雲登に隨侍し、十五にして得度し、十九にして大成を受く、後、無文越、南山蘂に參し、次に無因和尚に參し、一日豁然として大悟す、便ち印記を受く、無因示寂の後、美濃無著庵に居る、また尾張に瑞泉寺を創し、專で、永享の初妙心寺に昇住す、此時殿堂頽毀殆んど盡く、宗舜勞劬百端、幾千もなくして百廢俱に擧る、文安四年勅を奉じて大德寺に遷住す、住持すること三日にして辭して妙心寺に歸る、翌五年正月十六日病なくして寂す、年八十一、法臘六十二、後土御門天皇の時、禪源大濟禪師と諡す(本朝高僧傳、扶桑禪林僧寶傳)

ソウジュン 宗純　名稱號字は一休、號は狂雲子、初の名は周建と云ふ臨濟傳に後小松天皇の落胤と云ふ、母は藤原氏出自六歳京都安國寺像外鑑に投じて侍童となり、後ち寧幢寺に於て濟叟仁の維摩経を講ずるを聽き、十三歳出遊の志あり、東山の墓前拳に依りて詩を學び、一日芥草を詠じて、榮辱悲歡目前事、君恩淺處草方深」の句あり、一時世に傳唱す、後ち再び濟叟仁に就きて、内外の書を講究し、次に謙翁因に就て關山派の宗風を聽き、應永二十二年、近江堅田に往き、華叟に謁を求め、強て門下に留りて教を受く、同二十五年、一日晉書の、妓王道を失ひて、落飾するの物語を演ずるを聞き、忽然として省す、華叟乃ち一休の二大字を書して與ふ、因りて之を號とす、同二十七年五月二十日夜、鴉聲を聞きて省あり、華叟の寂後、諸方に經行し、永享四年、和泉に至りて幽栖し、毎に市街に出づるに、一衣缽を手にす、同五年後小松天皇不豫の際、召されて宮中に入り心要を說く、後土御門殿に寓し、宗風の隆

山城酬恩庵所藏(史料叢編圖集)

積を留りて、嗣書を燒棄す、永享十年銅鉢坊の北に閑居し、門を閉ぢて世に接せず、永享十二年大德寺の如意菴に入りて住し、享德元年瞎驢菴に移り住す、應仁元年兵亂を避けて、薪の酬恩菴に入り、尋で文明元年大和に逃れ、和泉を經て攝津住吉に至りて閑居す、六年二月二十三日勅詔を拜して大德寺の住持となり、九月又兵亂を避けて和泉に至り、十三年十一月二十一日寂す、年八十八臨濟傳狂雲集あり(年譜、本朝高僧傳)

ソウズ井 奏瑞　奏賀(ソウガ)を見よ、

ソウダイシャウ 總大將　總軍の首帥を云ふ、又總大將軍とも云ふ、私稱なり、太平記矢矧園の條に「三番に仁木細川今河石堂一萬餘騎、下の瀬を渡て、官軍の總大將新田義貞に打て懸りたり」新撰應仁記武衛騷動の條に、公方勢は廣川と云所に陣を取、總大將管領代細川讃岐守成之云云」と見えたり、

ソウダジャウテンワウ 賀太上天皇　「ダジャウテンワウ」を見よ、

ソウヂジ 總持寺　所在能登國鳳至郡(フゲシ)櫛比村○諸嶽山と號す曹洞宗大本山(原始沿革)聖武天皇天平中、行基開創し、諸嶽寺と稱したりしが、元亨元年住持定賢律師、螢山に歸依し、遂に此寺を師に附し改めて曹洞宗の道場となす、乃ち螢山入りて中興し、諸嶽山總持寺と號す、寺傳に同年八月後醍醐天皇十種の疑問を設けて、諸禪僧に質したまひたるに、螢山の奏對最も叡感あり、勅して此寺を官寺に列し、紫衣を賜ふと云ふ、正中元年七月螢山法席を弟子峨山に譲る、これより峨山大に寺基を興す、正平六年峨山の弟子太源通幻無端實峯大徹の六人此寺の境内に各一院を開き、是等五院の住持交替して、此寺の住持となることゝす、天文九年二月一宗僧侶位階昇進の事に關して、永平寺に抗し、留來雨寺の問紛議絶ゆることなし、元亀元年火災に罹りて諸堂燒失し、天正十七年後陽成天皇勅して此寺を一宗の本寺となしたまひたりと云ふ、元和元年總

信し、一寺を建立せんとして果さず卒す、其子中納言山陰亡父の所願を果さんとして、遣唐大使大神御非に託して、白檀の香木を求め、千手觀音像を刻み、佛寺を建立す、時に寛平二年なり、緣起に云ふ、承和中、中納言命を以て太宰府に到る、途次偶々漁民の魚を殺さんとするを見て、錢を與へて海に放たしむ、後ち船に搭じて西航の際、幼兒誤て海中に陷る、中納言大に悲むも、時に一魚あり、兒を背に載せて海上に浮ぶ、中納言大に喜び、是れ觀音の加護なりと、歳年の後ち、唐より白檀を得て觀音像を刻せしむ、今の本尊是なりと、元亀年間兵火の爲に烏有に歸す、慶長八年豊臣秀頼、片桐且元に命じて再興せしむ、今の堂宇即ち是なり(朝野群載、伽藍開基記、和漢三才圖會、名勝圖會、名勝地誌)

ソウヂジ 總持寺　所在能登國鳳至郡(フゲシ)櫛比村○諸嶽山と號す曹洞宗大本山(原始沿革)聖武天皇天平中、行基開創し、諸嶽寺と稱したりしが、元亨元年住持定賢律師、螢山に歸依し、遂に此寺を師に附し改めて曹洞宗の道場となす、乃ち螢山入りて中興し、諸嶽山總持寺と號す、寺傳に同年八月後醍醐天皇十種の疑問を設けて、諸禪僧に質したまひたるに、螢山の奏對最も叡感あり、勅して此寺を官寺に列し、紫衣を賜ふと云ふ、正中元年七月螢山法席を弟子峨山に譲る、これより峨山大に寺基を興す、正平六年峨山の弟子太源通幻無端實峯大徹の六人此寺の境内に各一院を開き、是等五院の住持交替して、此寺の住持となることゝす、天文九年二月一宗僧侶位階昇進の事に關して、永平寺に抗し、留來雨寺の問紛議絶ゆることなし、元亀元年火災に罹りて諸堂燒失し、天正十七年後陽成天皇勅して此寺を一宗の本寺となしたまひたりと云ふ、元和元年總

ソウヂトウ 總地頭　總領地頭(ソウリャウヂトウ)を見よ、

ソウチヤウ 僧聽　私年號、宜化天皇元年に相當し、凡五年間(年代記、皇代記、平家物語打聞、二中歴、海東諸國記等は、凡四年と爲す)繼續す(逸年號考)

ソウチヤウ 宗長　名稱字は久庵、待月庵

川家康加賀寶寶圓寺住持秦山の請を容れ、此寺を本山となし、同年七月永平寺並に此寺に法度を下し、國主前田氏亦條目を定む、之れより永平寺を越本山、總持寺を能本山と云ひ、併稱して曹洞宗兩大本山と云ふ、寛永四年再び位階昇進の事に關して紛議あり、明曆三年國主前田氏寺領四百石を寄附し、且總持寺條目を改定す、然れども留來紛議絶ゆる事なく、元祿十六年寛政八年文久元年明治五年宣裁を請へり、十二年二月再び兩本山盟約を結び、廿五年三月盟約を破棄して分立せんとして紛議あり、今日に至り兩本山對立するも總持寺の末寺は一宗の大部分を占む、寺域は五千四百餘坪にして、總門(三松關)を入り、幢珠橋を渡れば、正門に勅使門あり、勅使門の次に一大樓門あり、之を入れば正面に佛殿あり、右に法堂、紫雲閣、祖師資館、祥雲閣、茶所、大庫裡、左に衆寮、東司、四堂寮等あり、佛殿の後に祠堂あり、その傍より峻しき磴路を登りたる所に傳燈院あり、而も堂宇の壯麗なる實に國内に冠たりしが、惜いかな、明治三十一年四月火災に罹りて灰燼となれり、依りて三十九年、此寺を武蔵國橘樹郡鶴見に移轉せんとするの議起り、能登信徒の反抗ありたるにも拘はらず途に決行することとなり、現今工事に著手せり(三州志、曹洞宗史略、名勝地誌)

ソウヂヤウ 總持　名稱字は一休、號は狂雲子、初の名は周建と云ふ臨濟傳に後小松天皇の落胤と云ふ、母は藤原氏出自六歳京都安國寺像外鑑に投じて侍童となり、後ち寧幢寺に於て濟叟仁の維摩経を講ずるを聽き、十三歳出遊の志あり、東山の墓前拳に依りて詩を學び、一日芥草を詠じて、榮辱悲歡目前事、君恩淺處草方深」の句あり、一時世に傳唱す、後ち再び濟叟仁に就きて、内外の書を講究し、次に謙翁因に就て關山派の宗風を聽き、應永二十二年、近江堅田に往き、華叟に謁を求め、強て門下に留りて教を受く、同二十五年、一日晉書の、妓王道を失ひて、落飾するの物語を演ずるを聞き、忽然として省す、華叟乃ち一休の二大字を書して與ふ、因りて之を號とす、同二十七年五月二十日夜、鴉聲を聞きて省あり、華叟の寂後、諸方に經行し、永享四年、和泉に至りて幽栖し、毎に市街に出づるに、一衣缽を手にす、同五年後小松天皇不豫の際、召されて宮中に入り心要を說く、後土御門殿に寓し、宗風の隆

ソウヂヤウテンワウ 增長天王　佛經にて四天王の一、梵語に毗留勒叉(ビルンシャ)、又は毘流離と云ふ、譯して增長と云ふ、又免離と譯す、能く自他の善根を增長せしむる故に名づく、南方の主にて南州を守護す、故に南方天王と云ふ、須彌山の半第四層(ハンダトゥ)の南端巉崖に居す、旭槃荼等の无量百千の鬼神を領す、身は赤肉色にて右に利劍を持し、左に拳を作りて腰に安す(翻譯名義集、佛敎いろは辭典、尊容抄、佛語解釋)

ソウヅ 僧都　職掌僧官、僧綱の一、僧正に次で僧徒を都ぶることを掌る、法眼和尚位に相當す

（大僧都）天武天皇白鳳二年十一月、元興寺道昭を任ぜしを始めとす、恒武天皇延暦十五年、少僧都行賀之に任ず、興福寺にての始め、淳和天皇天長四年少僧都空海之に任ず、眞言宗にての始め、醍醐天皇延喜十六年四月、天台座主增命之に任ず、天台宗にての始めなり、爾來四大寺の僧の顯密に雅通する人にあらざれば此職に補するを許されずと云ふ、權大僧都、文德天皇仁壽三年十月、少僧都眞濟を任ぜしを始めとす、村上天皇天曆五年七月、延昌之に任ず、天台宗にての始め、後興福寺の經救之に任ず、唯識宗にての始めなり、少僧都、天武天皇白鳳二年十二月、義成を任ぜしを始めとす、孝謙天皇天平勝寶七年五月、慈訓之に任ず、興福寺にての始め、淳和天皇天長元年三月、空海之に補す、眞言宗にての始め、宇多天皇寛平二年、座主圓珍之に任ず、天台宗にての始め、爾來四大寺の僧順密兼學の人にあらざれば容易に任ぜさりき、權少僧都、仁明天皇嘉祥三年十二月、律師道雄を任ぜしを始めとす、朱雀天皇承平五年十月、法眼尊意之に任ず、天台宗にての始め、爾來台密の僧徒にて傳法灌頂を受けし後之に任ず、**地名**支那の劉宋に沙門都、隋に國僧都の稱あり、我國には推古天皇の朝に、僧都德積を任ぜしを始めとす、其後大少僧都の二つに分る、天武天皇二年十二月、僧養成を少僧都に任じ、大僧都は天武天皇二年十一月、僧道昭を大僧都に任ぜしを初例とす、扶桑略記に、文武天皇慶雲元年三月、始めて大少を分つとなすは誤なり、權僧都の始めは、文德天皇仁壽三年十月、少僧都眞濟を權大僧都に、仁明天皇嘉祥三年十二月、道雄を權少僧都に任ぜしを始めとす、四朝天皇天元四年、大僧都一人少僧都二人とし、白河天皇應德三年十一月には大僧都五人、少僧都八人となり、鎌倉時代以後は數十人の多きに至る、永寛旨にて任じたり、僧綱（ソウガウ）を見よ（書紀、續紀、初例抄、僧綱補任、官班記、諸宗儀範）

ソウヅ井フシ　總追捕使（一）守護を云ふ、「シュゴ」を見よ（二）諸莊園神社等に置きたる職名、追捕使（ツキアシ）の條を見るべし、

ソウニン　奏任　令制にて、任官の等級の三の一、大臣の奏聞により官を授くるを云ふ、內外諸官の主典以上及び郡領軍毅等を云ふ、勅任（チョクニン）參照（令義解、官職雜條）

ソウニンモン　崇仁門　大內裡內廓の門、軒廊戸とも云ふ、紫宸殿の西北、明義門の西に在り、即ち紫宸殿北廂の西階より清涼殿に至る道に在り、鳥羽天皇の讃によりて額を撰すと云ふ（拾芥抄、大內裡圖考證）

ソウネン　宗然　**名僧**字は可傳、勅諡普濟圓**筑前**筑前の人、幼にして出家し、南浦に師事して、印可を承け、文保の初め、寂室光、鈍翁清等と共に、元に渡り、天目山の中峯本に謁し、次で絕學誠、元叟端、古林茂、無見先、斷崖義等の諸禪師に歷謁して、大に得る所あり、元に留まること十年にして、嘉曆の初め東歸し、筑前の崇福寺に住し、後京都に上り、萬壽寺、建仁寺に歷住し、和泉大守某、長松山禪通寺を開いて請ず、乃ち同寺の開山となり、幾干もなく弟子大用任に讓り、專ら勅諡を拜して、南禪寺に住し、晚年建仁寺中の天澗庵に退隱す、貞和元年四月二十五日寂す、師畫に巧みにして、一說に師は畫を善くせざるを混じたるものなりといふ、所謂可翁の畫は牧溪の風ありと稱す、鎌倉時代以後は數十人の多きに當り、座主、長者を云ふ、各條參看、

ソウハウ　宗彭　**名僧**澤菴と號す、別に東海幕翁と云ひ、寂子と云ふ、**筑前**秋庭綱興の子、綱典は山名氏の家臣、但馬出石の人、母は牧田氏、**筑前**十歲郷の淨土宗唱念寺に投じて沙彌となり、十四歲臨濟宗勝福寺に入りて希先和尚に師事し、山城大德寺の養甫の郷に來るに會し、隨侍して大德寺に至り、妙心寺の愚堂和尚に參請し、後ち大和に遊びて教義を學習し、且和泉に至りて文西一凍の諸和尚に參請し、慶長九年八月四日一凍より印可を受け、同十一年大德寺の首座となり、後ち和泉の南宗寺に住し、十四年三月玉甫等の推擧により、勅を拜して大德寺に住したるも、僅に三日にして辭し、和泉に還り、後京都に入りて大德寺に住す、細川忠興、淺野幸長等歸依するもの多し、後ち大和和泉の地方に流浪し、詩歌吟詠す、烏丸光廣屢々之に書を贈り、師亦光廣より文學上の教を受けたり、元和四年三月大德寺住持義堪退隱し、後住に關して議論ありしが、師等正隱を推し、同年四月勅あり正隱住持となり、古例に依り紫衣を賜ふ、然るに翌五年に至り、幕府は正隱の開堂を以て法度に違ふものとなし、京都の所司代に命じて嚴責せしむ、一山の大衆大に恐懼す、師百方辯解したれども、聽許せられず、六年二月幕府は師及び玉室江月等を江戶に召して詰問し、七月廿五日に至り、師を出羽上山に配流し、正隱の紫衣を奪ふ、既にして師上山に逐られ、山中に春雨庵を營みて屛居せしが、九年八月赦されて江戶に到り、駒込に屛居す、寬永十一年七月大德

寺に歸り、二條城に入りて將軍家光に謁し、一たび但馬に歸り、翠て家光の召によりて江戶に下り、柳生宗矩等の歸依を受く、寬永五年家光品川に東海寺を建立す、師入りて開山となり、十六年四月開堂の盛典を擧ぐ、後ち京都に上りて上皇の勅を拜し、宮中に宗要を說き、正保二年十二月十一日東海寺に寂す、年七十三、**書籍**語錄、玲瓏圓鑑、不動智神妙錄、假名法語等あり（年譜、行狀、本朝高僧傳）

ソウハタブギヤウ　總旗奉行　「ハタブギヤウ」を見よ、

ソウバンシユウ　總番衆　「バンシュウ」を見よ、

ソウヒツ　宗弼　**名僧**號は授翁、萬治二年七月勅して神光寂照禪師と諡し、明治二年勅して圓鑒國師と加賜す、**筑前**聖福寺の歷住の初め、開山禪師に師事し、遂に其法を嗣ぎ、開山妙心寺に寂するに方り、同寺第二代となり、大に寺基を興す、康曆二年三月二十八日寂す、年八十五、妙心寺四頭に塔を建て天授院と云ふ、法嗣宗固等あり、妙心寺六祖傳に、授翁宗弼を藤原藤房の出家したるものなりとなし、扶桑隱逸傳、延寶傳燈錄、本朝高僧傳、正法山誌等皆これを踏襲し、本朝逸史、假寐夢等、其誤を辨ず、妙心寺文書中北朝より授翁宗弼に賜はりたる綸旨等あり、是等に依れば、其北朝より厚遇を蒙り、屢々田園等を給せられたるを知るべし、此の如き北朝の關係を見るも、授翁宗弼が藤房にあらざることは明白なり（史事雜誌、日本佛家人名辭書）

ソウフク　僧服　法衣（ホフエ）を見よ、

ソウフクジ　崇福寺　**所在**筑前國糟屋郡千代村大字堅粕○横撰山と號す、**宗旨**臨濟宗大德寺派　**起原沿革**仁治元年、僧湛慧太宰府橫撰に一寺を建立す、翌年圓爾（一圓師）宋より歸りて博多に著す、湛慧之を請じて開堂說法せしむ、圓爾宋を去る時、其師徑山の無準禪師勅賜萬年崇福禪寺の額を書して與ふ、四爾其額を齎し來りて此寺に掲ぐ、寬元元年に勅あり、博多の承天寺、並に此寺を官寺としたまふ、其後圓爾京都に上りて東福寺を開く、湛慧、南浦（大應國師）を請じて開山となす、南浦此寺に住すること三十三年にして、嘉元元年勅を拜して京都萬壽寺に住す、乃ち此寺を弟子卽心に附す、後ち大友宗麟筑前を移し、一家の菩提所となす、卽ち今の地なり、慶長六年長政三百石を寄附し、後開山塔領五十石を寄附す、明治以後稍々衰へたれども、境域一萬四千九百餘坪、本堂、庫裡、開山堂、鐘樓、寶庫、總門、中門、唐門、帆風門等ありて、西國の一大禪刹と稱す○黑田如水以下歷代の墳墓あり（筑前國續風土記、名勝地誌）

ソウベウ　宗廟　帝王の祖先の廟屋、大神宮、石清水八幡宮を云ふ、支那の制に倣ひて假に稱する所なり、大神宮を第一宗廟とし、又大廟とも云ふ、石清水八幡宮石清水御事也、日傳云、宗廟社稷之號、分別事云々、皇帝祖神號二宗廟一云々」と見え、神皇正統記に「皇大神とあがめ奉て、天下第一の宗廟にまします云々、諸神記石清水の條に「八幡大菩薩者朝廷之宗廟也、」八幡愚童訓に「第二宗廟と祝はれ給者也云々、」神皇正統記に「此御時（清和）宇佐の八幡大菩薩、皇城の南、男山石清水に移り給ふ（中略）新宮を造りて、宗廟に擬せらるる云々」と見えたり、大廟と稱する例は、兵範記仁安三年十二月廿九日の條に「裏二大廟之異ゝ他云々、」御鎭座傳記に「惟天下大廟也、國家社稷也」と見えたり、玉藻問に「神社を後世の人の、其は宗廟ぞ、それは社稷ぞなど、かしこげに云ふは、唐國ことのわたくし」と也、古にすべて宗廟社稷と云へることなし、書紀などにをり〳〵其字は見えたれど、たゞ淵色の淡文にして、固より神社と云へるにはあらず、さる故にくいへなど釋り、くにいへとは淡文の國家の御をうつしたる也、さて諸々の神社を、廟とは申すまじきよしは、筑前國の香椎廟のみ、古巷どもにとりわきて廟とは申して、こは神名帳に入らず、故あることなるべし、これを置きては、豐前國の大帶廟神社あり云々」と云へり、

ソウホウ　宗峰　妙超（メウチウ）を見よ、

ソウホフム　總法務　「ホフム」を見よ、

ソウメイモン　崇明門　大內裡內廓の門、又北戶と云ふ、紫宸殿の北廂の東階より內衙門を出で、寬仁門に至る軒廊の間に在る北面の門なり、左近陣座の北に在り（大內裡圖考證）

ソウメイモンイン　崇明門院　**名族**藤子　**系統**後宇多天皇の第二皇女、母は綸子女王　**事蹟**後醍醐天皇の皇太子邦良親王の妃、元應元年十月廿八日內親王宣下、正中三年邦良親王薨去の爲め尼となる、元弘元年十月廿五日准三宮同日院號、同三年一たび止められしが、延元三年四月院號を復せらる（女院小傳、皇胤紹運錄）

ソウメツケ　總目付　江戶幕府の職名、後の大目付なり、德川實紀、寬永九年十二月十九日の條に「この日大阪町奉行兼堺奉行水野河內守守信並柳生但馬守宗矩、目付秋山修理亮正重、井上筑後守政重總目付を仰付らる、これ今の世に大目付といふも

の～遊廓などいへり「ヨホメッケ条后」

ソウモン　桑門　浄行を修する者、沙門の訳語にて沙門・波門・釜婆那摩等皆同じ、此に功労、勤怠、心志等と解す「シャモンを見よ」

ソウヨシトモ　宗義智　図解　幼字彦三、法名義康、後改名右衛門、従五位下侍従、対馬守に叙す　図解　義調の子　図解　世々對馬を領す、天正十五年豊臣秀吉の九州を征せし時、義智兵を出して軍下に属せしかば、其本領を安堵し、十八年秀吉の命により、家人柳川調信を従へて朝鮮に赴き、修交の事を周旋し、七月その国使を具して部に上り秀吉に謁す、秀吉大に悦び、信従の任に住む、羽柴の姓を授く、文禄元年征韓の軍起るに及びて、一方の先鋒として彼国に渡航し、各地に転戦すること数年、慶長四年石田三成等の兵を挙ぐるや、義智これに與し、柳川調信に命じ軍を分けて伏見城を攻めしが、敗終るの後、徳川家康は特に其罪を免じて本領を安堵せしむ、九年朝鮮の使僧松盛對馬に来り、義智に謁して和好の事を謀ること数回、且和睦となりて我国に来れるものを還さん事を請ふ、義智聞に在りて家臣に説き、其請を容れしめしかば、朝鮮の君臣大に悦び、十一年はじめて信使を我国に遣り、十二年五月、江戸に於て徳川秀忠に謁して国書を呈す、爾国の和好全く成る、寔所非功を貪して十萬石の列に加へ、位必ず四位に上り、官必ず侍従に至るを以て家格と為す、慶安十四年昔日のごとく、對馬の船年毎に二十艘を朝鮮に渡し、釜山浦にて交易の利を通ぜんことを約し、十七年に至りてまた其数を減ぶ、二十年、大閤冬の陣の時には、自ら兵を統べて、攻囲年に加はりしが、幾ばくもなくして病に憤り、元和元年正月三日卒す、年四十八（徳鑑譜、徳川実紀、野史）

ソウモン―　総領「ソウリャウケトウ」を見よ

ソウリャウチトウ　総領地頭　名数　鎌倉時代、総地頭または惣領ともいふ、後には大概一家の宗たる者、支流たる者の領知を統領せるを云へり、此れ最先惟承の地頭職を、家族の繁茂するに従ひ、一郷一所を分与して地頭たらしめたるが、其宗家を惣領と定め、其役番役以下の公事を指揮し、其権を収めしめたり　図解　図解　養和元年閏二月、源頼朝の乳母を相模国早川庄惣領地頭職と為せしを始めとす、文治元年十一月、朝廷より頼朝日本国惣地頭に補せられしが如く、承久記に見えたるは誤なり、貞永元年惣地頭等官を所務に託して、領内各主職の地を按め、又領欲するごとを禁じたり、又兵役あるに庶子皆惣領に属して、別に一隊を分ち、其を待す、凡荘園大抵平氏の如き、北族（割注欠）の七家あり、七家の分派各所領の惣領あり、七惣領、一町蔭所に至り又之を臣く、貞応二年六月、品山将軍惣領職を其子義政に譲與せんと請ふ、蓋所これを許し、安堵状を與へたるを以て、其一端を見るべし、惣田豊臣時代絶えて、江戸時代以後は只嫡子の称にのみ残れり、「ゲトゥル参看、武家名目抄、官制沿革略史」

ソウロク　僧綠（総緑）　図解（二）　僧綠（二）　其昔宗新義派の僧職、其後所々を僧綠司といふ僧綠の義は、呉書に「綠倫之非」と見ゆ、また類聚名物考に其事をスペンスの意なりと見ゆ、後漢書祠廟に、綠帥立、貴大僧綠帥、参綠命非常、復封故國以、祠自名、会稽誌、誌、代為大僧綠如故とあるより出つと見えたり、而して其職は、度の盛宗皇帝の元和二年に、僧正を僧綠と為し、左右両街の僧事を綠せしめたるにはじまる、我国にては、盛しく之を模擬したるものにして、世俗は左街僧綠と称するは、また度のそれに倣ひたるものに係り、故て右街僧綠あるにはおらざるなり　図解　図解（二）後仏祖天皇の歴元年十月十三日、時の将軍足利義満にはじめて僧屋妙龍を僧綠と為し、五山十刹以下諸綠寺の出世録簿の事を掌らしむ、空華日工集同年十一月十二日の條に「相中心将軍、自、京、乃遣、律僧和尚以十月十三日、綠、天下僧綠之命、」と見えたるもの即ちこれなり、二年正月を以て妙龍職に就きて事を見る、既にして永徳三年義満の庇荫院を興すや、其住持をして必ず僧綠を兼ねしめ、併来遂に何となく、蔑で同院の住持職を以て副僧綠と為したり（後世に至り副総綠毋廃す）而して僧綠の職には、必ず大覚禅の住持より轉ずる例にして、至徳二年義幽が大徳寺の事記に見えたるが如きは、異例なりとす、文安二年に至りては、大徳寺は後醍醐天皇の勅願寺たるを以て、南禅寺に准じて紫衣を許し、文正中には妙心寺、大徳寺に准じて紫衣を許すことゝなり、後ちまた永平寺も紫衣を許すに及び、三寺共に僧綠の支配を受けざるに至れり、今此等の事実に因りて考ふれば、僧綠の職たる、其最初にありては、天下一般の僧綠利をも支配したりしも、大徳妙心永平寺等大覚禅の反抗を来し、其管度を受けざるに至りしかば、後世に於ける僧綠は、京都五山十刹及び其法流の寺に住持たるに止まり、僧綠司は、五山十刹の出世、諸寺の住持を命ずるに関与し、又五山十刹以下諸綠寺の住持を命ずるに関与し、又五山十刹以下諸綠寺の住持を命ずるに関与し、又五山十刹以下諸綠

右節（瑞保）（四段―昕叔（顯晫）（僧伝略）
【金地院僧錄歷代】
○以心（崇傳）――元長（最嶽）
【護持院僧錄歷代】
○隆光――覺眼

リエン　祖圓　元祿　規庵と號す、嘉暦三年十二月勅諚南院國師を賜ふ（國師號信濃水内郡の人幼にして鎌倉に出で、淨妙寺龍江宣に師事し、後ち建長寺圓覺寺に入り祖元に依る、弘安九年祖元寂す、乃ち京都に入り、東福寺普門に謁す、普門南禪寺に移るに及んで又隨從す、正應四年普門寂す、上皇祖圓を召して南禪寺の席を繼がしめ、殊に之に歸依し、長髪を剃したまふ、正和二年四月二日寂す、年五十三（諡號）語錄あり（元亨釋書、本朝高僧傳）

京都南禪寺所藏（史料編纂掛寫眞集）

リオノコホリ　嘖吠郡　和名抄　大隅國上古襲國と稱す、或は曾に作る、郡名の制定さる時に贈於に改め、また囓唉に作る、和名抄、高例、志摩、阿紀、方後、入野の五鄉あり、班久國田帳に、曾野郡に作り、元祿國囓唉に作る、後世之に仍る、雜類後東西の二郡に分ちたりしが、明治廿九年に至り、東囓唉郡と日向國南諸縣郡とを合せて囓唉郡を置き、西囓唉郡を廢して始瓦郡に編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

リガウチ　蘇我氏　皇別、朝臣姓、臣姓あり、姓なき者もあり、姓なき者は河内に貫す、孝元天皇の皇子彦太忍信命の後、武内の子蘇我石川宿禰より出づ、石川は河内石川の別業に生ず、故に名づく、宗我大家を賜ひて居となす、因て氏となす、宣化天皇の時、子孫相繼ぎて世々大政を乘る、宗蘇滿盛なり、入鹿に至り積惡を以て誅に伏す、而して其族倉山田石川麻呂、天智天皇を佐けて功あり、彼に子孫尙ほ朝に顯る、天武天皇十二年、蘇我臣に朝臣を賜ふ、陽成天皇の時、右京の人從五位下石川朝臣木村、請うて姓を改め、先祖の諱を避け、姓木村を賜ふ、正六位上箭口朝臣宰業、姓宗岳朝臣を賜ふ、醍醐天皇の時、算博士宗岳大頼あり、村上天皇の時、宗岳忠行あり、一條天皇の時、豐前守宗岳朝臣爲成あり、堀河天皇の時、大膳少屬宗岡爲長あり、後世蓋し姓を宿禰と改む、後伏見天皇の時中務少丞宗岡宿禰行員あり、蘇我氏の族土佐安藝郡大領となる者あり、因て子孫阿波土佐の間に居る、安德天皇の時、阿波の人安藝太郎時宗は卽ち其裔なり（姓氏錄、氏族志、蘇我系圖）
○武内宿禰――石川宿禰――滿智――

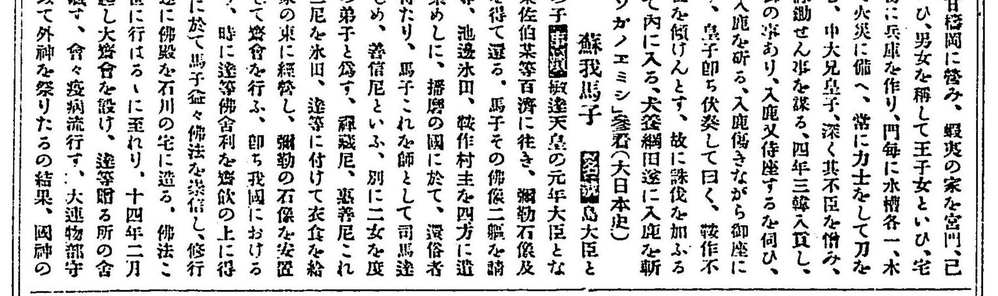

リガノイルカ　蘇我入鹿　父祖　鞍作大臣、また林臣と稱す　父祖　蝦夷の子　皇極天皇の時國政を專にし、威權父に過ぐ、上下震懼し其暴醜を憚る、是より先蘇我氏昔て上宮厩王子と隙あり、是に於て入鹿之を除き、舒明天皇の皇子にして、馬子の女の生みたる古人大兄皇子を立てゝ天皇と爲さんとし、二年山背大兄皇子を斑鳩宮に襲うて之を殺し、三年二月家を甘樫岡に營み、蝦夷の家を宮門、己の家を谷宮門といひ、男女を稱して王子女といひ、宅外柵門を構へ、傍に兵庫を作り、門毎に水槽各一、木鉾數十を設けて火災に備へ、常に力士をして刀を持ちて護衞せしむ、中大兄皇子、深く其不臣を憎み、藤原鎌足と之を誅勦せんを謀る、四年三韓入貢し、天皇大極殿に出御の事あり、入鹿又侍座するを伺ひ、俄に踊り出でて、入鹿を斬る、入鹿傷きながら御座に近き天皇に哀訴す、皇子卽ち伏奏して曰く、鞍作不遜にして將に天位を傾けんとす、故に誅伐を加ふるのみと、天皇起ちて內に入る、大錢綱田遂に入鹿を斬りて之を誅す

力多きに居ることは爭ふべからず、彼の十七箇條の憲法の如き亦然り、幾千もなくして厩戸皇子薨ず、皇子は馬子のやゝ憚る所なりしに、已に薨去ありしを以て、天下益々其威を仰ぎ、專恣また增長せり、三十四年薨ず、桃原の地に葬る、馬子性武略に長じ且才辯あり、深く佛法を敬ふ、而して其飛鳥河上に作りたる邸には、池を穿ち島を築きたり、因て世に島大臣と稱す(大日本史)

ソガノエミシ　蘇我蝦夷　名義 豐浦大臣　推古天皇の三十四年大臣となる、既にして天皇崩ずるに及び、田村皇子、山背大兄王等各々遺詔を承け、御葬畢る後、皇嗣なほ定まらず、蝦夷田村皇子を立てんとするの意あり、會々叔父境部摩理勢固く爭うて山背大兄王を立てんとす、蝦夷其遊拒を怒り、兵を遣はして之を殺し、遂に群臣と共に田村皇子を翼戴す、即ち舒明天皇なり、爾來僭越の擧動頗る多く、皇極天皇の時には、祖廟を葛城高宮に建て、八佾舞を爲し歌を作りて之を謳ふ、また大に國内井に百八十部の人民を發し、豫じめ二墓を今來に築き、其一を大陵といひ己れの墓となし、一を小陵といひ子入鹿の墓と爲す、二年十月病と稱して朝せず、私に紫冠を入鹿に授けて大臣に擬し、次子某を呼びて物部大臣といふ、既にして中大兄皇子藤原鎌足等相圖りて入鹿を大極殿に誅するや、其屍を蝦夷の家に送くる、蝦夷即ち親族兵士を集めて備ふる所ありしと雖も、幾千もなくして皆散じ去るに及び、勅を奉じて、張て擒する所の天皇紀、國紀及び寶貨を燒きて自殺す、(ソガノイルカ」參照)(大日本史)

ソガノクラヤマダイシカハマロ　蘇我倉山田石河麿　名義 山田大臣と稱す　蘇我馬子の孫、倉麿の子　蘇我本宗たる蘇我蝦夷入鹿父子と隙あり、故に皇極天皇の御宇中大兄皇子藤原鎌足と共に蝦夷父子の誅伐を計畫するや、まづ倉山田麿を引いて與黨とし、且其女を納れて甘心を結ぶ、四年三韓入貢す、而して其調を進むるの日は、即ち皇子等を率ゐるの期たりしかば、倉山田麿は、其時表文を讀むの任に當りしと雖も、結果の如何を慮り、整頭ひ手慄く、入鹿怪しみて之を問ふ、答へて曰く、天顏に咫尺し覆えすかくのごときのみと、中大兄皇子等劍を按じて踊り出で遂に入鹿を斬り、蝦夷亦尋で亡ぶ、孝德天皇の即位するに及び功を以て右大臣に拜し金策を賜ふ、倉山田麿に弟あり、日向といふ、大化五年皇太子中大兄皇子に譖して曰く、臣が兄倉山田麿私に不軌を圖ると、太子これを信じ兵を遣はして其邸を圍ましむ、倉山田麿即ち大和國十市郡山田寺に逃れ、佛前に於て自ら縊る、幾千もなくして向の讒者はれて太子悔恥し、日向を太宰帥に左遷す(書紀、大日本史)

ソガフカウ　蘇合香　名義 天竺樂、般涉調廿二曲中の一、俗に蘇合とのみ稱す、新樂にて大曲なり○序一帖拍子十二、三帖、四帖、五帖拍子各二十、破拍子二十、急拍子二十一、舞者六人、答舞、進走禿頭一帖八拍、共に二帖、鳥總忘れたりし爲め、そは傳へて此曲を作り、青鴈舞を以て胃となして舞ふ、香紙殿内ほらす、華山天皇の寛和二年冬、太上皇大井川に幸し、伶人此曲を奏す、源時中紅葉を以て插頭となし、船頭に立て蕤賓調郎の曲を舞ふ、上皇感賞して、陞殿と爲す、又堀河天皇舞を弘徽殿に御覽じ給ひ、勅して此曲を入音聲と爲し、狼光季をして舞を奏せしむ、天皇甚だ感歎し殿庭外に於いて之を用ふることを禁ぜしよし敎訓鈔等に見えたり(禮樂志、歌舞音樂略史)

ソク　束　稻などを數ふる時の用語、稻十把を以て一束となす、一把は、農夫の鎌を以て禾を刈ぎる時、其掌の中の一握を以て一把となすものを云ふ、古へ稻六十束の地を以て一反歩と定め、六十束に及ばざる地を中下田とすと云ふ、今成斤にては、大寶令以前大升の穀一斗即ち大十斤を一束とし、小斤にては、令前の六升九合四勺四撮を一束とせり(度量權衡攷、田制攷)

ソク　贖　王朝時代に於ける刑法上の特典、應議者、應請者、應減者、及び八位、勳七等以下十二等以上の人、もしくは官位勳等減を得るもの(六位七位、勳五等、勳六等の人をいふ)の父母妻子が、流刑以下の罪を犯したる時、特に贖を聽し、罪の輕重により銅を納めしむるをいふ、但し官ある人は官當の法に從ひ、まづ官を以て罪に當てしめ、罪輕くして官を以て當るに足らざれば贖を收む、而して加役流、反逆緣坐流、子孫犯過失流、不孝流、會赦猶流(ルケイ)參看)に相當する罪を犯せるものは、之に與かることを得ず、而して其資格あるものを應贖者といふ、議(ギ)、請(セイ)、減(ゲン)參看(律疏、古事類苑法律部)

ソク井　卽位　名義 天皇が踐祚の後ち、高御座に卽きて、天日嗣をしろし召したる事を百司萬民に告げ給ふをいふ、其儀式を卽位式と稱す、名目抄には、ショクキと訓じたり(儀式)卽位式を行はるゝ時は、掾め陰陽寮に命じて其日時を撰へしめ、上卿をして擬侍從以下の職員を擬定せしむ、又禮服御覽と

て、當日天皇の著御せらるべき冠服を天覽に供し、或は卽位の無事ならんことを、社寺に祈禱せしめらる、其他由奉幣として、天皇、建禮門神祇官等に行幸あり、使王をして幣帛を奉じ、卽位せんとする由を、伊勢神宮に告げしめられ、又告陵使を發遣して、卽位の由を山陵及び功臣の墳墓等に告げしめらるゝ等の事あり、當日に至りまづ大極殿の高御座を裝飾し、(大政官の廳にて行はるゝ時は、高御座を移さる)南階を距る事十一丈に銅幢の幢を建つ、その東に日像の幢、朱雀青龍の旗等を建つ、西には月像の幢、白虎玄武の旗等を建つ、東廊の西に內辨の幄あり、その內に兀子を建つ、中階の南七丈をさりて火爐二つあり、典儀、贊者の版、左右近衛次將の胡床等の位置を定め、文武の百官有司各威儀の物をとりて、庭中の東西に列立す、外辨の公卿は民部省の廳代の幄に著す、其時に天皇冕服を著し給ひて、後房より出御ありて高御座に著せ給ふ、內侍二人、命婦四人、各禮服を著して前後に候す、御座定まりて後、十八人の女孺、髮(ハ)參看)をとりて、左右より分れ進で天皇の御頭を被ふ、次に褰帳の女王二人、左右よりすみやかて、高御座の南のかたの幌をかゝぐ、此の時にいたりて、二九の女孺髮を伏すれば、天顏始めて見え給ふ、群臣各面伏す、主殿圖書寮の司、火爐のもとにつきて香を燒く、この香は天子位につかせ給ふよしを、天に告ぐる燒香なり、宣命使の人、版位につきて制旨をのぶ、群臣再拜舞踏す、武官族を振りて萬歲を稱す、事終らんとする時に、左の侍從座をたちて御前に進む、その進退、傍行あり膝行あり、逡巡して御前にあたりて、笏を引きて禮拜を奏す、その音高長なり、これは今の大禮事終りたる事を、天皇にしらせ奉る義なり、次に二九の女孺髮をたてまつる事前の如し、褰帳二人進みよりて御帳を垂る、竝に於て天皇後房へ歸り入らせ給ふ、兵庫の司、鉦をうち鼓なならして、百官有司の出入を告げ、式全く擧る、而して今日禮服を著る人は、左右の擬侍從四人、少納言二人、同典儀の少納言、內辨外辨の公卿、宣命使等なり、女官は褰帳儀の命婦等、近衛の次將は金銀珠玉をもて飾れる甲を著す、外衛の督佐は、武禮冠に襖襠(襖襠とは袖もなきうちかけをいふ)を著す(職員擬持從、然るべき人を選びて、其日に於ける侍從の代となすものにして、左右各々二人あり、一人は三位、一人は四位の人を用ふ、或は親王を以て三位の侍從に用ふる事あり、宣命使、宣命を讀む任にして、中納言を用ふ、典儀、卽位の儀式を司るものにして、少納言を用ふ、井に一人とす、贊者、典儀を補助するものにして二人あり、燒香、卽位の事を天に告ぐるため香を燒くの任にして、主殿圖書寮の官人を以て之に宛つ、此外內辨一人(ナイベン」參看)外辨二人若くは三人(ゲアイベン」參看)外辨二人及び褰帳の女王、命婦等の職員あり、儀仗(儀形鳥)鳥形幢、また銅烏幢と稱す、(儀形鳥)烏を牽に居えて頂上に居う、牽の圖りは攝絡を以てもいふ、幢には五彩を以て雲の形を描き、更に金銅の飾り、幢の柄は黑塗なり、日像幢、金漆塗の丸き板に、三足の烏を描き、四像の端に、金漆の細き串十七本を挿したり、幢は黑塗なり、金漆塗の丸き輪九つを以て柄を貫けり、月像幢、銀漆塗の丸き板に、銀の兎蟾蜍と月桂樹と瑠璃色の白とを畫けり、四形の端に、銀塗の細き串十七本を挿したり、幢の柄は日(檜扇日)青龍、白き絹の糊潤端取りたる中に、四神旗(檜扇月)朱雀、白虎、玄武の四神を畫きたるものにして、各々一流なり、幢は四筋ありて、白き筋に赤き端を取りたり、上に片刃の戟を加ふ、而して上に逆べたる烏形幢より四神旗に至る七本の幢は、紫旗殿の南階より、十一丈ばかり南の方の庭上に建つるものに係り、烏形幢を中央と爲し、其東に日像幢、四に月像幢、また日像幢の東に青龍朱雀の旗、月像幢の西に白虎玄龍の旗を竝べ建つ、高さ各々三丈、相距る事十尺餘なり、龍像幢、左右各せて二本あり、東の方は赤き絹に金色の龍を畫き、西の方は黃色の絹に、青龍を畫き、端は糊端なり、幢は四筋にして、赤き端を取りたり、共に頂上に赤熊の如き、黑色の鬣を居う、古は黑色の馬尾三十把を以て作りしが、後世は苧を黑く染めて用ふ、一說に鬣は犎牛の尾の事なれば、古へは牛の尾にて作れるならんかといへり、前の七本の幢の左右にこれを建つ、鴈旗族、龍像鬣の左右に建つ、頂上に矛を加へて、東の方は、赤き絹に、金色にて鴈旗の二字を篆字に書し、端は糊端なり、鷹像幢、鴈旗族の南に、東四各三旒づゝを建つ、東の方の幢は、黃色にして鷹の形を畫き、また糊潤端なり、上に矛を加ふ、鷹の幢以下また高さ三丈とす、近衛陣の鉾、鷹像幢の南の左右に各々五株を建つ、即ち近衛陣なり、高さ一丈餘、また南殿の階下なる近衛次將胡床の前にも三株を建て、なほ左右の大將代の前にも、やゝ尺の小さき矛一株づゝを建てたり、白銅火爐、徑二尺餘、紫宸殿の南階より七十尺ばかり南の方の庭上に設く、楓二箇を左右に居え、其上に置けり、卽位の由を天に告ぐる爲の香を燒くの用に供す、香納桶、火爐の南の方一丈ばかり隔てゝ、高案二つを居え、上に金漆塗の曲物に、草花を畫きたる香合を左右各々一つを居う、即ち香納桶なり、高御座、天皇の御座なり、(ダカミクラ」參看、卽位原始篇)上古は卽位即ち踐祚にして其別なし、

天智天皇が、先帝崩じて後七年にして即位し給へるは、其間皇太子にして攝政し給へるものにして、踐祚の事ありしにあらず、持統天皇の如きも、また攝政三年の後、はじめて踐祚と共に即位の禮を行ひ給へり、其他文武、元正、聖武、孝謙、淳仁の諸天皇、いづれも受禪の日、直ちに即位ありて、踐祚と即位とを別にせられし事なし、壽て桓武天皇天應元年四月三日受禪踐祚あり、同十五日に即位式を行はれしより、はじめて兩者相異なるの端を開き、後世に至りては踐祚の後、歲月を隔てゝ即位の式を行はるゝこと常例となれり、按ずるに、即位の儀式は、神武天皇以後、孝徳天皇、文武天皇の朝を經て大に整頓し、清和天皇の貞觀儀式に至りて、即位讓國の式、共に我國固有の儀式に、唐制を折衷して大に盛觀を呈せしが、中世以後政權武門に歸し、皇室衰ふるに及び、其儀漸く舊觀を失ひ、殊に室町時代に至り、應仁亂後天下紛亂の極に達するや、即位の式の如きも頗る粗略に流れ、僅かに其禮を行はるゝに過ぎず、後柏原、後奈良、正親町の三天皇は、用途不足の爲めに、踐祚後久しく即位の禮を行ふこと能はざりしかば、其資を四方に募り、後柏原天皇の時には、幕府より一萬疋、本願寺より一萬貫を、後奈良天皇の時には、大内義隆錢用二十萬疋を、正親町天皇の時には、毛利元就米一千石を獻じて、各々其資を助け、漸く擧行するを得たるが如き狀態に陷りたり、壽て織田信長豐臣秀吉が、皇室尊來の實を擧げん事を勉め、更に江戸時代に入り海内治平となりしを以て、朝儀や、舊に復し、用途の闕乏また前日の如く甚しからざりしも、之を古儀に比すれば、元より同日の談にあらざりき、明治維新の際、今上天皇の即位し給ふに及び、頗る古典に則り、儀禮頓に面目を改めたり、近時また皇室典範の發布ありて、即位の式は、京都に於て行はるゝ事と規定せらる〇即位の殿はもと大極殿なりしを、此殿燒亡の後ち、陽成天皇は豫樂殿を用ひ、冷泉天皇は不豫によりて紫宸殿にて即位し、後三條天皇は太政官廳を用ひ、後鳥羽天皇以後は專ら官廳にて即位ありしを、後柏原天皇以後、再び紫宸殿のみを用ひ給ふことゝなれり、而して古へは、即位の時必ず叙位儀ありり、又大赦を行ひ、老を恤み貧を賑し、及び租調雜傜を免ぜらるゝ等、國用極めて豐かなりしを、後世は却りて進獻と云ふこと起り、殊に江戸時代に至りては、將軍を初め、天下の諸侯にも、各其分に應じて參賀進獻の禮を執らしめしは、大に費用を補助するに力ありしもの、ごとし、又神器なくして即位し給ひしは、後鳥羽天皇及び北朝の天皇にして、〔サンシュノジンギ〕參看〕即位の禮を行はせ、去り給ひしは仲恭天皇なり、なほ又淳和、白河、後小松等の天皇は、何れも即位以前皇嗣を立て給ひき、亦に異例なり、踐祚(センソ)參看(貞觀儀式、延喜式、江次第、即位次第抄、國學院雜誌「戰國時代に於ける皇室」、古事類苑帝王部)

ソクヱ　**燭穢**　汚穢の身に接し、日に觸れ、又は器物衣食に及ぶを云ふ、服忌、産穢、月經等皆觸穢なり、「ショクヱ」ともいへり、凡て神は清淨を好み、不潔を惡む故に、神事を行ふには、先づ潔齋して身心を清め、其他神饌幣帛等總て清淨を主とし、汚穢に觸れざらん事を要す、然れども其間にも其輕重に從ひ、日數の等差を設け、或は展轉の遠近に由りて、甲乙丙丁の區別を立てたりO上古以來汚穢を忌み、精潔を貴ぶ風俗なりしが、日數の長短、展轉の差を立てしは、延喜式を始めとす、臨時祭の條に「凡甲處有穢、乙入二其處一(謂參座下亦同)乙及同處人皆爲穢、丙入二乙處一只丙一身爲穢、同處人不爲穢、乙入丙處一同處人皆爲穢、丁入丙處一不爲穢、非觸死葬之人、雖非神事月不得參」者諸司並諸衛陣及侍從所等ことあり、此の後觸穢益嚴密となり、實行も難きにより、其制度て緩み、近世には延喜の制三十日の穢を減じて僅に一日となせり、其古制に依り、少しも增減せざるものは伊勢神宮以下の諸社のみなりと云ふO穢ある時には、禁中にては左右兵衛督以下諸陣に召仰せて札を立てしめ、日限了てゝ之を拔却くる定なり、日數は延喜の制死穢は葬日より三十日、改葬及び四箇月以上の墮胎は同じく三十日、三箇月以下は七日、産穢は七日、妊娠穢は宮女懷妊せば散齋日の前退出、月事穢は祭日前宿廬に下り、共に三月九月の潔齋には、豫め前に宮外に退出す、失火穢は七日とし、又六畜の死五日、産三日、疾を哭せし時同じく三日と定めたり、又禁祕抄、拾芥抄は少しく違へり、此外諸社の穢の日數は多少の差異あり、諸社禁忌等に就て見るべし(延喜式、古事類苑神祇部)

ソクグンシヨル井ンウ　續群書類從　續群書類從完成會保己一等が、群書類從に次いで、諸種の書籍二千百三種を拾輯網羅したるものにかゝり、卷數正編に比して約二倍の多きに達す、編輯の方針、部門の分類等は只管かに系譜部を系圖部に改めたるの外全く群書類從に同じ、而して本叢書は、いまだ全く編輯校訂を畢らず、只管かに徒然草二册、見在書目一册、後嵯峨院皇統系圖一册、續群書類從目錄二册を出版したるに止り、其他は凡て、未定稿に屬するがゆゑに、いまだ其書籍の蒐集せられざるあり、惡本のまゝにして校合の緒

に就かざるもの亦尠しとせず、近時經濟雜誌社にて纖刻しつゝあるものは、既に神祇部以下消息部まで數册を出版せり、「アンショルキヨウ」參看、

ソクケツノクワン　則闕官　太政大臣を云ふ、「ダイジヤウダイジン」を見よ、

ソクコキンワカシフ　續古今和歌集　卷軸數二十卷、部類數四季、神祇、釋教、離別、羇旅、戀、哀傷、雜、賀等に部類し、歌凡一千九百七十二首を收めたり、書名は古今、新古今和歌集に續ぐの意なりと云ふ、著者正嘉三年三月、後嵯峨院の院宣に依つて藤原爲家一人に詔ありしが後ち弘長二年藤原基通、藤原行家、藤原光俊、内大臣家良を加へて、文永二年十二月之を奏覽せり(群書一覽、歷代和歌勅撰考)

ソクコシダン　續古事談　卷軸數三卷、群書類從四百八十七、經濟雜誌社本十七册に收む　内容古事談の體に倣ひて王道、后宮、臣節、雜等に分類して古事傳說を蒐めたるもの、往々日記記錄の缺を補ふに足るものあり　著者未詳、鎌倉時代の作なり(續古事談)

ソクコシフ井ワカシフ　續後拾遺和歌集　卷軸數二十卷　部類數四季、物名、離別、羇旅、賀、戀、哀傷、雜、釋教、神祇等に部類し、歌凡千三百五十三首(或は千三百四十三首)を收む　奏覽者元亨三年七月、民部卿藤原爲藤等、後醍醐天皇の勅を奉じて撰集す、然るに爲藤は中途にして卒去せしかば、其子中納言爲定に勅して撰集せしむ、正中二年奏覽す(群書一覽、歷代和歌勅撰考)

ソクコセンワカシフ　續後撰和歌集　卷軸數二十卷　部類數四季、神祇、釋教、戀、雜、羇旅に部類し、歌凡一千三百六十八首を收めたり、今川了俊は、續後撰は新勅撰の餘風殘る、云々、其以後の集は、撰者等の私曲交りて、ひたすら一體になもむきけるとかや云々」、光雄口授に「續撰は初中後衣冠正しき人を見る樣也、常に手を放つべからず」などいへり(群書一覽)

ソクザイ　贖罪　贖(ソク)及び贖銅(ソクドウ)を見よ、

ソクシ　續紙　(一)白紙の續きたるもの、位除目等に用ふ(二)書きたる紙の續きたるもの、卷、卷物の本等を云ふ、共に「ツギカミ」と云ふ(一)は、江次第抄熙圭除目の條に「如二北山抄一者、尋例用二職人方硯續紙一歟、然而中古以來、官方硯續紙云々、白紙也云々」と見え(二)は、源氏物語梅枝に、「さまざまのつぎかみの本どもえりいださせ給へる云々」と見えたり、

ソクシウ　束脩　入學の禮として納むる物を云ふ、支那古來の風、相見るには必ず贄を贈るを禮とせり、束は十脡(肉の一片を脡と云ふ)乾肉を束ねて贈り物を云へるなり、即ち入學の時贈る贄なり、論語述而篇に「子曰、自行二束脩一以上、吾未二嘗無一誨焉一」とあるより出でたり、束者相見必執レ物爲レ贄、贄至也、と註す、我邦にては、大寶令に制定して「初入レ學、皆行二束脩之禮一、於二其師一各布一端、皆有二酒食一、其分二束脩一三分入二助教一」としたり、江戸時代には、多くは扇子を束脩の禮としたるが如し、現今諸學校にて、束脩の金を納むるは此の遺風なり(古事類苑文學部)

ソクシフ井ワカシフ　續拾遺和歌集　卷軸數二十卷、部類數四季、雜春、雜秋、羇旅、賀、戀、雜、釋教、神祇に部類し、歌凡一千四百四十一首(或は千六百首)を收めたり、一に續舟と云ふ、藤屋(藤屋の武士を云ふ)の歌多く入れたるより名づく　著者藤原(二條)爲世、後宇多院の院宣を奉じ、元應二年四月奏覽す、爲世の外兵衛、爲藤、爲定、定爲、國冬、國道之に與かる(群書一覽、歷代和歌勅選考)

ソクタイ　束帶　衣冠　朝服を云ふ、天皇以下百官、朝廷公事の時に著用す、衣冠直衣を宿裝束と云ふに對して、晝裝束とも稱す、江戸時代には、將軍及び四位五位以上の武家も大禮の時之を著用せり、即ち冠、袍、半臂、下襲、單、袙、表袴、赤大口、石帶、魚袋、襪、履、笏、檜扇等を具備したるものを云ふ、武官は平緒に太刀を加ふ　著用者天皇、諸臣、武家は左表によりて大概を知るべし、而して之を著する次第は、連歌口傳抄に、「まづ赤大口の袴、次に表袴(足を入れていまだ腰をゆはず)次に單に袙を重ねて著す、(さて後袴の紐を結ぶ)次に下襲(帶にて腰をゆふ、裾別なれば裾の紐にて結ぶなり)次に半臂(忘れ緒にて結ぶ)次に袍を著用(後のハコエを作り、又襴の高さなど計ふ作法あり)次に石帶をさす(魚袋をかく)次に帶劍平緒を用ふ」とあるにて、其大概を知るべし、以上の裝束を具備せるもの、即ち東帶著用の姿は、衣服服制兩條の插圖を見るべし、今服飾考所載の略

表を示して看過に便にす（直文緒部、歴世服飾考、裂裂裂甲冑圖解）

【天皇御束帶】

	冠	紙並	纓	有文黒羅
	起			菱文綾無地
	下	疋	白	裏有
			色	紗文紅
			縫	綾無
	袙		紅	文綾
			袷	張引
	單		紅	文四菱綾
	大口		紅	生絹
	表袴		白	平絹
	石帶		白	玉
	劔		木	
	扇		紅	
	檜扇			
	笏		白	浮織物
	表衣		紅	文唐織
			裏	紅平絹
				張引

【臣下束帶】

	冠	紙巾	纓	有文黒羅
	起			菱文綾無地
	下	疋	白	裏有
			色	紗文紅
			縫	綾無
	袙		紅	文綾
			袷	張引
	單		紅	文四菱綾
	大口		紅	生絹
	表袴		白	平絹
	石帶		白	玉
	劔		木	
	扇		紅	
	檜扇			
	笏		白	浮織物
	表衣		縹	文唐織
			裏	紅平絹
				張引

	冠	紙巾	纓	有文黒羅
	起			菱文綾無地
	下	疋	白	裏有
			色	紗文紅
			縫	綾無
	袙		紅	文綾
			袷	張引
	單		紅	文四菱綾
	大口		紅	生絹
	表袴		白	平絹
	石帶		白	玉
	劔		木	
	扇		紅	
	檜扇			
	笏		白	浮織物
	表衣		縹	文唐織
			裏	紅平絹
				張引

	冠	紙並	纓	有文黒羅
	起			菱文綾無地
	下	疋	白	裏有
			色	紗文紅
			縫	綾無
	袙		紅	文綾
			袷	張引
	單		紅	文四菱綾
	大口		紅	生絹
	表袴		白	平絹
	石帶		白	玉
	劔		木	
	扇		紅	
	檜扇			
	笏		白	浮織物
	表衣		縹	文唐織
			裏	紅平絹
				張引

	冠	紙巾	纓	有文黒羅
	起			菱文綾無地
	下	疋	白	裏有
			色	紗文紅
			縫	綾無
	袙		紅	文綾
			袷	張引
	單		紅	文四菱綾
	大口		紅	生絹
	表袴		白	平絹
	石帶		白	玉
	劔		木	
	扇		紅	
	檜扇			
	笏		白	浮織物
	表衣		縹	文唐織
			裏	紅平絹
				張引

| | 冠 | 紙並

（赤、舷、繋、音、楽、略、史）

ソふヤウ　素性

名義 俗名は、真峰（まみね）。利（とし）発（あきら）の子。貴族 治和天皇の朝、右近衛将監たり、後ち父の勧めにより出家し、霊林院に住す。寛平八年国正月、宇多天皇、霊林院に行幸あり し時、権律師に任ぜられ、度者二人を賜ふ。後ち右上の真因院に居る。昌泰二年十月、宇多法皇、空の浄蓮覧の時、素性が真因院に在るを聞召してこれを召し、各所を案内せしめられ、其際、今日供奉の者は皆俗人なれば、素性の呼び名も、殿に俗に従ふべしと詔あり、真因院の文字に因み、五条（ヨシノ）大納言（ノ）と呼ばせ給へり、かくて其院に帰えまた宮城なる行宮に祇候したるに、法皇は、真観師（素性の非なり）は和歌の名手なれば まう歌を以て、庭の心を賦してし仰ありしかば、「秋山にまどふ心を宮滝の滝のしら泡にけちやはてでん」と詠じたりき。寛平六年二月醍醐天皇の詔なるに、綾芳舎の庭風に吹し、赤朽綿、呉等の錦を賜へり、また後の百人一首に入りたる「今こんといひしばかりに長月のありあけの月をまちいでつるかなといへる有名なる歌は、古今集撰四に題しらずとして入りたり、（三十六人歌仙伝、百人一首一夕話）

ソふユ　楩後

名義 は明（ミン）帝、後醍醐天皇勅して仏日紹隆禅師の諡を賜ふ。姓族 徐氏、明州慶元府の人。経歴 幼にして出家し、竹窓、楓川、虎岩の諸禅師に歴参し、虎岩の法を嗣ぎ、径山天童に主り第一座となり、我元徳二年招聘に応じて来り、後醍醐天皇の御後を受け、数々宮中に法を説く、北条時に請ぜられて鎌倉に下り、建長寺に住し、後ち勧を拝して京都に上り、南禅寺に住し、又建長寺に帰り、後ち退住す、建武延暦寺の園山となり、同寺に留り、後ち退隠して、霊源庵少林庵に留る、建武三年九月十七日 建仁寺の方丈に寂す、年七十五、臘六十三、後醍寺諡を、仏日禅師、徐氏、正成殿死の前、御を問うて参詣し、法を受けたりとあれども、非実にあらざるべし、法嗣永圓、圓粗、徐芳、徐暾、徐哲、食志、徐琉、徐璞、希譲あり、

参考 扶桑禅林僧宝伝、本朝高僧伝、延宝伝燈録、

ソふヨウ　訴訟

訴訟の事実は上古より あり と雖も、制度として見るべきなし【上古】は氏族制度行はれしを以て、一族内の争訟は、大抵非族長、これを裁決したり、即ち氏々の争訟は小氏の氏上、小氏の氏上の争訟は大氏の氏の上、大氏の氏の上の争訟は朝廷に於て是を決するの法なりき【王朝時代】孝徳天皇の大化元年に鐘匱を制に設け、冤を訴ふる人をして、作造及び介をして曲直を匱に投じて直に訴へしめ、所司推窮して理せざるか、或は同意して曲おる時には、訴者をして鼓を撾かしむ、二年また其身に私せずして、心以て国家の為にするなきに限り、謀疏に匱名をして匱に投ずることを許したり、文武天皇の大宝年間に、律令の撰定あるに及び、その制度亦漸く定まる、即ち訴訟は皆下よりはじめて、次第に上に至るにて、官吏にこう被告人の本国に於ては、自下（庶人）はこう被告人の本国に経る、本国とは、京にては京職を指し、京外にては郡司を指す、而して其路一日程以上なるか、もしくは渉の険ある時は、国近の官司に経ることを得るなり、然るに訴人は其必所に服せずして、上訴せんとする時は、官司は判文の外に、更に不理状を与へ、訴人の上陳するごとを聴す、訴人は不理状を得て次を以て上陳す、即ち郡司より与へたる不理状ならば、これを国司に訴ふ、国司の処断また郡司と同じければ、国司の不理状を訴ひ刑部省に訴ふ、訴人刑部省の処断にも服せざる時は、官司に経ること一日程以上ならざ

を懸けて人を告げしむることは、主として放火犯及び天主教徒等に限る、或は凶器に當り、酒類を密醸造するものを告げしむるがごときは特例なり、なほ關係各官衙等の條、並に裁判(サイバン)の條を見よ(日本法制史、官制沿革略史、古事類苑法律部)

リゼイ　租稅　王朝時代田地よりの上納物を云ふ、租と稅とは別にして、後世に云ふ田租雜稅とは異なれり、租とは田租の新に輸したるを言ひ、稅とは田租を貯へ置きたるものを云ふ、「テンソ」を見るべし(日本財政史)

リセキ　疎石　名醫　號は夢窓、建武二年勅して夢窓國師の號を賜ひ、貞和二年正覺國師の號を、觀應二年心宗國師の號を、延文三年普濟國師の號を、應安五年玄猷國師の號を、寶德二年佛統國師の號を、文明三年大圓國師の號を追賜せらる　系統　俗姓源氏、宇多天皇九世の孫、母は平氏、伊勢の人　事蹟　建治元年伊勢に生れ、弘安元年父に從ひて甲斐に移り住し、同六年平靈山の空阿法師に師事し、正應五年南都に至りて叔父內山の明眞を訪ひ、其命により戒壇院惠覺律師に就いて戒を受く、永仁二年京都に入り、建仁寺無隱に師事し、翌三年鎌倉に往き、東勝寺無及、建長寺菜航、四覺寺桃溪を歷訪し、宋の一山の來るに方り、就いて參究し、正安二年下野那須の雲巖寺に至り、太平の下に留り、後鎌倉に同り、四覺寺に入り、一山の下に留りて益參究し、遂に其奧で高峯顯師を問うて師事し、大に得るあり、遂に其法を嗣ぎ、祖元の遺書等を附せらる、後諸國に流浪して修行し、美濃の長瀨山の幽境を愛し、古谷菴を營み

(疎石花押)

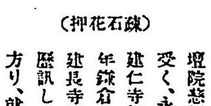

(疎石自署)

て屏居し、文保元年京都に上り北山に寓し、羣で土佐の五臺山に入り、後江州に移り、永福寺に留り、後三浦に泊船菴を營みて屏居す、元應元年北條高時の母覺海夫人の歸依を受く、歷歷三年尊氏天龍寺を建立するに方り、入りて開山となり、叡山の清規を行ふ、同二年正月上總千町莊に退隱菴を營みて移る、正中二年勅請を拜して京都に上り、南禪寺に住す、嘉曆元年鎌倉に下り、永福寺の傍に南芳菴を營み、後瑞泉寺を建立し、一亭を構へて遁世一覽亭と云ふ、元弘三年五月鎌倉幕府亡び、士卒散奔し、疎石に依りて救解せられる者甚だ多し、八月勅請を拜して京都に上り、臨川寺に住し、建武元年再び南禪寺に住し、幾干もなく辭して西芳寺に留り、眞如寺に移り、足利尊氏直義の歸依を受く、歷歷三年尊氏天龍寺を建立するに方り、入りて開山となり、叡林の清規を行ふ、貞和元年、勅により特に金襴紫衣を賜ふ、同二年三月天龍寺の法席を弟子無極志玄に讓り、靈居菴に退き、觀應二年九月廿九日偈を書し、翌日終に寂す、世壽八十七、法嗣に無極、春屋、絕海、龍湫、觀中、義堂、古劍、默翁、無求等あり　著書　語錄、臨川家訓、西山夜話、和漢集等あり(年號、塔銘、本朝高僧傳、日本佛家人名辭書)

リタフバ　卒塔婆　「タフ」を見よ、

リチンジヤウ　訴陳狀　訴狀と陳狀とを指して云ふ、鎌倉時代の用語なり(沙汰未練書)

リチヤウ　租帳　王朝時代田租に關したる事を記入する帳簿を云ふ、延喜主稅式に其樣式を載せたり、刻に國內の全町段を書し、次に不輸租田、定田、墾田、應輸地子田、應輸租田とし、不輸租田の條には神田寺田等を注し、定田の條には、應輸租田、應輸地子田、不墾佃田等を注し、墾佃田の條には應輸租田、郡司職田、口分田、墾田等を注し、應輸租田の條には損田を記し、次に輸租穀數、次に應輸地子田及びより生ずる稻の高を記し、最後に損五分已上の不輸と、四分以下の半輸とを錄す、每年貢調使に付して奉る、主稅寮にて之を勘計し、十のうち七分以上ならば返抄を與ふ、若し不墮佃田あらば十分の一は免除し、之を過ぎし時は太政官牒に申請して錄す(延喜式)

リツ　帥　太宰府の長官をいふ、正、權あり、「ソチ」ともいふ、「ダザイフ」を見よ、

リツキ　帥記　參考　寫本七册　所在　源經信の日記、一名經信記、經信太宰權帥たれば帥記の稱あり、本書治曆四年、承曆四年五年、寬治二年の四箇年とす、群書一覽に、後冷泉天皇の治曆四年より堀河天皇の寬治二年迄二十一箇年間とせるは疑はし、蓋し本書首末の年號を見て誤解せるものならん(歷世記錄考)

リツノナイダイジン　帥內大臣　藤原伊周(フヂハラノコレチカ)を見よ、

リデシルシ　袖驗　軍陣の時、敵味方を見分くる爲めに、鎧の左右の袖につくる標を云ふ、絹を二つに折り中を裁つ、長は袖丈にす、折目と裾縫とは表にす、兩通には絹を四ツに折りて裁つ、袖と毛の眞中より一つ前へよせて付く、射向に神明八幡大菩薩と書く、又色、神明佛名、紋等は大將の好による、笠標(カサジルシ)參看(軍用記)

リデシログルマ　袖白車　綱代車(アヂログルマ)を見よ、

リデトメノイハヒ　袖止祝　元服前額直しの日、小袖の脇を縫ひて成人たるを表する祝、江月

時代以後の例にして、德川實紀萬治元年十二月十三日の條に「左馬頭綱重卿、御袖留の式行はるゝにより、阿部豐後守忠秋御使して時服十二種二荷つかはさる、云々」と見ゆ、以て其以前已に行はれたるを知るべし、

リデハン　リデボリ　袖判　書判(カキハン)を見よ、

袖細　素襖の左右の袖をさき細に縫ひたるもの、左右の腋の下をも縫ひふさぐ、又片袖ばかり細くしたるもあり、狩の時及び、犬追物、笠懸などの時著用す、又左の袖を細くして籠手に用ふ、故に籠手袖とも云ふ(高忠聞書、貞丈雜記)

リトサクラダモン　外櫻田門　所在　江戶城內郭門の一、今の櫻田門を云ふ　關係　原胤昭著、寬永圖には小田原門、又品川口門と稱し、大なる扉なき木戶門なりしが、新城及び西丸下の曲輪など成りてより、門も出來、外櫻田門と稱せしむ、內櫻田門に對して外櫻田門と稱す、後ち單に櫻田門と云ふ○門衞は諸代大名の內にて外樣に准ぜらるゝ家筋勤仕す、五萬石限三萬石以下の勤仕にて半年或は年代りに勤めしむ、滯府の時三年勤仕、番士五人羽樣衆、武器には、鐵炮十挺、弓五張、長柄十本、持筒二挺、持弓一組を備へ置き、夜六ツ時より大扉〳〵、明六ツ時より開き、夜九ツ時より潛扉〳〵、曉七ツ半時より之を開く(御府內備考、舊居雜)

リトホリヒメ　衣通姬　名醫　允恭天皇の皇后忍坂大中姬の妹　事蹟　允恭天皇の七年、天皇姬の美なるを聞き、皇后をして強てこれを召らしむ、姬時に母に從うて近江國坂田に在りしが、皇后を恐れて敢て至らず、天皇舍人中臣烏賊津を遣はして京都に召す、皇后やゝ不平の色あり、天皇之を憚りて宮中に入れず、宮を藤原に作りて姬を置く、翌年二月天皇私に藤原に幸して之を窺ふ、姬知らずして天皇を嘉ふの歌を詠じて曰く「わがせこの來べき宵なさゝ蟹の蜘蛛のおこなひ今宵しるしも」天皇卽ち和して曰く「さゝらがた錦の紐を解きさげて數多は寢ずにたゞ一夜のみ」皇后之を聞きて大に怒む、姬恐りて益々皇后を憚る、天皇更に宮を河內國茅渟に造りて徙り住まし、屢々遊獵に託して行幸あり、皇后曰く、陛下屢々茅渟に幸し給ふ事、妾敢て嫉むにあらざれども、私に百姓の疾苦せん事を恐る、天皇愛す、因て其名を後世に傳へんと欲すと、室屋旨を承けて諸國造に課し、藤原部を定むといへり、愛年詳かならず(大日本史)

リニン　訴人　鎌倉時代、訴訟の原告をいふ

リニンサンダイ　(沙汰未練書)　**訴人三臺**　名醫　唐樂、食調廿四曲中の一、新樂にて小曲　關係　原胤昭著、作者傳來共に詳かならず、相撲の節之を奏するものにて、舞者は女裝して市女笠を戴き、舞ふ時、始めは躬を屈して出で、漸く進で漸く長し、舞終つて入る、其時の狀、亦初の如くなく、ことしばかりは、かこなふかせそ、あらいざは、がふちばかりに、きてじわれば、こゝろかはし」と詠ずるなり、一條天皇辜て此舞を覽給ふに、場に上りし舞人の身長漸次その高さを增し、遂に二丈ばかりにも至りしかば、いたく怪みけるが、そのもの〳〵怪の爲めにもあるか、後ち幾許もなくして、崩御す、依て以後は復た之を奏することなく、舞も亦亡びぬ(禮樂志)

リネノジジユウ　曾根侍從　稻葉眞通をいふ、美濃國安八郡曾根城に居住し、曾根侍從と見えたり、「イナバサダミチ」を見よ(新撰美濃志)

リノイケウヂ　園池氏　姓は藤原、閑院家の一、正親町三條參議實昭の猶子宗朝始めて氏を稱す、宗朝實は左中將隆昌朝臣の二男櫛笥左中將隆致朝臣の二男なり、權中納言從二位となり、寬文元年十二月薨ず、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(知譜拇記、華族補家傳、華族補家傳)

○宗朝——實鄕——公屋——實守——房季——實德

公朝(トモ)——實遠(カツ)——公宣(スエ)——公靜(シヅ)——實康

リノイケノツカサ　園池司　「エンチシ」を見よ、

リノウヂ　園氏　姓は藤原、持明院大藏卿通基の男權中納言基家の三男基氏始めて氏を稱す、參議皇后宮權大夫となり正三位に叙せられ、弘安五年十一月薨ず、基音に至り、靈元院の外祖たる故を以て左大臣を贈らる、其子基福貞享三年五月准大臣となる、羽林家の一にて、世々將官を經て大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる(尊卑分脈、知譜拇記、系譜、華族補家傳)

○基氏——基顯——基藤——基成——基隆——基光

基秀——基世——基有——基宮——基國——基繼

基任——基音——基福——基勝——基香——基衡

基村——基理——基茂——基萬——基祥(ヨシ)——基資

ソノカラカミノヤシロ　園韓神社

「カミノヤシロ」を見よ。

ソノバテラ　薗八箇寺　宮園内の仏寺

ソノノカミノヤシロ　園神社　「ソノカラカミノヤシロ」を見よ。

ソノヒ　園日　毎月の吉日

ソノヒノマツリ　園祭　毎月の吉日に行ふ祭

ソノヒメ　園姫　園内の女官

ソノヘ　園辺　園内の辺

ソノマツリ　園祭　園内の祭

ソノミヤ　園宮　園内の宮

ソノヤマ　園山　園内の山

ソハ　園波　園内の波

ソハカ　園墓　園内の墓

ソハカラカミノヤシロ　園韓神社

園韓神社と樔韓神社とを合せ称したる名にて、共に宮内省の祭神、大炊の北、主生の東に在りて、園神社は南に、樔神は北に在りしが、神社令廃せり。

ソハカラカミノヤシロ　園韓神社

園神社は大物主神、樔神は韓神及び少彦名命。

ソハラ　園原　園内の原

ソハラノミヤ　園原宮　園内の宮

ソハラノヤシロ　園原社　園内の社

ソハラヒメノミヤ　園原姫宮　園内の姫宮

ソハラヒメノヤシロ　園原姫社　園内の姫社

ソハラヒメノヤシロ　園原姫社

園神社は南に、樔神は北に在りしが、神社令廃せり。

ソハラヒメノヤシロ　園原姫社

園神社は大物主神、樔神は韓神及び少彦名命

務二より六迄は藤氏、七に源氏、八は平姓なり、一
二は初篇にて、一には天児屋根命より五龍家、印ち
嫡流なるを記し、二は天孫降臨の條にて花山院、大炊御門等なり、第
三は御賦の條にて花山院、大炊御門等なり、第
四は公家流にて西園寺徳大寺等なり、第五は
道の脩学分派になく、攝關清華顯貴に脩学分派殿上
人なり、三篇以上は皆共に目錄を
委しく記し略系を載せたり、第四以下は第一巻與共
になし、七道八府(六上下に分ち)藤原氏にて、九は清
和源氏以下十一代の源氏系圖を載せたり、終して清
和村上両氏裔しく他は載略なり、十は平姓を載せた
り(二)前田本、これ又節窓本にして、首に神代系圖と
して皇孫系圖あり、藤氏は三條流閑院流設けて、他
は總圖本とほ、同じ、源氏諸卷に分れ、平氏一卷を
爲し、中臣大江菅野橘菅原等を別に載めたり(三)諸
家大系圖、一に十四卷系圖とも云ふ、首卷は本朝皇胤
紹運錄にて前田本の神代系圖とも類、殊に異、實
相院、前田本の諸本とも異なりて亦參考とするに足
る、ところあり、終に長享二年奎瀛、天文六年狛右、天
正十九年近衛等の奥書あり、一より三まで源氏十五
代、四は源氏十三代の略系、桓武、仁明、光孝の三平氏氏
を收む、五は橘菅原より、宮迄まで十二氏を收め、六
より十二迄は藤氏にて花山院流閑けたり、十二は清
和源氏攝仙流、十三に諸家流にして他の諸本と異な
る所あり、(四)被載諸本、宮内省本を基としたるも
のにして、一より七迄は藤氏にして、總圖前田本と
大差なし、八九は嵯峨、仁明、文徳、清和、陽成、光孝、
宇多源氏を載せ、十は醍醐、村上源氏、十一は華山三
條、後三條、顯德、後嵯峨、後深草、龜山、後二條、後光嚴、後
深草、後花園源氏、及び源、平、藤原、菅原、清原、吉河、中原、小
槻、和氣、丹波、賀茂、安部、清氏、倭四國の略系を載めた
り、十二には中臣、大江、菅原、清氏、及び源、平、藤原、吉河、中原、小
槻、和氣、丹波、賀茂、安部、清氏、倭四國の略系を載めた

ソメカ——ソメド

り、是れ又何れも秘圖前田本など、大同小異なり、按
ずるに本書樣々寫誤をくわえて、清水異同少からず、殊
に後人の書入れ多くして、殿上書き誤本により、清
者を使むるにあらざれば、信に難き所あり、印ち日
野氏に親綱の系圖を加へ、楠氏に楠木正成以下を加
へ、十四卷本に紅梅の手に烏津忠夫友能直等のあ
るが如きは印ち是も頗る濫なるものなり、又諸源氏の
略系を別條に出せるには、藤氏の一二三と同じく、
諸等源平藤橘におちざる諸氏は、非職爵にして、公
賢以後の人を載せたれば、後人が公賢の脩卒分脈に
附設したるものにして、脩卒分脈の内にあらざるべ
し(秘圖本脩卒分脈、前田本脩卒分脈、諸家大系圖)

ソメガミ　染紙　經文を書すを伊勢神宮の忌
詞、一に淨草とも云ふ、經文の紙は多く黃蘗にて染め
たればかく云へり、又黃紙とも云へり、儀式帳に、忌
日加彌と記したれば、ツメカミと訓べきか、今俗
に「楠木をせしやうは爲住ませんとにも非ず、くつ
くつ法師なりすて、經よませんとなりけり」と謠ふ
べき一句を、當宮の御前にて思ひ出べき詞の出んことを
悔りて下句を「くつくつ」からながめすて、染紙
よませんとなりけり」と謠ひし由見えたり、

ソメシヤウゾク　染裝束　圖解下裏、表
務を色染にして常用したる裝ひふ、用御使の日
の勅使、公卿等、これを常用す、又宿老の人は、下襲
のみを染めて、裝束を染めず、若年の人は下襲の裏
のみを染めて用ひたり、染色の種類は、後照念院殿裝
束抄に載せたれば、就きて見るべし(裝束集成、後照
念院殿裝束抄、花鳥餘情)

ソメドノ　染殿　山城國京都正親町の南、高倉
の西、今は清和院門内の南、仙洞御所の北部に當れ

ソメドノノキサキ　染殿后　圖解藤原明
子、染殿に居らるを以て世に染殿后といふ、圖解文
德天皇の皇后なり、仁壽三年從三位に進み、天安二
年超えて從一位に叙す、清和天皇御位ゆるに及び、皇
太夫人と爲し、貞觀六年更に皇太后の號を奉
る、八年冬新造の常寧殿に移る、十年天皇爲めに四
十の賀を行ひ、勅して他を近衛四十寺、平城四十寺
に詣しめて轉經功德を修し、また山水樂を奉獻に設
け、王公卿士に物を賜ひ、宮懸伶女の位を進む、十四
年染殿宮に還り、十六年職院に移る、元慶二年太后
年五十、清和上皇五十個をして法華經を清和院に講
ぜしむ、六年園城天皇踐祚して太皇太后といふ、昌泰
三年五月崩ず、年七十二、山城國愛宕郡白河山陵に
葬る(大日本史)

ソメドノノタイシン　染殿大臣　藤原良
房(フヂワラノヨシフサ)を見よ、

ソメネンブツ　染年貢　江戸時代年貢の一、地
に、方凡例錄に、「染年貢は、山原地或は堤などの空地
に、染木を植え立、年貢を納めしむるを云、又畑に
ある染木畠に入たる染畑もあり、是は上畑の年貢上
納する也、空地の分は小物成に入れども、年貢高へ
取る、又正染を納るもあり、實は年貢として納る蠟實
蠟歩銀などなり、大和奥羽越後等に多し、武

ソライ——ソロバ

ソライバ　徂徠派　荻生徂徠の學派を云ふ、
古文辭學派(コブンジガクハ)及び荻生徂徠(オギフ
ソライ)を見よ、

ソロバン　算盤　圖解算術に用ふる器具、算
盤の轉音なりと云ふ、松屋筆記に、「珠の編
たる縄の省、又は珠の鳴音のサラ〳〵と聞ゆれば云
ふにや、サラ〳〵はスラ〳〵スル〳〵などと同語と聞
え、ソロもサラの通音なれば也と云へり、又珠盤、十
露盤、算盤、籌論盤とも書き、圖解細竹を以て珠を
貫き、珠數顆をして、活動自在ならしめ、之を箱中
に列置し、箱の中央より上方に偏して一木を横たへ、
細竹をして之を貫かしむ、細竹を珠軸、横木を背梁と
云ふ、梁下を五顆とし、梁上を一顆とす、或は二
顆とするもあり、其梁下の珠を一とし、梁上の一
珠を五とす、故に若梁の上下共に六顆にして十顆を
置き、然れども敬を列するの際には十は常に上位の錙
の左方を上位、右方を下位とす、の一顆を以て之に
代ふ、之に數を列するの法は梁下の珠顆を上昇し、梁
上の珠顆を下降せしめて、各珠常に背梁に切するを
以て列布の數とす、背梁に切せざる者の上下に切するも
のを遊珠と云ふ、算盤の桁數は一定せず、多數を列
せんとするには桁數多きものを用ふ、乘除法に九歸
勾法(ニ)歸法、退一進二十、二歸法、二一添作五、退二
進十と云ふ類)減歸法(一歸法、見一無除作九、二一
歸法、見二無除作九二と云へる類)起一還原法、二歸
法、起一下還二、二歸法、起一下還二と云へる類)等あ
り、今類はしきを以て一々記さず(圖解算術)

ソロモン　算盤　圖解算術に用ふる器具、算
盤の轉音なりと云ふ、松屋筆記に、「珠の編
たる縄の省、又は珠の鳴音のサラ〳〵と聞ゆれば云
ふにや、サラ〳〵はスラ〳〵スル〳〵などと同語と聞
え、ソロもサラの通音なれば也と云へり、又珠盤、十
露盤、算盤、籌論盤とも書き、圖解細竹を以て珠を
貫き、珠數顆をして、活動自在ならしめ、之を箱中
に列置し、箱の中央より上方に偏して一木を横たへ、
細竹をして之を貫かしむ、細竹を珠軸、横木を背梁と
云ふ、梁下を五顆とし、梁上を一顆とす、或は二
顆とするもあり、其梁下の珠を一とし、梁上の一
珠を五とす、故に若梁の上下共に六顆にして十顆を
置き、然れども敬を列するの際には十は常に上位の錙
の左方を上位、右方を下位とす、の一顆を以て之に
代ふ、之に數を列するの法は梁下の珠顆を上昇し、梁
上の珠顆を下降せしめて、各珠常に背梁に切するを
以て列布の數とす、背梁に切せざる者の上下に切するも
のを遊珠と云ふ、算盤の桁數は一定せず、多數を列
せんとするには桁數多きものを用ふ、乘除法に九歸
勾法(ニ)歸法、退一進二十、二歸法、二一添作五、退二
進十と云ふ類)減歸法(一歸法、見一無除作九、二一
歸法、見二無除作九二と云へる類)起一還原法、二歸
法、起一下還二、二歸法、起一下還二と云へる類)等あ
り、今類はしきを以て一々記さず(圖解算術)

ソロモンタ

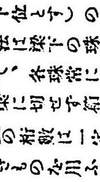

タ　田　圖解稲を植うる土地を云ふ、又
「シロ」とも云ふ、田の音の轉略なりと云ふ、一説に
手をぁと云ひて、不の義なれば、田も非不なる歩手
の如くなる故に云ひしならんと云へり、圖解神
代天照大神、粟粒豆を以て陰田の種子とし、稲を
以て水田の種子とし、天忌作を定らてより、其種
田、天平田、天色雄田、天櫃田、天川依田、天口鉏田等
あり、又正しく制度の法式より出たるを、天子御
耕作の田とし、天皇命田、公田等なして、歴代の
初めしめ、岡

務二より六迄は藤氏、七に源氏、八は平姓なり、一
二は初篇にて、一には天児屋根命より五龍家、印ち
嫡流なるを記し、二は天孫降臨の條にて花山院、大炊御門等なり、第
三は御賦の條にて花山院、大炊御門等なり、第
四は公家流にて西園寺徳大寺等なり、第五は
道の脩学分派になく、攝關清華顯貴に脩学分派殿上
人なり、三篇以上は皆共に目錄を
委しく記し略系を載せたり、第四以下は第一巻與共
になし、七道八府(六上下に分ち)藤原氏にて、九は清
和源氏以下十一代の源氏系圖を載せたり、終して清
和村上両氏裔しく他は載略なり、十は平姓を載せた
り(二)前田本、これ又節窓本にして、首に神代系圖と
して皇孫系圖あり、藤氏は三條流閑院流設けて、他
は總圖本とほ、同じ、源氏諸卷に分れ、平氏一卷を
爲し、中臣大江菅野橘菅原等を別に載めたり(三)諸
家大系圖、一に十四卷系圖とも云ふ、首卷は本朝皇胤
紹運錄にて前田本の神代系圖とも類、殊に異、實
相院、前田本の諸本とも異なりて亦參考とするに足
る、ところあり、終に長享二年奎瀛、天文六年狛右、天
正十九年近衛等の奥書あり、一より三まで源氏十五
代、四は源氏十三代の略系、桓武、仁明、光孝の三平氏氏
を收む、五は橘菅原より、宮迄まで十二氏を收め、六
より十二迄は藤氏にて花山院流閑けたり、十二は清
和源氏攝仙流、十三に諸家流にして他の諸本と異な
る所あり、(四)被載諸本、宮内省本を基としたるも
のにして、一より七迄は藤氏にして、總圖前田本と
大差なし、八九は嵯峨、仁明、文徳、清和、陽成、光孝、
宇多源氏を載せ、十は醍醐、村上源氏、十一は華山三
條、後三條、顯德、後嵯峨、後深草、龜山、後二條、後光嚴、後
深草、後花園源氏、及び源、平、藤原、菅原、清原、吉河、中原、小
槻、和氣、丹波、賀茂、安部、清氏、倭四國の略系を載めた

ソヤ　征矢　圖解箙に用ふる矢を云ふ、敵
を征伐する矢なる故にかく書す、一説に悉の羽にて
はぎたる故に征矢と書く、悉を征鳥と云ふ故なりと、
倭訓栞殺矢の義とし、貞丈は背矢の略にて、征矢は征
矢の略、雁股に對して云ふと、或は威に用ふる矢
と異にして、戰陣に用ふるは佛なく鏑なれば、鏑矢
の義なりと、征箭鏃にきす、征に差すを云征矢と云ふ
圖解には節陰、羽は鳧鳥の羽を本とし、根は鍼
厄柳葉烏等を用ふ、猶委しき事は當用書を見るべし、
圖解平時令に「凡兵士等人令一張、弓弦袋一口、副弦二條、征矢五十隻、胡簶二具、大刀一口、刀子
一枚云々」と見えしと云ふに見ゆる始めとす、延暦
十年十月東海東山諸國に令して、征箭三萬四千五百
隻を作らしめたり、大神宮式に「征箭一千四百八十
隻、金漆塗卷漆塗漆塗し」と見えたり、後非武人は十二
束以上、十五束迄の者を用ひたり、今我邦、延喜式、平
器考、征川記、貞丈雜記、古今要略倫)

ソヤノヤ　鳥羽矢　白羽を給其にて染め
たるをはぎたる矢を云ふ、貞丈雜記に「染羽の矢古
書に見えたり、羽はたには染ざる物なり、赤きはべ
に、青きはあるべう、黒はしわう、黒は烏すみ、もゝ
にざはらぬるとしわうを家令せ、むらきはあるとべ
になり、これらのふのごん舘にてときて、赤付て染
めてほしかはきたらばまた染もべし、こくもうすくも
好みに随ふべし、酷を用ひざれば羽にしみこまぬな
り、何れに染むるとも酷にてふのごんをとくべし、白
羽を染むるなり云々」と見えたり、

渡國に手り殺戮を行なしめ、天皇命に軍國に魔殺を指揮す、崇神天皇以後殿薬を勧めて、日地を開墾せしむ、茶や官田私田の制を設け、官田は屯田と稱し、田部國造をして之を領らしめ、屯田司、屯田司令をして之を掌らしむ、私田は田庄と云ふ、臣連伴造の領する所なり、而して神祇に奉ぜし地を神田と云ひ、佛法傳來して、寺院に奉ずる寺田と云ふ、この時田を丈るには高麗尺を用ひ、方六尺を歩とし、五歩を代（切）とす、この法歴神天皇より始まると云へど、則據なし、大化改新の時、屯田田庄を改めて、天下を分て國郡里とし、國司をして田畝を校正せしめ、班田收授の法を定む、代を改めて歩段町を以て遂れり、詳しくは、田制（テンセイ）を見よ

ダイ　代　家督相續上に於ける系統の順序、即ち父を一代、子を二代、孫を三代とす、代は血の發にて必しも父子相繼せず、兄弟相受け又は他人と雖も家を繼ぐも、皆代として數ふ、世（セイ）參看

ダイアンジ　大安寺　奈良市大安寺町○高・大寺とも、大和國添上郡大安寺村大字大安寺○百・濟大寺とも、大官大寺とも、又東大寺西大寺に對して西大寺とも云ふ　推古天皇二十五年、聖德太子和を受けて熊凝村に一寺を建立し、熊凝寺と號す、舒明天皇十一年百濟河の側に移し、且つ九層塔を建築し百濟大寺と號す、封三百戸、墾田二百町、後飛鳥都に遷すに從ひ、都を遷し、天武天皇二年造高市寺司を置き、寺基を高市郡に移して高市大寺と號し、封七百戸、墾田九百町、世二

寺と云ふ、高麗尺におれば十市郡に在り、文武天皇三年、藤原不比等の發願により、天皇の勅願により、天武天皇の皇后皇子内親王の本願により、城内に觀音院を建立す、正慶四年八月山門に於て悪僧智

（本文續）

附す、十七年改めて大安寺と云ふ、俗に南大寺と稱す、左京六條四坊に在り、十六年繁田九百九十四町を寄す、天平寶字元年封五十戸、神護景雲元年田六町を施入す、天長九年別當の時により、勅して毎年六月法華會を修せしむ、元慶四年三綱の請により、勅して寺地の公田となれるもの、十市郡百濟河邊一町七段、高市郡田十町七段を本寺に賜ふ、後世淨衣燒損して今僅に一小堂を存するのみ○國寶は、菩薩道眞の筆なる繪起、今御物となる、彫刻に千手觀音、不空羂索、救脚觀音、十一面觀音、四天王等あり、舍利容器、大和志、大和國一覽、下千卷抄に「大安寺不滅流通形也」、大安寺本願記、三代格、三代實錄、伊呂波字類抄、元亨釋書、扶桑略記、元亨釋書、

ダイアンジシャク　大安寺尺　尺の一種、周尺なり、大安寺に藏するを以て名づく、長さ曲尺の八寸二分半、度起によれば、弘法大師從來のものなりと云へども、信じがたし、又此尺は平安朝時代に行はれたるもの一種にして、今其寸分により考ふるに、今の小尺の少く短くなりしものならべし（古今變望續）

ダイアンジリウ　大安寺流　三論宗の一派、智藏の上足道慈律師の所傳は、善議、慶俊之を受けて大安寺に傳へたるを以てなづく、「ダイアンジ」、「チョウロンシュウ」と云ふ（日本佛教史綱、十二宗綱要）

ダイイ　大尉　官名、近衛府の長官、中將の上、少將の下、從四位に當る、

ダイイン　大院　寺院の大なるもの、

ダイウンイン　大雲院　京都市下京區寺町通四條下ル側○淨土宗、智恩院に屬す○本尊阿彌陀佛　圖　圖　圖

の事蹟を述べ、十八・十九巻は織田信雄等の事蹟を述べ、二十・二十一巻は人物誌と稱し、君臣の道治國の要等を述べ、二十二巻は豊臣氏の系行及び豊臣氏の遺紀等を記したり、元和三年の命に從ひ、家康の事蹟を記むらる者にして虚實混同せるものありと雖も、著者は豊臣氏の一族にして、著すべき事たり、元和三年朝廷より出版し、後ち清次出忠林庵等正の跋あり、寛治四年山田奉行小浦山光一コモヲアンを見よ、

タイキ 台記 ［歴史］［写本十四冊］［図書寮］［版本］

紀の目記、原名は單に日次記、又は作記と稱す、一に槐記、宇左記、宇槐記、治相記、宇治左府記と稱す、いづれも後人、他の日記と識別せんが爲めに、紀の宮職居所に據りて名づけしものなり、本書は國本に載する所のものは、首冊目錄次冊以下は康治元年より久安四年に至り、同六年より久壽二年に至る迄の日月、次記と、内、康治元年は正四六月を缺き、二年は六月、天養元年は三四月、二年は六七月、仁平元年は夏以下、二年は二月以下、三年は春夏冬、久壽元年は二三五六月、二年は春及び六月を缺く、別に保延二年冬の記一冊あり、同一の書なるを以て合して全十四冊となす、詳しく一覽所載の書に比して稍多し、本朝書目錄等、治相記、台記を累書とせるは誤なり、而して粗記と其兄忠通との關係、藤原信西の事蹟、紀氏の人物等皆本書によりて窺ふを得べく、保元の際における處置に關して有益なる史料多し（歴史記錄考）

タイキノセチヱ 大儀節會 節會（せちゑ）

を見よ、

タイキベツキ 台記別記 ［歴史］［写本八冊］［図書寮］

藤原賴長日記の別記、台記に書ききれざるに因すると雖も、又は儀節に關する重要事件を別に分錄記錄したるもの、

タイキヤウシ 大行事 大法會の時の行事

梨行事僧劒ゑと見えたり、「ギャウジ」參看、

タイキヨクテン 大極殿 「ダイコクデン」

を見よ、

タイク 大工 建築の技師及び職工の總稱、古は少工と對して一つの職名、維新以後は職工のみを指して技師には唱へざりき、又匠・匠と稱したる時代は諸藝なき時代にして江戸の人口增加すると共に建築の職また當川多かりしを以て、加賀、能登、越中、越後等の木工江戸に來りて業を營む者多し、是れを加賀大工、能登大工等の諸工人は、木工に屬せずして各業を兼ぬ、又匠工、石

工、越中大工、越後大工といふ、是れ等の工人能く第宅を營作すと云へども、奈良京都の眞工には及ばざりき○番匠は、もと木工寮に屬したる工人にして職名なりしが、室町時代の時には、大工の異稱となり、棟梁は江戸時代幕府に仕へたる大工工人の長ないへる職名なりしが、これまた轉じて民間における工人の頭立つもの、稱呼となれり、また別に船大工あり、船舶を製造する工人なり、これ古くは大工は木工に限らず檜物師を檜大工、塗師を塗大工、石造を石大工、屋刻を屋大工、鍛冶を鍛冶大工などいへる遺風なるべし、建築(ケンチク)參看(東北院職人歌合註、工藝志料)

(匠)(工大竹)

ダイグウシ　大宮司　「オホミヤツカサ」とも訓む、神人の長を云ふ、「グウジ」を見よ、

ダイクガシラ　大工頭　江戸幕府の職員、木工の事を掌り、所屬の大工を總ぶ、作事奉行の支配たり、人員二人、二百俵高、役料二十人扶持とす、起原詳かならざれども、大膳院殿御實記覽永十七年五月廿一日の條に、大工頭木原杢允義久、同鈴木兵九郎と見えたれば、この以前既に此職ありしを知るべし○別に京都大工頭あり、京都における木工の事を掌ること、江戸に同じ、また作事奉行の支配にして、中井主水之を世襲す、主水は世祿五百石、役扶持廿人扶持を給せらる(官中秘策、萬天日錄、德川實紀、明良帶錄、武鑑)

タイクワ　大化　孝德天皇御宇の年號、皇極天皇四年六月十四日卽位、始めて年號を立つ、五年を經て白雉と改む(書紀)

タイクワウ井ン　大光院　新潟縣上野國新田郡太田町○義重山新田寺とも號す、臨濟宗、淨土宗、樫林の一〇本尊阿彌陀如來、起原沿革傳に、新田義重深く佛敎を信じ、源空に歸依し、老後薙髮して上西入道と號し、七堂伽藍を寺尼に創立す、其後伽藍燒失して荒廢に歸したりと云ふ、慶長十六年十一月、德川家康、增上寺存應、土井利勝、成瀨正成を上野に遣はして義重の遺跡を搜索せしめ、遂で一寺を建立し、義重の法號により大光院と號して義重の墓を此に遷し、同十八年四月武藏大善寺呑龍を請じて開山となし、寺領三百石を寄附し、元和八年紫衣を賜ふ、本堂、方丈、開山堂、庫裡、鐘樓堂、寶藏等あり、末寺三十餘箇寺あり(義重出風土聞見錄、上野志、名勝地誌)

タイクワウタイゴウ　太皇太后　天皇の御祖母にして、后位に登り給へるものに對する尊號、「オホキオホキサイノミヤ」とも訓む、太皇太后、太皇大人といふも同じ、長信宮ともいふ、皇極仁明天皇が、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子を尊びて、太皇太后の號を上りたるを初見とす、然して皇太后より陞るを以て常となせども、皇后中宮より、直ちに進みたることもなきにあらず、後世女院の稱起りてより後は、此位に居るもの頗る少し、待遇に皇太后と同じく、他に行き給ふを行啓といひ、臣庶より太皇太后に白すを啓といひ、敬稱には殿下といふ、中宮職ありてこれに屬す、明治に及び敬稱を改めて陛下と稱することゝなれり(令義解、西宮記、有職袖中錄、古事類苑帝王部、皇室典範)

タイクワウタイコウグウシキ　太皇太后宮職　中宮職(チュウグウシキ)を見よ、

ダイクワウフセウコクシ　大光普照國師　陸元(インゲン)を見よ、

ダイクワウミセウジノミササキ　大光明寺陵　光明天皇及び崇光天皇の御陵、山城國紀伊郡深草村大字堀內に在り、兆域周圍百七十九間(段一歩)、

判する事を得ず、上京の時百姓を多く從ふることを得ず、唯國造郡領を從はしむる事を得、但し公事を以て往來の時は、部內の馬に騎り、部內の飯を喰ふことを得、また從來の國造、伴造、蝟集、僭濫等にあらずして、許りて我私の時よりこの官家を領し、この郡縣を治むといふとも、汝等國司、帥に實狀を得て後ちに朝に申すべし、なほ閑曠の所に於て、兵庫を造り國郡の刀甲弓矢を收聚し、邊國の蝦夷と接境する所には、悉く其兵を集めて猶本主に假すべし、其優の六縣にありては使者を遣はして戶籍を造り、田畝を校すべしといふにありき、卽で使者を諸國に遣はして、民の元數を錄せしめ、且詔して曰く、古より以來、天皇の時毎に、代を標はすの民をおきて名を後ちに垂れ、其臣連伴造國造等もまた各々己が民を置きて恣に驅使するのみならず、國縣の山海、林野、池田を割き取りて己の財と爲し、爭戰已まず、加ふるに、或者は數萬頃の田を兼併し、或者は些少の土地だも有せずして、貧窮の懸隔甚しく、而して調賦を進むるの時に及びては、臣連伴造等、先づ自ら收斂したる後分ち進め、宮殿を修治し園陵を築造するに際しても、各々己が民を率ゐて事に從はしむ、方今百姓なほ乏し、然るに勞あるものは水陸を分割して私地と爲し、百姓に賣り與へて、年に其價を索む、爾今以後地を賣り、もしくは主と作りて劣弱を兼併する事勿れと、百姓大に喜ぶ、二年春正月、賀正の禮畢るの後、改新の大詔を發す、其一に曰、古來天皇の子代の民、處々の屯倉、及び臣連伴造國造村首等の部曲の民、處々の田莊を停廢し、新に食封を大夫以上に賜ふ、其二に曰、京師を修め、畿內に國司、郡司、關塞、斥候、防人、驛馬、傳馬を置き、及び鈴契を造り山河を定めよ、凡京に坊毎に長人を置き、四坊に令一人をおき、戶口を按檢し、姦非を督察する事を掌らしめ、且畿內の區域を定め、郡を大中小の三郡に分つ、其三に曰、戶籍計帳、班田收授の法を制定す、凡そ五十戶を里とし、里毎に長一人をおき、戶口を按檢し、農桑を課殖し、非違を禁察し、賦役を催促する事を掌らしむ、凡そ田は長さ三十步、廣さ十二步を段とし、十段を町と爲し、段毎に租稻二束二把、町毎に租稻廿二束を出さしむ、其四に曰、舊賦役を停めて田の調を行ふ、凡そ絹絁絲綿は並に鄕土出す所に隨へ、凡そ官長へ、凡そ官長に一丈二尺、凡そ布四丈、長さ絹絁に同じ、一町にして疋を爲す、長廣絹に同じ、一町にして端と爲す、また別に戶別の課を出さしむ、一戶に皆布一丈二尺、凡そ調の副物雜貨は、赤鄕土出す所に從へ、凡そ官長は、中馬一百戶ごとに一疋を輸し、細馬は二百戶ごとに一疋を輸せ、其馬を買はん直は、一戶に布一丈二尺とす、また兵は、人毎に刀甲弓矢幡鼓を輸し、仕丁は寮三十戶ごとに一人なりしを改めて、五十戶ごとに一人とし、采女は少領以上の姉妹及び子女の、形容端正なるものを貢せしむ、是によりて兄死するも、弟屍を收めざるもの多し、其五は、役民路頭に飯を炊けば、路頭の家、何故に恣に飯を余が路頭に炊くぞとて、解除せしむるものあり、もし飯を借りて飯を炊き、其飯物に觸れて穢れり、甑の主乃ち祓除せしむ、凡そ是の如きの類、愚俗の染む所、今悉く禁斷す、復爲さしむる勿れといへり、超えて三年七色十三階の冠を制し、五年改めて十九階と爲し、また八省百官を置く、蓋しこれより先き人民の王事に供するものを品部の民といひ、部毎に長ありて朝廷に仕ふ、天皇これに氏を命じ、姓を賜ひて階級を分ち臣連伴造といふ、此に至りて官制を改革し、新に大臣をおき、從來內外の職、皆世襲にして封建の姿なりしを一變し、八省百官を建て、交代遷任の官となし、郡縣の治を布かれたり、而して八省百官の名文なし

三に、奴婢主の貧困を欺きて、自ら勢家に託して活を求むるを、勢家留め置ひて本主に還らざるもの多し、其四は、妻妾夫に放たれ、年を經て後他に適くは常理なるに、前夫三四年の後に、後夫の財物を貪りて已れが利となすもの多し、其五は、勢を恃む男、浪りに他の女を要し、其女人に嫁すれば、嗔りて兩家の財物を求め、已が利となすもの多し、其六は、夫を亡へる婦、十年廿年を經て人の婦となり、又は未婚の女はじめて人に嫁する時、斯の夫婦を娚みて祓除せしむるもの多し、其七は、妻に嫌れ離れたる男の、慙愧の餘、妻を强て事覆の婢(コトサカ)となすものあり、其八は、屢々己が婦の、他に姦するかと疑ひ、證なきに、浪りに官司に訴ふるものあり、其九は、旅人路頭の家、何の故に人を余の路頭に死なしめたるとて、死者の友伴を留めて、祓除せしめ、また百姓河に溺死すれば、逢ふ者、何の故に我を溺死人に逢はしむといひて、溺者の女伴に祓除せしむ、是によりて兄死するも、弟屍を收めざるもの多し、其十は、役民路頭に飯を炊けば、路頭の家、何故に恣に飯を余が路頭に炊くぞとて、解除せしむるものあり、もし飯を借りて飯を炊き、其飯物に觸れて穢れり、甑の主乃ち祓除せしむ、凡そ是の如きの類、愚俗の染む所、今悉く禁斷す、復爲さしむる勿れといへり、超えて三年七色十三階の冠を制し、五年改めて十九階と爲し、また八省百官を置く、蓋しこれより先き人民の王事に供するものを品部の民といひ、部毎に長ありて朝廷に仕ふ、天皇これに氏を命じ、姓を賜ひて階級を分ち臣連伴造といふ、此に至りて官制を改革し、新に大臣をおき、從來內外の職、皆世襲にして封建の姿なりしを一變し、八省百官を建て、交代遷任の官となし、郡縣の治を布かれたり、而して八省百官の名文なし

幕一覽)

タイクワノカイシン　大化改新　起原　我國上古より民に貴賤を分ち、主從を定め以て生業を營てたり、而して皇別神別の諸姓は、皆貴種にして臣、連、伴造、國造其他有姓の家を眞民と爲す、眞家は人を使役し、賤民を奴婢とし、其眞家に仕ふるを家人とす、其別極めて嚴にして、婚姻を相通ぜず、然れども或は私通して子を孕け、或は奴婢の主家貧にして勢家に強買せらるゝ等、爭訟滋く起り、國造伴造の家は、臣連等と共に、私民をおきて山野を占有し、益々兼併を事として眞家疲弊し、地を賣りて調賦を辨じ、姓を賣りて奴婢となる、屯倉子代等の地も、世を逐うて增々多く、積弊漸く甚しかりき、大化の改新は這般の情弊を改めんが爲に起る、而して當時隋唐の文明は既に我國に東漸し、先覺の士は、早く之に倣はんとするもの少しとせず、加ふるに、蘇我氏誅に伏して大臣家族の未だ代り勢を占めたるものなきの際なりしを以て、中大兄皇子(天智天皇)は藤原鎌足と共に、孝德天皇を擁立して、改新の眞務に當る事となりたり、之を要するに改新の主旨は、古へより族制專ら行はれて、徵兵、刑罰、收租等の法權分れてこれに歸し、朝廷の威令漸く行はれざるを以て、大に名分を明らかにし、悉く私地私民を收公して貧富を平均し、祖宗統一の治に復せんとしたるものなり、約言すれば、族制分權を改めて朝廷集權と爲すにありき、起原孝德天皇卽位の元年、始めて年號を立てゝ大化元年と爲す、其將に大改革を行はんとするの準備として、同年八月東國等の國司を戒諭するの詔あり、其大意は、凡そ國家の公民、大小所領の人衆は、皆田稻を作り、田畝を校し、その園池水陸の利は、百姓と俱にすべし、また國司等國に在りて卑

と雖も、恐らくは令の制度と大差なかりしならんか、既にして白雉三年四月戸籍を造る、凡そ五十戸を一里とし、里ごとに長一人をおき、戸主は皆家長を以て之に充つ、また戸は五家相保ち、一人を長として相検察せしむ、斯の如く大化元年に始まりたる改革は、白雉三年に至りて漸く終りを告げたり、然れども右に述べたる所は、法令の表面に過ぎず、更に裏面より観察するに、改革の際大に期酌する所あり、新制の中旧俗を交ふるものなきにあらず、今二三を挙ぐれば、当時新置の郡は、其実略ぼ従来の小国を存して名称を換へたるに同じ、郡司は、全く国造の変称にして、其人は意の国造より取れり、国造は世襲の職にして、父祖以来其土に居住し、親ら人民に接して恩威並び行はれたり、假令国司の下におきて郡司と為すも、旧俗何ぞ遽に改まるべき、子孫世襲の風、神事民事混同の俗、皆共に行はれたるのみならず、当時郡国の疆界名称いまだ全く定まらず、逸土に至りては班田せざる処多く、国司の如きも、決して天下諸国に遍く置かるべきにあらざれば、国司の置かれざる処は、国造旧によりて倩民政を治めしならん、伴造のごときも亦然り、加ふるに皇族舊臣に属して、其使役に供せられし部曲の如きも亦甚だ停め難かりしのみならず、田荘に至りても、なほ全態を存したるもの多かりき、また皇太子中大兄の奏言によりて当時入部屯倉を悉還せられしと雖も、爾来更に仕丁を賜ひ、意の入部及び所封の民より簡び充てしめられたりき、而して此改新より、族制的の世襲は、為めに其状を一変したるがごときも、只旧職を以て新設の官位に代へたるのみにして、敢て弊害を除去せられしにあらざるは、当初の聖詔に懸論し給ふ所なり、此のごときは、もと人民を安んぜしむる趣意に出でたりとはいへ、また時勢の已むを得ざりし所なるべし（菅紀、国史眼、大日本通史、史学雑誌、大化改新論）

ダイクワン　代官　名義　鎌倉室町の家、領家、武家等に之を置く、武家は執権、管領は将軍に代りて政務を専にし、追討使は臨時将軍に代りて軍務を行ふ故に、共に代官又は御代官と称し、其外将軍の代官にのみ云ふ、後には専ら守護代、地頭代を云へり、江戸時代には幕府直轄地を支配する者の職名なり（原始社会沙石集に、下総国の或地頭、領家の代官と相論の事有て鎌倉にて対決す、爰時の御代官是等の高僧老衲皆当寺に住せり、後ち上杉氏当寺を崇信す、永和四年上杉兵部少輔能憲卒せし時、住僧大年拈香を勤めたり、天正年間兵火に罹り、諸堂悉く灰燼となり、暦寺となる（相模国風土記稿）

ダイクワンジ　大官寺　大安寺（ダイアンジ）を見よ、

ダイクワンタイジ　大官大寺　大安寺（ダイアンジ）を見よ、

ダイケイジ　大慶寺　所在　相模国鎌倉郡寺分村字雪の沢に寺址あり○紫照山と號す　宗旨　時宗臨済派、鎌倉十刹の一（原始社会）仏源禅師正念の開山にして、北條氏の信仰ありき、無象、大川、大拙、代官を置き、領主若くは領主の家長に命じて収納を掌らしめ、其地を代官所と称したり、徳川氏又之に倣ひ、幕府直轄地を支配するものを代官と称し、収納以下の事を掌らしめたり、委しくは郡代（アンダイ）の條に就て見るべし（武家名目抄、農政座右）

ダイクワンジ　大官寺　大安寺（ダイアンジ）を見よ、

ダイケイチヤウ　大計帳　大帳（ダイチャウ）を見よ、

ダイケイチヤウシ　大計帳使　四度使（ヨドノツカヒ）を見よ、

ダイゲダツ弁ンサキノクワンバク　大解脱院前関白　近衛内前（コノエウチサキ）を見よ、

ダイゲンノホフ　大元帥法　名義　正月八日より十四日まで七日間、治部省にて、大元帥明王を本尊として行ふ大法会を云ふ、本尊は四面八臂の忿怒尊にして、常には息災に修し、乱世には強敵の調伏に修す、真言宗にて専ら修す、帥の字はよまぬが故実なりと云ふ　職員令　蔵人内蔵寮の官人を以て、御衣を賜ひて壇所に遣る、御衣は櫃に納め、緋の

綱にて結ぶ、御衣を受取れば蔵人これを封じて治部省に送りて新願せしむ、結願の日御衣をもとの如く返上す　出典　小栗栖法珠寺の僧常暁、律師入唐して、華林寺の元昭に就て此法を学び、帰朝の後法珠寺にて修したりしが、嘉祥四年正月八日より七日限りて治部省にて修せしより朝廷の大会となれり、貞観儀式によれば、宮中の侍所にて行ひて其場所一定せざりしが、延喜の頃より治部省にて修することとなり、後には又太政官にて行ふことゝなれり、降りて明治四年九月之を廃す（師光年中行事、公事根源、建武年中行事詳解、法令全書）

ダイゲンミヤウワウ　大元帥明王　仏経にて明王の総司なり、梵語阿吒婆拘（アダバク）と云ふ、本地如来、世間を救済せんが為めに現はる、一切将軍を統領して国王を守護し、国境を守り、降王怨敵を降伏す、我国古来正月八日より七日間此の主を本尊として法を修するは鎮護国家の為めなり、身の丈八尺（或六尺）青色四面八臂にして、忿怒の相を為し、刀戟輪鉾杵等の武器を持す（尊容抄）

タイケンモン　待賢門　所在　大内裏外郭十二門の一、中門とも称す、もと建部門、また秦賢門と称す　位置　大内裏の東面、郁芳門の北に在りて、南端より第二の門　出典　桓武天皇延暦十三年宮城経営の時、播磨国之を造り、建部氏之を監す、大さ五間、戸三間、瓦屋四阿、丹艧を以て彩り、南北一間、及び両北面各二間、並に扉堅す、左衛府之を衛護す、嵯峨天皇弘仁九年、額を改め、勅筆の額を掲ぐ、貞観十二年、春宮坊に運ぶ雑物は、この門の出入を聴せり、寛仁四年七月大風の為に顛倒す、安元三年内裏焼亡の時、諸門焼失せしかど、この門のみ免れたり（拾芥抄、大内裏図考證）

タイケンモン弁ン　待賢門院　名義　藤原璋子、法名真如法　出典　大納言公実の女、母は守隆の女藤原光子　事蹟　鳥羽天皇の皇后、崇徳、後白河両天皇の御母なり、延久五年十一月従三位に叙し、尊で女御と為る、同六年正月中宮に進む、天治元年十一月院號、康治元年二月尼と為る、久安元年八月廿二日崩ず、年四十五（女院小傳）

タイゲンリウ　太源流　宗旨（ソウシン）を見よ、

タイコ　太鼓　名義　楽器の名、種々の音楽に用ふ、また物の合図即ち軍陣の時、或は時を報ずるなどにも之を用ふ　雑類　楽曲に用ふるものに三種あり、（一）大太鼓（二）太鼓（三）荷太鼓とす、（一）大太鼓は朝廷にて舞御覧の時、或は大社の舞楽などに用ひ、立ちながら之を撃つなり、火焔太鼓とも称す、太鼓は、普通種々なる時に用ふるものにて、座して之を撃つなり、中太鼓、或は鈎太鼓とも云ふ（三）荷太鼓は、道楽の時に用ふるものにて、擔ひて之を撃つが故に名づく、其他陣太鼓（軍陣の時駈引等に用ふ、太鼓の扁き物）締太鼓（腰鼓の如く、胴短く皮を絲にて胴にからげ締めて張るが故に名づく、雛等に用ふ）等あり　出典　其製各異なり、また左方右方の区別ありて、左方の太鼓は、左に頓綺の数二筋にて青色を彩る、右方の太鼓は、右に頓綺の数三筋にて赤色を彩る、（一）大太鼓は、木にて胴を作り、馬皮を張り、両面に各径二尺、花形の金物を施す、調の緒赤白黒の布を交へて縄と為す、胴長さ五尺、径四尺二寸、厚さ二寸五分、漆を施して彩を為し、左赤、右青、木を以て外輪を作り、面に雲龍を雕り、左に雲龍を、右に鳳凰を描く、周邊に火形を刻成し、朱彩を施す、胴の上に柄を立て、黒漆長さ七尺八寸、左に日像を、右に月像を掲ぐ、架架あり階を設ぐ、架の高さ及び廣さは各三尺、上下に二横木を施し、上に鼓を安じ、下に楽を貼く、長さ三尺、皆彩色あり、楽の高さ三尺、方八尺、大鉦鼓の楽の製の如し、櫛高一尺二三寸、懸花形十二を装ふ、白赤緑の流蘇を垂れ、鞍を施す、左赤、右緑、階二段、長四尺、廣二尺七寸、庭上に之を設く、桴二ツ、黒漆にて塗り、長一尺三寸、上頭三寸五分、径三寸之を囲くす、撃つ者左足を楽上に、右足を階に置き、自ら右旁に鼓し立て之を撃つなり、（二）太鼓は、木にて胴を作り、馬皮を張る、面径一尺八寸、金地にて蟠虎三を画く、胴長さ七寸、腹稍々大、面に比ぶれば径二寸を増す、朱地雲彩を施す、革の周縁、胴を冒すこと寸許、釘を施して之を張る、外輪径二尺七寸、廣さ一寸五分、上邊金を以て火形を作り彫画あり、内に鋲を施して鼓を懸く、左右内外また鍍を施し、内には緒を施して鼓を約め、外は桴を挿む、桴の長さ八寸四五分、柴革を以て之を包む、鉦製鉦鼓の如し、柱高七寸、正面に座して之を撃つなり、（三）荷太鼓は、其形猿楽の大鼓の如し、木にて胴を作り、皮を張る、面径二尺七寸、金地黒彩を施す、緑に十孔を穿ち、径各八分、花形の金物を施す、胴長さ一尺三寸、径一尺八寸、朱地にて花彩を施す、大低牡丹唐草なり、布索にて革を約む、棒の長八尺、撥三寸、黒漆にて塗る、其中間一尺二三寸を隔て曲釘を設け調に懸けて之を荷ふ、調緒赤白黒の布を交へて縄と為し調をとづる、胴の上に火形を設く、高さ一尺二三寸、廣さ一尺七八寸、絵を彫ること上の如し、桴の長さ一尺、上頭は径一寸五分、革を包ます、黒漆柄の上下に金物を施す、奏楽の時庭上に設

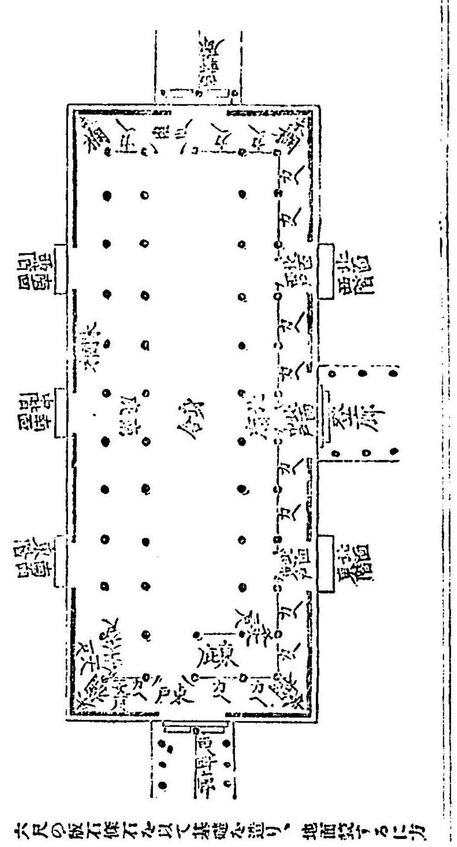

地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺四寸、

一丈に起り、南は金昌門を距ること八十七丈に至る、

六尺の版石候石を以て基礎を造り、地面より一丈に起り、南は金昌門を距ること八十七丈に至る、

礎を以てす、前正面に石階九級を設け、每級六寸、其

ふ、露して大悲大智と云ふ、三衣を愛し、五衆を護

り、飲食を充健す、依て衆の神と、本地は人成

の如来にて、利物の為に菩薩となり、一切の貧窮充福

の衆生に大福徳を与ふと云ふ、又閻魔の神なり、此

の神を祭れば威福を増し、勝利を得ると云ふ、形像

は常雲悪色、八臂あり、各異杖を執り、獰猛な江

等して瓔珞をし、大なる髑の形を踏み、足下に地神女

天ありて両足を其の手に安く、現今我国に祀の神と

して祭る大悲天は唐の訶迦羅より出でしものなれど

も、その形像全く異なれり、一説に大国主命を形造

りて祭る所と云へども、大国大悲者の同じきより誤り

たるなり、又三面大悲あり、大悲・毘沙門・弁財天金

龍の位なり、僧教大師祈山を開きし時現ずる所と云

ふ、又別に六大悲あり、今略す○世俗に大悲を子

の日に祭るは、北方子の神にて、甲子に祭るは子は

十二支の始めにて、甲も十干の始めなる故なりと云

ふ、又仮名以て神化とするは、北方子の神なる故な

らべし（類聚名義抄、仏教いろは辞典、七福神考）

ダイコクデン　大極殿　宮殿　大内裏八省

院、即ち朝堂院の正殿の名、天皇臨御政事を見らる、

所にして、また国祭大嘗を行はる、所なり、ダイキ

ヨクデンと訓ず、「ダイコクデン」と訓むを正し

き稀となす、或は応天殿、大殿とも称す、蓋し略称

なり、此文字は、品経疏に、易有六爻、是作二両儀、

とあるに拠りたり（宮殿図会）内裏の西南、朱雀門内中

和院の南、朝堂院の北に、北に暗礎門を距ること十

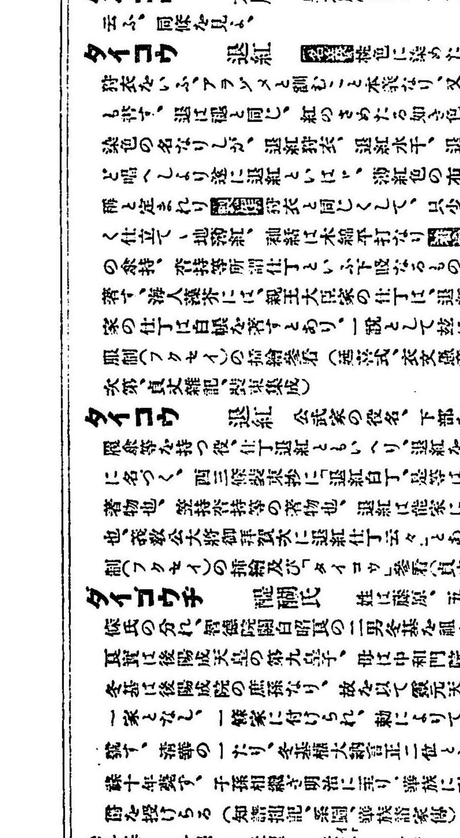

左右階を設くる、南階の如し、東階両階と称す、北面

の階は東西の階と相等しく、廊及び階に接する外、共

に朱欄を設く、殿は南北四四五間、間間各一丈三尺、合

せて五丈五尺、東西十二四十二間、間間各一丈六尺、

合せて十七丈六尺、内部檻を建つる一重、其中央を

高御座（タカミクラの條参看）とす、面前に月なし、

其東西及び北面の端、及び階に接する所月あり、丹

雘彩飾なり、屋を葺くに瓦を用ひ、棟瓦は唐草

様を刻み、また大極殿の三字あるものあり、屋脊

の東西に鴟尾（クッカヲ）を置く、大極殿の

始めて見えしは、孝徳天皇の四年とす、此後天武天皇

九年二月大極殿に御し、十一年正月、親王以下群臣

を大極殿に宴し、朱鳥元年正月、此に御して朝を受

け、元明元正の二帝は大極殿にて即位あり、総て是

等の諸国並に新羅使を饗たり、桓武天皇延暦十五年正月、天

皇大極殿の高御座に御し、正殿を受けられしより、国

儀大礼は必ず此に行はるゝことゝなれり、是より此

殿定殿に至るまで世は三十代、年は三百廿餘年を経

たれど、殿宇後三殿、今存の三天皇は、（宮殿図会）又は

紫宸殿又は太政官庁にて即位ありしが、其他は皆大

極殿にて行はれたり、治承の災後更に造営の事あれ

ども、王室衰微、軍国多事、其功未に成らず、今其遺

趾幾七の沿革なるに、延暦十五年修成し、貞観十

八年焼亡し、元慶三年再営功成り、康平元年又焼亡

し、延久元年三たび功成り、保元三年大に修造あり

しが、治承元年に至り全く焼亡して永く定殿に闕す

（大内裏図考証、不安遺志）

ダイコクマヒ　大黒舞　宮殿　江戸時代春

年正月大黒天の姿を摸し、面を被ぶり、頭巾を冠て

民間の門々に踏び舞ひて、米銭を乞ふ一種の乞丐者

をいふ　里俗語　起原詳かならず、恐らくは禅庭に

見えたり、

ダイコジ　醍醐寺　寺院　山城国宇治郡醍

醐村○浄土宗山号は広来山と称す、又笠取山或は広来山と称す

山門　古義真言宗、醍醐寺派の本山、国宝　開山　貞観

中聖宝始めて草庵を結ぶ住す、醍醐天皇の御願により

理源大師を迎へて座主となし、寺を建立し、類僧侶を集住し、

如意輪堂を金剛院と号し、醍醐天皇の木像を安置す、千

手観音堂五大堂を造営す、藤原元方如意輪堂に安置

せる因を聞き天の厭魅を感じ、別に延命院を造営す、延

喜四年醍醐天皇幸して山下に御願寺造営を遊ばし

同十三年定額寺となす、聖宝始めて此山上に登りし時、

老翁の泉水を指めて醍醐味なりと云ふを聞き、草庵

を結びたるより醍醐寺と称すと云ふ、延喜十九年九

月始めて座主を置き、御願の如意輪観音を以て住す、又

管て真言の許り寺領を給す、延長九年六月上座延賀

の請により、諸国に命じて木材を採進させしめて造営

を遂げ、親王宣旨を頒布せり、寛弘二年天皇行幸あり、

天皇天下に法華会を建立し、村上天皇五重塔婆を建つ、其

他歴代皆臣宣旨を以て多く寺領を寄せしを以て寺運益

々隆にして、山上山下伽藍充満して、諸僧たる一大仏

利となり、康平二年十月廿十二代座主成業、其職を勅

手定最に充り、始めて検校職を置き、宸翰を以て補

す、第十四代座主勝覚三宝院を開主院流性院を開き、

弟子定海定最定賢三院に分住し、定海第十五代座主

となりて後、三宝院法流の座主職に住せらるゝ者

多し、第三十二代座主義演、金剛王院法流より出でた

るを以て、其他亦漸く座主職に住せらるゝ多し、後鎌倉

院蓮華蔵院等開かれ、是等諸院又々座主職に住せら

れて一山を支配す、是を醍醐の五門跡と称す、醍醐三寺

三宝院法流の座源済（足利義満の猶子）第七十四代座

主に住せられたるより、寺務の権依により、三宝院殿威

勢力を得、其法流の座主々々座主に住せらるゝことゝ

なり、遂に一山は三宝院の支配するところとなれり、

文明中兵火に罹り、一山の諸堂舎悉く焼失し大に衰頽せしが、八十代座主義演僧正、豊臣秀吉に尊信せられ、其力を藉りて一山諸堂宇を再建し、盛観を復するこゝとなり、子院五十一坊の多きに至れり○下醍醐寺、深雪山の麓に在り、外門西に面し、山科街道に當り、外門の内に山門あり、山門は楼門にして、左右に金剛密迹の像あり、金堂、南面す、本尊薬師佛(座像三尺五寸許)東に日光西に月光を安座し、別に四天王を安置す、現今の堂舎は秀吉紀伊根來寺の堂を移して修築したるもの○開山堂、本堂の東に在り、理源大師聖宝の像を安置す○五層塔、金剛界大日の像を安置し、傍に寂像二十一體を安置す、村上天皇の御願にして天暦中の建築に係る、永禄十四年の地震に大破に及びしが、慶長三年豊臣秀吉修理を加へて現今に至り、特別保護に係す○清瀧神社、塔の西に在り、清瀧權現と勝間大神宮を祭る、當山の守護神たり○三寶院、下醍醐寺門内に在り、委しくは三寶院(サンバウキン)を見よ○理性院、下醍醐寺門内三寶院の北に在り、勝覚僧正の開く所、本堂方丈等あり○醍醐寺の東北四丁許に俗に千疊敷と稱する所あり、花見山ともやり山とも云ふ、慶長三年豊臣秀吉觀櫻の盛宴を張りし處なり○上醍醐寺、下醍醐寺より登ること三十七町、行程一町毎に標石を立つ、成賢(信西入道の子)の時立てたるものと云ふ○清流社、東向にて山の左腹に在り、龍神影向石を神垣に安す、開山聖宝の勅請なり、古來京都に大旱ある時に雨を祈りし所なり、拝殿は特別保護建造物なり、○閼伽井は、清瀧社の北に在り、即ち老翁が掬して醍醐味と稱せしものなり○准胝堂、清瀧社の上に在り、准胝観音の像を安置す、西國十一番の札所にして峯諸者四時繹えず、即ち當山最初の草創なり○薬師堂、准胝堂の東南舎理佛都(寺院以下)

作の薬師像を安置す、今特別保護に屬す○五大堂、薬師堂の東南、これ敵國降伏の爲め、醍醐天皇御願造立の五大尊を安置す、中央不動明王は聖宝の作、餘は會理の作なりしも、慶長の頃京都にて修繕中三尊を焼失し、軍荼利大威徳の外は奈良佛師の補作なり、今の堂は慶長十一年の造營にかゝる○如意輪堂、五大堂の東北に在り、如意輪観音千手観音を安置す○祖師堂、如意輪堂の北に在り、中央聖宝、左右に峯海観賢の像を安置す、南禪院山中の直谷(スゲノ)に在り、成賢の隠棲したる所にして、田植地蔵と云ふ石像あり○経蔵、薬師堂の下に在り、建久六年俊乗坊の建立にして一種の校倉なり、二重屋根、三重戸、外面は上下に格子あり、建築上最も参考に資すべきものにして、今特別保護に屬す、中に宋國請來の一切經を藏す○什寶、有名の古刹なるを以て、古寫經、古文書、古記錄、資器、名畫、彫刻等枚擧に暇あらず、滿濟准后日記三十八冊、義演准后日記六十二冊は室町時代國史研究には最も必要なるものなり、國寶となりしものは、五大尊像、大日金輪像、阿彌陀三尊像、聖寶文書、當流相傳教誡(後宇多院筆)後宇多院御消息等數十種の多きに至れり(醍醐寺緣起、醍醐寺座主譜補次第、聖寶僧正傳記、略、元亨釋書、門跡譜、山城名勝志、京華要誌、國寶目錄)

ダイゴテンワウ　醍醐天皇　名諱　御名は敦仁(アツヒト)、法諱は金剛寶、世に小野帝また延喜帝と稱す　系圖　宇多天皇の長子、御母は藤原高藤の女胤子、第六十代の天皇、寛平元年十二月立親王、同五年四月宇多天皇の太子となり、同九年七月三日受禪、十三日位に即く、大納言藤原時平、權大納言菅原道眞、天皇を輔佐したりしが、遂で時平は左大臣に、道眞は右大臣に昇り、相並びて政事を參決せり、然るに道眞は時平と政權を爭うて破れ、且天皇の思慮に觸れ、遂に太宰帥に左遷せらる、爾來時平專ら政務に當れり、延喜元年時平に謀して三代實錄を撰ばしめ、同五年格式を編せしむ、これ和歌勅撰の始めなり、爰でまた時平等に命じ、格式を編せしめらる、同七年延喜格十二巻成り、延長五年延喜式五十巻成る、格式の撰定これを以て最後と爲す、延長八年九月廿二日位を朱雀天皇に譲りて落飾し、即日崩ず、御齋四十六、在位三十三年、改元すること三、山城國宇治郡醍醐村大字醍醐、後山科陵に葬る、天皇長じて聰明、勵精治を圖り、百姓を哀矜し、寒夜御衣を脱して民間の凍餒を忍ばれし事は、普く人口に膾炙する所なり、また常に群臣奏對する毎に顔を和げて之に接し、勉めて忠諫を導き、善法を求めんとし給へり、此時に當り譴外の地は國司政を失し、武門漸く興らんとする萌を生じ、醍醐諸國に起りたれども、眞誠は無事太平を極め、民庶堵に安んぜるがゆゑに、世之を延喜の治と稱す(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

(東京帝室博物館蒐集)

ダイゴノサクラヱ　醍醐櫻會　「サクラヱ」を見よ、

ダイゴノミサザキ　醍醐陵　朱雀天皇の御

陵、山城國宇治郡醍醐村大字醍醐に在り、陵上方一丈餘、石を以て之を築く、陵域東西六丈許、南北七丈許(諸陵志、陵墓一覽)

タイサク　對策　王朝時代試驗を云ふ、策問に對する意、冊子(コッゴ)參看、

タイサンブクン　泰山府君　泰山は支那五岳の一、東岳を云ふ、府君は泰行官又は判官とも云ふ、本地は地藏菩薩、天に在りて輔星、地に在りて太山府君と云ふ、府君は肉色にして左手に檀茶杖を持つ、前に書巻を披き、右手に筆を取りて書す、閻羅王は天子の如く、府君は尚書令錄の如し、又深沙大將と云ふ、もとは道士の祀る神、我國素盞嗚尊に配合して、陰陽家及び佛家にても之を祭る、祈れば人命を長くすとて、王朝時代より武家時代にかけて能く之を祭れり、古今著聞集に「康治二年安倍泰親を召て河原にて太山府君を祭らせて、自ら南庭に向はせ給ひけり」と見え、また菅要鈔に「院御悩、修泰山府君、翌日平癒」と見えたり(後讀經)

タイシ　太子
タイシ　太師　皇太子(クワウタイシ)を見よ
太政大臣の改稱、「ダイジャウダイジン」を見よ、

タイシ　大師　五節舞姫に舞を教ふる女を云ふ、「ゴセチ」參看(代始和抄)

ダイシ　大師　名義　佛菩薩の尊稱、後ち僧の尊稱となる、大なる師範の義、釋氏要覽に「大師、師範、大節小之言也、佛稱三界大師二者、瑜伽論云、能化道無量衆生、令苦寂滅、又云、摧滅邪穢外道、出現世間、故號大師」又我國にては勅諡號として高僧に進賜せらるゝことゝなる、大師號私記に「大師之尊號、素起請佛世尊稱三界大師、又以菩薩利益德同佛化者、及以有德無學一賢聖等、號大師、云

慧教大師　淨　土　源空　萬延二年正月十八日
月輪大師　眞　言　俊仍　明治十六年六月
見眞大師　眞　宗　親鸞　同九年十一月
永陽大師　禪　宗　道元　同十二年十一月
慧燈大師　眞　宗　兼豪　同十五年三月廿二日
慈撰大師　天　台　眞盛　同十六年六月廿六日
慈眼大師　天　台　天海　慶安元年四月

倘ほ勅號にあらずして、大師と稱するものあり、比叡山の僧光定を別當大師、同慧亮を大樂大師と號する類なり(釋氏要覽、大師號私記)

ダイシ　大祀　祭祀(サイシ)を見よ、

ダイジザイテン　大自在天　佛經にて諸天王の一、色界の主なり、梵語に摩醯首羅(マケイシュラ)と云ふ、正しくは摩訶室醯伊濕伐羅(マカシツヒバラ)と云ふ、大自在と譯し、又威雄と譯す、大千世界を統攝して色界中に獨尊の王なり、又毘紐天(ビチュ)とも伊那那天(イザナ)(伊舍那天、伊那那天)とも云ふ、大自在天の德を稱贊せし別名なり、崑崙山の頂、七寶地上に珍妙壯麗の宮殿に居ると云ふ、其相三目八臂、白牛に騎り、杵、劒三戟を執りて、大威力を示す(摩奢抄、佛教いろは辭典、類聚名物考、佛語解釋)

ダイジジ　大慈寺　所在地　肥後國飽託郡元三村大字野田○山號大樂山　宗旨　曹洞宗　本尊　釋迦牟尼佛　弘安元年、道元の弟子寒巖、河尻左衛門佐泰明の歸依により之を創開し、釋迦文殊普賢の像を手刻して安置す、泰明師を崇敬し、境内四町四方、及び田地三十町を寄進す、龜山法皇紫震殿に勅額を賜ひ、官寺に列せらる、永正十七年兵燹に罹り、殿堂樓閣過半燒失す、加藤氏肥後を領するに及び、高五十石分の地子を許し、細川氏の入部後亦之に因る、元禄中熊本封内曹洞宗の總錄所となし、糧五十石を加賜す、明和五年再び災に罹り頗る衰弊したるも、今日尚ほ曹

洞院の一方の大利なり（慶後風、銀雑追非）

ダイジン　大臣　名義　初めは臣姓の諸氏の主帥として之を統領する者に賜ひたるものにて、大は美稱なり、後非職にて官名となり、天下の庶政を總攬すること、なれり、「カゥイマツチギミ」とも「カゥカゥミ」とも訓む　由原歴朝　皮務天皇三年正月、武内宿禰を大臣となせしに起り、其子孫相繼きて非々之に任ず、仲哀天皇の時、大連を置きてより、時に大臣を置けば大連を置かず、大連を置けば大臣を置かざりしに、雄略天皇即位後、大臣大連を並置して政を執らしむ、崇峻天皇の時より蘇我氏蝦夷大臣となりしも、大連を置かず、皇極天皇元年蘇我氏七ぶの後ち大臣また屢せらる、孝徳天皇の時始めて大臣を左右に分ち、阿部内麻呂を左大臣、蘇我倉山田石川麻呂を右大臣とし、中臣鎌足を内臣となす、是れより全く官名となれり、文武天皇大寶令制定後、大政官の長官即ち、大政大臣、左大臣、右大臣、内大臣を云ふ、時により明治十八年十二月内閣の制を立てらるゝに及び、宮内、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の各省の長官をいふ「ダイジャウダイジン」「サダイジン」「ウダイジン」「ナイダイジン」等皆（称起、古事記傳、古事類苑官位部、法令全書）

ダイジングウ　大神宮　皇大神宮（クワウタイジングウ）を見よ、

ダイシンケ　大臣家　公家の中、其官太政大臣を先途とし、大將を經ること、を得ざる家柄をいふ、中院、四三條（又三條西）正親町の三家これなり、清華につぐ、清華が大將を經任するに反し、大臣家は、これを經ざるを得ざるを異にせるのみ、大政大臣を極官とするに至りては即ち同じ、故に二者の差は、大將を經ると經ざるとにあり（慶後風）

ダイジンダウ　大神宮　皇大神宮（クワウタイジングウ）を見よ、

ダイシンケ　大臣家　公家の中、其官太政大臣を先途とし、大將を經ること、を得ざる家柄をいふ、中院、四三條（又三條西）正親町の三家これなり、清華につぐ、清華が大將を經任するに反し、大臣家は、これを經ざるを得ざるを異にせるのみ、大政大臣を極官とするに至りては即ち同じ、故に二者の差は、大將を經ると經ざるとにあり（慶後風）

ダイジンダウ　大神宮　皇大神宮（クワウタイジングウ）を見よ、

ダイシンケ　大臣家　公家の中、其官太政大臣を先途とし、大將を經ること、を得ざる家柄をいふ、中院、四三條（又三條西）正親町の三家これなり、清華につぐ、清華が大將を經任するに反し、大臣家は、これを經ざるを得ざるを異にせるのみ、大政大臣を極官とするに至りては即ち同じ、故に二者の差は、大將を經ると經ざるとにあり（慶後風）

ダイジンニセン　大臣轉任　僧にして大臣たらる者に授くる官名、職掌大臣と同じ、淳仁天皇天平寶字八年九月に、僧道鏡を始めて大臣禪師となし、職分封戸を大臣に准ぜしも、稱德天皇神護元年四十月、更に太政大臣禪師の位を授けらる、道鏡誅後此に任ぜられたるものなし（續日本紀）

ダイジンタイキャウ　大臣大饗　大饗（オホアヘ）を見よ、

ダイジンマヒ　大臣舞　内儀　江戸時代に行はれたる小歌の一、起文奈良茂以下、所謂大盡と稱し、吉原にて金錢を湯水のごとくに使ひたる放蕩者のことを詠じたるものに係るを以て此名あり、二十五段より成る　由原歴朝　堤原及び作者詳かならず、容保の頃歌舞伎役者中村吉兵衛此小歌を舞踏に上せてより大に流行し、諸の歌謡及び狂歌俳諧等に引用したる文句も甚多し、其文化文政の頃までなほ行はれたることは、岩瀬京傳は「吉原に古き小歌の殘りたるは僅かに此大盡舞のみ」といひ、小笠山綴介氏また「寛政の頃までは古き老人など、常にこれを以遊にするものおりしを覚えたり」と記したるにて明かなるべし（大盡舞參考誌、同上解題、俗曲の由來）

タイシャ　大赦　赦（シャ）を見よ、

タイシャウ　大將　一平に首將たるものをいふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置きこれを統轄せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱し、略して單に大將とも稱したり、而して一平に首將としての大將は、もと公稱にして、朝廷より臨任の命に係りしが、後世私稱にもこれを用ひ、更に轉じて一部隊の將にも用ふるおとなり、足輕大將、作大將（アシガルタイシャウ）、三度掛にて武田氏の竹城なども沈稱するに至りしに、

タイシャウ　忘狀　王朝時代罪人の罪に服したる時の謝罪狀、令に載せ公辨、三代格、日本紀略等に過狀とあるものと同じ、罪は輕重となく、皆忘狀を進めしめて後に科斷す、或は二度或めて更に返すこと（類聚抄除帳、古事類苑法律部）○また詫び狀（誤り證文）の事をいへる王朝時代より鎌倉時代にかけての用語、「ヲコタリフミ」とも訓む、即ち我が忘悟より起り、過失を泣ぶる旨を記して、人に送る狀なり、十訓抄に「夕間の比、敦より出でけるを待受けて取りよりおとして、さる事云はじと忘狀せさせてゆるしてけり云々」と見えたり、

ダイシャウヲ　大將會　大將祭（ダイシャウサイ）を見よ、

ダイシャウヲフキャウ　大將會來行　宮廷時代における臨時の職、大將會の事を來行す、文正元年二月、雄誥部頭之親を以て大將會總來行とし、假屋厩御守之稱、清和源氏貞秀を以て來行とす、事竣りて朝廷之親を以て修理大夫に任じ、從四位下に叙す、北多を定むるなり、蔡房亦餌二口を賜ふと見ゆ、大將會は將軍の大紀たりと雖も、武家執政の世となりては、實用を蔡房に委す、故に訴定來一人を來行として從事せしめたるなり（武家名目抄、宮劇語彙史）

ダイシャウグン　大將軍　朝臣にして、出征の時三平を統率する者を云ふ、後ち轉じて一平の首將を指す、私稱となり、室町江戸の兩時代には征夷大將軍の別稱として主として用ひられたり○平防令に「每、總三平、大將軍一人、凡大將出征、副將軍對

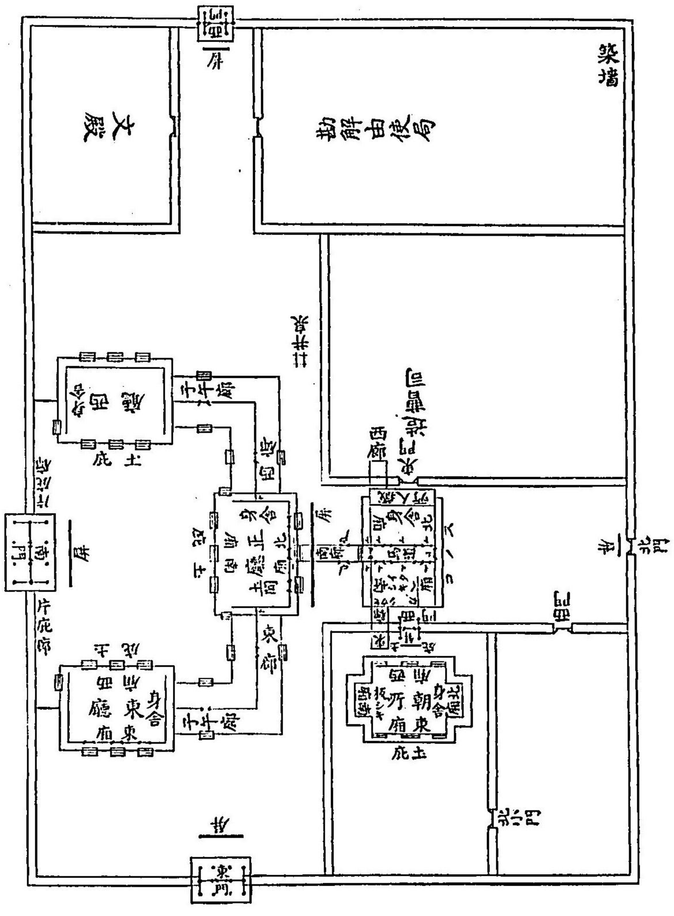
勅解由使局
文殿
北門
東門
南門
西門
二本松
回廊
廻廊
東中門
東北門
東南門
西北門
西南門
東廊
西廊
北廊
南廊
東中門廊
西中門廊
東北廊
西北廊
東南廊
西南廊
東北中門
西北中門
東南中門
西南中門
東北中門廊
西北中門廊
東南中門廊
西南

踏より北四間の所に走りて庭を以て捷し、東西八間（二間は殿人所を含む）南北四間、中央に馬道あり、身舎に廂ありて造酒司に連す。東西に廂と裳手とあり、東面の南端に廂ありて湯殿所に至る。四面に殿人所あり、其南端に、廊ありて造酒司に連す。入令条解に「大炊寮・主水司を総管し、太政大臣一人従二位、左右大臣各一人従二位（以上三公と云ふ）内大臣一人従二位（令外）大納言四人正三位、中納言三人正四位上、参議八人従三位（令外）少納言三人従五位下、左右大弁各一人従四位上、左右中弁各一人正五位上、左右少弁各一人正五位下、大外記

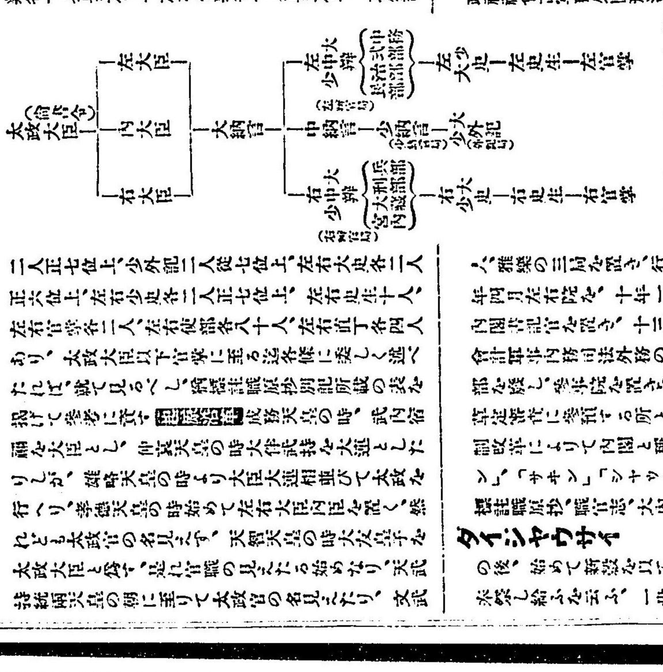

太政大臣と称す。是れ左官職の見えたる始めなり。天武天皇の朝に置りて太政官の名見えたり。文武朝天皇の時大友皇子を太政大臣と為し、仲哀天皇の時大伴武持を大連としたりしが、雄略天皇の時より大臣大連相並びて太政を行へり、孝徳天皇の時始めて左右大臣を置く。然れども太政大臣は令の見えたる始めなり。天武天皇の時大友皇子を太政大臣と為し、仲哀天皇の時大伴武持を大連としたりしが、雄略天皇の時より大臣大連相並びて太政を行へり、孝徳天皇の時始めて左右大臣を置く。然れども太政大臣は令の見えたる始めなり。天武天皇の朝に置りて太政官の名見えたり。文武

二人正七位上、少外記二人従七位上、左右大史各二人正六位上、左右少史各二人正七位上、左右史生十人、左右官掌各二人、左右使部各十人、左右直丁各四人あり、太政大臣以下官掌に至る迄各僚に委しく述べたれば、就て見るべし。職原抄則記所載の表を按ずるに、職員令に、太政官の職掌を載せ、其下に「凡大臣者、経邦論道、燮理陰陽、弘宣徳化、統和天人、内大臣者、為大臣之貳、掌同大臣、若大臣闕者、則摂行之」と。令義解に「大臣者、師範百官、儀形四海、経邦論道、燮理陰陽、弘宣徳化、統和天人、内大臣者、為大臣之貳、掌同大臣、若大臣闕者、則摂行之」と。令義解、職原抄、「職官志、大内裏図考、「注令全書」

ダイシャウサイ　大嘗祭　国幣　天皇即位の後、始めて新穀を以て、天照大神及び天神地祇を祭り始ふを云ふ。一世一度の新嘗なるを以て大嘗と称す。

（文武天皇）

（元明天皇）

（聖武天皇）

（孝謙天皇）

（淳仁天皇）

（称徳天皇）

（光仁天皇）

（桓武天皇）

天皇大友皇子制定して始めて完備せり。然れども此時内大臣中納言等なし。浄仁天皇天平宝字二年八月、恵美押勝の議を以て、乾政官と改め、太政大臣を大師、左大臣を大傅、右大臣を大保、大納言を御史大夫と改めしが、同八年九月押勝誅せらるゝ後悉く旧名に復せり。光仁天皇の時内大臣を置き、平城天皇大同三年正月太政官を分て議政官、弁官、少納言一人を加へ、四年又一人を加し、左右弁官各四人を加ふ。嵯峨天皇弘仁元年又参議を置く、猶委しきことは各其條に就て見るべし。明治元年閏四月太政官を分て議政官、行政官、会計官、神祇官、刑法官の七官と為し、官職及び官制を改め、同年七月従来の官制を改め、正院、左院、右院、式部、会計、民部、宮内、兵部、大蔵、刑部、外務の九省を置き、行政立法の事を務らしむ。八年四月左右院を廃す。十年一月正院を廃す。十二年三月内閣書記官を置き、十三年三月議制を改めて、法制部、会計部、内務司法外務の六部を置く。十四年十月六部を廃し参事院を置き、内閣の命に依り法律規則の草定並に参預する所となす。明治十八年十二月官制改革により内閣と称し、太政官廃せらる。「ヲッキョン」、「ヲッキョン」、「ジャッキョン」等（令義解、職原抄、職註職原抄、職官志、大内裏図考、「注令全書」）

太政大臣（命ぜられた時のみ置く）、内大臣、大納言、中納言（定員外置かる）、少納言（令外官）、大外記（令外官）、右大弁、右少弁（宮内省被管）、左大弁、左少弁（中務省被管）、右大史、右少史、左大史、左少史、右官掌、左官掌

二人正七位上、少外記二人従七位上、左右大史各二人正六位上、左右少史各二人正七位上、左右史生十人、左右官掌各二人、左右使部各十人、左右直丁各四人あり、太政大臣以下官掌に至る迄各僚に委しく述べたれば、就て見るべし。職原抄則記所載の表を按ずるに、職員令に、太政官の職掌を載せ、其下に「凡大臣者、経邦論道、燮理陰陽、弘宣徳化、統和天人、内大臣者、為大臣之貳、掌同大臣、若大臣闕者、則摂行之」と。令義解、職原抄、「職官志、大内裏図考、「注令全書」

ダイシャウサイ　大嘗祭　国幣　天皇即位の後、始めて新穀を以て、天照大神及び天神地祇を祭り始ふを云ふ。一世一度の新嘗なるを以て大嘗と称す。

（文武天皇）

（元明天皇）

（聖武天皇）

（孝謙天皇）

（淳仁天皇）

（称徳天皇）

（光仁天皇）

（桓武天皇）

天皇大友皇子制定して始めて完備せり。然れども此時内大臣中納言等なし。浄仁天皇天平宝字二年八月、恵美押勝の議を以て、乾政官と改め、太政大臣を大師、左大臣を大傅、右大臣を大保、大納言を御史大夫と改めしが、同八年九月押勝誅せらるゝ後悉く旧名に復せり。光仁天皇の時内大臣を置き、平城天皇大同三年正月太政官を分て議政官、弁官、少納言一人を加へ、四年又一人を加し、左右弁官各四人を加ふ。嵯峨天皇弘仁元年又参議を置く、猶委しきことは各其條に就て見るべし。明治元年閏四月太政官を分て議政官、行政官、会計官、神祇官、刑法官の七官と為し、官職及び官制を改め、同年七月従来の官制を改め、正院、左院、右院、式部、会計、民部、宮内、兵部、大蔵、刑部、外務の九省を置き、行政立法の事を務らしむ。八年四月左右院を廃す。十年一月正院を廃す。十二年三月内閣書記官を置き、十三年三月議制を改めて、法制部、会計部、内務司法外務の六部を置く。十四年十月六部を廃し参事院を置き、内閣の命に依り法律規則の草定並に参預する所となす。明治十八年十二月官制改革により内閣と称し、太政官廃せらる。「ヲッキョン」、「ヲッキョン」、「ジャッキョン」等（令義解、職原抄、職註職原抄、職官志、大内裏図考、「注令全書」）

（文武天皇）

（元明天皇）

（聖武天皇）

（孝謙天皇）

（淳仁天皇）

（称徳天皇）

（光仁天皇）

（桓武天皇）

清原元年大極殿焼失の後、敏朝の間は、藁葺大政官殿を用ひしことあるも多くは、段葺なり、又は成功を募りて其足らざるを補ふこともありしなり、江戸時代に至りては、一切の用途を挙げて幕府より之を支弁せり。

大嘗祭は悠紀主基二国の斎場に於て行ふ。悠紀主基両国司、及び郡司を以下の官人、及び畿内の都司役夫等の最位順縁等は、或は来目に、神祇官並に諸司六位

ダイシャウ 大聖寺

上京區御所八幡町の浄土宗鎮西派の寺。山號は紫雲山と號す。開基は後花園帝の御願にて、開山は濟崇國師、相國寺派の本寺なり。一説に後花園帝の御願にて、開山は濟崇國師、相國寺派の本寺なり。一説に後花園帝の御願にて、開山は濟崇國師、相國寺派の本寺なり。

ダイシャウ 大聖寺

加賀國江沼郡大聖寺町にある曹洞宗の寺。山號は白山五院中の一に大聖寺あり、其麓此地に在りしを以て遂に地名となる。而して大聖寺城址の丸に在りし寺城と呼ぶ一山あり、大聖寺城の丸城の如し。昔年中津賀玉郎之に據る。故に此名あり、或云、津賀城とは本名にて、此山の大聖寺跡に築造せしより、人皆大聖寺と唱ふといふ。北越軍談には、大聖寺津賀城を一城とし、織田軍記には、二城とせり。未だ詳かならず。建武二年名越太郎時兼北國に潜んで加賀越中能登の兵を從へ、京都に逆攻せんとせしに、大聖寺城にて數日上木山岸等の兵に擊れて亡びし事太平記に見えたり。此後津賀玉郎落文之に據る。明後百年餘年回祥かならず。文明の頃より一向宗の衆徒蜂起して、國内の保障大聖寺の有ならざるはなし。永祿中能登の兵を從へ、京都に逆攻せんとせしに、大聖寺城にて數地

後醍醐　久我　通雄　元禄十　元禄三年十
後醍醐　源司　冬平　元亨三年十　嘉暦二年五
光　殿　四条　隆参　正慶元年十　同二年五
光光明　殿　久我　通基　暦応三年十　康永元年三
崇光後光厳　後小松院　久我　通相　貞和四年十　観応元年三
後後小松　後小松　足利　義満　応永元年十　同二年三
後後花園　後小松　三条　実冬　応永八年　同二年三
後花園　後小松　久我　具通　応永三年　同二年三
後花園　後花園　一条　持基　永享四年七　永享三年
後花園　後花園　近衛　房嗣　寛正三年十　同二年
後花園　後花園　久我　清通　享徳元年十　同三年
後花園　後花園　西園寺公名　康元元年　長禄元年八
後花園　後花園　一条　持通　長禄三年七　寛正元年
後柏原　後土御門　一条　冬良　明応三年正　同六年
後柏原　後土御門　近衛　尚通　永正十二年八　同十年三
後柏原　後土御門　近衛　政家　長享元年八　延徳二年四
後柏原　後土御門　花山院政長　永正元年五　大永元年三
後柏原　後土御門　三条　実香　天文二年八　同六年
後奈良　後柏原　近衛　種家　天文二年三　同十年四
後奈良　後柏原　徳大寺実淳　永正元年三　同六年
後正親町　後柏原　近衛　稙家　天正十三　同十年
後陽成　後正親町　豊臣　秀吉　天正十年十　慶長元年八

ダイシャカラニン　帝釈天　梵天帝釈の略、

初利天の主、具には釋迦提桓因と云ふ、釋を能、提桓を
因陀羅と云ふ、釋迦を能、提桓は天、因陀羅は帝と
釋す、故に帝釋は梵漢倶稀なり、常に忉利天の宮見
（右古今要覧続編）

ダイシャクテン　帝釈天　梵天帝釈の略、

初利天の主、具には釋提桓因と云ふ、釋を能、提桓を
因陀羅と云ふ、釋迦を能、提桓は天、因陀羅は帝と
釋す、故に帝釋は梵漢倶稀なり、常に忉利天の宮見

ダイシャク　大尺　尺の一種、大宝令の制を

後花園　後花園　二条　持通　長禄二年七　寛正元年
後花園　後花園　西園寺公名　康元元年　長禄元年八
後花園　後花園　久我　清通　享徳元年十　同三年
後花園　後花園　一条　持基　永享四年七　同六年
後花園　後花園　二条　二条　永享四年七　永享三年
帥　光　徳大寺実時　応永二年七　応永元年
後小松　後小松　三条　実冬　応永八年　同二年三
後小松　後小松　久我　具通　応永三年　同二年三
後小松　後小松　足利　義満　応永元年十　同三年
後小松　後小松　徳大寺実時　応永元年六　同二年三
後小松　後小松　二条　良基　応永三年七　永徳元年十
後小松　後小松院　久我　通宣　応永八年　貞和四年十
後光厳　後光厳　久我　通相　貞和四年十　観応元年三
後光厳　後光厳　一条　経嗣　貞和四年十　観応元年三
後光厳　後光厳　近衛　道嗣　貞和四年十　観応元年三
後光厳　後光厳　二条　良基　永徳元年七　永和四年
後光厳　後光厳　西園寺実俊　永徳元年七　永和四年
後光厳　後光厳　徳大寺実時　永徳元年七　永和四年
後光厳　後光厳　二条　二条　永徳元年七　永和四年
後光厳　後光厳　近衛　道嗣　永徳元年七　永和四年
後光厳　後光厳　久我　通宣　応安元年三　永和四年
後光厳　後光厳　一条　経嗣　応安元年三　永和四年
後光厳　後光厳　近衛　道嗣　応安元年三　永和四年
後光厳　後光厳　二条　良基　応安元年三　永和四年
後光厳　後光厳　西園寺実俊　応安元年三　永和四年
後光厳　後光厳　徳大寺実時　応安元年三　永和四年
後光厳　後光厳　二条　二条　応安元年三　永和四年
後光厳　後光厳　近衛　道嗣　応安元年三

入月我手承旨を召し、六年七月豊臣氏を亡ぼし、元和元年五月大坂城を陥れ、豊臣氏滅亡す、後ち錬て参謀せしむ、翌年秀忠上洛の後、大に荒廃す、後ち錬倉大智寺住僧願行常山に参謀して完璧を致き、并興の志を起し、江ノ島弁財天に祈り、金を得て本尊を鋳造し、殿堂を造修して旧観に復す、故に願行を中興四山とす、足利尊氏大に帰依し、観應三年十月常国丸山郷を寄せ、文和二年五月天下泰平の祈禱を命じ、六月内徒遊治の祈禱を行はしむ、管領畠氏等崇敬渝からず、屢々寺領を寄せ、天下安全の祈禱を行はしむ、永享四年持氏常寺遊慢に力を致し、諸将士をして来加せしむ、小田原北條氏後崇足利氏に漂らず、度々軍兵を出せしめ、小田原北條氏後崇足利氏に漂らず、度々軍兵を出せしめ、不学不作の僧を下山せしめ、住印資縫を学頭とし、定額僧を定む、四月仲春会式をしてて、常宇を持興せしむ、十五年寺領百石の黒印を給ふ、十九年五箇條法式を定む、寛永十四年知足院会智光の命を以て参館す、十六年十月黄金一百両を賜て造営せしむ、十七年造営を始め、同八月法日同参詣、十八年十一月上棟す、此時の棟札今にあり、尾張徳川氏の信仰厚く、延寶四年元禄六年黄金を賜て修理せしむ、十六年地震にて大破に及びしが、貞永元年黄金模米等を賜ひて修理せしむ、雄新の後神佛の區別を叫かにしてより、大山阿降神社と称し、麓社に列し、毎歳七月大祭を執行す、不動堂は別に山上に在せり○(頭書)寛永十六年家光鎮造の鐘あり○別當入大坊、二王門の右に在り、古寶寶音宗派野山末、関東玉西寺の一、開山真辨、中興開山願行、天文七年北條氏康滅後、度長十年家康命

ダイトク

ヒデよし）を見よ。

ダイトクジ　大徳寺　京都　山城国愛宕郡

大応国師（宗峰妙超）の開山と嵯峨天皇の勅願所○建武元年（一三三四）後醍醐天皇、大徳寺派の本山に寺院建立の綸旨を下し、元弘元年（一三三一）赤松則村が挙兵するや、帝自ら笠置山に行幸し給うた。元徳元年（一三二九）紫野に一小院を造らるゝ、乃ち移り居り、正中元年（一三二四）勅して紫林院の北の地を賜ふ。四年、寺基を拡張して大徳寺と改め、正中二年二月花園上皇御所の一画を以て寺院とし、元弘三年八月後醍醐天皇の綸旨を賜ひ、地を寄附し、元徳二年八月綸旨を賜ひ、永仁元年四月勅願所となし、正中元年勅して紫林院の北の地を賜ふ。四年、寺基を拡張して大徳寺と改め、正中二年二月花園上皇御所の一画を以て寺院とし、元弘三年八月後醍醐天皇の綸旨を賜ひ、永仁元年四月勅願所となし、正中元年勅して紫林院の北の地を賜ふ。四年、寺基を拡張して大徳寺と改め、正中二年二月花園上皇御所の一画を以て寺院とし、元弘三年八月後醍醐天皇の綸旨を賜ひ、地を寄附し、元徳二年八月

宗頊(徳昭)―宗時(観宗)―義詮(石苑)
宗清(月菴)―義満(観宗)―義持(祝雪)―義淳(瑞龍)―宗如(全峰)
宗紹(清閑)―宗哲(祝雪)―義演(瑞龍)―宗如(全峰)
宗啓(金山)―宗貢(超宗)―宗活(大休)―義全(功洲)
宗教(碧岩)―宗重(無住)―宗棠(宗旭)―宗貞(観光)
宗統(徳山)―宗貢(超宗)―宗活(江陵)―義哲(貞参)―宗律(法岩)―宗顒(碧隠)
宗啓(雑華)―宗中(特芳)―宗旭(成鏡)―宗元(設山)
宗常(雑華)―宗中(特芳)―宗旭(成鏡)―宗元(設山)
宗紹(石樹)―宗桂(石峰)―義訓(庭洲)―宗音(海門)
宗紹(石樹)―宗桂(石峰)―義訓(庭洲)―宗音(海門)
宗紹(石樹)―宗桂(石峰)―義訓(庭洲)―宗音(海門)
宗啓(雑華)―宗中(特芳)―宗旭(成鏡)―宗元(設山

ヲ

（叡山所蔵画像抄）

本と別體にあらず、釋迦は化身佛なれば釋迦の法身が即ち大日如來なりと云ふ、是れ天台宗の一義なり（大日經、佛教いろは雜歌、佛語解釋）

ダイニホンシ　大日本史　歷史　三百九十七卷、三百二十六冊、別に目錄五冊、凡例一冊、水戸藩主徳川光圀の撰、紀傳は神武天皇より後小松天皇に至る間の史實を、紀傳體に編述したるものにして、本紀七十三卷（三十六冊）列傳（三十三卷二十冊）氏族（十三卷十二冊）志（二十六卷十四冊）表（八卷四冊）考（五卷五冊）目錄（三卷三冊）の五部より成り、志は（二十三卷二十五冊）文武（十二卷十一冊）職官（十六卷十冊）儀制（二卷一冊）食貨（六卷三冊）兵（六卷二冊）刑（二卷一冊）道（二卷一冊）公卿（七卷七冊）國郡（十二卷十一冊）の十志、表は（八卷四冊）將軍（三卷三冊）の五表に分ちたり、神功皇后を皇統に、大友皇子を弘文天皇として正閏を明瞭にし、徳川氏が源氏を以て自ら稱したるを非とし、北條氏を以て平氏の後裔なりとし、楠正成を以て忠臣義士の模範となせるが如き、皆大義名分を明にせんが爲にして、其の史論は、實に水戸藩の學風を代表するものなり、而して其記述また正確にして此を敘むるに當りては必ず參考すべき資料たるのみならず、維新以前に於ける勤王思想の發達に多大の影響を與へたるの點に於ても、水戸藩主徳川光圀主義の下に、多數の學者が數十年の歳月を費やして、漸く完成したるものなれば、其の史學上に於ける價値は、決して尠少ならず、（修史始末、國學院雜誌、水戸義公修史之事）

ダイネンブツジ　大念佛寺　國寶　攝津國住吉郡（今東成郡）平野町大字平野町鳥居前にあり、淨土宗鎭西派に屬し、山號を大源山と稱す、俗に平野の大念佛寺と稱せらる、本尊は阿彌陀如來の坐像にして、天台宗の四大念佛寺の一なり、天平年間行基の開基と傳へ、後ち弘法大師之を中興し、其の後源賴信、賴義、賴朝、足利尊氏、豊臣秀吉等の歸依を受けたりと稱す、現今の堂宇は、寛永年間の再建にかゝり、本堂は桁行九尺、梁間四間四方、大治二年の建立にかゝる、山門は桁行四間四方、元祿年中の建立にかゝる、鐘樓は桁行二間半、梁行二間半、寛文年間の建立にかゝる、經藏は桁行二間半、梁行二間半、弘化元年の建立にかゝる、地藏堂は桁行二間半、梁行二間半、文化三年の建立にかゝる、開山堂は桁行二間半、梁行二間半、寛政年間の建立にかゝる、其他大師堂、阿彌陀堂、大念佛會所、庫裏、客殿等あり、境内の老樹多く、春時櫻花の滿開するや、遠近の遊客常に雲集して賑ふ、（攝津志、名勝志、大念佛寺誌）

ダイノヤ　對屋　王朝時代、寢殿の左右に在る別棟の小建物を云ふ、殿下を以て寢殿に連續す、對とは、主殿に對する義、常に對のやうに云ふ、其所在により、東ノ對、西ノ對と稱す、後世攝關家及び公家に於て女中の住む長局を稱して對屋といひ、武家にては、奥ノ屋といへり、其構造北の方と東西行烏瓜の如く作り、角木を入れず、狐戸なしと云ふ（シンデングリ、零看（家屋雜考））

タダバ　茶場　砲座（ヘッダイ）を見よ、

タイハイ　帶佩　もと大刀を佩きたる姿をいふ、後に轉じて單に立派なることゝ、又は貴人に適する刀劍の身をいふ、本來物語に、容儀帶佩とつゞけ云へり、

タイハウ　大貨　文武天皇卽位の年鐵、天盈卽位五年三月二十一日、處に對馬國金を貢するを以て元を建つ、三年を經て慶雲と改元す（續紀）

タイハウ　大砲　攻城野戰又は海戰等に用ふる發射火藥の力を以て、丸彈、大鏃、圓扇、石火矢等の名あり（圖解、海軍、天文、軍需に詳し、發射の力を藉りて之を試みたるに、百間の櫻を飛ばしたるは、本邦の三大砲術と稱せられ、徳川光圀が、水戸藩主義公修史之事に從ひたり（修史始末、國學院雜誌、水戸義公修史之事）

ダイネンブツジ　大念佛寺　國寶　攝津國住吉郡（今東成郡）平野町大字平野町鳥居前にあり、淨土宗鎭西派に屬し、山號を大源山と稱す、俗に平野の大念佛寺と稱せらる、本尊は阿彌陀如來の坐像にして、天台宗の四大念佛寺の一なり、天平年間行基の開基と傳へ、後ち弘法大師之を中興し、其の後源賴信、賴義、賴朝、足利尊氏、豊臣秀吉等の歸依を受けたりと稱す、現今の堂宇は、寛永年間の再建にかゝり、本堂は桁行九尺、梁間四間四方、大治二年の建立にかゝる、山門は桁行四間四方、元祿年中の建立にかゝる、鐘樓は桁行二間半、梁行二間半、寛文年間の建立にかゝる、經藏は桁行二間半、梁行二間半、弘化元年の建立にかゝる、地藏堂は桁行二間半、梁行二間半、文化三年の建立にかゝる、開山堂は桁行二間半、梁行二間半、寛政年間の建立にかゝる、其他大師堂、阿彌陀堂、大念佛會所、庫裏、客殿等あり、境内の老樹多く、春時櫻花の滿開するや、遠近の遊客常に雲集して賑ふ、（攝津志、名勝志、大念佛寺誌）

タイノヤ　對屋　王朝時代、寢殿の左右に在る別棟の小建物を云ふ、殿下を以て寢殿に連續す、對とは、主殿に對する義、常に對のやうに云ふ、其所在により、東ノ對、西ノ對と稱す、後世攝關家及び公家に於て女中の住む長局を稱して對屋といひ、武家にては、奥ノ屋といへり、其構造北の方と東西行烏瓜の如く作り、角木を入れず、狐戸なしと云ふ（シンデングリ、零看（家屋雜考））

タダバ　茶場　砲座（ヘッダイ）を見よ、

タイハイ　帶佩　もと大刀を佩きたる姿をいふ、後に轉じて單に立派なることゝ、又は貴人に適する刀劍の身をいふ、本來物語に、容儀帶佩とつゞけ云へり、

タイハウ　大貨　文武天皇卽位の年鐵、天盈卽位五年三月二十一日、處に對馬國金を貢するを以て元を建つ、三年を經て慶雲と改元す（續紀）

タイハウ　大砲　攻城野戰又は海戰等に用ふる發射火藥の力を以て、丸彈、大鏃、圓扇、石火矢等の名あり（圖解、海軍、天文、軍需に詳し、發射の力を藉りて之を試みたるに、百間の櫻を飛ばしたるは、本邦の三大砲術と稱せられ、徳川光圀が、水戸藩主義公修史之事に從ひたり（修史始末、國學院雜誌、水戸義公修史之事）

新井白石は、右にいへる鐵砲の大なるものの二つとは、火矢といへる鐵砲の大なるものの二つとは、大友宗麟後ち島津氏との戰に此語を用ひたりと見ゆ、宗麟は、天正十四年南蠻の商船より石火矢を買ひ入れ、大砲鑄造の法を學びたりと傳へらる、其用度から、江戸時代に入り、世は太平に赴くに從ひ、大砲は、專ら城内を砲撃したるごとも屢々なりき、かく往々にして平時に用ひて、偉功を奏したるごとありと雖も

法に遵ひ放逐せられてより、眞言宗新義派の道場となれり、天和年中炎あり、指古軒を移して本堂とす、

ダイハウリヤウ　大猟谷（ヤウ）を見よ、

ダイバン　薬盤　食物を盛りたる盤（ラに「丸盆の如きものなりと云ふ」を載する薬を云ふ、又鎖薬とも札とも云ふ、四足にして今日の食卓の如きものなり、貞丈雑記に「盤は清らかにして潔むを旨とす、兵庫盤（長さ八尺、二人以上の料）切盛盤（長さ四尺、一人の料）小兵盤（切盛盤より小なり）等あり、之を居く所を盤所と云ふ、同條を見るべし（儀制集、貞丈雑記、禁中名目抄）○膳部氏氏長水の有する薬盤は、膳氏の什寶にして、図院左大臣を請の物なり、代々長者利任の時、長者印朱雀と共に之を渡す、水戸記には五脚と見えたれど、兵庫記には十脚とありて其数洋からず、猶朱雀（スキ）の條を看るべし（江次第、兵庫記）

ダイハンセウ　大半小歩　名称　田畑を検地する時、歩数を勝する時にいふ、大歩、半歩、小歩の三種なるを合せてかくいへるなり、大日本租税志に「大半小は諸国多く勝する所、終とも未だ往て政府の此制を施す国かず、蚤し施設確立せんを俟て、一町一段百八十歩を合せて、一町三段二百四十歩を夫と為す、即ち二百四十歩を径四歩、四段三百歩、四段百八十歩を合せて、九段百十歩を径四歩、百二十歩を小と為す、又七段二百四十歩の内、三段六十歩と四段を去り、百八十歩の実を径四歩、百八十歩を半と為すなり」といへり　関原沿革　此称原詳かならず、北條足利の世盛に行はれ、豊臣氏の検地に至りて、三百歩を以て一段と為す、前後大半小ふた共歩を減ず、大は二百歩、半は百五十歩、小は百歩となれり、然れども検せざるの地は、猶古法に依りて明治の初に至れり（田園類説、地方凡例録、大日本租税志）

ダイベンドコロ　薬盤所　（ニン）薬盤を置く所、即ち膳立を調ふる所を云ふ、中略して薬所とも云ふ、禁中にては女房の食事所にて、臣家にては食物を調ふる所を云ひ、武家にては上薬所、下薬所、小薬所等の称あり、（ニ）貴人の妻を云ふ、人の妻たるものは夫の食物を調ふる事を勤むるより称せしものならん、後には御薬所と云ふ○禁中の薬盤所は、清涼殿内の一室にして、女房の詰所を云ふ、即ち食事用の所・薬盤を置く故に名づく、女房・侍・内侍所・御厨子所とも云ふ、清涼殿の西、鬼間の北、朝餉間の南に在り、三間あり、北間（朝餉方）に両面の黄縁畳三帖を敷き、東、烏居筵子の側に御倚子を立つ、間自ら差りは、其倚子の傍に候す、元三などには、典侍若くは掌侍二人、薬盤を置く、中指二間に薬膳の盛を鋪き、前は格狭、中間に薬盤一脚を立つ、其上に御膳棚あり、末に火櫃一つ、（東はなし）東に辛櫃二つあり、辛櫃の夫に御前の御厨子を立て上に菜手を置く、其の南に馬形の障子を立つ、北の間の西に渡廊あり、落板押と云ふ、二間あり、南は二間とも格子、北は一間は遣戸、一間は諸大夫（大江家抄）

伊豆中村（韮山をさる十五六町）に、大反射炉を築せり、かく実験が鋳造を試むるより始めて、同時に、水戸、薩摩なほにはじめ、島津家彬、鍋島閑叟等の諸藩主も相継で製作せり、殊に家彬の如きは、其未だ世子たりし時、自ら国許萩に於きて所究し、弘化四年五十斤の白砲を鋳たりしが、後ち嘉永二年には百五十斤の榴弾砲を鋳たりし、該砲は米国式を模したるものにして、薩江崎の鋳砲場に於て製造せるものに係り、当時未国の巨砲と称せらる、而して幕府自らも各種の大砲を鋳造し、大小諸藩も又之を鋳るもの実に多く、維新の際に於ける各所の砲には、皆之を利用せざるはなかりき、而して此砲ライフル砲相乗したりしが、力従来のものに勝れるを以て、列藩競ふて盛に求むるもの多かりしといへり、明治以後に至りてアームストロング砲、クルップ砲等陸軍の採用する処となりしも、一時は有坂砲（一般に川びらと称す）、一斤砲（ナポレオン砲）、加農砲（カノン）、臼砲（モルチール）、水砲（ホーウイツル）、臼砲（モルチール）、忽砲（ハウヰツツル）、臼砲（モルチール）、野砲（フエルドカノン）、山砲（ベルグカノン）、騎砲（ライトカノン）、攻城砲（ベシーカノン）、臼砲（モルチール）、臼砲（モルチール）、臼砲（モルチール

権中納言藤原朝臣(花押)

ダイブツ　大佛　奈良東大寺の大佛、鎌倉浄泉寺の大佛、京都方廣寺の大佛最著ほる、世に之を日本の三大佛と稱す、詳しくは各條を見よ、

ダイブツオホバン　大佛大判　名稱　金貨の一種、大佛供養の時、作りたるなり以て此名あり　性質　縦五寸五分五厘、横三寸五分弱、重四十四匁七分、縦五寸四分、横三寸三分、重四十四匁二分、縦五寸五分、横三寸五分五厘、重四十四匁二分の品あり、面に十両、後藤及び花押を墨書し、桐章を極印す、裏は桐章を極印したると、別に花押を墨書したるとあり　起原沿革　鋳造の年詳かならず、或は豊臣秀吉、大佛供養の時、造りたりといひ、或は秀頼大佛再建の時、黄金千枚法馬を毀ちこれを造りたりといふ、オホバン」参看(大日本貨幣史)

ダイブツセン　大佛錢　文錢(アンセン)を見よ、

タイヘイキ　太平記　巻数　四十巻、外に目録一巻あり　内容　花園天皇文保二年より後村上天皇の正平二十二年に至る迄、凡五十四年間の戦亂記にして、文勢雄大壯快にして、和漢混淆文の上乗なるものなり、普通本に、古板本、活字本、頭書本等あり、異本には、西源院本、毛利本、金勝院本、今川家本、北條家本、南部本、今出川本、梵舜本(天正本)等ありて互に出入あり、蓋し書寫の際轉々して漸次に異同増減を生ぜしものなるべし、神田孝平氏所藏の古寫本は、足利氏累代の寶物にして、後ち豊臣秀吉に贈りしもの、元本を去る遠からざるものなりと云ふ、普通本とは事蹟は勿論文の長短も甚しく異なれり、(委しきことは史學雑誌十編一號を見るべし)戦記物語の常として、稍々其事を誇大にし、月日の少しく誤れるものなきにあらずと雖も、概して當時の日記文書と一致して、南北朝史研究には欠くべからざる真書なり、久米邦武氏史學に従事なしと嗚破せられしも、公平の論にあらず、江戸時代太平記讀と稱して、太平記を講み聞かせて人心に娯樂を與へたるものあり、タイヘイキヨミ」参看　関係　太平記理盡抄の説によれば、初巻より十巻までは玄惠法師、善知法師、教圓上人經隆等が、後醍醐天皇藤原房等の實戦に臨みし人々に尋ねて、著はしたるものなりと云ひ、太平記批判記には、尊氏の破後凡そ五十年の撰なりと云へど、著者を審げず、されど洞院公定公日次記歴応七年五月三日の條に「佛聞、去廿八九日之間、小島法師圓寂云々、是近日聞天下太平記作者也」とあれば、小島法師の作なること、信すべきものならん　関係　雑太平記(今川了俊)太平記理盡抄五十巻(和田助則)太平記大全五十巻(西道智)太平記抄四十巻、太平記綱目六十一巻(原友軒)太平記之時代帝王略系譜一冊、参考太平記六十四巻(河原貞植)太平記綱目六十一巻(原友軒)太平記之時代帝王略系譜一冊、参考太平記六十四巻あり、就中巻考太平記に今井弘濟、内藤貞顕、水戸光圀の命により諸本の異同を一々校定し、公卿補任、増鏡、歴代皇記、東寺執行日記等を掲げて参考としたれば、修史家の必讀すべき良書なり(武術流祖録)

タイヘイキヨミ　太平記讀　神史の類を讀み聞かせ衆人の娯樂に供するを業としたるものをいふ、後世の軍談師の濫觴なり、軍書の中にありて殊に太平記を講ずること多きを以て名付けたるなるべし、其起原詳かならざれども、赤松法印と云へる者、慶長の頃徳川家康の前にて、屢々源平盛衰記、太平記を講じたりしが、後ちには諸侯へも召されて、軍書を講じたれば、世人太平記讀と云へること、續々武家閑談にあるを以て初見と爲す、降て元禄の頃より之を以て生業となす者出で來、京都にては、紙園の涼み、糺の森の下かげに席を敷き、或は葭簀張の小屋を構へ、此内に座し、見客に向ひて講釋したるなり、稍も後世の辻講釋の如し、また江戸にては見附の内左衛門と云へる者、淺草門の傍に出で、理盡抄と稱する評判の書を以て之を講じたり、之より太平記讀と稱する者數多出來、遂には軍談講釋師といふものを生じて、其發達を遂げたり、講談(カウタン)の條参看(世事談、人倫訓蒙圖彙、伽羅女、續々武家閑談)

タイヘイゲンハウ　太平元寶　名稱　銭名　性質　銀にて作る、徑及び重量、未だ世に傳はらざるを以て詳かならず　起原沿革　淳仁天皇天平寶字四年三月鋳造して之を行はしめ一を以て新錢の十に當てしむ、セニ」参看(大日本貨幣史)

タイヘイシンキャウリウ　太平眞鏡流　若名主計豊重の創めたる銃術の流派○豊重は、下野の人、始め三郎次、隠退して眞鏡齋と號す、享保年間同國の隠士小林右門につき柳生流の刀術を學び、其宗を究めんと欲し、同國太平山の神に祈り、其奥旨を悟る、因てこの名あり、江戸に出て大に名聲あり(武術流祖録)

タイヘイラク　太平樂　分類　唐樂、公莫舞にて、全調廿四曲中の一、一名武昌太平樂、或は武昌樂、又武將破陣樂、或は中舞、又項莊鴻門曲と稱す、新樂にて中曲○道行揃子十二、(即朝小子なり)破揃子二十(即太平樂也)、急揃子三十六(即合歡盤也)、舞者四人、答舞唐樂　関係　鴻門の會飲、楚の項莊劍舞に事寄せ、漢高祖を害せんとす、時に項伯亦立て舞ふ、常に袖を以て之を隔つ、項莊意

を達することを得ざりき、此舞は即ち其時の狀を模したるものなり、唐書唐會要に、こは後周の平齊が作る所にして、立部伎、八部樂の二つを太平樂と云ふとあれど、小中村博士は、名同じくして實は異なるものなりと說きたり、從ふべし、文徳天皇の天安中、左近衛府物を賜じ、常滉當經劍舞す、時に三曲(胡小子、太平樂、合歡盤)を合奏す、仍て府裝樂と稱す、こは多く親王に用ひらる、舞樂なり、舞樂(ブガク)の挿絵参看(禮樂志、歌舞音樂略史)

(佛像圖彙所載)

タイベウ　大廟　「ソウベウ」を見よ、

タイヘキ　大辟　死刑をいふ、令義解に「謂、辟者罪也、死刑爲二大辟一也」と見えたり、「シケイ」参看、

ダイベンザイテン　大辨財天　佛語にて女相の佛の名、最勝王經護法の天女、大辨功徳天と云ふ、又辨財天とも云ふ、世出世間の大智惠功徳を以て大辨財を成就す、常に自ら世を護り、物を濟ひ佛法を流通して、意徳なく惠を以て福を貧す、故に壽命増益、得福无量の義あり、是を以て怨敵退散、諸人愛敬、一切福田、財寶滿足の利益を施す、故を以て我邦之を七福神の一として祭る、七福神の辨天の像は、圖に示したる天部の辨財天と異にして、坐して琵琶を彈ず、倘ほ八臂辨天あり、八臂あり、身に青色の瓔珞を著、在所常に一足を翹て、八臂を以て琵琶し、弓箭矟長刀杵鐵輪を持す、帝釋諸天常に供養し、侍共に

(佛像圖彙所載)

タイホ　大保　東宮傅の唐名なり、倘ほ右大臣(サダイジン)を見よ、

ダイボンテンワウ　大梵天王　三界には色界を首め、四禪天には初禪天を云ふ、梵には梵摩と云ひ、具に跋濫摩と云ふ、清淨と譯す、又離欲、淨行、高淨とも譯す、故に梵天は即ち清淨天と號す、この梵天の主を大梵天王と云ふ、即ち婬欲を離れ清淨なる天王の意なり、其王の住する所を梵天國と云ふ(華嚴經、疏鈔名義集、佛教いろは辭典)我國古來より起請文に此の王を觀せたるは、清淨潔白なる意を顯はすが爲めなり、

タイマデラ　當麻寺　所在地　大和國葛下郡(今北葛城郡)當麻寺大字下田二山上の禪院　宗派　眞言淨土の兩宗に在り○初め禪林寺と云ふ　起原沿革　推古天皇の時、用明天皇の皇子麻呂子王、見聖徳太子の教を受け、河内國交野郡山田郷に一宇を建立し、萬法甦院禪林寺と號す、後六十一年を經て、改めて大和國役行者練行の地に移す、即ち今の當麻寺なり、金銅丈六彌勒の體内に金銅一塔手半の孔雀明王を納めて安置す、天武天皇白鳳十四年、高麗國惠觀僧正を尊師として供養す、後ち藤原豊成の女中將姫こゝに入りて蓮糸して法如と號せり、治承年間兵火に罹り、鎌倉時代に再興す、現存の堂宇是なり、東方正門より入れば、金堂講堂南面して並び立てり

○金堂、正中三年の修造にして、本尊彌勒坐像四天王を安置す○講堂、乾元二年の建築にして、本尊阿彌陀聖観音毘沙門等を安す○東西廻廊、南方の丘上に在り、寺僧に白鳳年間遷造の時の物と云へど、藝術家は天平の初期とせり、九輪の高きと、其八輪なるとは他に例なき所とす○曼荼羅堂、金堂の四方に在りて東面し、元千手觀音を安置せしが、天平寶字年間曼荼羅を納めしより之を本尊とせり、仁治三年源頼朝の遺願により將軍頼経の建立する所なり、金堂以下皆特別保護に屬す、曼荼羅堂は所謂鎌倉様にして金銀莊嚴の蒔繪あり、獨當時漆工の術を見るべきのみならず、其下方に記せる結緣衆名簿は史家の參考に資するに足る○須彌壇、黒漆螺鈿にして唐草模様あり、金物に寛元元年の銘あり、淨土曼荼羅四あり、長一丈二尺九寸、幅一丈三尺は、一は所謂中將姫(ハスイト)藕絲の曼荼羅と稱するもの、天平時代のものなり、二は順徳天皇建保二年勅によりて模造する所、畠山氏の亂に紛失す、三は綸旨法橋慶舜、尊慶の筆にて永正二年成る、文龜三年後柏原天皇御母の爲めに、銘文を宸筆し給ふを以て、文龜曼荼羅と稱す、四は法橋良慶の筆にて延寶七年成る、真享四年鎮元天皇銘を宸し給ひしを以て、真享曼荼羅と稱す、古曼陀羅は國寶となる○寶物、甚多し、法然上人行狀絵四十八巻に土佐吉光外數人の筆に成り、詞書に伏見、後伏見、後二條諸天皇の宸翰に係る、同じく國寶となる、此外當麻寺繪縁起、十界圖、十王圖の屏風等皆優秀なり(古今著聞集、元亨釋書、大和志、大和名所圖會、六和通)

タイミツ　台密　宗法(ミツポウ)を見よ、

ダイミヤウ　大名　名稱　王朝時代には名田(ミヤウデン)を多く領有したる者をいひ、武家時代には、多大の地を領有せる武士をいふ、江戸時

「正月朔日に國持其外大小名云々」とあり、川角太閤記に「上様、天下へ御出陣被成候御祝として、日本の諸大名衆へ御金被下候、衆徒法三の丸の大庭にて、一番に江戸内府（の家紋）二番に加賀大納言（の利家）三番御前中納言（の輝元）五番に越後中納言（の秀家）四番に薩摩の中納言（の家久）知、新大谷吉々々と見えて明なり、而して前に擧げたる武家諸法度の中に「國々大名小名進退之事」とあり、寛永十二年六月の武家諸法度の中にも「大名小名在江戸交替所」相定也」とも見えたり、前代の慣例等により、官位の昇進、城中の席次、上使の資格より、供頭等に至るまで皆相違あり、（ヘッドシップ）参看）今正反なるもの並に同法度に規定せられたり、（アクションハッド）参看）今正反なるもの並に同法度の大名表にあり、就きて見るべし、なほ供頭（トモヅレ）参看）又は國持、准國持、城主、城主格、又は准國持、准城主、城主格、又は准城主格、又は准城主格、又は准

| | | |

| 勝 | 山内藏落 | 山酒 | 山酒 | 山稻酒 | 山稻酒 | 加知山 | 稻酒 | 尾原 | 山稻酒 | 葵 | 勝 | 山稻酒 | 山稻酒 | 盛 | 勝 | 子子子

領地高	地姓	名	慶長十九年	貞享元祿	文化十年	慶應元年	明治二年	家格
一〇〇、〇〇〇石	松平	大高加	大高加	大高加	大高加	大高加	大高加	城屋敷
一〇〇、〇〇〇石	松平	伊勢崎	伊勢崎	伊勢崎	伊勢崎	伊勢崎	伊勢崎	陣屋
一〇〇、〇〇〇石	松平	三宮	三宮	三宮	三宮	三宮	三宮	陣屋
一〇〇、〇〇〇石	松平	仁大水	仁大水	仁大水	仁大水	仁大水	仁大水	陣屋
一〇〇、〇〇〇石	松平	上川口	上川口	上川口	上川口	上川口	上川口	陣屋
一〇〇、〇〇〇石	松平	館伊勢崎	館伊勢崎	館伊勢崎	館伊勢崎	館伊勢崎	館伊勢崎	陣屋
一〇〇、〇〇〇石	松平	林酒井	林酒井	林酒井	林酒井	林酒井	林酒井	陣屋
一〇〇、〇〇〇石	松平	林稲垣	林稲垣	林稲垣	林稲垣	林稲垣	林稲垣	陣屋
一〇〇、〇〇〇石	松平	林岡	林岡	林岡	林岡	林岡	林岡	陣屋
一〇〇、〇〇〇石	松平	館伊勢崎	館伊勢崎	館伊勢崎	館伊勢崎	館伊勢崎	館伊勢崎	陣屋

領地高	地姓	名	慶長十九年	貞享元祿	文化十年	慶應元年	明治二年	家格
一〇〇、〇〇〇石	松平	仁大水	仁大水	仁大水	仁大水	仁大水	仁大水	陣屋
一〇〇、〇〇〇石	松平	三宮	三宮	三宮	三宮	三宮	三宮	陣屋
一〇〇、〇〇〇石	松平	上川口	上川口	上川口	上川口	上川口	上川口	陣屋
一〇〇、〇〇〇石	松平	館伊勢崎	館伊勢崎	館伊勢崎	館伊勢崎	館伊勢崎	館伊勢崎	陣屋
一〇〇、〇〇〇石	松平	林酒井	林酒井	林酒井	林酒井	林酒井	林酒井	陣屋
一〇〇、〇〇〇石	松平	林稲垣	林稲垣	林稲垣	林稲垣	林稲垣	林稲垣	陣屋
一〇〇、〇〇〇石	松平	林岡	林岡	林岡	林岡	林岡	林岡	陣屋
一〇〇、〇〇〇石	松平	館伊勢崎	館伊勢崎	館伊勢崎	館伊勢崎	館伊勢崎	館伊勢崎	陣屋

歴長十九年	領地名	棚田中盛仙繁弘
		城平前
		立土相南伊島津
		花方馬部逸居轟
		宗雄利利政忠信
		茂重風直宗政牧
	三〇〇	
	三〇〇	
	三〇〇

歴長十九年	領地姓名	詰所	家格
部山家山加知	別松谷岡石所平部馬吉康徳良豊次雅友嶋兵	外様	三家三家門
部山家山加知	小九松谷久朽出兎平世木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
部山家山加知	小九松谷久朽出兎平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
部山家山加知	小九松谷久朽出兎平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
部山家山加知	小九松谷久朽出兎平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
部山家山加知	小九松谷久朽出兎平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
部山家山加知	小九松谷久朽出兎平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
部山家山加知	小九松谷久朽出兎平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
部山家山加知	小九松谷久朽出兎平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
部山家山加知	小九松谷久朽出兎平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第

文化十年	領地姓名	詰所	家格
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第

明治二年	領地姓名	詰所	家格
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第
原部部山家山加知	小九峯谷松朽出兎山平木吉隆信衛政植親特厳成之皇	外様	譜第

編	高士佐	大松	伊	高	諸侯	國	池田忠雄	秀	毛利秀就	城
國	山内忠義	洲脇加藤阪安芸治明	生駒正俊	松	蜂須賀至鎮	國	野長成	毛利秀就	城	
黒田直政	知	洲山脇加藤阪安芸治明	生駒正俊	松	蜂須賀至鎮	池田忠雄	遠野長成	毛利秀就	城	
黒田長政	知	洲山脇加藤阪安芸治明	生駒正俊	松	蜂須賀至鎮	池田忠雄	遠野長成	毛利秀就	城	
三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
編	高士佐	大松	伊	高	諸侯	國	池田忠雄	秀	毛利秀就	城
國	山内忠義	洲脇加藤阪安芸治明	生駒正俊	松	蜂須賀至鎮	國	野長成	毛利秀就	城	
黒田直

人熊本	鹿玉大平佐店【肥前】	唐森佐竹口白【豊後】	小倉【豊前】	久留米【筑後】	領地	慶長十九年
相加	鍋五大松鍋寺	佐来毛中木稲	細	田	姓	
瓦薩	島島村浦島澤	中嶋利川下葵	川	中	名	
良忠	島島盛浜勝渡	重通高久里鳥	忠	吉		
每度	茂利御信茂高	門春政嶋勝通	與	政		
高10,000	高三10,000	三10,000	高10,000	高三10,000下	領地高	
宇熊本	運島小鹿五大平佐店	木岡唐森佐	日白	三柳久留米	領地	貞享元祿
土内	池原城島島村戸賀津	付内伯出枠	木稲	池川来		
細細	鍋松鍋鍋五大松鍋松	松中松毛毛	下葵	立立有	姓	
川川	島平島島島村浦島平	平川平不利	高	花花馬		
行利	直忠直直盛純鎮光乘	重久近高勝衆	我悪	種明頼		
孝昌	之茂粗條勝良信茂巻	親恒嶋通重通	貞雄	明茂元		
高10,000	高三10,000	高10,000	高10,000	高三10,000下	領地高	
宇熊本	運島小鹿五大平佐店	枠岡唐森佐	日白	柳久留米	領地	文化十年
土内	池原城島島村戸賀津	筑内伯出枠	木稲	川来		
細細	松鍋鍋鍋五大松鍋水	松中松久毛	下葵	立有	姓	
川川	浦島平島島島村浦島野	平川平留島高	俊雄	花馬		
立利	寺直忠直直盛純誠修忠	親久近通島高	温通	鑑頼		
之愛	寶温遥雞盛鎮信直在	泰貞満嶺通	温	諒徳	名	
高10,000	高三10,000	高10,000	高10,000	高三10,000下	領地高	
宇熊本	運島小鹿五大平佐店	枠岡唐森佐	日白	柳久留米	領地	文化十年
土内	池原城島島村戸賀津	筑内伯出枠	木稲	川来		
細細	松鍋鍋鍋五大松鍋小	松中松久毛	下葵	立有	姓	
川川	浦島平島島島村浦島平	平川平留島高	俊久	花馬		
行利	監直忠直直盛純	頁近通島高	程通	鑑慶	名	
貞永	修紀和虎國德熙盛貞國	親留盛満謙	程通	寛頼		
高10,000	高三10,000	高10,000	高10,000	高三10,000下	領地高	
宇熊本	運島小鹿五大平佐店	枠岡唐森佐	日白	三柳久留米	領地	慶應元年
土内	池原城島江村戸賀津	筑内伯出枠	木稲	東津峯	地	
細細	松鍋鍋鍋五大松鍋小	松中松久毛	下葵	立立有	姓	
川川	浦島平島島島村浦島直	平川平留利	俊久	花花馬		
行利	監直忠直直盛純	親久近通島高	感通	種鑑頼	名	
貞永	修紀和虎彬熙盛之國	貞昭殿満謀	感通	恭寛盛		
高10,000	高三10,000	高10,000	高10,000	高三10,000下	領地高	
柳柳柳大	外外外外外外外諸	帝柳柳柳柳之	外	諸	諸外	家格
間間間之	様様様様様様様	醍之間間間	樓	侯	侯樓	三家
屋屋屋城	廊廊廊屋屋城城城	城城屋城城	廊	城	廊屋	門

ダイミヤウアツケ　大名預

見よ。

ダイミヤウギヤウレツ　大名行列　供道

（トヲシンを見よ。

ダイミヤウジン　大明神

明神に大きいくろ敬語を加へたるもの。明神と同じ、ミヤウジン參照　三代實錄仁和三年の宣命に、松尾大明神をあらを初見とす、此大明神は、明神とあるべきを、特に尊びて大明神といへるにて、大和神なり、然るを上野國神名帳には、式内の神社を大明神、式外の社を明神とし、全く兩者を區別したるは、此頃の風習なりしが、もしくは續日本紀の記事を誤りしたるにや、之を以て全體を推すことは出來ず、續日本紀文武三年七月の條に「中原師親・中石見國小野小老見三位之誄」「吉田三位之誄」とあり、宮内卿親王薨伝之由吉田三位之誄に「今上、授二大明神一號、若し」と見ゆ、以て明神と大明神とは全く同一なるを正しと爲したれども、私に何か從ひしたることの多かりしは、和名抄を從ふべき也、なほ右の兩神號には、物詣の從者四人、於勤所、指圖行之、穂田組田組助、我大名

府中	宗	鹿兒島	佐土原【薩摩】	高鍋【日向】	飫肥
後智	氏	島津家久	島津久雄	秋月種信	伊東祐慶
100,000		七六、000	三五、000	三、000	
府	中	鹿兒島	佐土原	高鍋	飫肥
宗	氏	島津綱貴	島津豐久	秋月種長	伊東祐相
100,000		七六、000	三五、000	三、000	
府	中	鹿兒島	佐土原	高鍋	飫肥
宗	氏	島津繼豐	島津忠喜	秋月種殷	伊東祐帰
100,000		七六、000	三五、000	三、000	
府	中	鹿兒島	佐土原	高鍋	飫肥
宗	氏	島津齊宣	島津忠寛	秋月種茂	伊東祐相
100,000		七六、000	三五、000	三、000	
府	中	鹿兒島	佐土原	高鍋	飫肥
宗	氏	島津齊興	島津忠敬	秋月種德	伊東祐帰
100,000		七六、000	三五、000	三、000	
府	中	鹿兒島	佐土原	高鍋	飫肥
宗	氏	島津齊彬	島津忠義	秋月種殷	伊東祐帰
100,000		七六、000	三五、000	三、000	
府	中	鹿兒島	佐土原	高鍋	飫肥
宗	氏	島津茂久	島津忠義	秋月種殷	伊東祐帰
100,000		七六、000	三五、000	三、000	
府	中	鹿兒島	佐土原	高鍋	飫肥
宗	氏	島津忠義	島津忠寛

本所御米藏　土方大和守　一萬千石
增上寺　有馬玄蕃頭　二十一萬石
上野　佐竹右京大夫　廿萬五千八百石
聖堂　井上力三郎　一萬石
猿江御材木藏　板倉越中守　二萬石
大手組方角火消　久世藤吉　五萬八千石
同　仙石道之助　五萬八千石
同　安藤對馬守　五萬石
同　松平美作守　三萬石
櫻田組方角火消　加藤能登守　二萬五千石
同　板倉伊豫守　三萬石
同　秋月筑前守　二萬七千石
同　溝口伯耆守　五萬石

右の內大手方櫻田方は譜代大名より、他は譜代外樣の別ちなく命ぜられたり、而して其任に當れる大名は、出火に際し、火の見櫓の版木を會圖に繰出して、消防に從事するものにして、人員の定數は左の標準に從ふものとす、

二十萬石以上　騎馬十五騎乃至廿騎　足輕百二三十人　中間人足二百五十人乃至三百人
十萬石以上　騎馬十騎　足輕八十人　中間人足百四五十人
五萬石以上　騎馬七騎　足輕六十人　中間人足百人
一萬石以上　騎馬三四騎　足輕二十人　中間人足三十人

而して出火の際、實際に主人の出馬は稀なりと雖も、其美を盡し麗を競ひ、互に勇を鼓して繰り出す有樣は、最美事なりといへり、特に增上寺水の兩寺は歷代領關のある處たるを以て、大關の大名之を勤むるが例にて、壯觀もとより他の比にあらざりき、かゝる際には老中も亦木山に出馬し、使番を指揮して四方に部令したり、また方角火消といへるは、大手櫻田の兩組に分れたれども、前にある大手方櫻田方とは全く別にして、要するに、城附護衞の遊軍ともいふべく、これまた火の見櫓の版木を會圖に繰り出し(人員の割合は前記のごとし)大手櫻田の二門に赴き、使番の傳令を待つ、蓋しみな老中日付等の指揮を受くるものなり、但し內曲輪の出火には、直接消防に從事すれども、外曲輪なる時は、火中の働を爲さず、唯火の粉飛火を防ぐのみなり其職掌としたり、なほ天保の武鑑には大名八名あれども、安政の武鑑には四人な記したり、恐らくは變遷したるものなるべし、加賀(柳營秘鑑、官中秘策、武鑑、德川禁令考、江戶の花)參看、

ダイメイリウ　題名僧

經文の題名をよみあぐる僧をいふ、葬禮の條に「絹は五十を講師にはとらせて、のこりは題名僧どもにこそとらせめ云々」と見えたり、

ダイモン　大紋　名物

いふ　裝束　殆と直垂と同じ、武家の制(江戶時代)家紋を染め抜き、上は背に一つ、左右の袖の中央に二つ、前は身と袖との縫ひ目左右に二つ、袴は兩膝の上に二つ、大きく附けたり、諸大夫の著用するものは、胸紐、袖括、菊結共に紫の丸組緒を用ひ、同朋、進物番等は革を用ふ　著用　武家五位諸大夫、井びに同朋、進物番の禮服なり、諸大夫著用のものは、地絹麻、龍紋麻を用ひ、色定めなし、晒を用ふるを本式とす、袴の腰紐は白の絹を用ふ、腰板の角丸くして、腰紐は白絲の上刺なり、進物番の著するものは、絹麻を用ふ、殿中裝束の時、納戶方より貸與し、式終れば返納す、色は水淺葱にして、唐花菱の紋布にて作れる直垂を

ダイメイリウ　題名僧

經文の題名をよみあぐる僧をいふ、葬禮の條に「絹は五十を講師にはとらせて、のこりは題名僧どもにこそとらせめ云々」と見えたり、

ダイモン　大紋　名物

いふ　裝束　殆と直垂と同じ、武家の制(江戶時代)家紋を染め抜き、上は背に一つ、左右の袖の中央に二つ、前は身と袖との縫ひ目左右に二つ、袴は兩膝の上に二つ、大きく附けたり、諸大夫の著用するものは、胸紐、袖括、菊結共に紫の丸組緒を用ひ、同朋、進物番等は革を用ふ　著用　武家五位諸大夫、井びに同朋、進物番の禮服なり、諸大夫著用のものは、地絹麻、龍紋麻を用ひ、色定めなし、晒を用ふるを本式とす、袴の腰紐は白の絹を用ふ、腰板の角丸くして、腰紐は白絲の上刺なり、進物番の著するものは、絹麻を用ひ、殿中裝束の時、納戶方より貸與し、式終れば返納す、色は水淺葱にして、唐花菱の紋布にて作れる直垂を

ダイモン　大紋　名物

いふ　裝束　殆と直垂と同じ、武家の制(江戶時代)家紋を染め抜き、上は背に一つ、左右の袖の中央に二つ、前は身と袖との縫ひ目左右に二つ、袴は兩膝の上に二つ、大きく附けたり、諸大夫の著用するものは、胸紐、袖括、菊結共に紫の丸組緒を用ひ、同朋、進物番等は革を用ふ　著用　武家五位諸大夫、井びに同朋、進物番の禮服なり、諸大夫著用のものは、地絹麻、龍紋麻を用ひ、色定めなし、晒を用ふるを本式とす、袴の腰紐は白の絹を用ふ、腰板の角丸くして、腰紐は白絲の上刺なり、進物番の著するものは、絹麻を用ひ、殿中裝束の時、納戶方より貸與し、式終れば返納す、色は水淺葱にして、唐花菱の紋

ダイメイリウ　題名僧

經文の題名をよみあぐる僧をいふ、葬禮の條に「絹は五十を講師にはとらせて、のこりは題名僧どもにこそとらせめ云々」と見えたり、

ダイモン　大紋　名物

いふ　裝束　殆と直垂と同じ、武家の制(江戶時代)家紋を染め抜き、上は背に一つ、左右の袖の中央に二つ、前は身と袖との縫ひ目左右に二つ、袴は兩膝の上に二つ、大きく附けたり、諸大夫の著用するものは、胸紐、袖括、菊結共に紫の丸組緒を用ひ、同朋、進物番等は革を用ふ　著用　武家五位諸大夫、井びに同朋、進物番の禮服なり、諸大夫著用のものは、地絹麻、龍紋麻を用ひ、色定めなし、晒を用ふるを本式とす、袴の腰紐は白の絹を用ふ、腰板の角丸

貳千四百粒の重を一兩とし、十六兩を一斤とし、四十八兩を大一斤とすること、唐の權衡とおなじ、是を基に比するに、壹合の黍は、十積一萬二千粒にして、小五兩の重さなり、是を今黍に考ふるに、大寶小壹合、今の壹勺四撮五有奇にあたる、一勺四撮五有奇の黍の重、今秤五錢八分有奇にあたり、五錢八分有奇に三を乘じて、十七錢四分有奇にあたる、是大壹合の重さなり、此を五分して小一兩を求むれば、今の三錢四分八釐有奇にあたる、此黍二千四百粒の重さなり、(黍の大さ百粒にして横黍尺一尺にあたるものをとる、普通の黍は百粒曲尺の七寸二三分に過ぎず、用ゆるにたへず)是を小一兩として三を乘じ、大一兩を求むるに、十錢零四分四厘有奇にあたる、また是を度にもとむるに、方一寸に分積一千あり、即黍千粒に比すべし、千粒は十鉢なり、よつて横黍百粒尺(即今小尺、今の曲尺八寸三分三釐有奇)の方寸を大尺(即今曲尺)にもとむれば、方八分三釐有奇にして、分積五百七十八分零零九五有奇にあたる、即小尺の千分なり、水を以て準とし、この方寸の重さをこゝろみるに、四錢四分六釐有奇なり、是を十鉢として一鉄をもとむるに、今の四分四釐六幸有奇にあたる、二十四を乘じて十錢零七分零四幸有奇なうる、是黍にもとめたる十錢零四分四釐有奇と、僅に二分六厘を差ふ、是共に唐秤をもとむる法にして、六典及び皇朝雑令と相同じ」といへり、

タイレイ　台嶺　比叡山を云ふ、支那にて天台山と稱するを模倣したるなり、又台嶽、台峯、北嶺とも云へり、

ダイワ　大和　私年號、持統天皇四年に相當し、凡七年間繼續す、諸國記は同天皇九年に相當し、凡二年間繼續と爲す(逸年號考)

ダイワン　臺灣　臺灣大寃、東寧、東蕃、埋邇沙古に作る、歐人はフォルモザーと稱し、我國にては古くは高砂といひ、近時は臺灣の稱に從へり、北緯廿二度より廿六度、東經百廿度より百廿二度の間に蟠る一大島嶼にして、北東より南面に向ひて長き橢圓の形を爲し、長約二百十哩、濶六十哩乃至七十哩、周圍約四百五十哩なり、即ち我九州と略ど同積を有せり、而して大凡二百哩の海峽を隔てゝ、清國福建省と相對し、東北八重山群島を隔てゝ、遙に琉球に相接するに至れり、最古の住民は何種族なるかは、詳かならざれども、耶蘇紀元前數世紀の時、東北地方より移住民臺灣に來り、漸次に北部及び西部の平地に殖民したり、リーズ博士は此種族は琉球群島より來れるものならんといへり、而して國人は此を ロンキュー種族と命名したりき、西暦六世紀の末葉に至りて、南方諸島に住したる蠻俗の馬來人種の一隊漂著し、本島西部の全平地を占領するや、所謂ロンキュー種族の大半は撲滅せられ、唯一部の種族山中に遁れて、漸く其獨立を保つのみ、爰で暗黒時代に入れり、後ち元太祖の時、征服を試みたれども、其目的を達する事能はざりき、明朝の時に至り、客家族と いへる一種族、支那人の厥道を蒙りて、支那大陸より西部及び北部に住せる諸種族の間に散布したり、明末に至り支那、日本、西班牙、葡萄牙、和蘭の商民等、互に通商貿易を試みたるが爲め、大に繁榮を來し、各々殖民地を有して互に勢力を爭ふ、是より先西暦一千六百二十年(元和六年)、東印度商會の重役は、パタービアの總督クーンに令し、支那通商上便宜の一地方を占領すべきを述べ、臺灣の地位の尤も適當なるを說きしかば、クーンは其計畫を施し、まづ澎湖列島を征略して、本島に一城壘を築けり、かくて國人は船を厦門に遣りて、通商條約を締結せん事を請ふ、時の福建太守は國人を澎湖列島より放逐せんが爲めに、國人に示すに、對岸の臺灣府に於て支那商船と貿易するを許可したり、國人は直ちに命を諾し、澎湖本島の城壘を毀ち、臺灣府前の一小島に城砦を建設し、ヒーランヂヤ(安平城)と名づく、此に於て大平地の要衝は、遂に全く印度商會の占領に歸したり、然るに當時西班牙は、和蘭と不和なりしを以て、マニラより日本に航せんとする西班牙人は、臺灣の一部に於て新領土を得て、風雨の難を凌がんとし、西暦一千六百二十六年(寛永三年)西班牙の遠征軍は、臺灣島に上陸して、北部の基隆港を占領し、サルワドルといへる城砦を建設し、四方淡水の邊まで其主權を擴張したり、又當時日本人も盛んに通商を試みて殖民地を作りたりしが、會々支那海賊の首領顔振衆といへる者、日本人と連合して其甲螺(頭領の意)となり、臺地に據りて、近海を剽盜せり、振衆破後、鄭芝龍之に代りて威を振ひしが、綱紀既に頽破せる明朝は之を制する能はざるを以て、誘致して總兵官と爲し、更に南安伯と爲したり、是に於て芝龍は臺灣を棄て、明朝の爲に力を盡すこと數年に及ぶ、既にして清の大祖滿洲より興起し、明を滅すに及び、芝龍遂に清に降る、芝龍の子鄭成功父に從はずして明の恢復を圖りしも、容易に志を達する能はざるや、臺灣に據りて爲す所あらんとし、順治十八年(寛文元年)臺灣を襲ひて、之を占領し、赤嵌城を增築して本營と爲し、且臺灣島を安平鎭と改名し、城を承天府と稱し、天興萬年の二縣を置く、康熙元年三月(寛文二年)歿したるを以て其子經、跡を繼ぐ、此時に當り、島内永住の支那人は、非

常に多數に上りしを以て、本島の西部及び北部の一圓に蝟集するに至り、爲めにマレイ人種は逐斥せられ、時と共に自ら衰滅するの狀態に陷れり、既にして鄭經は其族鄭泰と不和を生じ、泰の一派は相率ゐて清朝に降る、清朝以て好機會と爲し、康熙二年十月(寛文三年)兵を擧げて經を襲ふ、經防戰して利あらず、鄭氏の軍是よりして勢を失ふに至り、清將相尋で清に下るもの多し、康熙二十年正月鄭經卒し子克塽立つ、同二十年清朝施琅に命じ之を圖らしむ、施琅まづ澎湖島を略し、進んで臺灣に迫り、連戰皆勝つ、克塽遂に敵すべからざるを知り、出でゝ降る、成功が臺灣によりてより凡二十三年なりき、是に於て施琅は清廷に疏して自ら臺灣の地を經略し、且つ克塽を京師に送る、清主克塽に漢軍公を授けて臣下となす、爰で又東寧の名を改め臺灣に復し、臺灣、鳳山、諸羅の三縣を置き、兵營を分つこと凡十、福建太守の指命により巡撫の官を設け、兵八千を遣りて其地を守らしめ、又別に兵二千を派して澎湖を守らしめ、全く清國政府の治下に屬す、されど住民尚鄭氏を慕ふ者尠なからず、遂に朱一貴、林爽文、蔡寥等の叛亂相尋で起りしも、皆平定して臺地の全土靜謐に歸す、島民は支那の殖民の外、其大部分は無識の蠻民にして、各々部落を立てゝ相集り、僅に清國の政令を受くるものは、之を熟番と稱し、化外にあるものは、之を生蕃と稱するの有樣なりしを以て、時々此等の蕃民より災害を生じたることあり、宣光帝の道光廿二年、英國軍艦此地に漂到せし時、臺人其乘組員を殺したるが爲め紛議を生じたれども、清國政府の陳謝により事なきを得たり、穆宗帝の同治十四年(明治四年)琉球藩の人漂著して生蕃に殺されしより、日清兩國間の紛議を來し、其結果日本の出征となり、清國政府は償金五十萬兩を日本政府に納れて僅に局を結べり、光緒十年(明治十七年)清佛戰爭起り、翌年六月佛軍基隆を占領し、十月淡水を砲擊し、同時に臺灣島の全西岸を封鎖したりしが、幾干もなくして平和條約成るに及び、臺灣澎湖列島は佛軍の占領及び封鎖を免かるゝを得たり、是より、清國は深く臺灣に意を留めざるに至れり、光緒十一年、臺灣を福建州より分離し、澎湖島と共に一省と爲し、更に全省を三區劃に分ち、北部を臺北府に對して、南部に臺南府をおき、臺灣府を臺南に置き、巡撫の任に當らしめたりしが、光緒二十一年(明治二十八年)日清戰爭の結果、臺灣は遂に日本の版圖に屬したり(古圖戰國爭亂の世に當り、所謂相窺の徒の跳梁を極むるに際し、正規町天皇永祿六年(明の嘉靖四十二年)我寇民圖夥の境に至りしを、明將戚繼光之を破りしかば、寇民遁れて臺灣に向ひたりといひ、其後支那の流賊林道乾といへる者我寇民に興し、浙閩の邊海を擾めたるに、敗れて臺灣に走りたりといへり、以て我が寇民が既に根據を臺灣に占めたりし事を伺ふべきなり、これより日を逐うて我國民の臺灣に至るもの漸く多く、商人、漁

見え、作役精錬凡そ七回に及びてなお決せず、延いて十月に至る。利瑪竇北京を捨てて去らんとす。駐箚英国公使ウェート回に居て調停する所あり、清国亦我征討の挙を以て我等と分し、通商を停し、檢舎を建てたるの故と、琉球人の漂流を厚待するの故とを併せて清国五十箇国を我に納れしめ、なほ清国は作薬を檢束して種後永く害を根絶に加へざらしめ、我兵屯戍を解くの期を以て、清国全く銀国を償うて和議回りて清に赴き、役後に而して役事と為したり、利瑪竇回りて清に赴き、役後に而して役事と為したり、利瑪竇回りて清に赴き、役後に而して役事と為したり、利瑪竇

都せり、之を後鑒の大祖皇帝と云ふ、唐凡二十世三百九十年にして亡びぬ 我國の唐と交通せしは、推古天皇三十一年犬上御田鍬・矢田部造等唐より錦綾を齎して、唐に遣使の國なり、常に相聘問すべしと奏せしより起る、舒明天皇二年秋、大仁犬上御田鍬を遣はして唐を聘せしむ、四年唐主新羅使劉思禮等を送らしむ、是れ公使の往復ありし始めなり、孝徳天皇白雉四年、小山上吉士長丹を遣唐大使とし、小乙上吉士駒を副使として唐に遣はす、是れ遣唐使の始めなり、後ち常に遣唐使を派遣し、留學生を送りて唐の文物制度を學ばしめ、以て我邦の政治に應用したり（クッションし參考）後ち唐國亂れしを以て、半島多事なり、天皇朱鳥元年、菅原道真の奏によりて、遣唐使派遣は停められたりとも、私の通交は盛に行はれたり、醍醐天皇延喜三年、唐人來泊せしを以て、十九年冬牝雞を獻じ、十九年冬孔雀を獻じ、同年唐僧良秀渤海使と共に孔雀を獻じ、同年唐僧最秀渤海使と共に來朝し、延長四年興福寺僧覺樹を遣はして入唐五台山を巡禮せんとするを許し黄金百兩を賜ひ、手多天皇赤黄金を賜ひて共行を發したり（大日本史、外交志續、文那史、

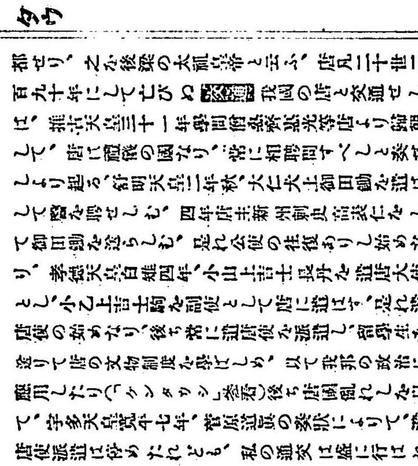

タウカク 唐樂

雅樂の一、唐國より傳來の樂なるを以てなづく、後には林邑樂・振鉾・急胡旋・左方に屬して舞あり、胡飲酒・陵王・貴德・納曾利・抜頭・蘇合香・還城樂・胡蝶樂・胡飲酒・春鶯囀・王樹後庭花・團陸王・賀殿・三臺鹽・喜春樂・鶏婁鼓・五常樂・甘州・皇麞・五常樂・萬歲樂・赤白桃李花・秋風樂・輪臺・青海波・採桑老・蘇王破陣樂・還城樂・胡蝶樂・納曾利・太平樂・打毬樂等あり 唐國 高麗 渤海 高麗 百濟 新羅 天竺 林邑 扶南 呉樂 伎樂 度羅樂 等 天平勝寶四年、遣唐使を送りし、後の遣唐使留學生などの往來絶えざるのみならず、唐の制度を取捨して政體を革正せられたるを見れば、唐樂の傳來も亦の時心に在り、文武天皇大寶令制定の時、雅樂寮に唐樂師十二人を置き、二年正月御宴に玉常樂・太平樂の唐樂曲目始めて見えたり、聖武天皇天平三年六月、雅樂寮雜樂生の中、唐樂生三十九人を置く、桓武天皇延暦の頃より唐樂盛に行はれ、嵯峨天皇に至り音樂を好み給ひ、遊宴には唐樂多く奏せられたり、清和光孝醍醐村上の歴朝益其の盛行を見、朝儀宴遊より婚令醫療等、總て唐樂模倣樂を奏せしめ、遂に冠令に至れり、雅樂（ガク）參看（歌舞音樂略史、舞樂圖說）

ダウカノセチヱ 踏歌節會 朝廷

年中行事の一、每年正月男女の舞人を朝廷に召して、踏歌を奏せしむる儀式をいふ、男の舞人の奏するを男踏歌、女の舞人の奏するを女踏歌といふ、踏歌は早くより支那に在り、名稱は、これを襲用せしも、其は歌垣より轉化したるもの、如し、されアラレバッシリ歌とも いふ 男・女踏歌は、正月十六日に行ふ、ようこう三年正月十六日に少年童女の踏歌あるを見ゆれば、又此頃より行はれしものか、光仁天皇寶龜二年正月十六日に女踏歌男踏歌あり、其後屢々男女の踏歌を行はれしが、桓武天皇弘仁十三年より廢せられたり、村上天皇天暦九年、論奏ありて踏歌を止め、冷泉天皇安和二年より短縮の如く十六日に女踏歌行はれたり、後一條天皇寛弘元年正月十四日に、男踏歌を始め行ひ給ひ、爾後儀式に十四日に踏歌行はれ、方に別れて西に進み、校書殿の南端より東に折れ、南方に別れて東に進み、校書殿の南端にかゝり、校書殿の南端に帶りて東向し、兩列の儀を終りて、更に南に進み、承香殿の南端より東に折れ、南庭に進みて大輪圍をつくり、右に一匝廻りて又左右に別れ、南行して更に北折し、進て校書殿の東庭に停り、更に向ひて歌を唱ひて退出す、歌り終りて賜祿を賜ふ、内教坊の妓女の外、女樂人四人、中宮春宮より賜はりたる妓女二人、これを副ふ、歌は併せて主に高麗樂・敲・男踏歌は正月十五日に行はる、此の日天皇清涼殿の孫廂に出御あり、内教坊の人數綵を飾りたる机を前庭に立つ、公卿其の數に著座す、踏歌の人右近の陣の前庭より、樂を奏しつゝ進んで仙華門より入り、庭前にて周匝三度の後、御前に進で複調を奏し歌曲を奏す、舞人等東面に進みて更に北に進て

先以来の例に因れるなり、幕府の末に、屋後と長州と、三本を免されしは特例なり、笹の帽、総髪常且(丈刀打差)なれば、制ありて、俗人着りに用ふること能はず、総髪の帽を用ふるは、紀州、長州、土州、備前、薩摩、津藩川、松山、松代、小田原、松平周防、延岡、松本、吉田、岡、唐岡の諸子等なり、笹の帽を用ふるは、酒井雅楽、土井大炊、松平伊豆の三家、旗本にて皆然り、笹帽子左右に四つ、長坂血鑓九郎の二人あるのみ、俳諧(トモヲン)参看(釋氏要覽、後訓蒙、嬉遊笑覽、類聚名物考、古典講究所講義「徳川氏の成従」、徳川慶喜譚)

タウケンユウ 道具衆　鎗刀行の綾笠にて騎馬の侍を云ふ、平服に長柄を取りて接続するを以て務と、室町幕府の末葉より江戸時代の初めにかけて諸家にこれを置く(武家名目抄)

タウゲン 道元　人名　帝王を諡す、嵯峨天皇の第五皇子、母は藤原葛房の女、贈従四位上橘氏、正治二年正月京都嵯峨川の邸に生る、十三歳叡山に登りて剃髪し、幸に三井に遊び、後ち建仁寺に往いて栄西禅師に謁し、衣を更へて禅宗に嗜す、栄西の没後、貞応二年四月、法兄明全と相携へて宋に入る、時に年二十四、之より首正禅山等の諸名嶽に歴遊す、舎々天童山の如浄禅師洞山の法燈を継いで這個事だに了し、道元住いてこれに参ずること三年、遂に洞山十四世の正統を嗣ぎて帰る時に安貞二年十二月なり、帰朝して京都の建仁寺に寓す、移りて深草に庵居し、天福元年興聖寺に移す、然れども此京都に近きを以てなほ適せず、常に瞿曇に倣ひ、出でて遊行し、寛元二年波多野義重大仏寺を越前志比に創立してこれを請ず、道元嗣法す、これ永平寺志比に隠遁の志あり、寛元二年波多野義重大仏寺を越前の開祖なり、北條時頼其道徳を慕ひ、屢ば使を遣はして大法を問ふ、時頼回国の首年元明に関するに容喙の缺を以てす、元明密かにこれを変けて曰く、道元固いて直に元明を指出し、更に其常住する所を以てこれを去らしむること七八度、後嵯峨天皇亦深く其徳行を慕し、勅使を遣して幾方招ぬしかども、終身之を容れざりき、建長五年八月永平寺を開闢非に遷り、精を衆に接し、四月二十五日寂す、年五十四、法嗣懐奘、寂山に栄西として、其寺を永平寺の開闢(正法眼蔵、大法規、洞上聯燈、永平広録、学道用心集(佛教各宗綱要、日本佛教史要)

タウシ 道師　名義　佛教にて正道に誘引する師の義、又一に唱導の師の義とす、後ち我より出でて、他衆法会の役名となる、釋氏要覽に「十住断結経云、能令人脱無生死道、故名導師、又法華経云、是四衆於此衆中、令最上首唱導師とあり　同義　古へ供養法会の役名となりたるものと雖も、其意に見たらば、天平宝字四年三月東大寺大仏開眼供養会の時、印度の菩提仙那を導師となし、唐僧道璿を咒願師となしたりと云ふ、不空羂索経以後供養法会の儀式には、必ず導師、咒願、讃花、梵音、錫杖、堂達等列座し、導師先づ高座に登して表白文を朗誦す、後ち諸宗の法会及び葬式にも此役あり、

タウシキ 當色　(一)官位相當に就きて定まる服色を云ふ、按ずるに、其品の我なら(ん)(二)後に転じて会物を云ふ、(一)は今に「凡服色等、白黄丹紫縹萌黄浅葱柳緑薄緑深緑深蘇芳緋紅浅緋薄緋深緋深紫深緑深縹薄縹薄萌黄浅葱薄蘇芳浅緋紅浅緋薄緋深緋深紫深緑深縹薄縹薄萌黄浅葱柳緑薄緑深緑深蘇芳

錄、官制沿革略史、古事類苑神祇部、皇典講究所講演「徳川氏官制」)

ダウドウシ　堂童子　大法會の時の役の名、殿人及び五位殿上人にして、花筥を取る者なり、塵添壒嚢抄に、顕密の勅會に、職人並に諸家の諸大夫の花筥取を堂童子と云ふは何ぞ、凡童子は十五以前の男子の稱なれど、今云ふ所の堂童子は其義に非ず、雨海傳に、天竺の寺の事を云へる中に、凡そ白衣にて、悪夢の處に專ら佛典を誦し、落髪を希ふ者を號して童子となす、發心求道の俗などの僧の所に至て出家を願ふ者が、花筥賦などする役を勤むる事、便宜相應する故に、堂童子と云ふにやとあり、玉葉文治二年五月廿五日最勝講第二日の條に「次威儀師打ㇾ磬、公卿置ㇾ笏、次唄師發音、此間童堂子著座、即進分二花筥、次散花行道、(證誠同ㇾ之)次散花對揚、次打ㇾ磬、堂童子收二花筥一云々、堂童子左方(御所方也)範光、賴房、右方仲經清信」と見えたり、

タウネンキフ　當年給　年給の一、其年に給ふべき年給を云ふ、除目の任人の尻付に記す、「ネンキフ」參看、

タウヒキ　當引　一作引(イツサクヒキ)を見よ、

タウビヤクセン　當百錢　天保通寶(テンパウツウハウ)をいふ、

ダウブク　道服　名義　大納言以上が、内々著用する服をいふ、後には羽織に變じたり、裏袴・僧衣に似て、月形なし、地は狩衣の如し、廣袖にて羽織の長きもの、腰より下にひだあり、色は定まらず、裏用　大納言以上、褒の時これを著用す、但し父子相並ぶ時は用ひず、下には白袴又は指貫を著し、立烏帽子を被る、もと内々の服たるを以て、同輩に對

ダウミヤウジ　道明寺　所在　河内國志紀郡道明寺村大字道明寺○又土師寺と云ふ　沿革　眞言宗尼寺○本尊は伝道眞作の十一面觀世音像を安置す　歴史　傳に推古天皇の時、土師八島連家を捨拾、裝束集抄、裝束集成)

ダウミヤウジ　道明寺　所在　河内國志紀郡道明寺村大字道明寺○又土師寺と云ふ　沿革　眞言宗尼寺○本尊は伝道眞作の十一面觀世音像を安置す　歴史　傳に推古天皇の時、土師八島連家を捨拾、裝束集抄、裝束集成)

ダウリ　道隆　名義　四圓諦江の人、年十三歳にして成都の大慈寺に投す、後ち漸州に抵り、無準範、痴絶沖、北磵簡の諸禪師の下に依り、一日東山の牛窓牖を過ぐる話を聞きて、平日の疑問解決す、辭して明州の天童に登る、會々日本に禪宗未だ盛ならざるを聞きて遊化の志あり、淳祐六年(我寛元四年)日本の商船に搭して太宰府に著し、筑前の圓覺寺に寓す、寶治元年京都に上り、泉涌寺の來迎院に入る、院主智鏡の

ダウリユウ　氏、勅諡大覺禪師　沿革　西圓諦江の人、年十三歳にして成都の大慈寺に投す、後ち漸州に抵り、無準範、痴絶沖、北磵簡の諸禪師の下に依り、一日東山の牛窓牖を過ぐる話を聞きて、平日の疑問解決す、辭して明州の天童に登る、會々日本に禪宗未だ盛ならざるを聞きて遊化の志あり、淳祐六年(我寛元四年)日本の商船に搭して太宰府に著し、筑前の圓覺寺に寓す、寶治元年京都に上り、泉涌寺の來迎院に入る、院主智鏡の指示により相模鎌倉に抵り、大歇禪師に謁福寺に賴る、北條時賴之を聞いて大に喜び、建長四年建長寺を創建し、師を請じて開山とす、法流の盛んなる、天下禪林、東海法窟の入大宇を門頭に額するに至る、

鎌倉建長寺所藏(史料編纂掛寫眞萬集)

後嵯峨上皇道賢を聞き、詔して謁見を賜ひ、命じて建仁に遷らしむ、幾干もなくして再び建長寺に入る、會々事に因りて罪を幕府に得、甲斐に謫せられしが、三年にして鎌倉に歸り壽福寺に投す、再び流言ありて、また甲斐に遷りしも、幾干もなくして時賴に迎へられて壽福寺に住し、弘安元年五月建長寺に歸住す、七月寂す、年六十六、法臘五十、門人茶毘し、舍利を建長寺の一所に收め、其處を西來庵といふ(日本佛家人名辭書、日本佛教史綱)

タカ　鷹　起原　沿革　仁徳紀四十三年九月の條に「依網屯倉阿弭古捕ㇾ異鳥、獻於天皇曰、臣毎張ㇾ網捕ㇾ鳥、未ㇾ曾得ㇾ是鳥之類、故奇而獻之、天皇召ㇾ酒君二示ㇾ鳥曰、是何鳥矣、酒君對曰、此鳥類多在二百濟一得ㇾ馴而能從ㇾ人、亦捷飛之掠諸鳥、百濟俗號二此鳥一曰二倶知一乃授二酒君一令ㇾ養、未ㇾ幾時、而得ㇾ馴云々」とあるを初見とす、爾來之を馴養して鳥を捕ふる風盛んに行はる、鷹狩といふ(「タカガリ」參看)之を個

養する者を、古へは鷹飼、鷹匠といふ、後世は鷹匠(「タカジヤウ」參看)と稱す、また朝廷には主鷹司あり(「シユヨウシ」參看)江戸幕府には鷹匠ありて之を司る　新舊動物學上よりの種類は省き、古書に見えたる名目につきて說明すべし、兄鷹、男鷹をいふ、シヤウと訓す、形小なるが故なり、弟鷹、女鷹をいふ、オホダカ又はダイダカと訓す、形大なるが故なり、兒鷹、男鷄をいふ、コノリと訓す、鷂、女鷄、卽ち兒鷹の女)をいふ、ハイダカと訓す、雀鷹、鷂をいふ、雀鷂、男雀鷂をいふ、エツサイと訓す、雀鷂、女雀鷂(卽ち雀鷂の女)をいふ、ツミと訓す、サシバ、小隼をいふ、小鷹、兒鷹以下サシバに至る數種の總稱なり、若鷹、野にて生育したる鷹をいふ、ヤカダカと訓す、また黄鷹、新鷹ともいふ、片がへり、二年經たる鷹をいふ、又撫鷹とも稱す、諸がへり、三年經たる鷹をいふ、又青鷹、白鷹とも稱す、諸片がへり、四年經たる鷹をいふ、鳥屋鷹、四年の秋以後を經たる鷹をいふ、網懸、今年生れたるを、七月より冬の日に至るまでに取りたる若鷹をいふ、卽ち未だ鳥屋せぬ内に取りたるものなり、アカテと訓す、巢まはり、今年生れたるを七月半までに取りたる若鷹をいふ、(七月末ならば網懸といふ)山がへり、山にて一鳥屋もしたる鷹をいふ、野ざれ、三月より内に取りたる若鷹をいふ、巢鷹、巢の内より下ろして、雛より飼ひ立てたる鷹をいふ、小山がへり、網懸の鷹の、正月十五日より内に、打落したるをいふ、さほひめがへり、網懸の鷹の正月二十日以後に打落したるをいふ　調養　鷹を調養する事は酒君に起れば、百濟の法なるべし、卽ち弘仁の新修鷹經に見えたる所なり、但し其法、鳥屋を構ふる事、鷹を浴する事、肥を調ふる事、疲を調ふる事、また巢鷹と網懸鷹との差別等僅かに七法にして詳しからず、山岡を一夜二夜の内に調へ、或はそれたる鷹を呼返し、白尾繼ぎなどする事は、齊軒、吉田多右衛門等各々其術を詳にし、其法を記し、亜に世に行はる、委細は新修鷹經、齊軒十二卷書等に就きて見るべし　繋ぎ様　大鷹には雀、頬白、頬赤、青ちがしら、つぐみ、白鳰、眞鳰、土鳰、五位鷺、小鷹には雀、頬白、頬赤、青ちがしら、白鳰等を倒ふ、而して餌の作り様によりて、洗餌、大再拝、小再拝、骨餌、たゝき餌、米餌、こゝめ餌、櫻餌、板免餌、押餌、大白拂餌、小白拂餌、黒餌、枯餌、蒸餌、柳餌、燒餌等數十種あり、なほ之を與ふるにも、平常の倒ひ様、病時の倒ひ様等また大緒ともいふ、おき緒、鷹を馴らす爲に用ふる繩、水繩、鷹を浴せしむる時に用ふる繩、緒、鷹を使ふ時に用ふる繩、餌袋、餌を入れる竹籠をいふ、鷹鞴、鷹匠の篭手をいふ、タカヌキと訓す、山緒、鷹野にて取りたる鳥を、首より羽ぶしにかけて結びて鳥掛にかくる料の薩摩をいふ　鷹鷂　私に鷹鷂を養ふ事の禁令は、早く弘仁八年九月の宣に出で、尋で寛衛二年、貞觀元年、同五年にもまた禁令の發布あり、凡延喜の頃までは違ふ事なかりしに似たり、もし私に倒ふものあらば、彈正臺禁彈を加へたりき、また此時代天皇が放鷹し給ふ爲めに、或原野を限りて他人の狩獵を禁じたり、之を禁野(「キンヤ」參看)といへり、また鎌倉時代にも私に鷹鷂を養ふを禁じたるのみならず、之を職業とするものをも停止したりしが、只諸社の贄鳥のみ之を許したりき、下りて室町時代の末年戰國の頃には、放鷹の事は武門の好んで弄ぶ所となりしがゆゑに、諸大名の中には、其領内に令して鷹を保護し、巢鷹の賣買を禁じたるもの多かりき(長曾我部元親は宋老の外鷹を持つことを禁じたり)江戸時代に至り、寛永三年猥りに鷹倒ふ者を死罪に處し、之を見出し告訴する者に五十兩の褒美を與ふるの令を出したる事あり、また將軍の放鷹すべき特定の地は、衆庶の殺生するを禁じ、之を御鷹野といひ、御留場とも稱したり、「タカガリ」參看(倭名抄、日本書紀、吾妻鏡、長曾我部元親百箇條、淺野文書、貞丈雜記、武家名目抄、古今要覽稿)

タカアナホノミヤ　高穴穗宮　志賀高穴穗宮(シガノタカアナホノミヤ)を見よ、

タカイノコホリ　高井郡　所在　信濃國、起原　國郡制定の際、既に信濃國の管する所十郡ありき、蓋し此郡も亦其一なるべし　沿革　和名抄に郷科、小内(チウナイ)稻向、日野(ヒノ)神戸等の郷あり、郡名考「タカイ」と書し、地誌提要「タカキ」に改め、明治十三年五月上下二郡に分ち上高井、下高井と稱す、今之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカラカウチ　高丘氏　姓は藤原、閑院家に屬す、中園參議宰定の末男季起高丘と號す、正三位に叙せられ、正徳五年正月歿す、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(諸家知譜拙記、華族譜家傳)

○季起——季敦——敬季——紹季——永季（トホ）——益季
「基季——紀季（ウヂ）——親季（ヒロ）——和季」

タカヲカシンワウ　高岳親王　名謚　世に譲居太子といふ、出家して真如と號す、平城天皇の第三皇子、母は伊豫繼子（諱諸）初め親王となり、大同三年山城久世郡の地六町を賜ふ、四年嵯峨天皇即位するに及び、立つて皇太子となる、弘仁元年平城上皇天皇と隙あり、密に復位を圖らんとして兵を擧げ、事成らずして薙髪し給ふに際し、高岳また連坐して太子を廢せられ、親王となり、子女皆王號を停めて姓を在原を賜ふ、弘仁十三年四位に叙す、然れども愛憤の情に堪へず、幾干もなくして落髪して僧となり、名を眞如と改め東寺に居り、眞言宗を研究し阿闍梨となる、承和二年勅して平城故都水陸の田地四十餘町を賜ふ、三年唐に赴きて法を求め、留まる事十餘年にして返らず、子在原善淵等、其存没測るべからざるを以て、上表して其封を還さんことを請ふ、許さず、元慶三年陽成天皇勅して其請に從ふ、五年學問僧中璞唐より上表し、高岳西域に赴き羅越國に至りて薨するの旨を告ぐ、天皇詔を下して痛惜す、年齢を推するに八十餘歳なるべし、而して元亨釋書には、高岳入唐して遍く名德を訪ひしも、其意に滿たざりしを以て、遂に錫を杖て四遊すとあり、東大寺僧凝然撰する所の和漢合運曆には、羅越國に至りて虎害に遭ふとあり（皇胤紹運錄、大日本史）羅越國は今の老撾なるべし、邦人の印度に入る、實に高岳を以てはじめと爲す、

タカラカノコホリ　高岡郡　所在　土佐國　起原　仁明天皇の承和八年八月吾川郡の四郷を割て之を置く（國郡沿革）擬後紀高岡に作る、和名抄に高岡、吾川、海部、三非等の郷あり、以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカラデラ　高雄寺　神護寺（ジンゴジ）を見よ、

タカガリ　鷹狩　起原　仁德天皇の四十三年に諸國太子といふ、出家して眞如と號す、平城天皇の第三皇子、母は伊豫繼子（諱諸）初め親王となり、大同三年山城久世郡の地六町を賜ふ、四年嵯峨天皇即位するに及び、立つて皇太子となる、弘仁元年平城上皇天皇と隙あり、密に復位を圖らんとして兵を擧げ、事成らずして薙髪し給ふに際し、高岳また連坐して太子を廢せられ、親王となり、子女皆王號を停めて姓を在原を賜ふ、弘仁十三年四位に叙す、然れども愛憤の情に堪へず、幾干もなくして落髪して僧となり、名を眞如と改め東寺に居り、眞言宗を研究し阿闍梨となる、承和二年勅して平城故都水陸の田地四十餘町を賜ふ、三年唐に赴きて法を求め、留まる事十餘年にして返らず、子在原善淵等、其存没測るべからざるを以て、上表して其封を還さんことを請ふ、許さず、元慶三年陽成天皇勅して其請に從ふ、五年學問僧中璞唐より上表し、高岳西域に赴き羅越國に至りて薨するの旨を告ぐ、天皇詔を下して痛惜す、年齢を推するに八十餘歳なるべし、而して元亨釋書には、高岳入唐して遍く名德を訪ひしも、其意に滿たざりしを以て、遂に錫を杖て四遊すとあり、東大寺僧凝然撰する所の和漢合運曆には、羅越國に至りて虎害に遭ふとあり（皇胤紹運錄、大日本史）羅越國は今の老撾なるべし、邦人の印度に入る、實に高岳を以てはじめと爲す、

タカラカノコホリ　高岡郡　所在　土佐國　起原　仁明天皇の承和八年八月吾川郡の四郷を割て之を置く（國郡沿革考）擬後紀高岡に作る、和名抄に高岡、吾

タカガリ　鷹狩　起原　仁德天皇の四十三年に諸國太子といふ、出家して眞如と號す、平城天皇の第三皇子、母は伊豫繼子（諱諸）初め親王となり、大同三年山城久世郡の地六町を賜ふ、四年嵯峨天皇即位するに及び、立つて皇太子となる、弘仁元年平城上皇天皇と隙あり、密に復位を圖らんとして兵を擧げ、事成らずして薙髪し給ふに際し、高岳また連坐して太子を廢せられ、親王となり、子女皆王號を停めて姓を在原を賜ふ、弘仁十三年四位に叙す、然れども愛憤の情に堪へず、幾干もなくして落髪して僧となり、名を眞如と改め東寺に居り、眞言宗を研究し阿闍梨となる、承和二年勅して平城故都水陸の田地四十餘町を賜ふ、三年唐に赴きて法を求め、留まる事十餘年にして返らず、子在原善淵等、其存没測るべからざるを以て、上表して其封を還さんことを請ふ、許さず、元慶三年陽成天皇勅して其請に從ふ、五年學問僧中璞唐より上表し、高岳西域に赴き羅越國に至りて薨するの旨を告ぐ、天皇詔を下して痛惜す、年齢を推するに八十餘歳なるべし、而して元亨釋書には、高岳入唐して遍く名德を訪ひしも、其意に滿たざりしを以て、遂に錫を杖て四遊すとあり、東大寺僧凝然撰する所の和漢合運曆には、羅越國に至りて虎害に遭ふとあり（皇胤紹運錄、大日本史）羅越國は今の老撾なるべし、邦人の印度に入る、實に高岳を以てはじめと爲す、

タカラカノミヤ　高丘宮　葛城高丘宮（カヅラギノタカヲカノミヤ）を見よ、

タカラデラ　高雄寺　神護寺（ジンゴジ）を見よ、

タカガリ　鷹狩　起原　仁德天皇の四十三年に諸國太子といふ、出家して眞如と號す、平城天皇の第三皇子、母は伊豫繼子（諱諸）初め親王となり、大同三年山城久世郡の地六町を賜ふ、四年嵯峨天皇即位するに及び、立つて皇太子となる、弘仁元年平城上皇天皇と隙あり、密に復位を圖らんとして兵を擧げ、事成らずして薙髪し給ふに際し、高岳また連坐して太子を廢せられ、親王となり、子女皆王號を停めて姓を在原を賜ふ、弘仁十三年四位に叙す、然れども愛憤の情に堪へず、幾干もなくして落髪して僧となり、名を眞如と改め東寺に居り、眞言宗を研究し阿闍梨となる、承和二年勅して平城故都水陸の田地四十餘町を賜ふ、三年唐に赴きて法を求め、留まる事十餘年にして返らず、子在原善淵等、其存没測るべからざるを以て、上表して其封を還さんことを請ふ、許さず、元慶三年陽成天皇勅して其請に從ふ、五年學問僧中璞唐より上表し、高岳西域に赴き羅越國に至りて薨するの旨を告ぐ、天皇詔を下して痛惜す、年齢を推するに八十餘歳なるべし、而して元亨釋書には、高岳入唐して遍く名德を訪ひしも、其意に滿たざりしを以て、遂に錫を杖て四遊すとあり、東大寺僧凝然撰する所の和漢合運曆には、羅越國に至りて虎害に遭ふとあり（皇胤紹運錄、大日本史）羅越國は今の老撾なるべし、邦人の印度に入る、實に高岳を以てはじめと爲す、

タカラカノコホリ　高岡郡　所在　土佐國　起原　仁明天皇の承和八年八月吾川郡の四郷を割て之を置く（國郡沿革考）擬後紀高岡に作る、和名抄に高岡、吾

川、海部、三非等の郷あり、以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカラカノミヤ　高丘宮　葛城高丘宮（カヅラギノタカヲカノミヤ）を見よ、

タカラデラ　高雄寺　神護寺（ジンゴジ）を見よ、

タカガリ　鷹狩　起原　仁德天皇の四十三年九月、依網屯倉阿弭古鷹を獻じたる條に「酒君養馴未だ熟せず、而して之を倒棄せしめたる故に、酒君則以て歌縦、著其足、以小鈴著其尾、得り馴、酒君則以て歌縦、著其足、以小鈴著其尾、居腕上、獻于天皇、是日幸于百舌鳥野而遊獵、時雌雄多起、乃放鷹令捕、忽獲數十雉、是月甫定鷹甘部、故時人、號其養鷹之處、曰鷹甘邑也」と見えたるは鷹狩の始めにして、また鷹甘部（鷹を飼養して朝廷に供せる部族）を定めたる起原となす、而して此時の放鷹術は百濟の術を傳へたるものなるべし（雄略）桓武天皇は毎日政を聞召しながら、南殿の帳の中にて鷹を倚子の上に据ゑて親ら其爪を切り給へることあり、嵯峨天皇は特に之を好み、弘仁二年に新修鷹經を鷹所へ出され、別當親王、大臣連署して之を天下に發布せられ、宇多醍醐の二天皇また之を嗜みて、禁裡の鳥の曹司に數十の鷹を連れ繋き、また毎年坂東諸國より之を貢せしめらる、此時代には天皇の御鷹場を宇多、交野に定め、雜人の猥を禁ず、之を禁野といへり、なほ鷹を近衛次將隨身等に分ち、鳥の多き國に遣はして狩らしめらるゝを鷹の使と稱し、其が野に出でて之を試み給ふなど野行幸と稱したり、天皇が野に出でゝ之を試み給ふなど野行幸と稱したり、また馬上放鷹の事は雄略天皇の野行幸に始まると嵯峨野物語に見えたれど、書紀に載せざれば明かならず、されど鷹經に、鷹を放つの後、靜に馬を停め、日を以て鷹を送ると見え、今昔物語に鷹飼は馬を令走て來るなどあるを考ふれば、當時馬上にて放鷹したるを知るべし、なほ定家卿鷹三百首註に、關東にては、馬にて鷹を使ふとあれば、鎌倉時代には、西國地方には其事中絶せしならん、而して平安朝の末年以後は、武門に於ても盛んに之を奉び、且に遊戯としてのみならず、また之を以て尚武の一方法と考ふるに足れり、江戸時代に及びても、また主として士人間に流行し、幕府にては年中行事として鷹狩始あり、將軍が歳首に放鷹を試みるがごときあり、將軍が歳首に放鷹を試みるがごときほど此外にも將軍自ら時に郊外に出でゝ放鷹を行ふ、五代將軍綱吉の時、生類憐憫の禁と共に此事自ら停廢したりしが、八代將軍吉宗に至りて更に之を再興したり、また鷹御成と稱し、特に鷹を捕ふる爲に鷹を放つことあり、並に其得る所を以て、三家以下に賜ふ事恒例たり、明治維新の後、此事全く衰へ、只僅に宮内省に飼養する所のもの數羽新宿御苑にありて、時に之を放つあるのみ、なほ放鷹に關する制度の一班は、鷹の條に擧げたれば、就きて見るべし（按ずるに、放鷹術の進歩は、一條天皇の時出羽守源賽賢に始まると、即ち十八の秘事、三十四の口傳、皆當時に具はれり、其後藤原基輔弓馬鷹犬を好み、其孫基家に至り、馬養鷹生小弓等を以て家業となせり、これ持明院家が鷹を業とする始め也、攝政太政大臣家鷹三百首序に、鷹の四家をいへり、なほ九條、西園寺、持明院の四家をいへり、この外尾張小笠原兵庫、美濃土岐善忠、信濃諏訪神平、爾津松嶋軒、屋代越中守秀政等各々鷹を業とし、其飼養放鷹に妙を得たれども、其說多く實組の日傳を相承するのみ（諸流）酒君が百舌野に据ゑたるは、小鷹なりしか、大鷹なりしか詳かならず、巣鷹羅鷹を使ふ事、弘仁以前既に起れり、また大作

タカガヒ

「正隆——正恒——正弼（ノリ）——正直——正聞（カタ）——正明」
「正垣（カツ）——正善（コン）」

タカキノコホリ　高城郡　所在　薩摩國　起原　始めて延喜式に見えたり　沿革　和名抄に、合志（カハシ）飽多、鹽木、宇土、新田、託萬（タクマ）等の郷あり、後世東境を割て伊佐郡と稱し又東郷の地を薩摩郡に併す、郡名考、タカキと稱し以後之に從ふ、明治廿九年薩摩郡に編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

タカクサノコホリ　高草郡　所在　因幡國　起原　書紀光仁天皇寶龜二年二月に始めて見えたり　沿革　和名抄に神戸、委文（シトリ）味野、古海、能美、布勢、野坂、利都等の郷あり、後ち氣多郡の東北隅末常保の地を併す、壁藍抄、竹草と書し、古圖覽知集以後高草に復す、今之に從ふ、明治廿九年氣多郡と合して氣高郡と稱す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

タカクノコホリ　高來郡　所在　肥前國　起原　景行天皇の十八年六月の條に始めて見ゆ　沿革　和名抄に、山田、新居（ニヒキ）神代、野鳥等の郷あり、明治十三年之を南北二郡に分ち、北高來南高來となす（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカクラウヂ　高倉氏　姓は藤原、閑院冬嗣の一男枇杷權中納言長良より出づ、長良十八世の孫永季高倉に居住す、依て氏とす、參議從二位に至り、明德三年薨す、有職故實の家にて、江戸時代には山科家と共に御裝束の事を沙汰せり、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、一族に堀河樞日氏等あり（尊卑分脈、華族譜）

○良貞——清經——元名——文範——爲雅——申清

タカキ——タカク

タカシ

ミ）川上、大度（輝虎（トモヨシ）等の都なり、以後變更すべき所なし（都名變同一論、國都沿革考）

タカシヤウ　鷹匠　慶長江戸幕府の職名、鷹に關するこの一切の事を掌る。鷹匠頭、鷹匠を總管す、また鷹師頭ともいふ、若年寄支配、人員五名あり、千石高、役料持、十人扶持、山吹間詰にて、正殿下段に組頭、目付、鷹匠あり、組頭は、四人、二百五十俵高にして、千駄木と雜司ヶ谷とに分れて各々其鳥部屋を管す、目付は四人、百俵高七人扶持を給せらる、鷹匠は百俵高、見習は五十俵高にして、人員四十四人、千駄木、雜司ヶ谷の二組に分ち、二組十六人、見習六人とす、此外なほ同心若干人、伺指十人、犬牧六人之に屬す、同心左衞門尉、鷹匠頭は、慶長十二年始めて一員を置き、同心左衞門尉を以てこれに補したりしが、五代將軍綱吉の時、生物憐愍の令を出すに及び、天和三年三月之を廢したり、然るに八代將軍吉宗の時享保元年八月二員を復せり、後ち增して五員となる、內三人は、戸田氏、二人は內山氏より補し、並びに世襲たり、鷹匠組頭は享保元年十二月始めて一員を置き、千駄木雜司ヶ谷の兩組を統帶したりしが、元文三年十一月四日一員となり、二人づゝ兩組に分つ、鷹匠目付、享保三年六月はじめて之を置き、二人づゝ兩組に分つ、こと組頭のごとし、鷹匠は古くより有りしが、天和三年一旦廢せられしも、享保元年再置せらる、而して目付は元文三年十一月に、其他は慶應二年に之を廢したり（建置、徳川實紀、明良帶錄、武鑑、官制沿革略、鷹匠組頭は、慶應二年に之を廢したり（建置、徳川實紀、明良帶錄、武鑑、官制沿革略、鷹匠目付

タカタノコホリ　高田郡　所在 安藝國
起原 延喜式に始めて見えたり　沿革 和名抄に三田、戰島、風速、麻原（ヲハラ）川立、船木、栗屋等の郷あり、後高宮郡を併す、正保圖寛知集元祿帳之に仍り、以後又同じ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカタノコホリ　田方郡　所在 伊豆國
起原 天武天皇の九年七月駿河國の二郡を割て伊豆國を立ちし時置きしものなるべし　沿革 和名抄に、新居（ニヒヰ）小河、直見（タヽミ）佐婆、鏡作、芙蓉、依馬（エマ）八邪、狩野、天野、吉妻（キセフ）有辨（サベ）久賀（クズシ）等の郷あり、中世分て南條北條の二郡とす、此郡境界の變遷最も甚しく、後世其東方の地は賀茂郡に入り、西北の地分れて君澤郡となる、豆州志稿、鎌倉以後君澤庄ある由云へり、思ふに其郡となりしは戰國の時なるべし、正保圖君津に作り、寛文中復古の時又之を存め、元祿十四年再び此郡を置く、元祿帳之に仍る、以後二郡たり、郡名考「クンタク」「キミサハ」兩條に唱へ、地誌提要に至りて田方を「タガタ」君澤を「クンタク」「キミサハ」の二條に唱ふ、明治廿九年君澤の全郡及び賀茂郡の一區域を本郡に編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

タカタハ　高田派　高田吉次の創めたる槍術の流派○吉次は又兵衛と稱す、中村尚政につき槍法を學び、其奥儀を究む、小笠原忠政に仕ふ、將軍德川家光召して其藝術を覽る、子孫相繼さて其術を以て小笠原氏に仕ふ、吉次の門人森平三清政、綱河邊彌右衛門盛連、不破慶智等名あり（武藝小傳、武術流祖錄）

タカダンシ　高檀紙（應楨紙）「ダンシ」を見よ、

タカタヤカヘヱ　高田屋嘉兵衛　業績
父は彌吉　事蹟 明和六年淡路國都志本に生る、少にして大志あり、弱て一廻船商の舟夫となりしが、人に傭はるゝを屑しとせず、諸弟を率ゐて撫津兵庫に赴きて漕船業を營み、遂に敏俊の巨船を造りて近海を航行し、殊に北海の通利拾ふべきを察し、年々手船を松前箱館に廻漕して、寛に巨萬の富を積む、寛政十年箱館に赴き蝦夷巡察の幕吏三橋藤右衛門の眷遇を受け、翌年三月出羽酒田港より松前までの產物運送の官用を果し、更に東蝦夷アッケシに廻航し、幕吏近藤重藏に會す、重藏嘉兵衛を幕府に推擧して御用船頭となし、擇捉への航路を開かしむ、嘉兵衛即ち擇捉に赴き、河岸に十七箇所の漁場を開き、夷人等に漁具衣服を給與して其使用法を敎へ、鄕村の制を定めて歸航す、是に於て擇捉始めて我邦に屬す、享和三年幕府其功を賞し公服を賜ひ且官船を領せしむ、文化元年露西亞の使節長崎に來り通商を乞ひしが、幕府の拒斥する所となり、樺太千島の始めて高天原より降臨せる處にして、また穗日二上之峯、高千穗之槵觸之峯、槵日高千穗之峯、高千穗之槵日二上之峯、高千穗添峯とも見えたり、槵日槵觸は共に纖異の義にして、二上は峯二つあるよりの名なり、其所在に二說あり、一は日向國臼杵郡なる高千穗山とし、一は大隅國囎唹郡（今の姶良郡）なる霧島山となす、近世の史家多く後說に從へり、橘春暉の北槎聞談に、余考ふるに、神代よりいふ所の高千穗は、今の霧島山なり、諸書に多く霧島山にあらずといへども、是は彼地に到らずして臆斷せる故なり、昔より日向國高千穗二上峯と稱すれば、其山二峯あるによりて名けぬること明なり、今の霧島山に峯ありて東西に相對す、殊に九州第一の高山にて他山の比すべきにあらず、今の高千穗といふは、衆山の中に在りて、是と秀でたるにあらず、殊に二峯あるにあらず、彼地に到り見ん人は、高千穗の霧島なるこ

東との間に周旋する事頗る勉め、兩國の意志や、疏通する處あり、リコールゲは樺太の掠奪に就きて陳謝せるなりて、幕府は松前奉行に命じコローキン以下の囚虜を赦し、兩國の確執始めて解け、嘉兵衛また自由の身となる、文化十一年幕府嘉兵衛の赦職を復し金帶若干を賞賜す、次で阿波藩主蜂須賀侯よりも恩賜あり、晩年鄕里に老し、弟金兵衛をして代りて商事を督せしむ、家益々富み業愈々盛大となる、文政十四年四月歿す、年五十九、嘉兵衛體軀短小にして眼光人を射、言語明晰なり、曾て書を讀まされども、略ぼ大義に通じ、財を輕んじて人の急難に赴く、資性剛毅にして高潔たるのみならず、其識量夙もせざる、操守、然諾を重するの意氣等深く露人をして畏敬せしめたり（日本幽囚實記、事實文編、高田屋嘉兵衛）

タカチホノタケ　高千穗峰　天孫瓊々杵尊（ニニギノミコト）の始めて高天原より降臨せる處にして、また槵日二上之峯、高千穗之槵觸之峯、槵日高千穗之峯、高千穗之槵日二上之峯、高千穗添峯とも見えたり、槵日槵觸は共に纖異の義にして、二上は峯二つあるよりの名なり、其所在に二說あり、一は日向國臼杵郡なる高千穗山とし、一は大隅國囎唹郡（今の姶良郡）なる霧島山となす、近世の史家多く後說に從へり、橘春暉の北槎聞談に、余考ふるに、神代よりいふ所の高千穗は、今の霧島山なり、諸書に多く霧島山にあらずといへども、是は彼地に到らずして臆斷せる故なり、昔より日向國高千穗二上峯と稱すれば、其山二峯あるによりて名けぬること明なり、今の霧島山に峯ありて東西に相對す、殊に九州第一の高山にて他山の比すべきにあらず、今の高千穗といふは、衆山の中に在りて、是と秀でたるにあらず、殊に二峯あるにあらず、彼地に到り見ん人は、高千穗の霧島なるこ

と論を待たずして知るべし」といへり、從ふべし、而して本居宣長は古事記傳に於てまた此事を論じ、まづ日向の高千穗に降臨ありて、次に霧島山に遷幸ありしなるべしといへり、蓋し或は然らん、なほ高千穗峯に關する諸說は國史綜覽稿に輯錄したれば就きて見るべし○天孫此地に降臨ありたるの後ち、天津彦火瓊々杵尊（「アマツヒコホノニニギノミコト」參看）笠沙御崎より移りて皇居を營み給へり、

タカチホノミヤ　高千穗宮　彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり、大隅國霧島山の麓に在ることは疑なしと雖も、其所在は霧島神社の處なりとも、鹿兒島神社（四國分寺村字宮內に在りて大隅正八幡宮ともいふ、彦火々出見尊を祭る）の處なりとも稱し詳かならず、吉田東伍氏に生業に便利なる方なるべきの故を以て後說を取られたり（地名辭書）記して疑を存す、なほ此宮には彦火々出見尊より神武天皇まで在はしたることは記紀に明文あれども、果して彦火々出見尊の時に此宮を營みしものか、又は瓊々杵尊笠沙の御崎より此に移り給ひしものかは明ならず、古事記傳には彦火々出見尊の時に至り、始めて宮居し給へるなるべしと說きたり、今暫くこれに從ふ、

タカツカサイン　應司院　名號 藤原長子、法名蓮華性　系統 猪隈關白家實の女、母は修理大夫季信の女　事績 後堀河天皇の中宮、嘉祿二年六月從三位に叙せられ、七月二日女御、二十九日中宮と爲り、安貞三年四月院號、寬元四年四月尼と爲り、文永十二年二月十一日崩ず、年五十八（女院小傳）

タカツカサウチ　應司氏　姓は藤原、近衞家實の四男猪平始めて應司と稱す、其享應司室町に在るを以て名づく、建長四年攝政となり、同六年關

タカツカサカネスケ　應司兼輔　名號 政平の男、母は雜賀　系統 同四年四月內大臣に累進、同十二年左大臣、同十五年三月出家、同二十三年十月薨ず、年七十一（公卿補任、大臣補任）

タカツカサカネヒラ　應司兼平　名號 法名蓮華性　系統 藤原長子、季信の女　事績 後堀河天皇の中宮、嘉祿二年六月從三位に叙せられ、七月二日女御、二十九日中宮と爲り、安貞三年四月院號、寬元四年四月尼と爲り、文永十二年二月十一日崩ず、年五十八（女院小傳）

タカツカサカネタダ　應司氏　姓は藤原、近衞家實の四男猪平始めて應司と稱す、其享應司室町に在るを以て名づく、建長四年攝政となり、同六年關白と爲り、同年十二月罷む、正安三年八月二十五日薨ず、年四十（公卿補任、大臣補任）

タカツカサカネヒラ　應司兼輔　名號 政平の男、母は雜賀　系統 同四年四月內大臣に累進、同十二年左大臣、同十五年三月出家、同二十三年十月薨ず、年七十一（公卿補任、大臣補任）

タカツカサカネヒロ　應司兼熙　名號 基輔の男、母は大江竹子　事績 萬治二年十二月誕生、延寶九年七月內大臣に累進し、天和三年正月右大臣、元祿三年十二月左大臣に轉ず、同十六年正月關白に補し、氏の長者牛車兵仗內豎の宣下を賜ふ、寶永四年十一月辭す、享保十年十一月二十日薨ず、年六十七（公卿補任、大臣補任）

タカツカサカネヒロ　應司兼熙　名號 基輔―輔平―政熙―政通―輔熙―輔政

タカツカサスケヒラ　應司輔平　名號 法音院と號す、法名貞覺　系統 政通の女　事績 永正三年四月內大臣に累進し、同十一年關白、同十二年左大臣に轉じ、同十四年六月右大臣、同年閏三月左大臣を、同十四年六月關白を辭す、同十五年四月十八日薨ず、年三十八（公卿補任、大臣補任）

タカツカサタダフユ　應司忠冬　名號 後專珍院と號す　系統 兼輔の男、母は權大納言公治の女　事績 天文六年十二月右大臣に累進し、同十年正月左大臣に轉じ、同十一年三月關白に補せらる、同年閏三月左大臣を、同十四年六月關白を辭す、同十五年四月十八日薨ず、年三十八（公卿補任、大臣補任）

タカツカサドノ　應司殿　山城國京都、土御門の南、萬里小路の東、其舊址皇居建春門前に當れり、歷代編年集成に、長元六年癸酉十一月二十九日上東門院母氏源倫子（一條左大臣雅信女）七十賀稱ニ

廳司殿ニと見えたり(山城名勝志、平安遺志)

タカツカサノブヒサ　鷹司信尚　名號

眞喜姫院前關白と號す。系統信房の男。事蹟慶長十八年四月十四日誕生、慶長十六年三月内大臣に累進し、同十七年三月右大臣に轉じ、同七月關白に補せらる、元和元年七月罷む、同七年十一月十九日薨す、年三十二(公卿補任、大臣補任)

タカツカサノブフサ　鷹司信房　名號

後法音院太閤と號す。系統二條晴良の男、忠冬の養子となる、母は眞敦親王の女。事蹟永祿八年十月二十五日誕生、慶長十一年九月内大臣に累進し、同年十一月左大臣に轉じ、同月關白に補せらる、同十三年關白を辭す、明曆三年十二月十五日薨す、年九十三(公卿補任、大臣補任)

タカツカサノリヒラ　鷹司教平　名號

一致院と號す。系統信尚の男、母は清子内親王。事蹟慶長十四年二月五日誕生、寛永九年正月内大臣に累進し、同年十二月右大臣、同十七年三月左大臣に轉ず、同十八年三月罷む、寛文八年十月三日薨す、年六十(公卿補任、大臣補任)

タカツカサフサスケ　鷹司房輔　名號

後景晧院と號す。系統教平の男、母は故中納言爲滿の女。事蹟寛永十四年四月晦誕生、萬治元年九月内大臣に累進し、寛文三年正月左大臣に轉ず、同四年九月攝政と爲る、同八年三月改めて關白に補せらる、天和二年二月關白を辭す、元祿十三年正月十一日薨す、年六十四(公卿補任、大臣補任)

タカツカサフサヒラ　鷹司房平　名號

後昭光院前關白と號す。系統冬家の子。事蹟永享七年四月内大臣に累進し、同十年九月右大臣に轉じ、文安三年四月左大臣に進み、享德三年七月關白と爲る、康正元年六月關白及び左大臣を辭す、文明四年十月十六日薨す、年六十二(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

タカツカサフサヒロ　鷹司房熙　名號

景晧院前關白と號す。系統近衛家熙の二男、兼熙の養子となる、母は前參議藤原量の女。事蹟寶永七年八月十三日誕生、享保十三年十月内大臣に累進し、同十五年四月二十四日薨す、年二十一(公卿補任、大臣補任)

タカツカサフユイへ　鷹司冬家　名號

後一心院入道前右大臣と號す。系統冬通の男、母は公敏の女。事蹟應永十八年四月右大臣に累進し、同二十一年十二月に辭す、同三十二年五月出家、正長元年五月二十六日薨す、年六十二(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

タカツカサフユノリ　鷹司冬敎　名號

後圓光院前關白と號す。系統基忠の子、兼忠の養子となる、母は中納言經平の女。事蹟元亨二年八月内大臣に累進し、正中元年四月左大臣に轉じ、元德二年八月關白を罷め、建武元年十月右大臣に任ぜられ、同二年二月再び左大臣と爲る、同年十一月辭し、同四年正月出家、同月二十六日薨す、年四十三(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

タカツカサフユヒラ　鷹司冬平　名號

後稱念院關白と號す。系統基忠の子、兼忠の養子となる、母は中納言經平の女。事蹟正安元年四月内大臣に累進し、乾元元年十一月右大臣、嘉元三年閏十二月左大臣に轉じ、延慶元年十一月攝政と爲り、翌年三月大臣を辭す、同三年十二月太政大臣に任じ、應長元年三月關白と爲り、同年四月太政大臣を辭す、正慶二年五月關白を辭し、同四年九月また還補、同五年八月關白を辭し、元亨三年十一月太政大臣に再任、正中元年十二月關白に補せられ、嘉曆二年正月十九日薨す、年五十三(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

タカツカサフユミチ　鷹司冬通　名號

一心院前關白と號す。系統師平の男。事蹟延文五年九月右大臣に累進し、貞治元年十一月左大臣、同六年八月關白に補せられ、應安二年十一月關白並に左大臣を辭す、至德二年六月十九日薨す、年五十六(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

タカツカサマサヒラ　鷹司政平　名號

專稱院入道前關白と號す。道號天理、法名上玄。系統房平の男。事蹟應仁二年十二月内大臣に累進し、文明七年三月右大臣、同八年八月左大臣と爲り、同十一年三月職を辭す、同十五年二月關白、同十七年三月太政大臣と爲る、同年四月太政大臣を辭し、長享元年二月關白を罷む、永正十三年五月出家、同十四年十月十八日薨す、年七十三(公卿補任、大臣補任)

タカツカサマサヒロ　鷹司政熙　名號

文恭院入道と號す。系統輔平の男、母は長門侍從重就の女。事蹟寶曆十一年四月十日誕生、寛政元年五月内大臣に累進し、同三年十一月左大臣、同七年十一月關白に補す、隨身兵仗を賜ひ牛車を聽さる、享化十一年九月關白を辭す、三宮に准ず、文政六年七月落飾、天保十二年二月七日薨す、年八十一(公卿補任、大臣補任)

タカツカサマサミチ　鷹司政通　名號

鷹司右大臣と號す。系統政熙の男、母は滋重喜の女。事蹟寛政元年七月二日誕生、文化十二年二月内大臣に累進し、同十二年二月右大臣、文政三年六月左大臣、同六年三月關白に補す、詔して氏長者となり、

隨身兵仗を賜ひ牛車を聽さる、天保十三年八月太政大臣に任ず、關白元の如し、安政三年八月關白を辭す三宮に准ず、同六年四月落飾(公卿補任、大臣補任)

タカツカサモトタダ　鷹司基忠　名號

四光院入道前關白と號す。法名理勝。系統兼平の男、母は左大將實有の女。事蹟弘長二年正月内大臣に累進し、文永二年十月右大臣、同五年十二月關白に補し、右大臣に轉ず、同六年三月左大臣を、同十年五月關白を辭す、弘安八年四月太政大臣に任じ、同十年八月に辭す、應長二年三月出家、正和二年七月七日薨す、年六十七(公卿補任、大臣補任)

タカツカサモトテル　鷹司基輝　名號

常住心院と號す。系統一條能香の次男、房熙に養はる、母は家女房。事蹟享保十二年二月二十八日誕生、寛保三年五月内大臣に累進し、同月十五日薨す、年十七(公卿補任、大臣補任)

タカツカサモロヒラ　鷹司師平　名號

昭光院前關白と號す。系統冬教の子。事蹟建武四年七月内大臣に累進し、暦應二年十二月右大臣、康永元年十一月關白に補す、同二年三月右大臣を、貞和二年二月關白を辭す、文和二年八月出家、同月六日薨す、年四十四(公卿補任、大臣補任)

タカツジウヂ　高辻氏　姓は菅原、贈太政大臣道眞七世の孫、大學頭是綱始めて高辻氏と稱す、是綱大學頭正四位下となり、嘉永二年二月卒す、羽林家の一、將官辨官を經て、大納言を極官とす、子孫相繼ぎ、明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(系圖、有職袖中抄、華族誌)

○是綱——宣忠——長宇——爲長——長成——清長

長宣——國長——長衡——久長——長郷——繼長

タカトリヤキ　高取燒　名產　筑前國高取に於て製出する陶器。起原沿革　慶長年間國主黒田長政朝鮮を征して還る時、朝鮮人從て歸化する者あり、名を八藏と改む、又肥後國主加藤清正に從ひて歸化する者あり、名を新九郎と改む、俱に高麗の窯變の人なり、而して八藏は新九郎の婿なるを以て、長政、新九郎を肥後より筑前に招く、八藏新九郎並に陶法に巧なるを以て命じて陶器を造らしむ、是其始にして

長直——章長——長雅——遂長(カツ)——長純——豐長

長量——總長——冬長——家長——胤長(元服後長福)

後長——以長(モチ)——學長——修長(タツ)

タカトノミヤ　高津宮　難波高津宮(ナニハノタカツノミヤ)を見よ、

タカトホジヤウ　高遠城　所在　信濃國上伊奈郡高遠町○背山城とも稱す。起原沿革　往古笠原村に在りて背山城と號し、治承の頃笠原賴直之に居る、足利尊氏の時木曾家村に此地を與へ、家村其子高遠義親をして守らしむ、天文十六年武田信玄攻めて之を陷れ、秋山晴近に守らしむ、永祿五年今の地に修築して子勝賴を置く、天正九年仁科信盛之を守り、同十年の役織田信長に抗し戰歿す、信長毛利秀賴に之を領せしむ、既にして信長の光秀に弒せらるゝや、州蔡保科正直、北虜に乘じ、高遠城を奪ひて之に據る、德川家康之を招降す、同十八年總州多高に移る、後ち豐臣秀吉之を京極高知に與ふ、慶長五年三月、德川家康又保科正直をこの地三萬石に封す、寛永十一年保科氏を陸奥に移し、鳥居忠春代り來り治す、元祿四年内藤清枚を三萬三千石に封じて領せしむ、子孫相繼ぎて明治維新に至る(千曲眞砂、明治政覽)

タカトリヤキ　高取燒　名產　筑前國高取に於て製出する陶器。起原沿革　慶長年間國主黒田長政朝鮮を征して還る時、朝鮮人從て歸化する者あり、名を八藏と改む、又肥後國主加藤清正に從ひて歸化する者あり、名を新九郎と改む、俱に高麗の窯變の人なり、而して八藏は新九郎の婿なるを以て、長政、新九郎を肥後より筑前に招く、八藏新九郎並に陶法に巧なるを以て命じて陶器を造らしむ、是其始にして世に古高取といふ、其質堅硬にして茶褐色の釉を施し、而して其上に斑に黒色釉を施したる者なり、後ち寛永年間に至り、長政の男忠之、八藏及其子八郎右衛門を點茶の宗匠小堀政一が家に遣はし、其指教を受けしむ、既にして本國に還る、工巧大に進歩す、又五十嵐次左衛門といふ者あり、肥前唐津の城主寺澤志摩守に仕へしが、辭して筑前に來る、次左衛門能く瀨戸陶器の法を得、且諸國の陶法をも兼て能くす、忠之是を召し八藏と共に高取に於て陶器を製せしむ、是より盛に諸器を製出して、諸國の陶器は一時之が爲に壓倒を蒙せり、點茶家に於て珍賞とする所の有名の茶盌數種あり、今に至て名譽を失はず、其陶質緻密にして、釉は白色淺碧又は暗灰色を帶び、又青黒の者ありて並に潤澤あり、陶窯火候の度によりて自ら金色をちらし至て美なり、世に之を遠州高取といふ、寛永七年高取窯を穗波郡白旗山の麓に移し、寛文七年白旗山の窯を上座郡蛸村に移す、寛永年間、工人福岡城南の田島村の東松山に於て新に窯を開き陶器を製す、蛸村の巧を傳ふるなり、蛸村東、松山の二處の工人、今に至て業を傳ふ、燒物(ヤキモノ)の挿絵參看(工藝志料)

タカナガシンワウ　尊良親王　系統後醍醐天皇の第一皇子、母は宮人藤原爲子。事蹟嘉曆元年元服して中務卿となる、幼より聰慧にして容姿觀るべし、人皆太子たらん事を望む、然るに北條高時壓く兩統迭立の議を取り、後二條天皇の皇子邦良親王を立てゝ太子とせるを以て、尊良恒鬱として樂まず、(邦良の薨後恒良親王太子となる)元弘元年後醍醐天皇の關東を圖り給へる時、從うて笠置に赴き、笹で補木正成の赤坂城に入る、既にして笠置陷り天皇隱せらるゝに及び、自ら京都に赴く、高時之を捕

へ、明年土佐國畑に遷す、同三年亂平ぐの後ち京都に歸る、建武二年足利尊氏の反するや、天皇赦して尊良を以て東國管領とし之を討たしむ、新田義貞、これに副たり、既にして義貞尊氏の先鋒と矢劒鷲坂に戰ひて連りに之を破る、尊良、脇屋義助等と竹下に向ひ、尊氏に當りしが利なし、加ふるに大友貞載、贋谷高貞等賊に降れるを以て、尊良等遂に敗績す、延元元年冬、皇太子恒良親王を輔けて、越前金崎城を守る、賊攻むる事甚だ急にして糧食繼がず、明年の春城將に陷らんとす、新田義顯尊良に啓して曰く、臣は將家の子なれば、義として死せざるべからず、親王は帝室の胄なり、縱令城陷るも必ず害を加へざるべし、願くは城を出でゝ遊走し、他日の計を爲し給へと、尊良勞爾として曰く、主上孤を以て首領と爲し卿を以て股肱と爲す、それ股肱亡びて首領安きを得るは未だ之あらざるなり、當に命を白刃に殞し、讐を黃泉に報ずべし、孤宮闕に生長して武事を習はず、知らず自盡の法如何、義顯泣いて曰く、櫻當に此の如くなるべしと、卽ち腹を割り、刀を尊良の前に置きて伏す、尊良其刀を執るに、流血褥を漬し滑かにして握るべからず、衣袖を擐に纏ひ胸を洞て斃す、賊尊良の首を京都に傳ふ、尊氏、僧疎石に命じて之を禪林寺に葬らしむ（大日本史）

タカノウヂ　高野氏　姓は藤原、持明院統基十八世の孫基定の三男保春より氏を稱す、保春權大納言正二位に至り、正德二年薨ず、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（諸家知譜拙記、華族譜）

○保春——保光——俊房——隆古——保香——保愚——保右——保美（ヨシ）——保建——宗順（スケ）

タカノコホリ　多珂郡　所在　常陸國

起原　成務天皇の朝、建御狹日命を以て多珂國造となす、孝德天皇白雉四年分て多珂石城二郡となし、後石城を陸奥國に屬す　沿革　和名抄に樂津、作部、高野、多珂、薩島、新居（ニヒヰ）賀美、道口等の鄕あり、元正天皇養老二年五月、此郡を割て菊多郡を置き、之を岩城國に屬す、後世多賀に作る、正保圖之に仍り、寬文中幕に復して多珂に作る、寬知集之に依り、元祿以後亦多賀となす、郡名考以下之に仍る、郡名錄「タガ」と稱し、地誌提要又之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカノコホリ　多可郡　所在　播磨國

起原　孝德天皇の朝、揖保郡を割て宍粟郡を建つるに及び、既に播磨の管する所十二郡なるによれば、蓋し建國の際之を置きしものならんか　沿革　風土記註記に出でゝ、主上孤を以て首領と爲し卿を以て股肱と爲す、それ股肱亡びて首領安きを得るは未だ之あらざるなり、當に命を白刃に殞し、讐を黃泉に報ずべし、孤宮闕に生長して武事を習はず、知らず自盡の法如何、義顯泣いて曰く、櫻當に此の如くなるべしと、卽ち腹を割り、刀を尊良の前に置きて伏す、尊良其刀を執るに、流血褥を漬し滑かにして握るべからず、衣袖を擐に纏ひ胸を洞て斃す、賊尊良の首を京都に傳ふ、尊氏、僧疎石に命じて之を禪林寺に葬らしむ（大日本史）

タカノコホリ　多珂郡　所在　常陸國

起原　孝德天皇の朝、建御狹日命を以て多珂國造となす、孝德天皇白雉四年分て多珂石城二郡となし、後石城を陸奥國に屬す　所在　和名抄に樂津、作部、高野、多珂、薩島、新居（ニヒヰ）賀美、道口等の鄕あり、元正天皇養老二年五月、此郡を割て菊多郡を置き、之を岩城國に屬す、後世多賀に作る、正保圖之に仍り、寬文中幕に復して多珂に作る、寬知集之に依り、元祿以後亦多賀となす、郡名考以下之に仍る、郡名錄「タガ」と稱し、地誌提要又之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカノコホリ　多可郡　所在　播磨國

起原　孝德天皇の朝、揖保郡を割て宍粟郡を建つるに及び、既に播磨の管する所十二郡なるによれば、蓋し建國の際之を置きしものならんか　沿革　風土記註記に出でゝ、主上孤を以て首領と爲し卿を以て股肱と爲す、それ股肱亡びて首領安きを得るは未だ之あらざるなり、當に命を白刃に殞し、讐を黃泉に報ずべし、孤宮闕に生長して武事を習はず、知らず自盡の法如何、義顯泣いて曰く、櫻當に此の如くなるべしと、卽ち腹を割り、刀を尊良の前に置きて伏す、尊良其刀を執るに、流血褥を漬し滑かにして握るべからず、衣袖を擐に纏ひ胸を洞て斃す、賊尊良の首を京都に傳ふ、尊氏、僧疎石に命じて之を禪林寺に葬らしむ（大日本史）

タカノコホリ　多珂郡　所在　常陸國

○保春——保光——俊房——隆古——保香——保愚——保右——保美（ヨシ）——保建——宗順（スケ）

タカノコホリ　多珂郡　所在　常陸國

起原　成務天皇の朝、建御狹日命を以て多珂國造となす、孝德天皇白雉四年分て多珂石城二郡となし、後石城を陸奥國に屬す　所在　和名抄に樂津、作部、高野、多珂、薩島、新居（ニヒヰ）賀美、道口等の鄕あり、元正天皇養老二年五月、此郡を割て菊多郡を置き、之を岩城國に屬す、後世多賀に作る、正保圖之に仍り、寬文中幕に復して多珂に作る、寬知集之に依り、元祿以後亦多賀となす、郡名考以下之に仍る、郡名錄「タガ」と稱し、地誌提要又之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカノチヤウエイ　は誤、後ち鯛齋と改め、更に長英と改む、瑞龍、曉夢樓主人、鷲梁山人等の號あり　名譽　名譽　高野長英　所在　陸奥胆澤郡　生産　文化元年五月陸奥胆澤郡に生る、父は後藤總助の三子、母は伊達將監の臣にして、世々典醫たり、故を以て長英また家學を承け、略ぼ醫書に通ず、十七歲の時江戶に遊學し、吉田長淑の門に入る、既にして姿父元齋疾病の報に接し、俄に水澤に歸省す、元齋其業の中途にして歸れるを怒り相見るを許さず、長英大に悟る處あり、再び江戶に出で長淑の門に在ること二年、また駒留正見の門に遊ぶ、文政八年七月長崎に赴き、蘭醫シーボルトに就きて刻苦勉勵し、學業大に進む、此時學徒甚多く、伊東玄朴、戶塚靜海、伊藤圭助、竹內玄同等皆一時の秀なり、會々平戶藩主松浦侯の臣松原見朴、長英の爲めに藩主に說き、長崎の藩邸に寓して其藏書を縱覽し、醫學に從事せしむ、分離術二十卷は此時の譯にして、當時無比の珍書と稱せらる、文政十一年シーボルド罪を幕府に得、出島に幽せらるや、長英連坐せんことを懼れて逃る、天保元年京都に入り、專ら經濟の道を講じ、醫業を開き、勞ら驅譯に從事せしむ、天保三年生理書の醫學概要を著し、長英の名望漸く都下に振ふ、長英人となり豪邁不羈にして邊幅を修めず、また人に對して假借せず、苟も其意に滿たざれば、之を面折し、甚しきは罵詈するに至る、人其不遜を咎めて交を絕つものあり、而して只小關三英、鈴木春山等と親善なり、三河田原の藩主三宅侯の重臣渡邊崋山、長英の才を愛し、藩主の族弟三宅友信の資師となす、長英また崋山に服し、共に西學を擴張して實利を興さんことを謀り、紀伊の儒臣遠藤勝助等と交り、當時知名の士を糾合して一交社を結び、專ら經濟の道を說き、時の內寇に際すれば、其救治を策し、或は諸侯の政治を質問するあれば、其問に答ふ、世に其交社を（衍）社といへり、長英及び崋山其領袖たり、天保九年十月英艦來航の風聞あり、幕府打拂の事に決す、長英夢物語を著はし、海外の形勢を叙述し、擔撥の不可なる所以を論辯せり、其稿世上に傳播す、幕府以て政治を誹毀し、妖言人を惑はすものと爲し、天保十年十二月終身禁獄の宣告を與ふ、崋山また連坐して藩地に禁錮せらる（ウタナベクワザン）參看）長英既に傳馬町の獄舍に下り、牢名主となる、弘化二年三月獄舍火あり、當時の法たる、災あらば三日を期して囚徒を放つ、故を以て長英獄を出づるを得たり、是

に於て知友の患告を斥けて脫獄し、都下に潛服す、後ち硝石を以て顏面を燒きて容貌を變じ、姓名を偽りて東西に流浪し、江川太郎左衞門、伊達宗城、島津齊彬等の庇護を蒙りしも、皆席煖かなるに遑あらず、遂に再び江戶に來り、高柳柳之助と稱す、時に水野忠精の臣松下嘉兵衞に寓む、高柳の閨書に精しきを聞き、就きて鑄砲の事を問き、深く其學識に服し、子健作をして火藥の製造を學ばしむ、既にして高柳の長英たるを知りしも、才を惜んで隱匿し、同志と共に之を救はんとして果さず、長英亦去りて青山百人町に寓し、名を澤三伯と改め、醫を業とし、傍ら著譯に從ふ、幕府探偵し、捕吏をして其家を圍ましむ、長英一人を斬り、一人を傷けて自殺す、時に嘉永三年十月朝日なり、年四十七、明治三十一年七月正四位を贈らる、長英狀貌魁偉にして爲人卓犖不羈、古英雄の風度あり、醫術より四學に入り、遂に關學を以て家を成し、著述譯書を以て四學を擴張し、之を政治經濟上に實用するを以て主と爲し、醫術の如きは、餘事と爲すに過ぎざりしも、治術また當世無比と稱せられ、殊に關學の造詣極めて深く、譯文に巧なる變社中企て及ぶものなし、其三兵タクチーキの如き一時傳稱して古今の奇書と爲す　參考　三兵タクチーキ、分離術、醫學概要、夢物語、變社遺厄小說、鳥の鳴音、救疫二物考、瘟疫考、避疫要訣（文明東漸史、高野長英先生傳）

タカノテンワウ　高野天皇　孝謙天皇（カウケンテンワウ）を見よ、

タカノデラ　高野寺　西大寺（サイダイジ）を見よ、

タカノノコホリ　竹野郡　所在　丹後國

タカノ——タカハ

タカノミサザキ　高野陵　孝謙（稱德）天皇の皇陵、大和國添下郡（今生駒郡）平城村大字山陵に在り、西に面し、前方後圓、兆域東西五町、南北三町、延喜の制守戶五烟を置く（諸陵考、陵墓一覽）

タカノノミヤ　田川郡　所在　羽前國

起原　建置詳かならず、地勢及び建郡の次第を以て之を推すに、元明天皇和銅五年九月初めて出羽國を置かれし時に建てしなるべし　沿革　和名抄に田川、甘縄、新家（ニヒケ）那津、大泉等の鄕あり、寬文中、古の出羽郡を併す、以後之に從ひ、地誌提要「タガハ」と稱し、明治十三年五月分て東田川郡、西田川郡の二つとなせり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タガハノコホリ　田川郡　所在　豐前國

起原　聖武天皇紀天平十二年冬十月の條に始めて見（ゆ）郡名抄に香春、雉悟、位登、堺田（ハタ又はキタ）等の鄕あり、元祿園以後田川に作り、郡錄誤「タガハ」と稱す、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

タカノノミヤ——タカハ

タカハノモン　鷹羽紋　紋所の名、鷹の羽を以て種々の形にゑがきたる紋を云ふ、明應の頃、中村普木の二氏之を用ひたる由、陵涼軒日錄に見えたり、後世之に種々の變體を生じ、秋田氏は楯扇の中に羽二枚を打違へたるを用ひ、安藝淺野氏の一族は、丸の內に鷹羽を種々に交叉したるを用ひ、久世氏は丸の內に羽二枚を竪に並べたるを用ひたり（武鑑）

タカヒラ　高衡　刀の一面を鐫作にし、一面は平作なるを云ふ（武家名目抄）

タカフダ　高札　制札（セイサツ）を見よ、

タカマガハラ　高天原　所在　大和長族の故鄕なり、古事記傳に「高天原は卽ち天なり、かくてたゞ天といふと高天原との差別は如何ぞといふに、まづ天は天神の坐す御國なるが故に、山川草木のたぐひ、宮殿其外萬の物も事も、全く御孫命の所知看、此國土の如くにして、なほすぐれたる處にしあれば、大方のありさまも、神たちの御上の萬の事も、此國土にある事の如くになんあるを、高天原としもいふは、其天にしてある事を語るときの稱なり、さて然稱ふ由は、高とは、これも天をいふ稱にて、ただ高き意にいへるとは卿が異なり、日の枕詞に高光といふも、天照と同じ意、高御坐も天の御坐といふことにて、是等の高も同じ、又高行や卑別などは、虛空を高といへるなり、今の世にも天つ虛空を然言ことあり、原とは廣く平らなる所をいふ、海原、野原、河原、葦原などのごとし、萬葉の歌には、國原ともあり、かくれば天をも天ノ原とはいふなり、さて其に

高天原は今日の何地に當たるかは、古來よりリ（足より先祖繁殖の意）大和國高市郡とするもの、出雲國意宇郡とするもの、（二）大和國高市郡とするもの、出雲國意宇郡とするもの、（三）筑紫國日向とするもの、（四）伊勢國とするもの、久米邦武氏之を唱ふ（天日本時代史）、これ地理上よりの觀察によるなり、（五）發祥の國と尊ぶもの、林羅山之を唱ふ（羅山文集）魏志倭人條に、倭人を以て發榮伯の後と記したるに因據せるなり、（六）バビロンとするもの、ケンプルを唱ふ（日本書紀通證）、（七）馬來半島とするもの、ドゼニイツを唱ふ（日本古語と馬來語との相似たる處あるの故を以てなり）、此外なほアッカド（トルキスタンの西南、後の名をカルデンといひしが、其國早くも亡びたりとフルュー、將沼等に當てたるものあり）按ずるに、以上の諸說皆明確な缺き、殊に海外說の各論に至りては未だ史家なして吾人を論據を有せず、要するに高天原が何地なるかは、史學、言語學、人類學、考古學、醫學、神話學の比較研究を俟つてはじめて決すべき大問題なり、○高天原に關する諸說を集めたるものは、日本人種論、龍說史談等にあり、

參看すべし、

タカマツノミヤ　高松城水攻

關係　高松城は備中國賀陽郡高松村に在りて、岡山市を去る西方三里餘なり、其東北に立山、旗上山、王の連山を控へ、西南に足守川を帶び、城の四圍三方は湖沼にして僅に細帶を通じ、**關係**　織田信長中國經略の策を承け、豐臣秀吉命にて山陽道諸將の地を定めしむるや、毛利に上月、三木、鳥取の諸城を屠り、至る處毛利領元の軍と衝突したりしが、天正十年夏に大舉して西下せんとし、秀吉は以て先鋒と爲したり、是に於て秀吉は、（一）備中、備後、作、因幡、伯耆を織田氏に割與すること、（二）高松城將清水宗治の生命を保全することの二條件を提出し、外國手續を此事とし、秀吉に利益を求めたれども、秀吉は之の說に從はず、私に兩軍の斷然これを拒斥したり、講和之を廢び、同に兵を進めて城中に入りて、宗治自ら城中士民の生命を贖はん事を請ふ、秀吉遂に之を允し、四日を以て自殺の期と爲す、既にして毛利輝元もまた本軍を率ゐ、吉田より猿掛山に到り、一部を分ちて天神山、寺山、鹿部山に屯せしめ、毛利輝元を幸山城に屯く、秀吉即ち兵二萬を分ちてこれに備ふ、兩軍の先頭相まる事數町に過ぎずと雖も、此の間足守川の支流たる足貫川の流れありて水勢少なからず、故を以て兩軍相持して戰はず、城兵氣の急を失ふ**關係**　部を破けて此の時に當り毛利氏は、其兵力の殆んど全部を擧げて來援したりと雖も、天候及び地理に制せられて、高松城の急を救ふ能はざるのみならず、織田信長、同信忠父子の親征すること近きにあるを探知し、途に（一）備中、備後、作、因幡、伯耆を織田氏に割與すること、（二）高松城將清水宗治の生命を保全することの二條件を提出し、外國手續を此事として、秀吉に利益を求めたれども、秀吉は之の說に從はず、私に兩軍の斷然これを拒斥したり、講和之を廢び、同に兵を進めて城中に入りて、宗治自ら城中士民の生命を贖はん事を請ふ、秀吉遂に之を允し、四日を以て自殺の期と爲す、既にして毛利輝元もまた本軍を率ゐ、吉田より猿掛山に到り、一部を分ちて天神山、寺山、鹿部山に屯せしめ、毛利輝元を幸山城に屯く、秀吉即ち兵二萬を分ちてこれに備ふ、兩軍の先頭相まる事數町に過ぎずと雖も、此の間足守川の支流たる足貫川の流れありて水勢少なからず、故を以て兩軍相持して戰はず、城兵氣の急を失ふ**關係**　部を破けて此の時に當り毛利氏は、其兵力の殆んど全部を擧げて來援したりと雖も、天候及び地理に制せられて、高松城の急を救ふ能はざるのみならず、織田信長、同信忠父子の親征すること近きにあるを探知し、途に（一）備中、備後、作、因幡、伯耆を織田氏に割與すること、（二）高松城將清水宗治の生命を保全することの二條件を提出し、外國手續を此事として、秀吉に利益を求めたれども、秀吉は之の說に從はず、私に兩軍の斷然これを拒斥したり、講和之を廢び、同に兵を進めて城中に入りて、宗治自ら城中士民の生命を贖はん事を請ふ、秀吉遂に之を允し、四日を以て自殺の期と爲す、既にして毛利輝元もまた本軍を率ゐ、吉田より猿掛山に到り、一部を分ちて天神山、寺山、鹿部山に屯せしめ、毛利輝元を幸山城に屯く、秀吉即ち兵二萬を分ちてこれに備ふ、兩軍の先頭相まる事數町に過ぎずと雖も、此の間足守川の支流たる足貫川の流れありて水勢少なからず、故を以て兩軍相持して戰はず、城兵氣の急を失ふ

タカマツウヂ　高松氏

姓は藤原、三條西公雄——實村

○系圖——貳通——季敏——公新——季實——保實

タカマツシャウ　高松城

關係　松市の北部**關係**　天正十八年生駒近規本國に封ぜられ、引田城に入る、其東に偏するを以て宇多津城に移る、又西に偏するを以て更に當城を築き高松城と號す、**關係**　近規の孫高俊後、寛永十七年出羽に遷され、同十九年水戸賴房の子賴重十二萬石に封ぜられ入部し、當城を修造す、子孫傳て明治維新に至る、今會北郡國驛鎭を存す（會話見たかまつ、町治政覽）

タカマツシャウノミツセメ　高松城水攻

關係　岡山市を去る西方三里餘なり、其東北に立山、旗上山、王の連山を控へ、西南に足守川を帶び、城の四圍三方は湖沼にして僅に細帶を通じ、**關係**　織田信長中國經略の策を承け、豐臣秀吉命にて山陽道諸將の地を定めしむるや、毛利に上月、三木、鳥取の諸城を屠り、至る處毛利領元の軍と衝突したりしが、天正十年夏に大舉して西下せんとし、秀吉は以て先鋒と爲したり、是に於て秀吉は、（一）備中、備後、作、因幡、伯耆を織田氏に割與すること、（二）高松城將清水宗治の生命を保全することの二條件を提出し、外國手續を此事として、秀吉に利益を求めたれども、秀吉は之の說に從はず、私に兩軍の斷然これを拒斥したり、講和之を廢び、同に兵を進めて城中に入りて、宗治自ら城中士民の生命を贖はん事を請ふ、秀吉遂に之を允し、四日を以て自殺の期と爲す、既にして毛利輝元もまた本軍を率ゐ、吉田より猿掛山に到り、一部を分ちて天神山、寺山、鹿部山に屯せしめ、毛利輝元を幸山城に屯く、秀吉即ち兵二萬を分ちてこれに備ふ、兩軍の先頭相まる事數町に過ぎずと雖も、此の間足守川の支流たる足貫川の流れありて水勢少なからず、故を以て兩軍相持して戰はず、城兵氣の急を失ふ**關係**　部を破けて此の時に當り毛利氏は、其兵力の殆んど全部を擧げて來援したりと雖も、天候及び地理に制せられて、高松城の急を救ふ能はざるのみならず、織田信長、同信忠父子の親征すること近きにあるを探知し、途に（一）備中、備後、作、因幡、伯耆を織田氏に割與すること、（二）高松城將清水宗治の生命を保全することの二條件を提出し、外國手續を此事として、秀吉に利益を求めたれども、秀吉は之の說に從はず、私に兩軍の斷然これを拒斥したり、講和之を廢び、同に兵を進めて城中に入りて、宗治自ら城中士民の生命を贖はん事を請ふ、秀吉遂に之を允し、四日を以て自殺の期と爲す、既にして毛利輝元もまた本軍を率ゐ、吉田より猿掛山に到り、一部を分ちて天神山、寺山、鹿部山に屯せしめ、毛利輝元を幸山城に屯く、秀吉即ち兵二萬を分ちてこれに備ふ、兩軍の先頭相まる事數町に過ぎずと雖も、此の間足守川の支流たる足貫川の流れありて水勢少なからず、故を以て兩軍相持して戰はず、城兵氣の急を失ふ

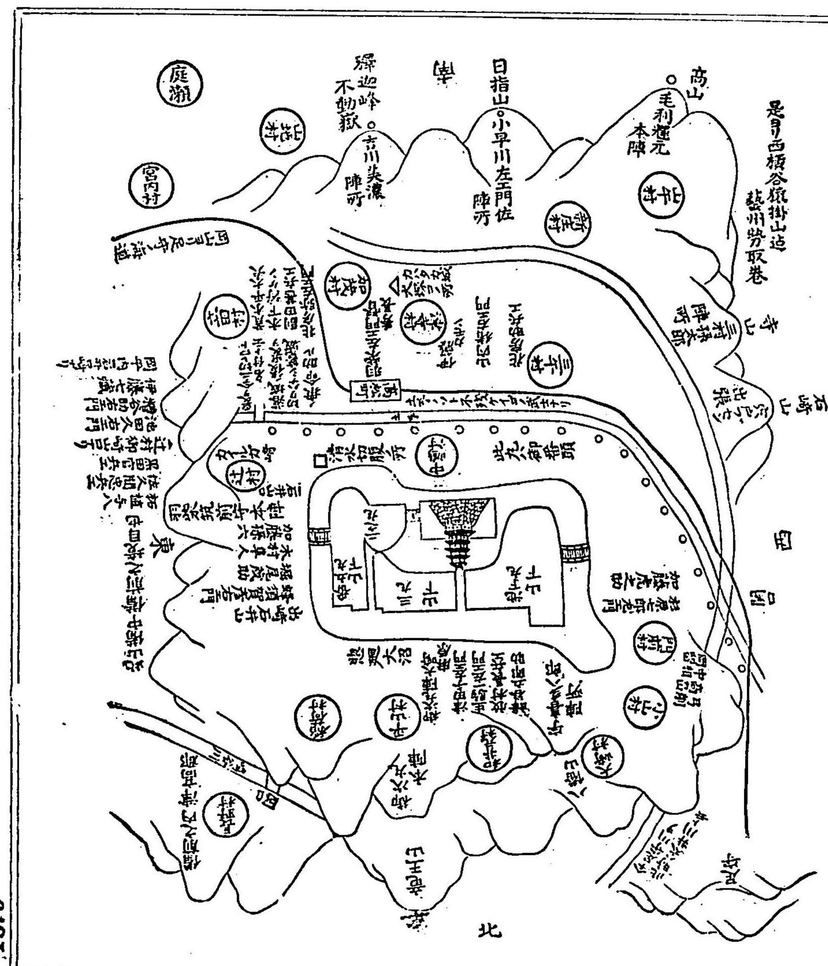

（第覽掛圖料地ノ戰所氏彥吉本秀前備）

き、前日越後の敵利を治し、御却の残分を誅歩し、山陰道は伯耆の入橋川、山陽道は備中の河辺川を境とし、以て落治の死に代ゆる事として、毛利氏に報かしめたり、此日落治は兄月清入道、正監来近信賀及び家士雖波伴兵衛等数人と共に舟に乗じて、秀吉の本陣たる蛙ヶ岳附近に出づ、秀吉即ち細川幸隆を検使として也かしめ、且つ酒肴を贈りて之を労ふ、落治其好意を謝し、月清等と数杯を傾け、欣然として舟中に自刃す、月清に信賀等幸之に殉ふ、吉晴其首を携へて秀吉に復命せり、毛利氏は宗治既に自刃したるのみならず、且つ三人の最期を知らざるを以て、遂に前約を実践し、和議茲に成る、是に於て秀吉は、杉原七郎左衛門を高松城に留め、六日姫路に帰し、京中に凱旋の儀を行ひ、次で山崎に軍を進めたり（太閤記、豊鑑、日本西史、中国役、見聞雑志、中国役之話）

タカマツテン　高松殿　所在 山城国京都

姉小路北、西洞院の東、開明親王の旧邸なりしが、後ち其女高松殿（道長の室）に伝領す、小一條院もこゝに住はれたり、後ち大納言仲資之を伝領し、修理大夫顕季の女に及べり、鳥羽天皇践祚、白河院行幸して遂立せしめて御所とし給ふ、後ち後白河天皇此に践祚して皇居とし給ふ、近衛天皇亦此殿に居し給ひて崩御せらるゝに云ふ、其後の伝領詳かならず（山城名跡志）

タカミクラ　高御座　（一）天皇の践祚し給ふに、宮殿の中央に飾りて用ひ給ふ、初めは御即位、朝賀、節会、朔参等の時にも御座を云ふ、高は唐称、御即位、朝賀、節会、朔参等の時にも御体を入御ありし事ありき、其形状風流の如し、仮令、といふ、寛永年間御即位の高御座は、高四尺余、

三間四方にて、東西北の三方に階あり、上に九尺許入角の天蓋あり、玉座の中央には大鏡一面を懸く、屏風は入角の透手の上に小風入ッあり、正中に大風あり、入角高欄に沿ふ面うゝを立つ、四周には繧繝を敷け、全体は黒塗、高欄は朱塗、所々に金物を施きたり、以て玉座を知るべし（二）転じて天皇の御位を云ふ、三代実録に「天日嗣高座、皇祚重寄、受之汎大非宮御宇非此之天皇尊々」とあり（延喜式、儀制条、践祚条）

タカミヤノコホリ　高宮郡　所在 安芸国

延喜式に始めて見えたり、和名抄に刈田（カムタ）内部、竹原（タカハラ）高宮、井北（タムヒ）訓（ウタ）、久留（クルキ）等の郷あり、中世之を綜して高田郡に併せ、盛元一條天皇の長元以前にあり、後又吉田郡とも称す、乃羽天皇の保安頃の定田帳に見ゆ、之れ高宮の名を忘れて一時斯く名付けしものなるべし、正徳国以後高宮に作る、今之に従ふ、明治三十一年沼田郡と合して安佐郡を置く（郡名異同一覧、国郡沿革考、注全考）

タカヤスノコホリ　高安郡　所在 河内国

皇暦 天智天皇紀六年十一月に高安城を築くことを見ゆ、されど紀には此時は大和国に属せしとなり、後ち河内国に隷せしなるべし、風土記に「東限二庄田山一、南限二鞍部一、北限二水川一」と見えたり 現在 延喜式又田安に作る、和名抄に坂本、三宅、拝志、玉祖（タマノヤ）等の郷あり、拾芥抄以後高安に従ふ、今は郡名廃して中河内郡に入る（諸国郡郷考、郡名異同一覧、国郡沿革考）

タカヤタネヒコ　高屋種彦　関係者 知識人

久通稚彦四郎、柳営種彦と誌し、また窓前閑人、誰稚彦四郎、柳営種彦等の別誌あり、俳名を米卵といふ 関係 詳かならず 略伝 江戸の人、幕府の御家人なり、初め

京都に帰る、合々鴨川の流に於て終焉を得て大に喜び、以て献璃となし、伏見在候に謁してこれを呈す、宜候即ち光格天皇の天覧に入る、而して此際また別旨により密に天顔を拝するを得たり、「我をわれと思召かやうならぎの玉の御座のかゝるうれしさ」といへる歌に其時の様なりといふ、後久しうして正之逢にゑを蓋世に得ず、成常快々として楽まず、成が四海に遊び、筑後久留米に至り、森主膳の家に寓し、居ること数日、忽にして病ひを得、六月廿七日悉く手記するところの書を破棄して自殺す、人その故を知る無し、自らいふ狂せるなりと、しかも実方帝都及び故国に向て拝手再拝、跪然端座、更の焼香を待て殺せるを見れば、或は他に非由の存するなるべし、時に年四十七、同地浄昭院に葬る（諸山墓誌）明治十一年正四位を贈られ、また上野太田町に祠を立て、之を祭り当山神社と称す、正之は俳壇恐歌四方を廻遊して足跡天下に満ちる所以のもの、皆以て人心を激動し、客気を誘動せんとするに出づ、世に林子平、蒲生君平と共に覚•世•の三•奇•士と称す、

タカヤナギ　高柳　所在 山城国京都

上京区の一町、通称の制度は詳かならず、元禄十年の図に高柳町と見ゆ、

タカヤノヤマノミサキ　高屋山陵　所在 大和国磯城郡

六条坊に在り、光城方一町、周垣の制度は詳かならず、山

内藤惣庭等数十人と共に、マニラに送致せられ、其

城国田邑陵の南原に於て祭祀を行ふ（諸陵志、陵墓一覧）

タカヤマナカフサ　高山長房　名誉 一、

に友祥といひ、右近将監と称す、蔵堅して南坊又等伯と号す 関係 和田惟政の弟 略伝 摂津非常城に居る、資性剛勇にして、堅忍の節人に超す、耶蘇教を崇信するこゝと厚く、卓然として其徒の盟主となる、天正六年、宣教木村宅の隣田信長に叛するや、長房之に酷す、信長乗り攻め部山に大し、長房の耶蘇教徒たるを以て、伴天連ヲルガンチノなして、強て師順せしめ、芥河城を衛ゝて、これに居らしむ、十年豊臣秀吉信長の命を奉じ中国経営の途を拓く、山陽の地将に備中に迫かんとせしに、偶々木能寺の変ありて、信長弑に遇ひたるを以て遂に学む、既にして秀吉東上して明智光秀を討つに当り、長房走いて尼崎に会し、先鋒として大に山崎に破りて功あり、十一年四月、柳瀬の役起るに際し、長房、中川清秀等と逆徒を撃ち、佐久間盛政に当る、盛政、中川清秀の策を聞ひて、之を取り、清秀殿死す、長房烟火の乗ぐるを望見し、乗を棄て、野臣秀長の本柴に投ず、秀吉其性弱を怒る、既にして秀吉天下を掌握し、非に因りて耶蘇教を禁ぜんとするや、また長房に命じて改宗せしむ、長房従はず、秀吉怒りて其城邑を収む、長房乃ち尼前に行き、布教に従ひしが、後ち京都に還る、前田利家、秀吉に請ひて之を聘し、俸一万五千石を給し、其人となりを愛し、厚く之を遇す、慶長五年、大坂

冬疾に罹り、彼の地に没す、享年詳かならず、長房外国宣教師等の尊信を受くること厚く、其マニラ府に着せし時、知府非命にて薨逝を終し、又能く之を歓迎し、其病むや、知府非及び信徒等屢々之を訪ひ、一宿の如き、常に病床に侍して、之を看護せり、長房病革まるに及び、神色自若、筆手に遺訓し、耶蘇の名誉を述叙して歿す、府民其死を惜み、知府非等若干銀して、葬るに王侯の礼を以てし、且また争うて之に会せしといふ、長房天性忠篤、名利に淡なり、最築城の術に巧にして、金沢城及び諸中国野城等の城塁を修補す、また茶事を好み、千利休に従つて学び、其七哲の一に数へらるゝ由也、茶人大系譜、加賀藩歴史稿）

タカヤママサユキ　高山正之　関係 学

は仲麿、通称を九郎といふ 関係 又右衛門の子 略伝 世々上野国新田郡綿谷村に居る、家産を業とするも、州の名姓たるを以て苗字帯刀を許さる、正之早く父母を失ひ、祖母の鞠育する所となりしが、年甫めて十三、大平記を読み、中興の忠臣が、志業の遂げざるを見て、夫に投筆し、十八にして京に出で、学を尊ぶこと二度、乃ち度く家を棄て、又四方に周遊し、王所の賢豪其名に交る、正之高遇にして最節あり、学て室直清が、補公の召に応じて、直ちに筮筵に主たるを論じて、度遂ならず、忽しく落魄の三原して屋を出でしが如くなるべしといへる非を見て、憤然として曰く、廃儒何ぞ足ならやと、書を取りて堂下に投ず、是より先熟精度々蝦夷に往来し、遠海を窺察せるを以て、正之これを察び、自ら吸怜を採らんとし、寛政二年北遊の途に上り、南部津軽を経て蝦夷の境に入り、奔走日を累ねしが、既にして忽ち回顧の志あり、海路より京都に至り、三年更に西遊し、五年また

京都に帰る、合々鴨川の流に於て終焉を得て大に喜び、以て献璃となし、伏見在候に謁してこれを呈す、宜候即ち光格天皇の天覧に入る、而して此際また別旨により密に天顔を拝するを得たり、「我をわれと思召かやうならぎの玉の御座のかゝるうれしさ」といへる歌に其時の様なりといふ、後久しうして正之逢にゑを蓋世に得ず、成常快々として楽まず、成が四海に遊び、筑後久留米に至り、森主膳の家に寓し、居ること数日、忽にして病ひを得、六月廿七日悉く手記するところの書を破棄して自殺す、人その故を知る無し、自らいふ狂せるなりと、しかも実方帝都及び故国に向て拝手再拝、跪然端座、更の焼香を待て殺せるを見れば、或は他に非由の存するなるべし、時に年四十七、同地浄昭院に葬る（諸山墓誌）明治十一年正四位を贈られ、また上野太田町に祠を立て、之を祭り当山神社と称す、正之は俳壇恐歌四方を廻遊して足跡天下に満ちる所以のもの、皆以て人心を激動し、客気を誘動せんとするに出づ、世に林子平、蒲生君平と共に覚•世•の三•奇•士と称す、

タカラ井キカク　資井圭角　名誉 本姓

榎本氏、後ち資井氏を称す、幼名源助の成に源蔵、壮とゝなるに及びて原智と改む、圭名を称す、俳名を其角といひ、其他晋子、帯柱、渋川螺舎、蓑笠庵、狂雷堂、狂而堂、有竹居、六祠庵、文令庵、資晋斎等の號あり、法名玄成居士 関係 榎本其阿の子 略伝 寛文元年七月十七日江戸に生る、幼より演劇を服部寛斎に、医を李刈来に、詩を大島和泊に学ぶ、はじめ父の業を継ぎて医となりしが、延宝の頃松尾芭蕉の門に入りて俳諧を学び、名俳四方に高く、門下に遊ぶもの頗る多し、所謂芭門十哲の一人なり、其

吟人口に膾炙せるもの尠ながらず、曾て元祿の頃茅場町藥師堂に住みしが、近隣に萩生徂徠住めるを以て「梅が香や隣は萩生總右衞門」の句あり、また向島三圍社に於て吟じたる「夕立や田を三圍の神ならば」といへる雨乞の句は、岩瀬京傳の考證によれば、元祿六年六月二十三日、春暮閑廬に坐なりといへり、寶永四年二月二十三日、春暮閑廬に坐するとて「落の曉寒しきりくす」の吟ありしが、遂で病に罹り、僅か七日にして歿す、年四十七、芝二本榎上行寺に葬る、其角また入木道を佐文山に學び、

中頃米元章により、後ち日蓮を慕ひて一家を成し、遂には英一蝶に學びたり、資性豪放を以て著はれ、俳諧の李普莊と稱せらる。**其角雜集**句兄弟、虛栗集、新山家雜談集、萩の露、若葉合、末若葉、俳諧錦繡緞、焦尾琴、たれか家、新二百韵、五元集、五元集拾遺、續五元集等數十部（本朝文選、增補近世逸人畫史、近世奇跡考、扶桑名畫傳、其角全集）

タカラノジンジャ　高良神社

ジンジャ」と訓む、同條を見よ、

タキウ　打毬　名義

紅白の毬を競技場に投げ出しおき、人數を紅白二組に分ち、長柄の杖を用ひて、互に我毬を抄ひ、且つ他組の動作を妨げ、多數の毬を毬門（毬を投ずる穴に投じたる數によりて勝負を爭ふ技ないふ、もとは只だ其數の多きものを勝ちとしたりしが、近來は五箇の毬を投じたる方を勝とすといへり、毬打ちの義、騎馬にて行ふと歩行にて行ふとの二種あり、なほ打毬とは別なりと雖も、當時或は其區別なく、今日の所謂打毬と打毬樂とは何れの頃なるか詳かならず、競馬、相撲、闘鷄、歌合等の會に之を用ひ亂聲を奏す、五月節會には、競馬裝束の舞人四十人、毬子を插いやりて舞ふといふ（禮樂志、歌舞音樂略史）

タキカハカツマス　瀧川一益　名義　通

稱彦右衞門、後ち伊豫と稱し、左近將監といふ。**系統**近江甲賀郡大原の人、爲人智勇にして、射銃を善くす、後ち尾張に行きて織田信長に仕ふ、信長其智勇を賞し、擢でゝ隊長となす、爾來毎に軍に從ひて先鋒となる、永祿十一年尾張蟹江城を賜りて之に移る、十二年九月、信長に從ひ、大河内城を攻めて之を抜く、功によりて北勢五郡を賜ふ、天正

玉を愛し給へる事を載せたり、而して騎馬にて行ふと歩行にて行ふとの二種ありし事は、委しく西宮記年中行事五月の條に見ゆ、就きて見るべし（塞翁音義引宇書に、打毬、皮丸也、或歩、或騎馬、以杖擊而事之、爲戲也とあり、此宇書は支那の書逸にて一切經の字引なり）然るに此後久しく行はれざりしと見え、群籍に載する所なく、武家にても此技を行はざりしに似たり、更に江戸時代に入りてまた行はるゝことゝなりしが、主として馬藝の技を專らとし、且此時代には武家にても盛んに練習し、十四代將軍德川家茂の如きは、特に之を愛したりしと見え、其大阪滯在中には、毎朝此を開はしめ、時に自ら行ひしこともありき、雜新後衰微を極めたれども、なほ紳士間には稀れに之を弄ぶものなきにあらず（梅遊笑覽、貞丈雜記、一話一言、續德川實紀）

ダキウラク　打毬樂　名義

唐樂、大篠岡曲なり、食調二十四曲中の一、龍鳴抄「タウギウラク」と訓ぜり、新樂にて中曲、四人舞、答舞地破。**系統**唐樂

唐帝の作る所とも云ひ、唐の商卓が作る所とも傳ふ、我國に傳來せしは何れの頃なるか詳かならず、競馬、

二年九月、信長、長島一向一揆を平ぐるや、一益を封じて長島城主と爲し、兼ねて蟹江城を保たしむ、三年、長篠の役、左軍として功あり、七年十月、攝津伊丹城を攻むるに當り、窃かに筥を以て城兵を誘ふ、是に於て內應する者多く、城將遂に城を致して去る、十年三月、信長の先驅となり、甲斐の武田勝頼を田野に敗り、其首を獲たり、信長薨じて、上野國及び信濃小諸佐久二郡を與へ、且つ山東奥羽諸州に於ける征伐訟獄に關する全權を委ぬ、四月一益、上野に入り、厩橋城に治す、其年六月、信長の凶計至る、一益關東諸將を會して實を告げ、己れの西上せんとの意を述べ、諸將の去就は、各自の意に任ぜしむ、諸將皆從はん事を請ふ、一益卽ち武藏に入り、北條氏直と戰ひ、大敗して厩橋に歸る、一益更に國人に別を告げ、終に厩橋を發し、長島に還り、夢で清洲に適き、柴田勝家等と會議し、五萬石を分取す、織田信孝、豐臣秀吉と隙を生ずるに際し、一益、勝家と共に之に與し、長島に據る、信孝、勝家の敗るゝに及び、一益また降を請ひ、長島及び封邑五郡を致して去る、秀吉乃ち近江南郡の田五千石を給す、十二年三月、秀吉、織田信雄德川家康等と難を構ふるや、一益をして其意を略取せしむ、一益因て兵を集め、木造城に據り、益城を攻む、六月、蟹江城の守將を誘降しこれに入る、家康、信雄と共に來り圍むに及び、一益勢屈して降を請ひ、盡く其邑を納れ、去りて木造城に歸る、守將富田知信疑て納れず、遂に亡命す、是に於て自から慚愧して、京都に往く、秀吉之を罰す、一益卽走して妙心寺に入り、髮を削り、遂に越前に寓居し、五箇一邑に漂死せりと云ふ（野史）

タキギノノウ　薪能　名義

江戸時代に係けて、毎年二月七日より一七日の間、奈良興福寺南大門に於て興行する能樂を云ふ、また芝居の能ともいふ。**起原沿革**興福寺にては、修二月會と稱し、毎年春二月に、一七日の間軍吐利明王の行法を修して、國家安泰の祈禱を爲すこと、平安朝以來の年中行事たりしが、其法は夜六時之を行ふものにして、殊に後夜に重きをおきたり、而して季節嚴寒に際せるがゆゑに、夜中堂外にて薪を集め、焚火を爲して暖を取り、又行者の上洛を警へるの用に供するの習慣を生じ、遂に後夜の勞を慰せんが爲め、禁火の影に於て餘興として伎藝を爲すことゝなり、更に散樂の催あるに至れり、これ薪の能なる名稱の基く所にして、室町時代のはじめよりは既に然りしと雖も、散樂の興は、行法と同じく、天下太平の祈禱の爲めといへる口實の下に、從來のごとく行はれ、此時代の末には、金春、觀世、寶生、金剛の四座これを勤め、始めの二日間は四座連合の興行、三日目よりは一座づゝ、興福寺の衆徒の暇を請ひ、春日若宮の拜殿にての法樂の能に上り、殘りの三座交代に演じたるものにして、卽ち三日目は觀生、六日目は寶生、七日目は金剛、五日目は觀世其任に當り、七日目にはまた四座連合の樂ありにきも、江戸時代に及び、一時中絶したりしが、江戸時代將軍德川秀忠の時、衆徒の請によりて之を再興し、薪能樣米として三百石を寄せたり、また此時代には四座共に江戸に住したるがゆゑに、毎年二座づゝ交代して、前年十一月の祭前より南部に赴き、七日より二之を勤めしが、雨天の時は此事なし、また七日間打續きて雨ある時は、十四日臨時に之を行ひたり、後ち觀世大夫のみは此役を免されたりき、維新以後久しく停廢に歸したりしが、近時また再興して、昔日の面影を存することゝなりしと雖も、幾干もなくして更に行はれざるに至れり（日次紀事、大和名所圖會、諸國年中行事大成、國學院雜誌「南都の薪能」）

タキグチ　瀧口　禁

中を護る武士の稱、藏人所（クラウドドコロ）を見よ、

タキグチノチン　瀧口陣　清涼殿の東北、

承香殿の西に在り、瀧口の詰所なるを以て然か名づく、瀧口廊、瀧口所とも稱す（大內裡圖考證）

タキケイザン　多紀桂山　名義　名は元

簡、安長と稱す、桂山は其號。**系統**元德の男。**幷傳**幼にして聰敏、父の業を襲ぎて醫學を修め、遍く群籍を究む、寛政中老中松平定信、其邸に召して醫事三十六條を試問せしに、桂山席上に於て之を辨析す、定信大に嗟嘆し、直に侍醫に拔て法眼に推叙せり、爾來三家または日光門主等病ある時は、常に命ありて治療せしが、水戸黄門の病を診せし時は、既に病平癒に近からんと人々思ひしに、桂山は退きて侍臣に向ひ、もはや施すべき術なし、恐らくは三日を出でざるべしといひしに、果して其言の如くなりしといへり、病機に明なる事かくのごとし、桂山其職侍醫なるがゆゑに、餘暇極めて稀なれども、退出後は必ず案に倚りて夜半に及べりといふ、享和中暫く寄合に編入せられしが、其繁劇は却て意に倍し、治療を請ふもの連日門に溢れ、午前に其處劑を診れば、出でゝ病家を巡り、歸り來れば必ず黄昏に及ぶ、夜間もまた三四次づゝ病家に招かるれども、勞困を以て辭したる事なかりき、然るに其間學業を修むる事怠らず、著述甚だ富む、皆往來の途上轎中に於て稿したりといふ、桂山また早く京醫の唱へし一毒氣血水の說の粗硬にして後生を誤りしを嘆き、これを匡正するの志あり、因て仲景を以て法となし、素問靈樞以下、明淸に至るまで諸家の說を折衷し、是を以て敎へたれば、世

讀群——正定——正美——正尊——正巳

タケシウチノスクネ　武内宿禰

屋主忍男武雄心命の子、母は菟道彦の女影媛。 景行天皇二十五年、命を奉じて東北諸國の形勢民狀を巡察し、二十七年歸り奏して曰く、東夷に日高見國あり、男女文身雕結し、剽姓勇悍なり、之を蝦夷といふ、土地沃壤にして曠衍なり、擊つて取るべきなりと、五十一年八月、成務天皇立つに及びよく之を補佐し、次で大臣となる、大臣の號爰に始まる、後ち仲哀天皇の熊襲を征して皇軍利なく、遂に陣中に崩ずるや、神功皇后と謀りて喪を秘し、私に梓宮を泰して穴門に遣る、時に軍國多事にして葬るを得ざりしかば、豐浦宮に殯して歸れり、而して皇后を輔け三韓を征服し、筑紫に凱旋するに當り、皇后皇子を誕す、卽ち應神天皇なり、會々先帝の庶王子麛坂忍熊の二王、兵を擧げて皇后の入京を遮る、皇后之を聞き、舟師を帥ひて難波に赴き、武内に命じ、皇子を奉じて南海に出でしむ、武内卽ち紀伊水門に至りて皇后と合し、辛巳歲三月自ら精兵を率ゐて忍熊王を誅す、既にして應神天皇位に卽くの後ち、其七年韓人を督して池を大倭に掘る、韓人池と名づく、九年勅を奉じて筑紫を監察す、會々其弟甘美内宿禰天皇に譖して曰く、武内筑紫に據り三韓を招きて不軌を圖ると、天皇之を信じ、使を遣して武内を殺さむ、武内の臣直根子といへるもの身を以て代り死に伏して死す、武内北間に乘じて遁れ、馳せて闕に至り卽ち其由を辨明せり、天皇卽ち武内兄弟をして探湯を行はしめたるに、甘美内宿禰の姦曲露はれしを以て、罪を免れ、政を乘る事故のごとし、五十五年薨ず、武内、景行、成務、仲哀、應神、仁德の五朝に歷仕し、官に在ること二百四十四年、其年譜を詳かにせず(大日本史)○或はいふ、史に傳ふる處の武内宿禰は、年譜によりて考ふるに、數人の事蹟を混同して一人と爲したるものなるべしと、蓋し武内の長壽なりし事は、記紀載する處の仁德天皇の御詠によりて明かなりと雖も、而もあまり長壽に過ぐ、疑ふべきに似たり、

タケダイヅモ　武田出雲

幼名三四郎、千前軒と號し、出雲掾と稱す(父も出雲掾といへり、清定は二代なり) 家系略 **父に繼ぎて寛永二年三月大阪の劇場竹本座の座主となり、近松門左衞門に師事し、享保年中より自ら淨瑠璃を作る、佳作頗る多し、就中假名手本忠臣藏は終生の大傑作たるのみならず、淨瑠璃本全體を通じての雄篇と稱せらる、本書は全篇全く出雲の結構に成り、三好松洛、並木千柳等之を補助したるものにして、寛延元年八月稿を脫したり、此年はじめて竹本座にて興行し、爾來各地の劇場皆之を興行するもの多く、今日に至りても觀客の趣好なほ衰へず、而して忠臣藏の作一度世に出づるや、出雲の名聲頓に高く、門左衞門と相並びて作者中の巨擘と稱せらる、寶曆六年十月二十一日歿す、享年六十六、辭世の句に曰く、影すゝし水に瀦勁の腹袋** 書畫 **大塔宮曦鑑、男作五雁金、菅原傳授手習鑑、双蝶々曲輪日記、假名手本忠臣藏、小野道風青柳硯等數十種** 著作 **(西澤文庫傳奇作書、辭曲類纂、淨瑠璃史)**

タケダカウウンサイ　武田耕雲齋

名は正生、字は伯道、通稱は彦九郎、伊賀守と稱し、致仕の後耕雲齋と號す 家系略 **子、宗族武田正房に養はる** 事蹟 **水戸藩士なり、文化中寄合組及び小性を歷、文政十二年使番となる、是冬藩主德川齊脩病篤く、機關未だ定らず、有司或は幕府の意を迎へ、將軍德川家齊の公子を奉ぜんとするものあり、物議沸騰す、正生等同志と共に小石川の藩邸に抵り論陳頗る勉む、既にして齊脩の遺書出で、弟齊昭を立つるの議はじめて決せり、天保十年若年寄に進む、十一年齊昭の弘道館を創建するや、命を受けて其事を掌る、十三年大番頭に轉ず、弘化元年齊昭の罪を幕府に得て致仕を命ぜらるゝや、正生死を以て君寃を雪がんとし、十月馳せて江戸に赴き、書を老中水野忠邦に呈して寃を訴ふ、幕府卽ち正生を小石川邸に謹愼す、藩邸其罪を責めて職を奪ひ致仕を命ず、此時はじめて耕雲齋と號す、五年赦免せられ、安政二年若年寄に復して江戸に移り、三年家老職に上る、此時に當り、外交問題漸く喧しく、鎖港攘夷の論天下に沸騰し、水藩實に其本澤たり、故を以て齊昭等の唱ふる所、幕議と合はずして、五年致仕屏居を命ぜらる、同年八月朝廷勅諚を藩主慶篤に賜ひ、諸侯と議して幕府を輔けしむ、而して其下賜の手續國法に背くの故を以て、幕府之を汎抑せんとす、正生同志と議し、幕命を容れずして勅旨を宣布せんことを建言し運動頗る勉む、幕府卽ち內命を下して正生の職を奪ひ藩に遷らしむ、六年八月幕府齊昭を水戸城に幽し、且つ逼りて勅書の返納を促す事急なり、是に於て藩內の士民憤激して議論沸騰す、萬延元年二月、正生書を慶篤に上り、勅書返納の不可を論ず、既にして櫻田の變あり、遷勅のこと遂に疑む、然れども藩內の事情なほ穩ならず、慶篤之を慰ひ、正生を江戸に召し、藩內の鎭撫を命じ、また學校掛となす、因りて岡田信濃守、大場一眞齋と共に政務に與る、文久元年東禪寺の變に座して罷げられしも、二年の冬

再び家老となる、三年慶篤に從うて上京し、交を搢紳以下に結び、公武の間に周旋し聲擴の資を謀す、之に因りて正生の名朝野に重し、七月命を受けて水戸の沿海を巡視し、海防を整へ、九月調練總司を兼ね、元治元年二月從五位下に叙し伊賀守に任ず、四月遁々田丸直允藤田小四郎等筑波山に據りて兵を擧ぐるや、市川三左衞門等幕府に內訴し、追討を日實として、五月諸生敢百人を率ゐ、出府して慶篤に迫り、國政を擅にするに及び、正生な忌むこと甚しく、遂に其職を奪うて蟄錮し、遂に死に處せんとし、準備既に成る、慶篤之を憫み、近臣を遣はして直ちに國に歸らしむ、正生拂曉郎を發して水戸に歸り、所謂天狗黨を率ゐて兵を擧ぐ、世に之を天狗黨の亂といふ(「テングトウノラン」參看)而して正生は藤田小四郎等と議し、上國に赴き闕下に伏して素志を訴へんとし、下野上野を經て信濃に赴き、轉じて越前新保に到りしが、時に大雪路を埋め糧食給せず、諸士饑寒に迫りて復進む事能はず、而して諸藩の兵前後を遮り、また途の出づべきなきを以て、遂に金澤藩の軍門に降る、幕府命じて正生以下を敦賀に拘し、尋で之を斬らしむ、時に慶應元年二月四日なりき、年六十三、首を水戸に梟す、辭世に曰く、討つもはた討たるゝもはた哀れなり同じ日本のみだれとおもへば」維新の後ち有志者集りて祠を敦賀に建て松原神社と號し、正生以下の同志を祀る、明治二十四年十二月正四位を贈らる(波山始末、新編常陸國志)

タケダカツヨリ　武田勝頼

名號 幼名は四郎、法名を景德院頼山勝公といふ 系統 **晴信の三子** 事蹟 **永祿八年十一月、織田信長の姪女を娶る、天正元年五月始めて國事を執行す、此時に當り菅沼正貞武田氏の爲めに長篠を守りしが、德川家康、酒井忠次菅沼定盛等を以て、兵勢頗る盛んなり、小笠原信嶺、穴山梅雪等相率で降り、駿遠の諸城皆利あらず、勝頼退いて古府に入り、更に越瀨に走る、信忠卽ち古府に入りて武田氏の宗族諸臣を收めて悉く之を殺し、家康また長驅して市川より入る、勝頼將に天目山に入らんとして田野に赴き、遂で山下に抵る、時に瀧川一益、河尻鎭吉等追及する事頗る急にして、山僧亦反す、勝頼卽ち夫人諸女を刺して自殺す、年卅七、子信勝等皆之に殉ふ、武田氏茲に亡ぶ(野史)**

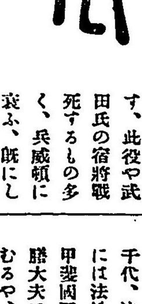

タケダハルノフ　武田晴信

名號 幼名勝千代、法名を信玄といひ、また德榮軒と號し、晩年には法性院と稱す 系統 **信虎の長子** 事蹟 **大永元年甲斐國石水寺城に生る、天文五年從五位下に叙し、大膳大夫に任ず、十一月信虎兵を督して海野口城を攻むるや、晴信はじめて軍に從ふ、城將平賀源心驍勇にして善く防ぎ、信虎の軍利あらず、十二月遂に軍を同す、時に晴信敗軍たりしが、俄に旋を設け歸りて城を圍む、事不意に出で、城兵防ぐ能はず、城遂に陷り源心また自殺す、人皆其謀略に服す、此時に當り信虎、信を國民に失したるを以て、晴信は姉婿今川義元と謀し、天文十年信虎を駿河に移して自立す、十一年信濃を略せんとし、諏訪頼重を殺して、諏訪を併せ、尋でまた信濃の豪族小笠原長時、木曾義昌、村上義清等と頻に兵を交へ、十七年二月更に上田原に出陣して義清と戰ふ、利なくして部將板垣信形等戰死し、晴信また傷を被ぶる、長時之に乘じ諏訪郡を**

従せしが、晴信長時を鋼尻峠に敗り、長驅して其居城林城を屠る、長時走りて義清に據る、是に於て筑摩郡の北半殆ど武田氏の有に歸す、二十年春、義清長時と共に兵を率ゐて深志城(即ち林城)を圍まんとしたりしが、晴信即夜馳せて深志城に入りしを以て、義清長時等戰はずして歸る、晴信進んで長時を攻む、之よりして長時益に居ること一年にして、翌年越後に奔る、義清また自ら保つこと能はず、天文廿二年八月、遂に上杉謙信に據る、是に於て村上氏の葦領武田氏に屬す、廿三年小笠原信貞を松尾城に攻めて之を陷れ、伊奈郡を風靡し、弘治六年、木曾義昌に女を配し、木曾の地方また定まる、廿三年今川義元參河境なる繩田氏の屬城を攻むるや、北條氏康其虚を窺ひ駿河を侵す、義元既に戰場に在り、之を聞いて大に驚き、援を晴信に求む、晴信請に應じて兵を出し、義元を助けて北條氏に當りしが、義元の謀主雪齋和尚の周旋により晴信義元氏康と共に和を媾じて

紀伊成慶院所藏(史料編纂掛寫眞集)

善德寺に誓ひ、武田今川北條三家の合同此に成る、既にして上杉謙信義清の爲めに其舊領を復せしめんとし、甲越はじめて隙を開き、所謂川中島の戰を見るに至れり、(「カハナカジマノタタカヒ」參看)是より先晴信飛驒上野に兵を出して侵略を試み、永祿四年十一月、小幡白國等の諸城を攻め、六年十二月倉賀野木部地方を略し、五年二月氏康の請に應じ、太田三樂所屬の武藏松山城を陷れ、九年上野の箕輪城を陷れ、西上野の地途に晴信の有となる、尋で德川家康と謀を通じ、共に今川氏を亡ぼして地を分たんことを約し、十一年十二月駿河に出で、興津を侵す、家康亦遁れて掛川城に據る、然るに北條氏は此擧を喜ばず、部將を遣して之を防がんとし、且つ遠に謙信と謀を通ずるを以て、晴信は兵を收めて甲府に歸る、是に於て北條氏政氏眞を沼津城に置き、駿河の諸城を守らしむ、十二年更に駿河を略せんとし、頻りに北條氏の屬城を陷れ、元龜元年に至り全く駿河を併せ、西大井川を以て、家康と境を分つ、二年十月氏康歿するに及び、氏政は晴信と和し、兩氏の同盟再び成る、是に於て晴信は年來の宿望たる西上の擧を行はんとし、元龜二年四月信濃より西參河に出で、三年十月遠江に入りて二俣城を陷れ、遂に進みて德川氏の本據を衝かんとし、十二月廿二日三方ケ原の戰に大に其兵を敗れり(「ミカタガハラノタタカヒ」參看)、尋で翌天正元年正月遠江より直に參河境を侵し、野田城を圍むに當りて病に罹る、因て軍を旋し平癒を待ち、其三月復た信濃を經て西參河に出で、愈々西上を決行せんとせしに、病再發して遂に起たず、時に四月十二日歲五十三〇晴信が名を信玄と改めたる年明かならざれども、天文弘治年間の書簡には晴信と署名し、永祿以後は信玄と書したれば、永祿の初年なるべし、なほ晴信は法名を唱へたれども、剃髮したるにあらざる事、高野山所藏の信玄壽像にて知るべし、此に擧ぐる所のもの卽ちこれなり(野史、史學雜誌「武田信玄經略事蹟考」)

タケダジヤウ　竹田城　所在豐後國直入郡竹田町○又岡城とも、大神城とも稱す　史蹟　文治中大神惟榮始めて之を築く、後ち大友貞親此に居り、延武中蔦城堡を修め之を廣大にし岡城と稱す、子孫世々之に居る、天正中志賀親次之を守り、薩人を防ぐ、文祿二年大友氏除封、親次亦邑を失ひ、中川秀成之に代る、世傳して明治維新に至る、明治十年の役賊兵其城に據り死守す、官軍力戰して之を陷る(豐後國志、明治政覽、西征戰記稿)

タケタバ　竹束(竹把)　史蹟　戰陣に用ふる器具、竹を束ねて楯とし、銃砲を防ぐに用ふ　種類　牛竹束(高七尺、横一丈許にして小孔を穿ち炮弓の人を其際に置かしむ)車竹束(車幅の如し)植竹束(柱を立て、杭を鉄め竹を編みたるもの)等あり　出典　原始古事　天文十九年安祥の戰に之を使用せし事、參河物語に見えたるを始めとす、世に武田信玄の家臣米倉丹後が、天文廿一年信濃刈屋原城攻め落したる時に、創造する所といへど、是より以前既に在りしものなり、爾來戰陣の用具として常に用ひられたり、楯(タテ)の條の挿圖を參看すべし(徳川柔、和漢三才圖會、武家名目抄、古事類苑兵事部)

タケチダイクワンジ　高市大官寺　大安寺(ダイアンジ)を見よ、

タケチノコホリ　高市郡　所在　大和國　郡數　古の樂余の地にて、後ち高市縣と稱す、國郡制定するに及びて十五郡あり、蓋し此郡も亦其一な

るべし　沿革　和名抄に、巨勢、波多、遊部、檜前(ヒノクマ)久米、雲梯(ウナテ)賀美等の鄕あり、郡名考「タカイチ」と稱し、地誌提要又「タケチ」に復す、今之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タケチノワウジ　高市皇子　系統　天武天皇の皇子、母は宮人尼子娘　事蹟　天武天皇のくるや、皇子時に近江に在り、召に應じて不破關に至り、以て軍事を監す、既にして天皇不破に幸するに及び、之を野上に迎ふ、天皇皇子に謂つて曰く、近江の朝廷智謀の臣多し、而して朕の軍は爽に事を謀るべきものなく、諸子皆幼なるを如何せんと、皇子答へて曰く、近江朝群臣多しと雖も、何ぞ能く天皇に抗するを得ん、臣高市、神祇の靈に賴り、天皇の命を奉じ、諸將を率ゐて征討せば、豈難からんや、天皇大に喜び、悉く軍事を委ね、事平ぐの後、近江群臣の罪を斷じ、斬流する事差あり、十三年淨廣貳に叙し、朱鳥元年封四百戸を加ふ、持統天皇四年七月、知太政官事となる、十月公卿百官を率ゐて藤原宮地を相す、五年封二千戸を增し、同六年再び二千戸を增す、七年淨廣壹に昇進し、十年七月薨ず(大日本史)

タケトリモノガタリ　竹取物語　巻數　二卷　内容　竹取の翁といふ者、竹の中より美女を得て赫哉姫と名づく、秀麗比なきを以て戀する者多かりしが皆許さず、後ち時の帝これを召されしも、また靡かずして、故鄕なる月世界に歸りたることを述べたるものにして、竇梗陽經、渓斎西南夷傳等の説に基きて作りたる我邦最古の小説なり　著者　未詳、源順と云ふ説あれど確ならず(群書一覽)

タケナガシキン　竹流金　古金の名目、竹を剖て金を鎔し、流し込みて鑄たる金をいふ、使用の時、切りて之を用ふ、金銀圖錄に或は云、織田氏の時の物なりと、雙臣氏の時の記錄にも竹流のこと往々見えたり、靜處隨筆に、大阪の竹流は、大方金五兩程づゝありしとなり、今も佐渡にて小判を製するに、筋金を竹流といふにするなり、津輕に今竹流といふ菓子あるも此遺制にや、愚按に、纔近世畸人傳小萬女の條に、思孝云、予が知れる老婆、北の方の番袋と銀の竹流三筋と手箱一ツを傳へ持ちたり、銀の竹流は細き針がねのさましてゆるものなり、蕎麥云、ナノが類族の家に傳へ持たるは、針がねよりはやゝ平にして長も定まらず、通稱は筍金と云よし、刻印などは見えず」と見え、また昆陽漫錄に「甲州金に竹流金あり、長さ二寸七八分、厚さ中にて三分、緑にては廣し、重さ四十匁を十兩と云て通用す」、佐渡志に「慶長より元和の初までは、筋金なれば、筋金、竿金、竹流金等など見えたり、是等に據れば、筋金、竿金、竹流金等は、殆ど同一のものなるが如し、

タケノウチウヂ　竹内氏　姓は清和源氏、新羅三郎義光の四男刑部四郎盛義の十四世大膳大夫季治、永祿三年正月義光の裔孫堂上になきを以て、將軍家の執奏によりて清華に列せられ、竹内と家號し、正三位に叙す、是より先は世々久我家の諸大夫たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系譜、華族諸家傳)

○義光——義業——義信——惟喬——惟時
信治——氏治——仲治——清治——重治——豐治
基治——秀治——季治——長治——孝治——俊治
惟康——惟永——惟重——惟久——惟榮——惟德
惟和(カズ)——治則(コレ)——惟忠

タケノウチシキブ　竹内式部　多數　名は敬持、式部と稱す、晩年正庵と稱す、號を叢庵といふ　系統　宗祚の子　事蹟　正德二年越後新潟に生る、家世々醫を業とす、享保十三四年の頃京都に上り、はじめ德大寺家に仕へ、松岡仲眞に從ひ、後ち其師玉木葦齋に師事し、兼加流の神學軍學を學ぶ、式部博明聰敏にして、佛經儒籍に至るまで窺はざる所なく、特に神典有職に精く、又武術に熟し、扇子を以て砲玉を打ち、射箭を握るの技あり、學成るの後ち徒を集めて教授す、而して其徒に教ふるや、專ら致々講説して懈らず、其説く所大義名分を明にし、皇室の衰運を挽回し、幕府の專橫を抑ふるに在り、また多く緇紳に出入し、德大寺公城、正親町三條公積、烏丸光胤等の公卿其門に入り、講説を聞くもの、實に七八百人なりしと云ふ、寶暦六年、神祇權大副吉田兼雄、式部の聲望甚熾にして、堂上堂下の人々其門に遊ぶもの多く、其學派の、益蔓延するを見て、之を忌み、閤白一條兼香に、其所説の正しからずして、武術を公卿に教ふるのよしを訴ふ、兼香乃ち所司代松平輝高に告ぐ、輝高、式部を召喚して之を詰りしに、式部は其實なきことを陳じたるを以て罪を免れたり、是より先き、桃園天皇、英明にして學問を好み給ひ、伏原宣條をして儒書を進講せしめ、また日本書紀神代卷の御會を開き、德大寺、坊城等諸卿の講説を聞召されたり、而して諸卿の天皇に進講するや、先づ式部の講を聞き、然る後ち之を天皇に進講するを以て、恰も式部の直に其説を進講するに異ならざりき、時に一條兼香は、既に閤白を罷め、近衛內前之に代りしが、兼香は、天皇の、竹內流の神書の講説を聽き給ふを見て之を忌ひ、國母青綺門院に奏し、天皇の神書御覽を止めたり、天皇は一旦國母

の御旨に從ひ給ひしも、もとより其意にあらざりしを以て、幾干もなくして再び神書の内御會を開き、非並講を繼けしめ給へり、是に於て、筵香また前椅門院により止め奉りしかば、天皇已むことを得ずして、神書の御會を止め給へり、而して式部は、また此事に關連して、同八年六月所司代に召喚せられ、擧說の邪正と、堂上に軍書を進講し、武器を獻ぜし事との實否を糺されたりと雖も、式部悉くこを陳じ、敢て罪の當つべきなし、然れども、筵香等は、式部の在京を以て、紛爭の基とし、所司代に之が追放を求めしかば、式部は終に、吉田白川兩家を措きて、神書を講じたること、當時に支障あるにも拘はらず、靖獻遺言の與復再復等の文字を講じたること、及び三本木の町家に於て、堂上と宴會したる事等によりて、罪に處せられ、終に京都を追放せらる、時に九年五月なり、而して式部の門に入りし緒紳は、皆蟄居、若くは遠慮を命ぜられたり、式部は、其後伊勢の宇治に赴き、正庵と號し、櫛圃宜蓬萊雅樂に寄食し、後ち御師鵜飼又大夫の家に寓せり、明和三年十二月、山縣大貳、藤井右門等の獄起る、式部また大貳等の與黨なりとせられ、宇治に捕へられ、江戸に押送せらる、既にして其嫌疑晴れしが、追放御構中なるにも拘はらず、京都に上りたるの廉を以て八丈島に流さる、式部謫地に至るの途次、船中に病を發し、三宅島に發す、年五十四、時に明和四年十二月五日なり、明治二十四年十二月、正四位を贈らる、世に信濃の天龍道人を以て、式部と同人とせるは誤なり、寶曆の變(ハウリヤクノヘン)參看(參考)泰公心得書、札問次第(竹内式部君事迹考)

タケノウチリウ　竹内流　竹内久盛の創めたる劍術の流派○久盛、中務大輔と稱す、美作淺賀村の人、小具足に達し、世に竹内流腰廻といふ、傳に云、天文元年六月、修驗者忽然として竹内館に來り、捕縛五を教え、去て歸る所を知らず、竹内惟に愛宕神の變ひしなりと稱し、敬神修驗者愛宕神ならんと稱し、其子加賀助、孫を機き家名を繼さず、天保の頃九州邊に行はる(武藝小傳、武術流祖錄)

タケノコホリ　多氣郡　所在　伊勢國古へ度會に屬す、享德天皇の大化五年之を割て始めて置く(神名帳考證)延喜式又多氣に作り、以後同じ、和名抄に相可(アフカ)有武(ウニ)多氣、麻績(ヲミ)三宅、流田、櫛田等の鄕あり、郡名考「タケ」「タキ」雨樣に唱へ、郡銘錄又「タキ」と稱せしが、地誌提要「タケ」に復す、明治十年七月飯高郡の二村を割て此郡に併せ、櫛田川を以て度會郡との郡界とせり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タケノシタノタカヒ　竹下戰　戰跡　建武二年七月北條高行兵を起し鎌倉を發ふや、足利尊氏軍に將として之を征し、北約一里に在り、

羊大夫と云へる人の名なりと云ひ、(六)笠間民落及び柳庵雑録等引くも皆に非ず。羊は養に通じ、即ち給養の意なりと云ひ、(七)加部巍夫氏は養の音文にて郡ト給ノ成ニ多初郡ト訓むべし、養は古文に我とも我とも音くを以て我を省きて羊とせしといひ、(八)川口高氏は羊は方角を示したるものにして、即ち南方を指す、即ち未の倍宇なり、多初郡は国府の南方にありしより、其の平功を美し、各戸に復を給ひて給養せしに起因として建てしなるべしとも云ひ、異説少からず、猶古上段に右上段、薩座郡は薩座不比等に相当し、座は座ひて居きたるものなりと云ふ、(九)栗原亀久氏は薩座は薩座不比小銭、上野名跡志、郡誌国誌、上野三碑考、輯軒小銭、横見郡誌、児玉郡金石誌、如図古語、出雲雑誌、「多初郡誌」(多初郡誌は花袋氏著す)等の六郷を例きて、甘其郡郷名、皆複夫四、大野、緑野郡武美、片岡郡山等の六郷を例きて、多初郡を立てたるは、和銅四年三月羊亥にして、羊亥は六日なれば就文中なる九日甲寅と雀かに四日を詔うるのみ、また此時には国としては古き時代には詳かならざるも、永正二年宗長の東路の津登に、上野国多於ける利見なるべし、而して其の文たるや、古符の文を省略改変したるものの一如くにして其概調はすべく、顧る疑なき能はず、然れども史料少く俄識なきを以て詳かならざることは断し難し、或は云ふ近年別種の多胡碑を発見せしと、若し果して然らんには、何れかの多胡之の成ニ多初郡ト訓むべし、養には、(十)加部巍夫氏は養の音文にて郡ト給ノ成ニ多初郡ト訓むべし、養は古文に我とも我とも音くを以て我を省きて羊とせしといひ、(八)川口高氏は羊は方角を示したるものにして、即ち南方を指す、即ち未の倍宇なり、多初郡は国府の南方にありしより、其の平功を美し、各戸に復を給ひて給養せしに起因として建てしなるべしとも云ひ、異説少からず、猶古上段に右上段、薩座郡は薩座不比等に相当し、座は座ひて居きたるものなりと云ふ、(九)栗原亀久氏は薩座は薩座不比小銭、上野名跡志、郡誌国誌、上野三碑考、輯軒小銭、横見郡誌、児玉郡金石誌、如図古語、出雲雑誌、「多初郡誌」(多初郡誌は花袋氏著す)等の六郷を例きて、多初郡を立てたるは、和銅四年三月羊亥にして、羊亥は六日なれば就文中なる九日甲寅と雀かに四日を詔うるのみ、また此時には国としては古き時代には詳かならざるも、永正二年宗長の東路の津登に、上野国多於ける利見なるべし、而して其の文たるや、古符の文を省略改変したるものの一如くにして其概調はすべく、顧る疑なき能はず、然れども史料少く俄識なきを以て詳かならざることは断し難し、或は云ふ近年別種の多胡碑を発見せしと、若し果して然らんには、何れかの多

羊大夫と云へる人の名なりと云ひ、(六)笠間民落及び柳庵雑録等引くも皆に非ず。羊は養に通じ、即ち給養の意なりと云ひ、(七)加部巍夫氏は養の音文にて郡ト給ノ成ニ多初郡ト訓むべし、養は古文に我とも我とも音くを以て我を省きて羊とせしといひ、(八)川口高氏は羊は方角を示したるものにして、即ち南方を指す、即ち未の倍宇なり、多初郡は国府の南方にありしより、其の平功を美し、各戸に復を給ひて給養せしに起因として建てしなるべしとも云ひ、異説少からず、猶古上段に右上段、薩座郡は薩座不比等に相当し、座は座ひて居きたるものなりと云ふ、(九)栗原亀久氏は薩座は薩座不比小銭、上野名跡志、郡誌国誌、上野三碑考、輯軒小銭、横見郡誌、児玉郡金石誌、如図古語、出雲雑誌、「多初郡誌」(多初郡誌は花袋氏著す)等の六郷を例きて、多初郡を立てたるは、和銅四年三月羊亥にして、羊亥は六日なれば就文中なる九日甲寅と雀かに四日を詔うるのみ、また此時には国としては古き時代には詳かならざるも、永正二年宗長の東路の津登に、上野国多於ける利見なるべし、而して其の文たるや、古符の文を省略改変したるものの一如くにして其概調はすべく、顧る疑なき能はず、然れども史料少く俄識なきを以て詳かならざることは断し難し、或は云ふ近年別種の多胡碑を発見せしと、若し果して然らんには、何れかの多

信なるや大に考究すべき問題なり、

ダザイユニタイ　大宰春堂　肥前　名

は純道稽古館門、春堂また松窓園と称す　肥前　幼時父に従ひて江戸に来り、和々見言辰の子　国学　幼時父に従ひて江戸に来り、和々見言辰の子　国学　幼時父に従ひて江戸に来り、和々見言辰の子　国学

に異同あり、卽ち觸書集成は享保日錄に比するに、鐵砲方、勘定吟味役、蔡所頭、蔡仙院用人、駿府定番、奥右筆組頭、表右筆組頭、金奉行、細工頭の九職なく、憲法部類には、小性、小納戸、長福小性、小納戸、廣敷用人の五職なし、また司農府雜錄は享保日錄に同じく、憲法編年錄は觸書集成に同じ、而して部類、類典の二書は共に、九職五職の增秩を以て、享保九年七月十三日の事と爲す、いまだ孰れか是なるを知らず、なほ此時定めたる祿制は、上文列擧する所の諸職に留まり、紅葉山附坊主、御鐵砲玉藥奉行以下の小吏等徒の增秩は同九年七月十三日の事に係り、足高の制此に至りて全く備はる、蓋し是より先、幕府の諸有司は、みな世祿なれば、其人を任用するに際しても、職祿相當せるもの尠なく、或は大祿にして微官にあるものあり、小祿にして重職にあるは何等の差支なきも、小祿にして重職にある時は、費用多端にして、其任に堪へざるもの多く、種々の弊害ありしが、此の時よりして、遺憾の憂なく、人才登用の道大に開けたり、慶應三年九月廿六日布衣以上の諸役に任じたるもの〻足高の制を廢し、且つ役知、役料、役扶持等を停め、改めて役金を賜ふこと〻なりたり(享保日錄、蠹法編年錄、兼山遺澤秘策、丕揚錄、德川實紀、樹德川實紀)

ダジヤウクワンフ　太政官符　「ダイジヤウクワン」を見よ、

タジヤウクワンフ　太政官符　公文書の一、詔書を頒下する時、太政官より其被官に下すものを云ふ、詔書御畫日乾の後、中務省より中務省の印を踏して太政官に送る、太政官覆奏の後、御畫日乾りて、詔書を直寫し、別に太政官の符文を副へて行下す、之を語と云ふ、外印(太政官印)を用ふ、語し終の後、諸國に下す(社寺に下すを太政官牒と云ふ、「デフ」參看)之を施行と云ふ、施行は太政官符の中に、詔文を込め一紙に作りて行下す、內印を用ふ、內外印何れも俱に問隙なく踢印する例なり、後世には初め、年月日及び史官署列の處に三箇を踢印す、書式は首に必ず太政官符の四字あり、終に符到奉行の四字あり、末の上段に辨官下段に史官署し、其次行に年月日あるを普通とす、又年月日の下に史官署し、年月日の次行の上段に辨官署する事あり、左に一例を示す、猶詔書(セウシヨ)參看

(國書記、黑板博士說)

ダジヤウダイジン　太政大臣　「ダイジヤウダイジン」を見よ、

ダジヤウテンワウ　太上天皇　名義讓位の天皇、卽ち前帝に對する尊號をいふ、略して太上皇また上皇とも稱し、法體にまします時は、太上法皇または法皇とも

とあり、而して其別紙に掲げたる增額の制は、御側衆、御留守居、大御番頭は、五千石より內は、五千石高に、高家衆は、千五百石より內は、千五百石高に、肝煎は、御役料八百俵、御書院番頭、御小性組番頭は、四千石より內は、四千石高に、大目付、町奉行、御勘定奉行は、三千石より內は、三千石高に、御旗奉行は、二千石より內は、二千石高に、百人組頭、小普請組支配は、三千石より內は、三千石高に、御鉄奉行、西丸御留守居、新御番頭、御作事奉行、御普請奉行、小普請奉行は、二千石より內は、二千石高に、御持弓御持筒頭は、千五百石より內は、千五百石高に、御留守居番、御目付、御使番、御書院番組頭、御小性組與頭は、千石より內は、千石高に、總御弓之頭、御鐵砲之頭は、千五百石より內は、千五百石高に、一位樣御用人、月光院樣御用人は、七百石より內は、七百石高、御役料二百俵に、西丸御裏門番之頭は、七百石より內は、七百石高に、御徒頭、小十人頭は、千石より內は、千石高に、瑞春院樣御用人、淨圓院樣御用人は五百石より內は、五百石高、御役料二百俵に、二丸御留守居、元掃御納戸頭、御腰物奉行、御船手は七百石より內は、七百石高に、竹姫君樣御用人、法心院樣御用人、淨蓮院樣御用人、壽光院樣御用人は四百石より內は、四百石高、御役料百俵に、新御番組頭、大御番組頭は六百石より內は、六百石高に、御鐵砲方は只今迄之通、千石より內は、御役料二百俵、御勘定吟味役は同斷、千石より內は、御役料三百俵、御臺所頭は同斷、二百俵四人扶持より內は、御役料百俵、養仙院樣御用人は只今迄之通り、御役料五百俵、小十人組頭は三百俵より內は、三百俵高に、御廣敷番之頭、御賄頭は四百石より內は、四百石高に、御膳奉行は高之多少に不拘、御役料二百俵、駿府御定番は七百俵御役料、西丸御切手門番頭、御裏切手御門番之頭、御天守番之頭、富士見御寶藏番之頭は四百石より內は、四百石高に、高非飛騨守、土岐信濃守は千俵づゝ、御役料、奥御右筆組頭は只今迄之通、四百俵取候者、御役料二百俵、表御右筆組頭は同斷、四百俵內は、御役料百五十俵、御小性、御小納戸は五百石より內は、五百石高にいづれも下され、御役料只今迄之通、千石より內は、三百俵、但部屋住之者は、只今迄之通、御切米御役料下され、次男にても同斷とぜり、長福樣附御小性、同御納戸は御本丸御小性、御小納戸頭取之通、御勘定組頭は、只今迄之通、四百俵內は、御役料百俵、御金奉行、御細工頭は同斷、三百俵より內は、御役料百俵、御廣敷御用人は五百石より內は、五百石高、御役料は三百俵を、いづれも下さるゝことゝなれり、按ずるに此時における增秩の職員を錄すること、互

太政官符　後國司

應任院廳下史生當國大掾地利走金司等事

不斷雨脚法用途兇降勅奉院事太小四位寺主

右得彼寺沙門鏡阿今月日解狀偁謹檢案內奉

興隆之行利弘法大師之主願八葉峯高日倫建曼荼羅

壇大如假浮杭於天全降御教行於雪嶺雪識有中衣曼鏡阿亦

坐遂之壷地右住關居所修若造那之教法行駐若大師之遺跡

成行稚闕才智雅味求化之衣倍深高渓斬成詮事之望須衣

不已然間近年降運乱多起奉衣不閑在若抛朝奉夢壇

已者招生生世世之若果聞之忠是誠直肝衣令行計對治行緣

可刊通等倩憶利養之區深知宗教之初力宗教諸行必有勲等

因茲於高山根本大塔壇之後不斷可勤修金剛胎藏兩部法也

一寄請之七十二之淨住仁寿弁百華香之若德時結奉攻攻遍佈佰

修事未畢之今日主上聖氏下生之日暫純深勿勲空花水勿勲陸

戴一鉢行不浅況於百四十餘之精勤手刹那歸依不空況於限盡

未來際之壷根平等衣之勲右今未蒙今將奉代高給恩

右正五位下行左衛門權佐源朝臣賴寶宣奉　勅依請若國司承知依宣行之符到奉行

弁官

正五位下行左少辨兼權右少納言源朝臣

從五位下行右少辨藤原朝臣

從五位下行左大史小槻宿禰

從五位下行左大史兼算博士三善朝臣

從五位下行左大史兼明法博士勘解由次官中原朝臣

從五位下行左大史兼明法博士勘解由次官惟宗朝臣

從五位下行左大史兼明法博士勘解由次官惟宗朝臣

從五位下行左大史兼明法博士勘解由次官惟宗

稱す、なほ此外に天皇の生父たる親王に此號を上り、及び贈り給へる場合もあり、史記高祖傳に「高祖乃尊太公爲太上皇」とありて、索隱の註に「蓋太上者無上也、皇者、德大於帝、故尊其父、號太上皇也」と見え、漢書高帝六年五月の條なる師古の註に「太上極尊之稱也」と見ゆ、以て其意義を知るべし、仙院、仙洞、姑射山、藐姑山等の唐名あり、また院に在します時は、院とも呼び、數多在します時は、一院、本院、中院、新院の稱を以てこれを分ちたることあり

和漢通考 上古は讓位の事なかりしを以て、太上天皇の稱號あらざりき、而して其號の史籍に見えたるは持統天皇を始めとし、太上法皇と稱し給へるは、宇多天皇を始めとす、爾來讓位は、殆ど恒例の如くなりしかば、太上天皇たる君主も亦多し、右の如く、太上天皇の號は、讓位の後に稱すること至當なりと雖も、間々變例なきにあらず、安德天皇の播遷の禍に遭ひ給ふや、後鳥羽天皇が、遂に尊びて太上天皇と爲し給ひしが如きこれなり、北朝より後醍醐天皇に尊號を上りしも此類にて、並に尊號を受け給ひしにあらず、又光嚴、崇光の二天皇が、帝位を貶せられて上皇の號を、花山天皇が、出家の後ち、尊號を受け給ひしが如き、孰れも異例なり、而して同時に二上皇ありしことは、淳和天皇の朝の、平城、嵯峨に始まる、其後三上皇あるは、平常のことにて、後二條天皇の時には五上皇ありき、故に一院、本院、中院、新院等の稱を以て之れを分てり、抑太上天皇の號は、讓位せる天皇の尊號なれども、天皇の生父たる親王を陞せて、太上天皇とせることあり、後堀河天皇の御父守貞親王(後高倉院)、後花園天皇の御父貞成親王(後崇光院)は、生前に尊號を受け、後陽成天皇の御父誠仁親王(陽光院)は薨後尊號を追贈せられ給へり、以上の三親王は、共に御子たる天皇の御代に尊號を受け、若しくは追贈せられしが、光格天皇の御父典仁親王(慶光天皇)は、遙に數十年を經、今上天皇の明治十七年に至りて、太上天皇の號を追贈せられ給へり、又太上天皇に準じたる待遇を受け給ひし親王あり、敦明親王(小一條院)これなり、然して白河上皇以後、敬世の間は、讓位の後院中にて太政を聽き、院宣を以て天下に號令すること、自ら慣例となりて、在位の天皇は、殆ど尸位の姿たるに至れり、これを院政と稱す(「キンセイ」參看)實に太上天皇の一大變たるのみならず、また政治上に置ける一大沿革となりとす、天皇(テンワン)の表參看(古事類苑帝王部)

ダジヤウホフワウ (ダジヤウテンワウ)を見よ、

タリガレノセウシヤウ 定信(マツダイラサダノブ)を見よ、

タタウガミ 帖紙(畳紙)　衣冠束帶の時、懷中する紙を云ふ、古より杉原を折て用ふること武家の古實なりと雖も、直垂、狩衣、大紋等著用の時は、色目の帖紙を必ず用ふと云ふ、布衣素襖の時は杉原を用ふることあり、時に陸奥紙、檀紙、薄樣紙などを折りて用ふることもあり、「タタムガミ」の音便、後世の鼻紙袋と云ふ、古は男女共に懷中せしが、近世雅れて必ずしも一般に使用せざるに至れり、また勞なき時は、笏の代用にせしことあり(飾抄、宗五大艸紙、裝束集成、儀制要、服色圖解)

タタキ 敲　名稱 江戸幕府の刑、罪人の背部及び臀部を笞打つをいふ 地原 八代將軍吉宗の時これを設く 語源 輕重の二種あり、輕敲は單に敲と稱し、笞數五十、重敲は同じく百を加ふ、往古の笞、杖の二刑に相當す、又別に牢庭敲あり 方法 傳馬町牢屋の表門前に、筵敷枚を敷きて刑場とし、檢使以下諸役人出席し、詰番非人、罪人を率ゐて其處に到り、まづ罪人を穢體にし、衣服を筵の上に敷きて其上に俯臥せしめ、顏を往來の方に向け、下男四人にて手足を抑へ、打役、杖(笞尻と名づけ、長一尺九寸、圍三寸程、竹片二本を麻苧にて包み、其上を紙捻にて卷く)にてこれを敲き、一ツ二ツと數をよぶ、打役筆頭少し進み其數をとる、敲き方は脊骨を除き、肩背及び臀を透に敲き、重敲は五十にして一旦中止し、醫師藥を與へ、打役交替して又これを敲く、刑の濟みたる後ちの放免は、其者により種々の取扱ありて、直に宿元、并に町役人、村役人等へ引き渡す者と、入墨の上敲に處せられしものは、乾濶する間牢內へ留めおく者と、無宿者の人足寄場へおくべきは、登岡の同心へ引渡すと、淺草及び品川兩溜

(刑罰大全秘所收)

へ預けらるゝ者は、其非人直樣本繩なかけ引き行くべき者と、佐渡へ遣くる者は、牢舍するとの別あり、牢庭敲は在牢の囚人が、破牢不穩等の企を爲し、露見せる時、他の囚人へ見せしめのため、牢庭內にて敲に行ふをいふ、享和二年よりはじまる、輕重の二種あること等凡て前條の記と同じ、笞刑(チケイ)杖刑(ヂヤウケイ)參看(刑罰大全秘錄、德川政刑史料、古事類苑法律部)

タダノ井ン　多田院 新舊 攝津國河邊郡多田村大字多田院○鷹尼山法華三昧寺と云ふ、今は多田宮と稱す○本尊釋迦如來 地原 沿革 多田は源滿仲の領地にして、賴光、賴信、賴義、義家の四靈を合祀す、初め滿仲攝津寺となり、多田に居す、天祿元年多田院を創立し、其子僧源賢をして主たらしむ、長德三年卒す、卽ち多田院に葬る、爾來源家崇敬の靈刹となる、鎌倉時代に倘忍性幕府の助成により、諸國に課して寺院を再興す、弘安四年三月成りて供養を行ふ、幕府命じて本堂十町四方の殺生を禁じ、新願所となす、是より西大寺の管轄となる、建武元年三月足利尊氏本寺に新願して子孫繁榮を祈る、後ち屢々地を寄す、延文三年足利義詮尊氏の骨を納めしより、足利累代の將軍皆骨を納む、文明四年八月、後土御門天皇、菅原在數を使として從二位を贈る、寬文年中德川家綱有司に命じて再興し、頗る宏大佳麗を極む、今の堂宇是なり、又賴光、賴信、賴義、義家等の祠を設けて、多田神社と云ふ、一說に萬代守護權現宮と號すと云ふ(帝王編年記、伽藍開基記、名勝圖會、多田院文書、日本地名辭書)

タタミ　疊(帖、疂縫)　名稱 調度の名、重ねたいも故に名づく、一說には常には折りたゝみ置きて、客ある時に取り出して敷き故に名づくと云ふ、今は藁を用ひて緊め括り、踏堅めて厚一寸餘とし、粗絲を以て粗大略に縫ひ固めたるを疊觚(メートコ)とし、疊表に蘭席を付けたるを疊と云ふ 地原 沿革 古事記神代卷に「美智皮之疊敷二八重、亦絁疊二八重、亦絁疊八重云々」、又「以菅疊八重、皮疊八重絹疊八重敷二其上一云々」、孰れが古きや知るべし、日本紀には入重席薦、菅葉薦、菅蓆等皆薄きものを稱し、中古に至りて敷皮、敷布團、茵、圓座、莞筵、半疊、薄縁等總て疊と稱して、後世の如く厚きものにはあらざりしが、數物は總て厚きは居心地よきを以て、世を追ていつとなく厚くなり、藁を用ひ其上に筵を縁にて縫ひ付くるに至れり、亦中古迄は、常に敷き置くものにあらずして、朝廷にては公事の日、私第にては、來客の時にのみ敷きたりしなり 語源 長短厚薄により名づくるもの、長帖、短帖、狹帖、半帖、厚帖、薄帖等あり、端にして、菅絹綾等の種類ありしことをも

陣とこれ、帯島坊を入墨の蛇に巻き、後に二人出生（しゅっしょう）。（出生）

二人出生（しゅっしょう）と云（い）う、（二三）（楽府）

左右（さう）に一人（にん）ずつ、（二三）（軍陣）

ト鐘（かね）を打（う）ち、矢（や）を番（つが）へ、（二三）（軍陣）

左右（さう）各（おの）一人（にん）宛（ずつ）出（で）て、（二三）（軍陣）

互（たがひ）に射（い）違（ちが）へ、（二三）（軍陣）

又（また）一人（にん）ずつ

られ、右近将監と称す。千葉相継ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる。（参考諸書、武鑑、徳川加除封録、華族誌稿、華族誌）

○橘諸兄―宗茂―忠茂―鷲尾隆康―貞親
橘奈良麻呂―橘清友―橘嘉智子―橘逸勢
橘広相―橘好古―橘義孝―橘公業―橘公長―橘公頼―橘公光―橘公宗―橘公頼―橘公光―橘公宗―橘公頼―橘公光―橘公宗

にはじめ諸王たり、和銅中従五位下に叙し馬寮に補し、天平の初正四位下に累進し、左大弁となる。三年参議に補せ、明年従三位に進む。八年弟佐伯王と共に上表して臣籍に降り、姓を宿禰大楽橘三千代の姓に倣ひ、橘宿禰の姓を賜はらんことを請ふ。詔してこれを許す。即ち名を諸兄と改む。九年大納言となる。此年天下瘡疱流行し、藤原房前・同武智麻呂・同宇合・同麻呂相継で薨じ、藤氏の族一時凋落を極む。他は皆幼にして執政の任に当るべきものなし。此に於て十年橘兄右大臣に拝し、橘宿禰を賜はることを請ふ。聴せられ、従二位に陞り、十五年従一位左大臣に轉じ、大宰帥を兼ぬ。天平勝宝元年正一位に進ぶ。政を摂せず。年七十四で大日本史（巻一百二十七）

タチバナムラゲ　立花宗茂　筑前　幼名統虎、後ち宗茂と改む、剃髪して立斎と号す。法名大円院殿祭岳宗茂大禅定門。筑後柳川藩主立花家の祖。

筆手、実は宮崎紹運入道鑑速の長子。母は天正十三年筑後に生る。幼名千熊丸、後ち統虎と改む。十六年従五位下侍従に叙し、左近将監に任ず。十七年従四位下に累進し、左近衛少将に転ず。十八年小田原役に従うて功あり、文禄征韓の役起るや、宗茂また海に航して平壌城に於て明将李如松の大軍を破る。四年秀吉の命により朝鮮より帰朝す。慶長五年征韓の時また彼地に赴きて帰朝し、三年六月詔して帰国の念を抑ふ。時に加藤清正淫祠撃戎将と共に高山の念を抑ふ。時に加藤清正淫祠撃戎将と共に高山の念を抑ふ。時に加藤清正淫祠撃戎将と共に高山の念を抑ふ。

タチバナモロエ　橘諸兄　初名葛城王、後ち諸兄と改む。剃髪して立斎と号す。法名大円院殿祭岳宗茂大禅定門。筑後柳川藩主立花家の祖。

葛城王、母は県犬養橘三千代。和銅中従五位下に叙し、馬寮に補し、天平の初正四位下に累進し、左大弁となる。三年参議に補せ、明年従三位に進む。八年弟佐為王と共に上表して臣籍に降り、姓を宿禰大楽橘三千代の姓に倣ひ、橘宿禰の姓を賜はらんことを請ふ。詔してこれを許す。即ち名を諸兄と改む。九年大納言となる。此年天下瘡疱流行し、藤原房前・同武智麻呂・同宇合・同麻呂相継で薨じ、藤氏の族一時凋落を極む。他は皆幼にして執政の任に当るべきものなし。此に於て十年橘兄右大臣に拝し、橘宿禰を賜はることを請ふ。聴せられ、従二位に陞り、十五年従一位左大臣に轉じ、大宰帥を兼ぬ。天平勝宝元年正一位に進ぶ。政を摂せず。年七十四で大日本史（巻一百二十七）

タチバナモロエ　橘諸兄　初名葛城王、後ち諸兄と改む。剃髪して立斎と号す。法名大円院殿祭岳宗茂大禅定門。筑後柳川藩主立花家の祖。

葛城王、母は県犬養橘三千代。和銅中従五位下に叙し、馬寮に補し、天平の初正四位下に累進し、左大弁となる。三年参議に補せ、明年従三位に進む。八年弟佐為王と共に上表して臣籍に降り、姓を宿禰大楽橘三千代の姓に倣ひ、橘宿禰の姓を賜はらんことを請ふ。詔してこれを許す。即ち名を諸兄と改む。九年大納言となる。此年天下瘡疱流行し、藤原房前・同武智麻呂・同宇合・同麻呂相継で薨じ、藤氏の族一時凋落を極む。他は皆幼にして執政の任に当るべきものなし。此に於て十年橘兄右大臣に拝し、橘宿禰を賜はることを請ふ。聴せられ、従二位に陞り、十五年従一位左大臣に轉じ、大宰帥を兼ぬ。天平勝宝元年正一位に進ぶ。政を摂せず。年七十四で大日本史（巻一百二十七）

の守る処なり。清正深くこれを嘉し、留まること数日、懇篤交情頗る至れり。清正帰るに及び、また書を贈りて慇懃の意を加へたりき。慶長五年石田三成に与せしが、関ヶ原の役事に及び、本国に拠せ籠りて柳川城に拠り、鍋島勝茂等と戦ふ。既にして黒田孝高・加藤清正の勧告に従ひ、和を通じて兵を収め、自ら先鋒として薩摩に向ひしも、島津氏既に降りし後なりしを以て、戦はずして帰る。此時孝高清正等、諸ふ所ありしが故、緑川家康に称に非罪を訴へ所領を収したり。北後国実に下り、家康秀忠父子に勤而面せらるに際し、政めて隆気一斉石を賜ひ、柳倉の城主となり、相伴衆に加へられて伴道渡からず。十五年二万石を加ふ。大阪冬夏両陣には労忠に供奉して功あり、元和六年刑び水戸頼房川を賜ひて、十万九千六百石を領す。八年十一月薨逝す。嗣なく寛永十四年島原徒起るや、子忠茂と共にこれに参加す。十五年十月制圧して立斎と号す。十六年四月致仕し、十九年十一月卒す。年七十四（柳川沿革記）

タチヒヴヂ　多治氏（丹比、多治比）　皇別、真人姓。右京に貫す。宣化天皇皇子上殖葉王の後なり。天武天皇十二年丹比公に真人を賜ひ、仁明天皇の御代多治比を丹墀と改む。淳和天皇の時、右中弁丹墀真峰等言す。臣祖に古記を検するに、上殖葉王十市王を生み、十市多治比古王を生む。生る日多治比の花浴泥に落つ。此によりて名とす。天武の朝多治比古の子左大臣島に真人姓を賜ふ。島の子虔成益虔成入世の孫武信、既成天皇の時、武蔵国に流さる。孫峯時宅に永住す。子孫蕃衍、識して丹墀となす。即ち丹墀氏の祖なり。

四日、八月十二日祭を行ふ、其神幸の地、龍田村に在り、後世小祠を建て新宮といふ（神祇志料）

タツタヒメ　立田姫　秋を司ると信ぜられたる想像上の女神、春を司る佐保姫に對す、立田は大和國平群郡の地名にして奈良の西方に在り、山を立田山と云ふ、古來より紅葉の勝地として名高きを以て、此地の神の染めなせしと歌などによみたりしが、遂には春の神佐保姫と共に對照せらるゝに至りしなるべし、佐保姫條參看（雲錦隨筆、琅江入楚、年中隨筆）

タツチウ　塔頭　禪宗にて祖師の塔處を云ふ、臨濟錄に「師到二達磨塔頭一、塔主云、長老先禮レ佛、先禮二祖師一云佛祖俱不レ禮」と見ゆ、後世一山内の寺院を塔頭と云ふことゝなり、淨土宗等にもまた此稱を用ひたり、

ダツチモン　達智門　名義　大内裡外郭十二門の一、多天井（タヂヰ）の門とも號す、丹治比氏之を監造するが故に、其音を取りて漢字の佳名に宛てたるなり　所在　宮城の北面、東端の第一門となす、像鼻門の東に在り　出典　類聚國史、桓武天皇延暦十三年、宮城經營の時、備中備後の二國をして造らしめ、丹治比氏之を監す、大さ五間、戸三間とす、左衛門府之を護衛す、嵯峨天皇弘仁九年、額を改められし時、橘逸勢の筆額を掲ぐ、永祚元年、大風の爲に顛倒す（拾芥抄、大内裡圖考證）

ダツチモンヰン　達智門院　名義　後宇多天皇の第一皇女、母は談天門院　出典　弘安九年誕生、乾元元年十二月内親王宣下、德治元年十二月伊勢齋宮と爲り、同三年八月退下す、文保三年三月皇后宮と爲り、十一月院號、尊で出家、貞和四年十一月二日崩ず（女院小傳）

ダツテンモン　談天門　「ダンテンモン」を見よ、

タツノヒセチヱ　辰日節會　大嘗祭（ダイジヤウサイ）新嘗祭（シンジヤウサイ）を見よ、

タテ　楯（盾、干、楯）　器具、身を蔽ひて敵の弓箭砲丸を防ぐ意とし、儀訓榮は隔儀名抄、之を植て帳の義なりと云へり、古はまた之を神幣に用ひし事あり、而して戰陣に用ふるには、地に立つるを常とすれど、更に並列して長く陣を張ることあり、之を古は楯列といひ、後世に掩楯と云ふ　出典　常に楯楠の如き厚き木を以て作る、長四五尺、幅二三尺なれど、また鐵を以てするあり、其形も亦大小あり、一枚なるあり、四枚なるありていづれも一定せず　種類　其質を以ては白楯、天石楯、赤楯、黒楯、皮楯、鐵楯等、其形を以ては、大楯、小楯、一枚楯、帖楯（疊楯）箱楯、車楯、隔扇楯、屏風楯、釣楯等、其用を以ては、步楯（又は手楯、手に執るの楯）持楯、掩楯（垣楯）鏡楯、

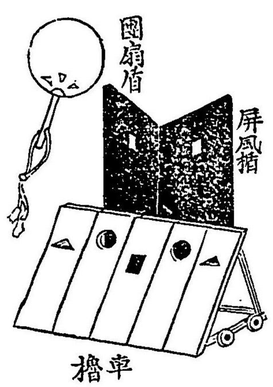

（武器二百圖所載）

神代より既に見えたり「高皇産靈尊乃遣二武甕槌神一、經二津主神一、倶降二葦原中國一、時大己貴神二曰（中略）汝應レ住二天日隅宮一者（中略）又供二造百八十縫之白楯一」とあるは初見にして、楯を以て神幣と爲したるものなり、書紀に「神武天皇戊午年二月丁未、皇師遂東、四月甲辰、却至二草香津一、植レ楯而爲二雄誥一」とあるは、攻守の用と爲したる初めなり、古語拾遺に「建二于神武天皇東征之年一、妖氣既晴、無二復風塵一、建二都橿原一、經二營帝宅一、饒速日命帥二內物部一、造二備矛楯一、然後物部乃立二矛楯一、大伴來目建レ仗開レ門、今朝二四方國一以觀二天位之貴一」とあるは、儀仗に備へたるものなり、令制定の時に至り、喪葬の儀仗に、其人の資格によりて數を定め、又軍隊の一隊毎に十楯を置き、楯毎に五人の兵を配して隊伍を整へしむ、淳平時代より以後、主として戰陣の用に供へたり（書紀、令義解、儀制令、古事類苑兵事部）

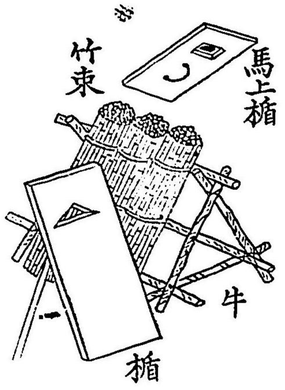

（武器二百圖所載）

タテイサヲノジンジヤ　建勳神社　所在　山城國愛宕郡大宮村○別格官幣社　祭神　織田信長、傍に信忠を附祀す　出典　天正年中、豐臣秀吉信長を紫野大德寺に葬り、巨刹を船岡山に建て菩提を弔はんと欲し、經營既に成らんとし、奏請して天正寺の號を賜はりしが、内外多事其事成らずして止む、明治維新に及び、朝廷信長の忠誠偉勳を追賞し、

二年十一月十七日信長の舊出羽天童藩主織田信敏に勅して、特に建織田の社號を神に賜ひ、之を祭らしむ、同三年十月九日其藩邸に鎭座す、勅使少辨五辻安仲を遣はして之を祭り、改て建勳神社と稱す、同八年四月廿四日別格官幣社に列し、華で京都府に命じ祠宇を船岡に營む、蓋し天正の恩に報ずるなり、同十三年六月工事全く成り、同年七月織田信敏邸内鎭座の儀代を選し、同年九月一日勅使參向して鎭祭の典を擧ぐ、翌二日信忠の靈を配祀す、祭日七月一日なり（平安通志、京華要誌）

タテ井ノモン　多天井門　達智門（ダツチモン）を見よ、

タテウタ　立歌　名義　古代より傳はりたる本邦特有の歌曲の一種、樂師等階下に立ちながら奏するを以て名付く、大甞會、及び正月元日、正月七日の兩節會の時之を奏す　出典　歌謠其ものは、古くより存したりと雖も、立歌の名の起りしは、蓋し各種の儀式等定まりたるより後の名なるべければ、遙か後世のことなるべし、貞觀儀式、元日豐樂院宴會儀の條に「縫部安立歌座、治部雅樂者寮、率二工人一、參入奏歌」と見え、また午日豐明節會の條に「治部雅樂率二工人一奏立歌」など見えたり、而して此等の歌には、和琴和笛を用ひたり、下りて延喜前後に至り、立歌歷せられて、唐樂の立樂と變りし事、北山抄、江家次第、並に諸家の記錄等に就きて知るを得べし（歌舞音樂略史）

ダテウヂ　伊達氏（陸奥仙臺）　姓は藤原、河邊左大臣魚名の男中將少輔常取の曾孫從三位中納言山陰より出づ、六世常陸介實宗常陸中村に住し、依て中村と號す、五世朝宗源賴朝に從て奥州を征伐し、大功あり、陸奥國伊達郡を賜はる、依て其地に居住す、故を以て伊達氏と號す、男宗村、伊達郡地頭となる、六世行宗又常陸中村城に移る、其孫大膳大夫政宗、應永九年奥州宮方と稱し、赤館に城郭を構へ、足利氏と戰ふ、後ち終に降る、八世輝宗の男梵天丸、永祿十年出羽國米澤に生る、元服して政宗と名づく、天正十二年十月封を襲き、同十四年左京大夫に任じ、陸奥に威を振ひ、近郷皆伏す、同十八年豐臣秀吉北條氏を征せし時、小田原に出で謁す、慶長五年是より先き岩手澤に居城す、此年宮城郡千代城を再興し仙臺と改む、同年十一月會津征討の役、東北鎭定の功を以て、三十二萬石を陸奥國宇多郡九村外十二郡に加賜、七年二月一萬石を近江國、十一年二月二萬石を常陸國龍崎に加賜、十三年正月家號松平を賜はる、十六年十二月、嫡子虎菊麿に偏諱を賜はり忠宗と改む、爾後子孫偏諱を賜はるを恒式となす、寛永十一年八月近江國五千石加賜、前封併せて六十二萬五千石、寛治三年八月綱宗、三萬石を叔父宗勝に、同三萬石を弟田村宗良に分封す、寛文十一年四月宗勝除封、八年七月綱村水澤の梁田三萬石を弟村和に分封す、十二年十月村和除封、其封は宗家綱村に賜はる、子孫相襲ぎて、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる（晉遂鏡、藩翰譜、德川加除封錄、華族譜）

○政宗——忠宗——綱宗——綱村——吉村——宗村

「重村——齊村——周宗——齊宗——齊義——齊邦」

「慶邦（ヨシ）——宗基」

ダテウヂ　伊達氏（伊豫宇和島）　姓は藤原、仙臺伊達政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同十九年十二月伊豫國に於て十萬石を賜ひ、板嶋城に住す、後ち宇和島と改む、元和八年十二月遠江守に任じ、寛永三年八月從四位下に叙す、明曆三年七月宗利吉田三萬石を弟宗純に分封す、元祿九年七月村年襲田三萬石を封額に加へ又十萬石となる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けられ、後二十四年に至り侯爵に陞叙せらる（武鑑、系圖、德川加除封錄、華族諸家傳、華族譜）

○秀宗——宗利（ヨシ）——宗贇（ヨシ）——村年——村侯（トキ）——村壽（ナガ）

「宗紀（ノリ）——宗城（ナリ）——宗德（エ）——宗陳（ノブ）」

ダテウヂ　伊達氏（伊豫吉田）　伊豫宇和島の伊達秀宗の五男小次郎宗純、明曆元年十二月從五位下に叙し、宮内少輔に任ず、同三年七月、父秀宗の願に依り封地伊豫國宇和嶋に於て三萬石を分地し、吉田に居住す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系圖、武鑑、德川加除封錄、華族譜）

○宗紀——宗保——村豐——村信——村賢——村芳

「宗翰（モト）——宗孝（チ）——宗定」

タテエボシ　立烏帽子　名義　烏帽子の一種、もと此の形は烏帽子の本體なりし故に、單に烏帽子とのみいひたるを、後に種々の折烏帽子出來たるを以て、折ざるものゝ、折烏帽子に紛れぬ爲めに、立烏帽子と稱し區別するに至れり　着用　堂上の人一同着用して、地下の人之を着用せず、但し社人、如木、雜色等は着用すれども、其製同じからず、また諸大夫と雖も、元服の初六歲に至る者は之を用ふ、また庶の種類に因て着用を異にす、攝家には、小袖屆、十六歲までの者は諸屆、院、天皇、親王等は右上（アガリ）、諸家は、左上を着用ぜり○佐比（サビ）に大佐比、柳佐比等の種類あり、殿に

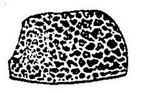
（冠圖會所載）

御紋色の歌（閑院）、来枝歌（西園寺）、綾歌（園）の種類ありと云ふ、而して立烏帽子の位牌は、極の底ゃ入すなれば底の底ゃセんず、大小共に准ずり

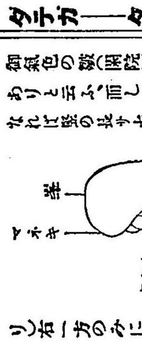

図に試きて知るべし、眉は、左一方のみにあるは左眉（又は左上り）右一方のみにあるは右眉（又は右上り）別図の如く両方にあるを諸眉（又は諸上り）と云ふ、小諸眉とは両方小さきなり、俗には烏帽子の候釜若（三光院内府記、貞丈雑記）

タテガサ　立傘

武家時代、長柄傘をすぼめて袋に入れたるもの、供連の時に之を持たするもの也、袋は天鵞絨又は羅紗等にて作り、色は大体黒を用ふ、紫の組紐を以て中結を為し、紐の両端に房ありて結び垂らせり、北条格によりて各異なれり、（「ナカニがサ」、「トモヅレ」の條参看（徳川盛世録））

タテシトミ　立部

「シトミ」を見よ

タテヌナ　立砂

祝延又は公卿の邸宅へ慶事時代にては武家にて之を模倣したることもあり）庭園の前の左右に砂を盛く丸く築き上げ、形鏡餅の下度にし、高さは縁の高き程にしたるものをいふ、是は庭の衛、魔の襲なども持すると為に設け置くなり、宗五大双紙に「客殿より半間ばかりさきなり、客のかゝらぬほどとなるべし、客門の両柱の頭りなるべし、大さは其家の位によりて、大小あり、的の時の砂塚より大きに候」など見えたり、古くよりありたりと見え、家光卿永三年の記、及び康定記、康正年中十月八日立砂下知の事見えたり（庭訓往来、家内雑考、貞丈雑記）

タテガミ　立髪

馬の首筋に生ずる毛、鬣とも書す、俗に「たてがみ」と訓ず、

タテマツリ　七夕祭

行事の一、毎年七月七日の夕、織女牽牛の二星を祭るをいふ、七日の夕に行ふ祭なるがゆゑに名付く、ォ ナバタ ナメォは「棚機津女（タナバタツメ）の時にして、即ち織女の和訓なり、撰ずるに、昔代に天棚機姫神あり、機織の technique を創めて始めて機布を織出せるが故に、俗が称したるなり、宮殿深閨に七夕と書きて「タナバタ」と訓じたり、正しくはかく記むべきに、棚機津女の故事、世上に流布するに及び、ォ ナバタと訓ずるに至りしなり、また織女祭とも称す、なほ一名を乞巧奠といへるは、荊楚歳事記に七夕織人の事に作れり、正平三年称す、行朝和歌を好み、其歌数の詞集に入れらるもの多し（大日本史）

タドノコホリ　多度郡

聖武天皇紀延暦八年五月に見ゆ、伊勢国の郡なり、和名抄に佐香、（サヽミ）沼田（ヌマタ）等の郷あり、寛永中世界大川洪水氾濫し、為めに出雲、神門、橋縫三郡の境界大に崩壊して出雲郡大半神門と此郡とに属せり、郡名考「タヒヌイ」と訛し、地誌提要又「タヒヌヒ」に従ふ、今之に従ふ、明治十九年出雲神門の二郡と合併し、旋川郡を置く（郡名異同一覧、国郡沿革考、法令全書）

タドノコホリ

（前項の続）

タテヌヒノコホリ　楯縫郡

聖武天皇紀天平十五年七月に見ゆ、始めて建武天皇紀延暦八年五月に見ゆ、和名抄に佐香、楯縫、玖潴（クヽミ）沼田（ヌマタ）等の郷あり、寛永中世界大川洪水氾濫し、為めに出雲、神門、楯縫三郡の境界大に崩壊して出雲郡大半神門と此郡とに属せり、郡名考「タヒヌイ」と訛し、地誌提要「タヒヌヒ」に従ふ、今之に従ふ、明治十九年出雲神門の二郡と合併し、旋川郡を置く（郡名異同一覧、国郡沿革考、法令全書）

タテベヤシキヤウ　館林城

国邑 楽郡館林 国庁 城郭 弘治三年赤井氏但馬守法蓮始めて築き子孫此に居り、上野の上杉氏に属す、慶長殺後越後に属す、永禄四年甘酒攻の時焼きし故を以て上杉謙信之を還し、城を長尾景虎に授く、天正十年小田原の北條氏之を攻め陥り、北條氏規に与ふ、天正十八年豊臣秀吉小田原攻の時、石田三成等攻めて之を取る、徳川家康関東を領するに及び、その地を榊原康政に授く、正保二年松平乗謨封せられ、寛文元年乗久の時佐倉に移り、徳川綱吉二十五万石にて入城、延宝八年封地を減らる、寛永四年松平清武封せられて城を築く、今遺る所のもの是なり、享保十三年、武元の時陸奥棚倉に移り、大正五年時代て入部、延享三年松平武元復此地に封ぜらる、天保七年石見に移り、井上正春代り来り、弘化二年十一月秋元志朝六万三千石に封ぜられ、明治維新に至る（上野誌、名跡志、徳川加除封録、明治政表）

タテマサムネ　伊達政宗

図書 幼字梵天丸、また正宗とも称す、授ずるに政宗自筆の花狀にも焔宗の字 系図 世々陸奥国伊達郡を有す、天正十二年正月父輝宗の遺命を以て家督を継ぎ、同年十一月相馬義胤と戦ひ、翌年二本松城主二本松義継を殺し、同国二本松城を陥れ、直ちに兵を出して会津の蘆名義広を七ヶ森に破り、十七年豊臣秀吉北條氏を討たんとするを聞き、十八年六月自ら小田原陣中に赴きて秀吉に謁す、秀吉之を慰労して会津七郡を作領し、黒川城に移徙す

越事にて作らゆゑ、しる人すくなし」と見えて、室町時代には女房私記に「七夕祭中より御祝参らせらるる」即祝の祭也、手向の歌等つけらるゝ是を御祝盃に殺せて、内侍持出で、蔵人くわたまふ、蔵人うけとりて、七夕へ備へらる、御殿の棟へ上らる也、御祝調楽盛盛に祝右許二、笙篳篥有、祝の歌七枚、御祝七面、御笙七前、いもの葉に露を包み、いの手等にて結びて、祝の皮七面、御笙七前、楽師二つ、度盛にのる、院中へも右の通り、被遣、御祓、共付られて後、其祝の夕に供物、紙絵にて十支字に結也、作物は、秋の穀物なと也、此祝遣らゝ時、女院様へ、御所より、すゝと云御附帯遣らせらるゝなどと見えたり、なほ前朝時代より室町時代に係りて、七遊、七物、七種なと稱し、七の数に諸ちたる各種の遊戯法楽等の事あり、七色の遊、七種の法楽、七色の手向、七様の酒、七調子の管絃並に七の十倍の数を用ひたる七百首の詩、七百首の歌、七十番の連句、七十番の連歌等の如きそれ也、七の数を備へたるがゆゑに、七遊、七物、七種とも稱す、其種類は時によりて相違ありてー定せざれども、御湯殿上日記天正十八年七月七日には、歌、糊、琴、花、貝覆、投扇、香を七色の手向と記し、親長記文明十二年七月七日には、糊、投扇、琴、鄙曲、和漢五十韻、和歌、七座役を七種と記したり、江戸時代には五節句の一ニとして、上下一般に之を祝したり、即ち幕府にては六日に三家をはじめ諸大名等、使者を以て七夕の祝儀として儒臣に上下を着して祝儀を遣ふるゝ上巳のごとし、当日大奥にてもまた祝儀あり、瓜、西瓜、桃、菜手等の類を山の如く盛りたる白木の案を、御座の間の檐端へ据え付け、其四隅へ竹を立て、之に注連を張り、殿舎を備ふ、御祭所は庭中にも右の通り、被遣、御紙、祭物

○意綱——意村——意行——意信——意座——光房
　意綱——意治——意高——意次——意言——吉次
吉通——意房——意行——意次——意知——意明
意次——意信——意定——意正——意知——意寿
　意寿——意手代——意正

タヌマヲキツグ　田沼意次　参照 幼手代

助、叔父として主殿頭と稱す（意次に依つて）

タヌマモトキ　田沼意知　参照 幼峰松

助、叔父として大和守、また相模守と稱し、後ち山城守と改む　意次の子　父の跡を繼ぎ、寛政十四年正月奏彩に列して將軍徳川家斉に初見の禮をなし、同年十二月叙爵す、六年九月父の後により、て遠江守と稱し、天明元年十二月奏爵に進ふ、三年十一月若年寄に陞り、新に假米五千俵を賜ふ、時に父意知老中たりしのみならず、一門并譜代の地を占めたりしが、殊に意知の殺戮は父にも超えたりといへり、然るに將軍佐野新左衛門政言に怨を買ひしにより、四年四月殿中に於て芳せらる、年三十六、或はいふ、田沼氏の家系は佐野の支流なりしを以て、其宗國を政言に借り、遂に之を返却せざりしより怨讐を招きたりと、いまだ其是非を詳にせず（野史、續徳川實紀）

タネガシマ　種子島（多禰、多褹）

大隅國熊毛郡、南北凡十四里、東西二里半の小島なり　天武天皇六年の條に、多禰島人を朝廷の西方の下に置したる事あり、八年十一月には使を阿部引田比羅夫等を同島に遣したる事あり、十年の條、并に持統天皇紀九年の條にも其名見えたれども、此に所謂多禰は種島の總稱ならざるといへり、扨て天武天皇紀十一年の條に「多禰人、掖玖人、阿麻彌人、隼人並に朝貢す」とあるは、明らかに今の種子島たるを知る、大寶令四國に准じて「西は三島（壱岐、對馬、多禰）の一に列し、熊毛、能滿の二郡を置く」天平元年能滿郡を熊毛郡に併せてより、一島一郡となり、大隅國に屬せしめらる、鎌倉時代に及び、種子島氏は始めて南洋十二島に封ぜられ、種子島を治所となし、以て子孫に傳ふ、或はいふ此時代のはじめ、大津口某某氏の地頭となりて鎌倉に住し、代官上妻某をして在島せしめ、其下に副官、能宰、高野の三氏ありてこれを治めたりと、又一說に副官以下の三氏は紐久以前より在島して其地を領したりと、いまだ其是非を詳にせず、信基十三世の孫時堯の時、朝人出島に來り鐵砲を傳ふ（別項タネガシマ參照）孫で天正年間、領主秀吉種子島久時を薩摩國鹿兒に移封し、島井以久に與ふ、種子島氏是に於て竟に島井氏の附屬となる、經えて慶長四年三月將に島領に復し、子孫襲承して明治維新に至る、いはゆる北種子、中種子、南種子の三村に分つ、「クマゲノコホリ」「タネガシマサト」等皆（南島傳說、大日本地名辭書）

タネガシマ　種子島　参照 西欧より種子島に傳來し、且其地に於て始めて製造せられたる小銃の名

天文十二年八月、薩摩の南島たる種子島の西村油に一大船漂着す、何國の人たるを知らず、西村の領酋村時貴之を孰何し、南蠻の賈人たるを知り、命じて赤尾木浦に入らしむ、賈人の長二人あり（外語を按ずるに、此時來朝せる葡萄牙人三名、詳ならざれども、一人を牟良叔舍（ムラシュクシャ）といひ、一人を牟良叔舍太（ムラシュクシャタ）といふ、手に一物を携ふ、即ち鳥銃なり、邦人其發射の狀を見て、其始めなるを言ふに及ばず、其中の巧なるに驚かざるはなし、島主種子島時堯、亟に使を遣して其大要を聞り、二千兩を以て二挺を購ひて家寶となし、且家臣篠川小四郎秀重に命じ、製藥の法を學ばしむ、ヒントの紹行に、其時の狀を記して曰く、「斯くて島主はチエトラ（葡萄牙人）に向ひ、銃砲を作ることを乞ひ、且其藥の製法を教へんことを請ひしに、チエトラ快諾して、藥の製法を教へ、島主は自らこれを製造するに至れり、島人の如く、或は銃の機烈を作り、或は銃を鍛練するに皆能く其法を得たり、又鐵を鍛して火矢を作り、其他諸般の利器を製するに至れり、其年九月二十四日發す、年七十（前川實記、徳川太平記）

タネガシマ　種子島　参照 西欧より種子島に傳來し、且其地に於て始めて製造せられたる小銃の名

天文十二年八月、薩摩の南島たる種子島の西村油に一大船漂着す、何國の人たるを知らず、西村の領酋村時貴之を孰何し、南蠻の賈人たるを知り、命じて赤尾木浦に入らしむ、賈人の長二人あり（外語を按ずるに、此時來朝せる葡萄牙人三名、詳ならざれども、一人を牟良叔舍（ムラシュクシャ）といひ、一人を牟良叔舍太（ムラシュクシャタ）といふ、手に一物を携ふ、即ち鳥銃なり、邦人其發射の狀を見て、其始めなるを言ふに及ばず、其中の巧なるに驚かざるはなし、島主種子島時堯、亟に使を遣して其大要を聞り、二千兩を以て二挺を購ひて家寶となし、且家臣篠川小四郎秀重に命じ、製藥の法を學ばしむ、ヒントの紹行に、其時の狀を記して曰く、「斯くて島主はチエトラ（葡萄牙人）に向ひ、銃砲を作ることを乞ひ、且其藥の製法を教へんことを請ひしに、チエトラ快諾して、藥の製法を教へ、島主は自らこれを製造するに至れり、島人の如く、或は銃の機烈を作り、或は銃を鍛練するに皆能く其法を得たり、又鐵を鍛して火矢を作り、其他諸般の利器を製するに至れり、其年九月二十四日發す、年七十（前川實記、徳川太平記）

第一圖　第二圖　第三圖

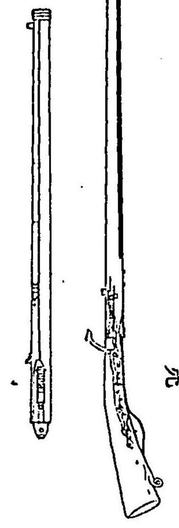

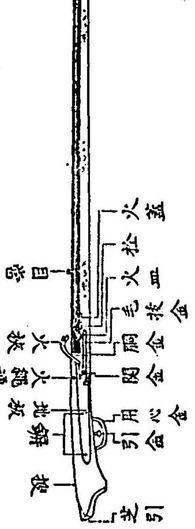

第一圖は、種島發功所鑄の圖にて、時堯始めて葡萄牙人より獲し銃身、長二尺三寸九分、第二圖は、同上所鑄六挺金兵衛始めて鑄造せし小銃、銃身二尺三寸六分半、長さ三尺三寸四分、第三圖は、銃の名所を示す、

なるに依るかり、元來種川なる日本人の氣性として、製作の法も速に成功し、年年の後我等出船の折まで、早くも六百挺餘の製作ありたりとあるにて、時堯が如何に熱心なりしかを知るべし、然れども、ヒントの文中六百挺を製造するに至れりとあるは、誇說に過ぎたり、蓋し此時には銃身を作り得しも、其底を塞ぐ事を知らざりし頃なればなり、（猶洋しんは下に說くべし）かくて外人等は留まる事約と五ヶ月にして去りしが、時堯等主從は、終えず此谷世の參學に、時に紀伊根來寺の僧杉之坊某といふ者あり、之を降伏し、來りて修授を乞ふ、時堯其志を嘉し、銃一挺を分與し、且製藥の法と放火の法とを教ふ、此に於て銃器始めて內地に傳ふ、或はいふ此時代のはじめ、大津口某某氏の地頭となりて鎌倉に住し、代官上妻某をして在島せしめ、其下に副官、能宰、高野の三氏ありてこれを治めたりと、又一說に副官以下の三氏は紐久以前より在島して其地を領したりと、いまだ其是非を詳にせず、信基十三世の孫時堯の時、朝人出島に來り鐵砲を傳ふ（別項タネガシマ參照）孫で天正年間、領主秀吉種子島久時を薩摩國鹿兒に移封し、島井以久に與ふ、種子島氏是に於て竟に島井氏の附屬となる、經えて慶長四年三月將に島領に復し、子孫襲承して明治維新に至る、いはゆる北種子、中種子、南種子の三村に分つ、「クマゲノコホリ」「タネガシマサト」等皆（南島傳說、大日本地名辭書）

タバコ 煙草 名医 葡萄牙語の Tabaco より

タバコノハヒ 田物祝(農祝) 会武年中行事の一、八月朔日に行ふ祝賀にして、また「ノミとも「ノメとも訓じたり、「ハツサク」参照。

タバコブギャウ 農業行 農業行、タノモッサクブギャウを見よ。

タバコボン 盆 煙草を入れる器。

タバコミセ 店 煙草を売る店。

タバコヤ 煙草屋 煙草を売る人。

タバコヤマ 煙草山 煙草の栽培してある山。

タバコヤマ 地名 ①甲斐国山梨郡の山。②武蔵国多摩郡の

の、古の俵の事にて、藁筒てふものそ其遺製なるべし、字書に、裹は苞也と注す、即ち俵と同じ、背俵てふものは、二升以上五升盛のものにて今の袋の如し、然るに一統に、俵の大きくなりしは、上に納める料に製しけるにや、類聚国史延暦十七年正月、勅令取納穀、斗斛有限、又穀一俵二升已上云々、雑式曰、公私運米五斗為俵、仍用三俵一為駄、是五斗俵の始めにて、蓋穀米なり、凡て駄荷馬の荷の重の積を四十貫と云ふも、五斗俵二俵を負する積りなりと云へり(公表の定め一俵三斗五升入り、重さ十六貫目なり、三斗五升は御料所平均三つ五分にあたるゆへなりと云ふ)」といへり、

タハラトウダ 俵藤太 藤原秀郷(フヂハラノヒデサト)を見よ、

タハラノシチタウ 田原七黨 三河田原の七黨即ち杤木、荒川、宮川、天野、松野、竹本、戸田の七家を云ふ、

タハラノテンワウ 田原天皇 施基皇子(シキノワウジ)を見よ、

タハラノヒガシノミサザキ 田原東陵 光仁天皇の御陵、また後田原陵ともいふ、大和國添上郡田原村大字日笠に在り○形狀圓にして、兆域東西八町、南北九町(諸陵志、陵墓一覽)守戸五烟あり(續紫志、陵墓一覽)

ダビ 茶毘 火葬をいふ、梵語、火化と譯す、又闍維、耶維(ヤビ)、闍毗(シャビ)と音ひ、正しくは闍多と云ふ、焚燒と譯す、火葬場を茶毘所と云ふ、請宗にては無常堂、禪宗にては延壽堂と云ふ、茶毘所は京都にては初め鳥邊野、後ち雲仁寺の後林に移し、夫で鳥邊野に復し、亦花頂山に移せりと云ふ、江戸にては千住骨ヶ原、鈴ヶ森、刑場の近傍及び隅田川の東行徳街道に當れる中川邊に設けたりと云ふ、この火葬盛に在りて死體の火葬を常る者を茶毘師と云ふ、後世は聖坊と云へり(ヲグサカ「サウシキ」參看(傍用、領聚名物考、江戸砂子)

タビノミヤ 旅宮 御旅所(タビショ)を見よ、

タヒラウヂ

タヒラノキヨモリ 平氏 「ヘイシ」を見よ、

タヒラノキヨモリ 平清盛 姿勢 剃髪して靜海(或は淨海に作る)といふ、世に平相國と稱す(平家物語には祇園女御となし、源平盛衰記には兵衛佐局となし、胡宮神社文書には紙園女御の妹となし、共に清盛を以て、白河法皇の落胤と爲す、蓋し清盛の母は院中にあるは疑ふべきものに似たり 姿勢 大治四年從五位下に叙し、久安二年正四位下に累進して、安藝守に任ぜらる、保元元年崇徳上皇、藤原賴長、源爲義等と兵を擧げて皇位を爭ふや、清盛は後白河天皇の招に應じ、源義朝と共に、白河殿を攻め、大に上皇の軍を破る、功を以て播磨守に任じ、尋で太宰大貳に叙す、平治元年、是より先義朝清盛と隙あり、遂に藤原信賴と謀り、清盛の不在に乘じ、兵を發して後白河上皇を幽し、且つ二條天皇を擁して爲す所あらんとす、清盛變を聞きて馳せ歸り、天皇を六波羅の第に迎へ、更に諸子諸將を遣はし、信賴を誅し、義朝を走らす、既にして義朝尾張に遁き長田忠致の殺す所となる、清盛大に怒り、即日參議して閑白基房を褫め、基通を內大臣閑白と爲し、法皇に親近する三十九人の官職を奪ひ、また法皇を鳥羽殿に幽す、四年清盛天皇に迫りて位を皇太子に讓らしむ、即ち安德天皇にして、平德子の生む所なり、四月源賴政、平氏を滅ぼさん事を謀りしかど、謀露はれて敗死す、是より先清盛は、叡山奈良の僧徒が、屢々京都を犯すを嫉み、都を福原に移して之を避けんとするに意ありしが、此年六月遂に徙る、人情騒擾し物議紛紜たり、此に至りて法皇を三間板屋に幽す、人呼んで牢御所といふ、是月清盛及び要時子三宮に准じ年官年爵を賜ひ、私第に宿直するもの、服飾院宮旨の儀の如し、九月源賴朝、兵を伊豆に起す、即ち孫維盛、弟忠度、子知度等を追討使として之を征せしむ、尋で源義仲また兵を信濃に擧げて賴朝に應ず、十一月天下新京を憚ばざるもの多きを以て、俄に公卿を率ゐて舊京に移る、此時に當りて天下諸道平氏に叛きて源氏に應するもの相繼ぎ、武士卒多く逃亡す、清盛意頗る沮喪し、法皇に請うてまた政を院中に聽かしめ、且つ美濃尾張の二國を獻じ、更に天下の事を以て專ら子宗盛に委ぬ、養和元年清盛、關東の兵將に南海を經て京に入らんとするを聞き、諸將を遣はして淸海の所々を守らしめたり、然るに平維盛同知盛等兵を東北に出せりと雖も、或は逗撓し或は病んで還る、清盛益悲す、時に宗盛院宮を奉じ、將に東國に赴かんとして未だ發せざるに際し、會々清盛熱病を患ひ、宛轉煩燥する事七日にして薨ず、歳六十四、愛宕に茶毘して骨を經島に藏む、清盛身を武門に興して位人臣を極め、凡そ一門公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國受領衛府諸司六十餘人、所領郡國天下の半に過ぎ、富皇室を凌ぎ、被服冠帽皆華麗を極む、一時之を倚びて、六波羅様といふ、大納言平時忠常に人に語る毎に、平族にあらざれば、人にあらずといへり、其隆盛なり し事思ふべきなり(大日本史)

タヒラノコレモリ 平維盛 姿勢 世に櫻梅少將といふ 系圖 重盛の嫡子 系圖 仁安中美濃權守となり、尋で右少將に任じ、承安二年中宮儀子を

(中略)

より先清盛は、叡山奈良の僧徒が、屢々京都を犯すを嫉み、都を福原に移して之を避けんとするに意ありしが、此年六月遂に徙る、人情騒擾し物議紛紜たり、此に至りて法皇を三間板屋に幽す、人呼んで牢御所といふ、是月清盛及び要時子三宮に准し年官年爵を賜ひ、私第に宿直するもの、服飾院宮旨の儀の如し、九月源賴朝、兵を伊豆に起す、即ち孫維盛、弟忠度、子知度等を追討使として之を征せしむ、尋で源義仲また兵を信濃に擧げて賴朝に應ず、十一月天下新京を憚ばざるもの多きを以て、俄に公卿を率ゐて舊京に移る、此時に當りて天下諸道平氏に叛きて源氏に應するもの相繼ぎ、武士卒多く逃亡す、清盛意頗る沮喪し、法皇に請うてまた政を院中に聽かしめ、且つ美濃尾張の二國を獻じ、更に天下の事を以て專ら子宗盛に委ぬ、養和元年清盛、關東の兵將に南海を經て京に入らんとするを聞き、諸將を遣はして淸海の所々を守らしめたり、然るに平維盛同知盛等兵を東北に出せりと雖も、或は逗撓し或は病んで還る、清盛益悲す、時に宗盛院宮を奉じ、將に東國に赴かんとして未だ發せざるに際し、會々清盛熱病を患ひ、宛轉煩燥する事七日にして薨ず、歳六十四、愛宕に茶毘して骨を經島に藏む、清盛身を武門に興して位人臣を極め、凡そ一門公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國受領衛府諸司六十餘人、所領郡國天下の半に過ぎ、富皇室を凌ぎ、被服冠帽皆華麗を極む、一時之を倚びて、六波羅様といふ、大納言平時忠常に人に語る毎に、平族にあらざれば、人にあらずといへり、其隆盛なり し事思ふべきなり(大日本史)

タヒラノコレモリ 平維盛 姿勢 世に櫻梅少將といふ 系圖 重盛の嫡子 系圖 仁安中美濃權守となり、尋で右少將に任じ、承安二年中宮儀子を

(清盛花押)

築紫從四位下に叙す、維盛委儀美なり、安元中後白河法皇五十御賀に際し青海波を舞ふ、視者艶賞す、呼んで櫻梅少將といふ、既にして源賴朝の兵を東國に發ぐるや、追討使となり、進んで富士川に陣す、賴朝の部將武田信義、夜陣後より其營を襲ふ、平氏の軍、水鳥の驚噪を聞きて敵兵大に至るとなし、軍中騒擾、先を爭うて走る、維盛等遑つて勢多に至り狀を陳す、清盛大に怒り、京に入るを許さず、維盛懼れて敢せず、後陰かに入京して藤原忠綱の家に居る、明年叔父重衡と、源行家を尾張洲股に擊つて之を破る、尋で右中將に轉じ、誅人頭に補し從三位に叙す、壽永二年平宗盛等安德天皇を奉じて屋島に至り、頼りに山陽南海の地を徇ふ、閏十月源義仲の部將高梨忠信、足利義清、海野幸廣、仁科盛家等を遣はして來り擊つ、重衡即ち族通盛、教盛等と舟師二百艘を率ゐて之を備中水島に拒ぎ、高信、義清、幸廣を斬り、十一月行家を播磨室山に敗る、三年二月源範賴同義經一の谷城を陷るや、重衡生田森を守りて敗走し、須磨浦に至り、莊長家の捕ふる所となる、義經之を京都に送り、土肥實平の家に拘す、後白河法皇重衡に命じ、三種神器を上るべきこ

貞盛潛匿して出でず、將門軍を駐むる事數日に及び、貞盛の所在不明なるを以て、其衆を散じ、千餘人を率ゐて下野に出づ、貞盛之を聞き、下野押領使藤原秀鄕と共に、四千餘人を發して急に之を擊つ、將門敗走し下總幸島を保ちしが、貞盛等勝に乘じて北ぐるを逐ひ、火を縱ちて營を燒き、遂に自ら射て將門を殺す、功を以て從五位下に叙し右馬助に任じ、鎭守府將軍となる(テンゲウノラン」參看)天慶天延の間、丹波守陸奥守を歷、從四位下に叙す、後年詳かならず(大日本史)

タヒラノシゲコ 平滋子 建春門院(ケンシュンモンキン)を見よ、

タヒラノシゲヒラ 平重衡 系圖 清盛の子、知盛の弟 系圖 承安二年從五位下に叙し、尋で尾張守に任じ、左馬頭に叙す、嘉應承安の間、累遷して正四位下に叙し、治承三年左中將に遷り、幾干もなくして之を辭す、四年藏人頭となる、是歳五月源賴政、以仁王を奉じて兵を擧ぐるや、兄知盛等と討つて之を破り、十二月更に奈良に赴き、東大興福の二寺が賴政に通じたるを責めて之を燒く、養和元年三月平維盛等と源行家を尾張洲股に破る、尋で左中將に任じ從三位に叙す、壽永二年平宗盛等安德天皇を奉じて屋島に至り、頼りに山陽南海の地を徇ふ、閏十月源義仲の部將高梨忠信、足利義清、海野幸廣、仁科盛家等を遣はして來り擊つ、重衡即ち族通盛、教盛等と舟師二百艘を率ゐて之を備中水島に拒ぎ、高信、義清、幸廣を斬り、十一月行家を播磨室山に敗る、三年二月源範賴同義經一の谷城を陷るや、重衡生田森を守りて敗走し、須磨浦に至り、莊長家の捕ふる所となる、義經之を京都に送り、土肥實平の家に拘す、後白河法皇重衡に命じ、三種神器を上るべきこ

とを宗盛に諮さしむ、重衡其不可を知ると雖も拒む能はず、書を屋島に送りて旨を傳ふ、宗盛果して從はず、既にして檀ノ浦の戰に平氏滅亡するや、頼朝之を鎌倉に迎へて好遇す、一日頼朝、侍女千手及び工藤祐經等を遣はし、酒肴を館りて慰藉する所あり、祐經、琵琶を撃ちて今様を歌ひ、千手琵琶を彈じ、重衡また興に乘じて笛を吹く、まづ五常樂を奏し、自ら謂つて曰く、これ後生樂なり、次に皇急樂を奏して曰く、是れ往生樂なりと、夜闌にして宴罷むの後、千手を留めて酒を勸め、一曲を朗詠して曰く、燭暗數行落氏淚、夜深四面楚歌聲」と、明年六月頼朝重衡を奈良に送り、東大興福二寺の請によりて、之を木津川に斬る時に年廿九、僧徒其首を得て之を奈良坂に梟す、蓋し昔怨に報するなり(大日本史)

タヒラノシゲモリ　平重盛

名將　雍髮して號空と號す、世に小松内大臣また燈籠大臣といふ

清盛の長子、久安六年六位藏人と爲り從五位下に叙し、久壽二年中務少輔となる、保元元年崇徳上皇兵を白河殿に集むるや、重盛父に從ひて軍功あり、二年正五位下に叙し、左衛門佐に任じ遠江守を兼ぬ、平治元年、源義朝、藤原信頼と兵を擧げて内裏に據る、重盛父と共に變を聞きて馳せ歸り、自ら待賢門を攻む、信頼大に懼れて退きしを以て、更に進んで大庭御樹の下に至り、義朝の嫡子義平と戰ひて、利あらず、既にして義朝六波羅を襲ふ、重盛撃つて之を退く、是冬功を以て伊豫守を兼ね、明年從三位に叙し、長寛三年正三位に進み、永萬元年參議となる、是秋二條天皇崩じ、諸寺の僧侶會葬す、延暦興福二寺次を爭うて兵を擁ふ、時に詔旨あり、從白河上皇院に僧徒に命じて平氏を討たんとすと、清盛大に驚き兵を聚めて自ら守る、重盛堅く執つて妄と爲し、清盛を諫む、清盛曉る所あり、遂に兵を解く、仁安元年權中納言に任じ、春宮大夫を兼ね、二年從二位に叙し權大納言に遷る、三年病を以て官を辭す、承安元年權大納言に復し、四年右大將を兼ね、治承元年左大將に轉じ、尋で内大臣に轉ず、既にして藤原成親等謀を結びて平氏を滅さんとし、事洩れて罪せらるゝや、清盛後白河法皇を別宮に幽せんとす、重盛極諫し其事遂に罷む、然れども清盛の叛臣日に甚し、重盛居常憂憤して幾千もなくして左大將を解き、三年内大臣を辭す、尋で病あり、高倉天皇爲めに藥を賜ひ、法皇また親臨して病を問ふ、八月薨ず、年四十二、重盛資性忠誠にして武勇人に軼え、物に接するに和を以てし、威儀嚴重、世々東國に居り、族衆強盛なるがゆゑに、勢を恃みて暴橫なり、二總の間に盤踞し貢賦を輸せず、衙役を供せず、長元年遂に兵を發して之を討たしむるも、安房を逸し國守を殺す、朝廷平直方に命じて之を以て伊豫守を兼ね、明年從三位に叙し、長寛三年正三位に進み、永萬元年參議となる、是秋二條天皇崩じ、諸寺の僧侶會葬す、延暦興福二寺次を爭うて兵を擁ふ、時に詔旨あり、從白河上皇院に僧徒に命じて平氏を討たんとすと、清盛大に驚き兵を聚めて自ら守る、重盛堅く執つて妄と爲し、清盛を諫む、清盛曉る所あり、遂に兵を解く、仁安元年權中納言に任じ、春宮大夫を兼ね、二年從二位に叙し權大納言に遷る、三年病を以て官を辭す、承安元年權大納言に復し、四年右大將を兼ね、治承元年左大將に轉じ、尋で内大臣に轉ず、既にして藤原成親等謀を結びて平氏を滅さんとし、事洩れて罪せらるゝや、清盛後白河法皇を別宮に幽せんとす、重盛極諫し、重盛居常憂憤して幾千もなくして左大將を解き、三年内大臣を辭す、尋で病あり、高倉天皇爲めに藥を賜ひ、法皇また親臨して病を問ふ、八月薨ず、年四十二、重盛資性忠誠にして武勇人に軼え、物に接するに和を以てし、威儀嚴重、世々東國に居り、族衆強盛なるがゆゑに、勢を恃みて暴橫なり、二總の間に盤踞し貢賦を輸せず、衙役を供せず、長元年遂に兵を發して之を討たしむるも、安房を逸し國守を殺す、朝廷平直方に命じて之を討たしむるも、安房守藤原光業は、忠常の威に懼れ、從ふこと溫厚なり、故を以て京都に逃れ、直方また久しく功績なし、是に於て更に甲斐守源賴信に勅して追討せしむ、四年賴信軍を進めて常陸に入る、忠常總間に流る、大水を挾して要害を固め、且船を收めて濟る者ざらしめしも、賴信は淺瀨あるを探知し、直に徒渉せるを以て、忠常倉皇として策の出づる所を知らず、雜梨して軍門に降る、賴信忠常を俱して上京の途美濃野上に至りて忠常病死す、因て首を斬りて京都に送る(大日本史)按ずるに、田中文書中に賴信の告文ありて、忠常征討の事に及び「不驅土民、不燔三所部、不擊破、不振旗、不張弩、不逸矢、不認不攻、居得之盜賊」とあり、續年殘篇にも「下向甲斐國、軆經廻間、忠常謂降進來向云々」とあり、扶桑略記、小右記にも戰場に赴かんとするの際忠常來降せる記事を載せたるを以て、賴信が大河を徒渉して進擊したるは誤傳なりとの一說あり、告文は史學雜誌十篇七號に、之に關する大森金五郎氏の考證は、歷史地理第一卷一號及び二號にあり、必ず參照すべし、

タヒラノタダノリ　平忠度

忠盛の子、清盛の弟、正四位下薩摩守たり、養和元年正月侍從に任じ、尋で丹波守を兼ぬ、寿永二年源義仲延暦寺に抵り、足利義清丹波に抵り、將に京都を犯さんとするや、忠度兵を率ゐて義清を拒ぐ、既にして平宗盛諸將を召還し、安徳天皇を奉じて西海に走る、忠度亦之に從ふ、三年源義經の一谷を襲へる時、忠度四門を守りて士卒實不を指さだりしが、軍敗るゝに及び、左右三人と共に水濱に走る、岡部忠澄追及して之に遇り、交々搏つて馬より墜つ、忠度刀を抽きて刺したれども能かに其氣下を傷けしに過ぎず、曾々忠澄の從卒來り救ひ後ろより忠度を擊つて右臂を斬る、忠度自ら免るべからざるを圖り、忠澄に謂つて曰く、汝且つ緩うせよ、我將に佛名を唱へて死なんとすと、乃ち忠澄を引いて之を投ずる事丈餘、是に於て帶を解き甲を脫し、西に向ひて端座す、忠澄遂に之を斬る、時に年四十一、忠澄其鎧を陪でるに、自書の歌集一卷あり、はじめて忠度たるを知るといふ、忠度熊野に生長し、膂力衆に超え、驍名一時に振ふ、筑紫に在りて和歌を藤原俊成に學び堪能の譽あり、はじめ鎭西に赴くに際し、淀より還り、俊成を五條の邸に尋ねて別を告げ、托するに詠草を以てし、世昇平に屬するの後、もし勅撰集の擧あらば、採錄の榮に與からんことを請ふ、俊成許諾す、忠度喜びて去る、既にして俊成の千載集を撰するに及び、故郷花の一首を取りて之を載せたれども、朝議を憚りて姓名を書せず、人これを惜む(大日本史)

タヒラノタダモリ　平忠盛

參將軍　正盛の子、白河堀河鳥羽の三朝に仕へ、正四位上に叙し、播磨伊勢備前等の守に任じ、檢非違使左衛門大尉となる、大治中山陽南海の二道海賊起るに及び、忠盛勅を奉じて之を捕ふ、長承元年鳥羽上皇得長壽院を創むるや、命を受けて土木の事を掌り、功を以て但馬守となり、幾干もなくして刑部卿に進み内昇殿を許され、上皇の祖遇日に隆し、はじめ白河法皇嘗に勇士を選み、以て護衛に宛つ、忠盛亦之に與る、嘗て忠盛に謂つて曰く、昔小一條院源頼義を親近し、未だ嘗て側を去らず、今汝また朕の身を離るゝ勿れと、法皇能姫あり、祇園女御といふ、後ち忠盛に賜ふ、仁平三年卒す、年五十八(大日本史)

タヒラノトキタダ　平時忠

參將　久安中非藏人左衛門尉となり、後白河天皇の御代、刑部兵部等の大輔を經、永暦元年右少辨を兼ね、幾干もなくして解官す、應保二年國家を咒詛するに坐して出雲に流され、永萬二年赦されて京に歸り、明年官位を復す、仁安中參議從三位となり、尋で權中納言に陞る、嘉應元年藤原成親の罪狀を奏するの事不實なるに坐して又出雲に流されしが、明年延暦寺の訴によりて歸京するを得、また官位に復し尋で從二位に叙す、治承三年正二位に進み、壽永二年權大納言となる、此秋平宗盛等源義仲の攻むる所となりて京都に留まること能はず、族を擧げて西海に走るや、時忠また之に從ふ、既にして京都に還れり、幾干もなくして參議に任じ、壽永元年權中納言を拜す、二年源義仲大兵を擁して近江に至る、知盛之を粟津に防ぎて破れ、兵を引いて京都に入り、各地の軍亦敗る、宗盛大に懼れ、安徳天皇を奉じて西海に走り、尋で屋島に據る、知盛之に從ふ、既にして源頼朝の義仲と隙を構ふるに及び、義仲書を宗盛に送りて和を請ふ、宗盛之を許さんとす、知盛其不可を極諫し、議遂に罷む、三年源義經一ノ谷城を陷るや、知盛城の東門を守りて敗走す、追兵幾と及ぶ、子知章力戰して死し、其間に乘じて僅に免かるゝことを得たり、四年二月屋島亦陷る、是に於て皇族海に泛びて長門檀ノ浦に漂ふ、既にして義經來り犯し大に海上に戰ふに際し、知盛獨り船首に立ちて將士を奮勵せしと雖も遂に利あらず、天皇海に崩じ、宗盛虜となる、知盛聞きて深く之を疑ず、年六十、時忠、高倉安徳の二朝に在りて叡擢階緣し、荐りに清要に昇る、且清盛の妻の兄たるを以て、勢焰一時を傾け、叙位除目多く其意に出づ、世の人期するに大臣を以てしたり、呼んで平關白といふ(大日本史)

タヒラノトクコ　平德子

建禮門院(ケンレイモンキン)を見よ、

タヒラノトモモリ　平知盛

參將　清盛の

子宗盛の弟、幼名不治元年從五位に叙し、累進して左中將に任ず、治承中從三位に叙し、左兵衛督に任じ、院旅別當となる、源頼政以仁王を奉じて兵を舉ぐるや、弟重衡と共に宇治に擊つて之を破る、養和元年二月兵を移して源行家を美濃板倉に襲ひ火を放つて營を燒く、行家敗走す、時に平氏の軍屢々戰つて罷倦ぜるのみならず、知盛亦疾に罹れるを以て遂に京都に還れり、幾干もなくして參議に任じ、壽永元年權中納言を拜す、二年源義仲大兵を擁して近江に至る、知盛之を粟津に防ぎて破れ、兵を引いて京都に入り、各地の軍亦敗る、宗盛大に懼れ、安徳天皇を奉じて西海に走り、尋で屋島に據る、知盛之に從ふ、既にして源頼朝の義仲と隙を構ふるに及び、義仲書を宗盛に送りて和を請ふ、宗盛之を許さんとす、知盛其不可を極諫し、議遂に罷む、三年源義經一ノ谷城を陷るや、知盛城の東門を守りて敗走す、追兵幾と及ぶ、子知章力戰して死し、其間に乘じて僅に免かるゝことを得たり、四年二月屋島亦陷る、是に於て皇族海に泛びて長門檀ノ浦に漂ふ、既にして義經來り犯し大に海上に戰ふに際し、知盛獨り船首に立ちて將士を奮勵せしと雖も遂に利あらず、天皇海に崩じ、宗盛虜となる、知盛聞きて深く之を疑ず、年六十、時忠、高倉安徳の二朝に在りて叡擢階緣し、荐りに清要に昇る、且清盛の妻の兄たるを以て、勢焰一時を傾け、叙位除目多く其意に出づ、世の人期するに大臣を以てしたり、呼んで平關白といふ(大日本史)

タヒラノトクコ　平德子

建禮門院(ケンレイモンキン)を見よ、

タヒラノトモモリ　平知盛

參將　清盛の第三子、幼名不治元年從五位に叙し、累進して左中將に任ず、治承中從三位に叙し、左兵衛督に任じ、院旅別當となる、源頼政以仁王を奉じて兵を舉ぐるや、弟重衡と共に宇治に擊つて之を破る、養和元年二月兵を移して源行家を美濃板倉に襲ひ火を放つて營を燒く、行家敗走す、時に平氏の軍屢々戰つて罷倦ぜるのみならず、知盛亦疾に罹れるを以て遂に京都に還れり、幾干もなくして參議に任じ、壽永元年權中納言を拜す、二年源義仲大兵を擁して近江に至る、知盛之を粟津に防ぎて破れ、兵を引いて京都に入り、各地の軍亦敗る、宗盛大に懼れ、安徳天皇を奉じて西海に走り、尋で屋島に據る、知盛之に從ふ、既にして源頼朝の義仲と隙を構ふるに及び、義仲書を宗盛に送りて和を請ふ、宗盛之を許さんとす、知盛其不可を極諫し、議遂に罷む、三年源義經一ノ谷城を陷るや、知盛城の東門を守りて敗走す、追兵幾と及ぶ、子知章力戰して死し、其間に乘じて僅に免かるゝことを得たり、四年二月屋島亦陷る、是に於て皇族海に泛びて長門檀ノ浦に漂ふ、既にして義經來り犯し大に海上に戰ふに際し、知盛獨り船首に立ちて將士を奮勵せしと雖も遂に利あらず、天皇海に崩じ、宗盛虜となる、知盛聞きて深く之を疑ず、年六十、時忠、高倉安徳の二朝に在りて叡擢階緣し、荐りに清要に昇る、且清盛の妻の兄たるを以て、勢焰一時を傾け、叙位除目多く其意に出づ、世の人期するに大臣を以てしたり、呼んで平關白といふ(大日本史)

タヒラノトモモリ　平知盛

參將　清盛の

タヒラノノリツネ　平敎經

名將　幼名國盛、後ち敎經と改む、參將　敎盛の子、清盛の姪、通盛の弟、正五位下に叙し能登守に任ず、壽永二年平氏山陽南海を復するに及び、源義仲其將足利義清、海野幸廣等を遣はして來り攻め、軍備中小島に次ぎ、將に屋島を犯さんとす、敎經、兄通盛、平重盛等と共に舟師を率ゐて水島に赴き、大に之を破り、敵將高梨高信等十三人を斬る、明年父に從うて備中下道に

タヒラノムネモリ 平宗盛 国歴 世に屋

タヒラノヤコ 平安宮 皇后 クヮウキ

ョウを見よ。

タヒラノリモリ 平教盛 国歴 邸を六

波羅総門の側に在るを以て、世に門脇殿といふ。

全く拾つてかうさうに似たり、暫く記して疑を存す。

タヒラノリヤス 平教経 国歴 武勇

宿に難しと雖も、平家盛衰記、雑事記の記する所が

宿に難しと雖も、平家盛衰記、雑事記の記する所が

全く拾つてかうさうに似たり、暫く記して疑を存す。

タヒラノリモリ 平教盛 国歴 邸を六

波羅総門の側に在るを以て、世に門脇殿といふ。

タヒラノサカド 平将門 国歴 利馬

小次郎と称す。国歴 将門其将の三子の一。勇

悍人に過ぎ、尤騎射に工なり、少にして雄武屈強

の名あり。将門の伯父平国香、時に常陸大掾として

将門と確執を構へ兵を

たり、将門之を破り、進んで常陸に入り、其隣境の三人を殺し

之を破り、進んで常陸に入り、其隣境の三人を殺し

て国香、良兼、良正等、女婿により将門と確執を構へ兵を

挙るや、将門に迎へ撃つて大に

将門に投じ、将門許諾し、即ち天慶二

年十一月雄飛を攻めてこれを殺せり、時に武蔵権守興

世王、将門に就いて曰く、「一国を奪つと雖も非常か

ず、同じくは坂東を虚領して、時機を何ぶに若かず

と、将門以て然りとし、進みて下野に到り、其守介

を逐ふ。遥々一人あり、入朝大納言の使と称して唱へ

て曰く、「勅位を授子将門に授くと。」平大に驚き

に於て将門自ら新皇と称し、爵位を下総猿島郡石井

に興し、文武百官を置く。朝廷即ち藤原忠文を征東大

将軍に、藤原忠舒を副将軍と為し、未だ発せざるに常り、貞

盛、下野押領使藤原秀郷と共に来り破ふ。将門敗績

し、遂に流矢に当りて殪る。天慶の乱(テンケイノラン)(本朝世紀、将門記、史略)

タヒラノムネモリ 平宗盛 国歴 世に屋

に在りしが、遂に頁して其三子を助けしを以て、また

将門に殺さる。而して国香の孫其孫も遂の女を娶り

しが、故に「国香の子貞盛と共に兵を起して将門を撃

ちしも利あらず、遂之を京都に訴へ将門に相攻伐

す、将門聞いて京都に入り、百姓を従擾ならしめて将門を召し、朝

廷に於て決せざるを得たり。永仁元年、将門を撃ち常総の国に帰ふ。将門軍中神異あるを以

て兵を収めて還る。其雄兵を擁つて禁掖し、豊田都

堅固院、常羽御厨等を火鎌に掠らる。其雄将門を得ざるを

怨み、十二月を以て兵を発して之を襲ふ。将門敵し

大に其衆を破る。其雄走より力尽きて赤城山に

入る。時に藤原秀郷といふものあり、将門と

常陸に居りしが、富物を争ひて交を絶ち、却て国司藤原維幾之を迫せんとす。前

年以て将門に投じ、将門許諾し、即ち天慶二

年十一月雄飛を攻めてこれを殺せり、時に武蔵権守興

世王、将門に就いて曰く、「一国を奪つと雖も非常か

ず、同じくは坂東を虚領して、時機を何ぶに若かず

と、将門以て然りとし、進みて下野に到り、其守介

を逐ふ。遥々一人あり、入朝大納言の使と称して唱へ

て曰く、「勅位を授子将門に授くと。」平大に驚き

に於て将門自ら新皇と称し、爵位を下総猿島郡石井

に興し、文武百官を置く。朝廷即ち藤原忠文を征東大

将軍に、藤原忠舒を副将軍と為し、未だ発せざるに常り、貞

盛、下野押領使藤原秀郷と共に来り破ふ。将門敗績

し、遂に流矢に当りて殪る。天慶の乱(テンケイノラン)(本朝世紀、将門記、史略)

タヒラノムネモリ 平宗盛 国歴 世に屋

タヒラノリモリ 平教盛 国歴 邸を六

波羅総門の側に在るを以て、世に門脇殿といふ。

タヒラノリヤス 平教経 国歴 武勇

宿に難しと雖も、平家盛衰記、雑事記の記する所が全く拾つてかうさうに似たり、暫く記して疑を存す。

タヒラノリヤス 平教経 国歴 武勇

宿に難しと雖も、平家盛衰記、雑事記の記する所が全く拾つてかうさうに似たり、暫く記して疑を存す。

タヒラノリヤス 平教経 国歴 武勇

宿に難しと雖も、平家盛衰記、雑事記の記する所が全く拾つてかうさうに似たり、暫く記して疑を存す。

タヒラノリモリ 平教盛 国歴 邸を六

波羅総門の側に在るを以て、世に門脇殿といふ。

タヒラノリモリ 平教盛 国歴 邸を六

波羅総門の側に在るを以て、世に門脇殿といふ。

タヒラノリヤス 平教経 国歴 武勇

宿に難しと雖も、平家盛衰記、雑事記の記する所が全く拾つてかうさうに似たり、暫く記して疑を存す。

タヒラノリヤス 平教経 国歴 武勇

宿に難しと雖も、平家盛衰記、雑事記の記する所が全く拾つてかうさうに似たり、暫く記して疑を存す。

タヒラノリモリ 平教盛 国歴 邸を六

波羅総門の側に在るを以て、世に門脇殿といふ。

タヒラノリモリ 平教盛 国歴 邸を六

波羅総門の側に在るを以て、世に門脇殿といふ。

タヒラノリヤス 平教経 国歴 武勇

宿に難しと雖も、平家盛衰記、雑事記の記する所が全く拾つてかうさうに似たり、暫く記して疑を存す。

タヒラノリヤス 平教経 国歴 武勇

宿に難しと雖も、平家盛衰記、雑事記の記する所が全く拾つてかうさうに似たり、暫く記して疑を存す。

タヒラノリモリ 平教盛 国歴 邸を六

波羅総門の側に在るを以て、世に門脇殿といふ。

タヒラノリモリ 平教盛 国歴 邸を六

波羅総門の側に在るを以て、世に門脇殿といふ。

タヒラノリヤス 平教経 国歴 武勇

宿に難しと雖も、平家盛衰記、雑事記の記する所が全く拾つてかうさうに似たり、暫く記して疑を存す。

タヒラノリヤス 平教経 国歴 武勇

宿に難しと雖も、平家盛衰記、雑事記の記する所が全く拾つてかうさうに似たり、暫く記して疑を存す。

タヒラノリモリ 平教盛 国歴 邸を六

波羅総門の側に在るを以て、世に門脇殿といふ。

タヒラノリモリ 平教盛 国歴 邸を六

波羅総門の側に在るを以て、世に門脇殿といふ。

タヒラノリヤス 平教経 国歴 武勇

宿に難しと雖も、平家盛衰記、雑事記の記する所が全く拾つてかうさうに似たり、暫く記して疑を存す。

タヒラノリヤス 平教経 国歴 武勇

宿に難しと雖も、平家盛衰記、雑事記の記する所が全く拾つてかうさうに似たり、暫く記して疑を存す。

タヒラノリモリ 平教盛 国歴 邸を六

波羅総門の側に在るを以て、世に門脇殿といふ。

タヒラノリモリ 平教盛 国歴 邸を六

波羅総門の側に在るを以て、世に門脇殿といふ。

タヒラノリヤス 平教経 国歴 武勇

宿に難しと雖も、平家盛衰記、雑事記の記する所が全く拾つてかうさうに似たり、暫く記して疑を存す。

タヒラノリヤス 平教経 国歴 武勇

宿に難しと雖も、平家盛衰記、雑事記の記する所が全く拾つてかうさうに似たり、暫く記して疑を存す。

タヒラノリモリ 平教盛 国歴 邸を六

波羅総門の側に在るを以て、世に門脇殿といふ。

百　萬　塔（法隆寺）

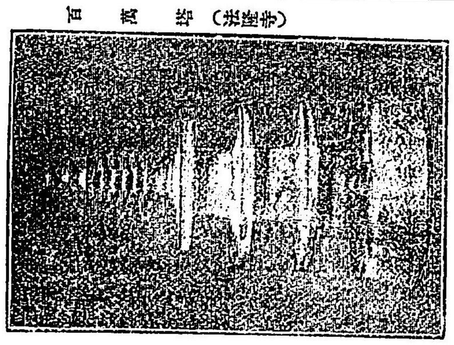

五重塔塔婆（東大寺）

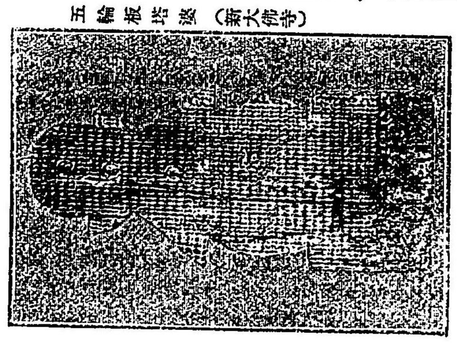

三　重　塔（室生寺）

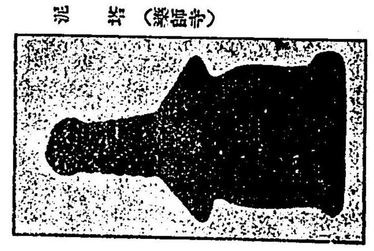

十三重石塔（般若寺）

十　三　重　塔（多武峯談所）

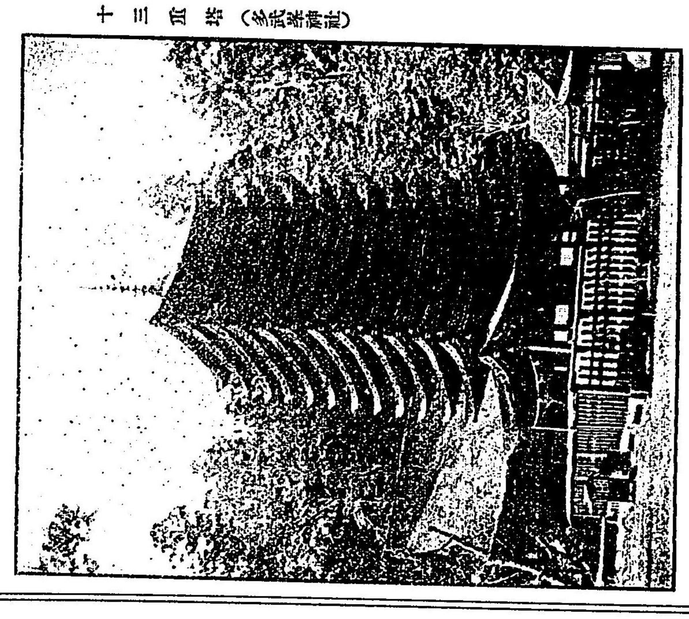

相　輪　塔（延暦寺）

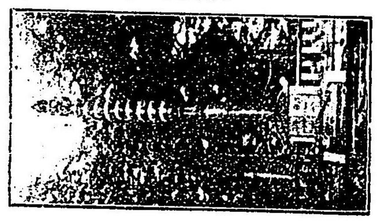

多　寶　塔（常泉山金剛三昧院）

無　縫　塔（永日周辺）

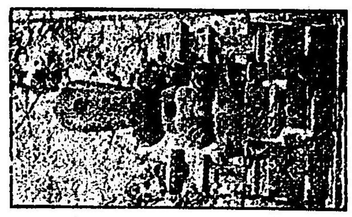

多寶塔（久能山徳川家康墓）

位牌形石塔（後醍醐天皇）

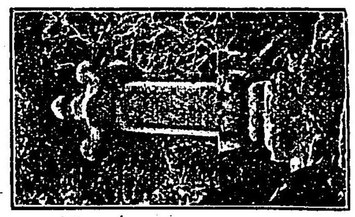

寶篋印塔（伝三木重隆墓）

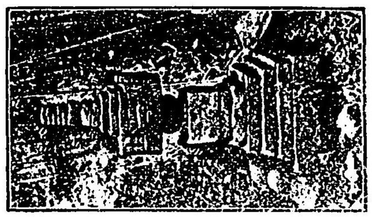

五　輪　塔（大和大納言塚）

タフ

りたり、斯の如くにして各種の塔は日を遂うて建立せられたりしが、時代によりてまた多少の變化あり、今便宜上分類して記述すべし【伽藍の一部としての塔】推古天皇の元年、聖德太子が天王寺に五重塔を建てたるを始めとし爲す、尋で舒明天皇の十一年、大官大寺を建つるや、域内に九重塔を建てたり、奈良朝時代に入りては、聖武天皇の天平十三年、天下諸國に各七重塔一區を造らしむ、而して當時會々國分寺殿立の際なりしかば、皆之を國分寺に置く、世に國分寺の七重塔と稱す、爾來佛教の隆盛に伴ひて、無數の塔奈良の附近に聳へたり、然れども前時代より此時代に係けての塔、多くは三重より十三重のものにして、尤普通の樣式を備へたるもの、如し、大和法起寺、法輪寺の塔は、共に推古時代の遺物にして、三重なり、また大和藥師寺、當麻寺の塔は天智天平の遺物にして、三重とす、五重塔に至りては、大和の法隆、元興、招提、興福の諸大寺皆然り、七重のものは、國分寺の七重塔、南都東大寺の塔あり、九重の塔は百濟大寺に在り、後ち大安寺と改稱するに及び、變じて七重となり、更に五重となれるものに似たり、十三重塔は談山妙樂寺に創立せられたりき、なほ當時までの塔は、多くは伽藍の主要なる位置を占め、其中心として、專ら建築せられたり、播津四天王寺の塔は、恰も場の中央に屹立し、法隆寺の塔また、金堂と相並びて場の中部に建つ、なほ百濟大寺が火災に罹るや、其九重塔を燒きて金堂の石の香形に及びたり、其他談山妙樂寺には、まづ十三層の塔成り、後年堂宇を建て、一伽藍を成せるが如きは、皆伽藍の中心とする意に出でたるを知るべきなり、且其大きも伽藍の大さと、一定の關係を有し、層數の如きも、伽藍の大小によりて、多少の別を立てたるものに似た

| | | |

(江戸参)

見えたるより出でたる名なるべし)二階にして上層の四形に、下層方形なるものなり多し。二階と稱し、三階と稱し、以上は塔其層數を以て呼ぶ。三重塔、四重塔、五重塔、七重塔、九重塔、十三重塔の如し(我國における佛塔には上に述べたるが如く一、二、三、四、五、七、九、十三の入種に限れり)非建築物に多くは供養の爲めに造れるものにして、石材を以て造れるもの、木材を以て造れるもの、磚塔の上部なる九輪(即ち相輪)を地上に立てたるものなど、其外寶篋印塔、五輪塔、角塔、板塔、笠塔、塔婆(ストゥパと參看)無縫塔の又卵塔等あり、是等は形狀により名づけしと雖も、其目的は供養の爲めに立てたるものにて、供養の一種なり、尚ほ便宜上寨の條に詳說したれば、就て見よ(建築參、阿彌陀參、造塔功德經、西域記、高僧傳、翻譯名義集、慧苑音義、工藝志料、古今注、雜阿含經、日本佛塔建築の沿革、參古圖說)

タフシフコホリ　答志郡

(國)志摩國

(江戸)志摩國

答志郡の舊名。孝德天皇の癸亥三年四月、此郡を割き、更に國郡制定の際既に之を置きしものなるべし。延喜式に載せたる郡鄕は左の如し。

答志　和具　英虞　志摩　神戸　等の鄕あり。

郡名考、ヲシと稱へ、明治十九年英虞郡と合併して志摩郡を置く。(郡名異同一覽、國郡沿革)

タフシマ　島

(國)和泉國

(江戸)和泉國

和泉國大鳥郡の舊名。神武天皇東征の時、天皇の軍船此島に泊せしかば、島名を得たりと云ひ、饒速日命の天降りし時、此島に泊せしかば、島名を得たりと云ふ說もあり。(和泉國)

タフシマ　島

(國)對馬國

(江戸)對馬國

對馬國の舊名。(對馬國)

タフシマ　島

(國)隱岐國

(江戸)隱岐國

隱岐國の舊名。(隱岐國)

タフシマ　島

(國)佐渡國

(江戸)佐渡國

佐渡國の舊名。(佐渡國)

タフシマ　島

(國)壹岐國

(江戸)壹岐國

壹岐國の舊名。(壹岐國)

タフシマ　島

(國)淡路國

(江戸)淡路國

淡路國の舊名。(淡路國)

タフシマ　島

(國)伊豆國

(江戸)伊豆國

伊豆國の舊名。(伊豆

タマイナノコホリ 玉名郡 熊本縣 肥後國

歴史 延行天皇紀十八年六月辛酉朔癸亥、白鳥來饗于玉井名邑、と見ゆ、盖し玉井名は後玉名郡を稱すと雖も、日本紀玉井名に作り、延喜式玉名に作りて「タマナ」と稱し、和名抄に「日置、乎太、イヲキ」石洋、下宅、宗部、ソカベ、大町、大ホ、江田等の郷あり、郡名參考、又「タマイナ」と稱し、地誌提要「タマナ」「タマイナ」兩樣に唱ふ（郡名異同一覽、國郡沿革參考）

々繁かりしが、天保九年將軍家慶令して國に男子の懐胎等に玉を奉くるを禁じたるより、王工の業一時衰へ、近くしと雖も、攻年の後ごの業に從事する者僅に二戸を存するのみ、而して今日に至るの玉を以て宮内の御調とせらるゝ外、其餘は悉く人の知る處なるを以て省略す、（本郡記、工藝志料、日本考古學、考古便覽、官報）

タマイシ 玉石 ⇒ 鎮石

タマカハ 玉川 ⇒ 上水

タマカハニヤウスヰ 玉川上水 ⇒ 上水（ニヤウスヰ）を見よ

タマグシ 玉串（玉籤） 國語 祭祀の時、神前に供ふる木綿を掛けたる榊及び麻なふ、されど麻を用ゐたる例は極めて稀にして、主としては榊のみなりき、玉は美稱にして、籤は釋日本紀に「用二此木一造レ之、謂二立於地一爲レ形、神之來、被二引入一之義耳」とあるにて其意を知るべし、なほ本居宣長に「手向草の義なりといひ、平田篤胤は「古くは玉をも貫きて用ひたるよりの名ならんといへども信じがたし、又伊勢神宮にては、榊を玉串といへり 國語 日本紀の一書に、天岩屋戸の變の條に「又使二山指一、名曰二天香山一、而掘二五百箇眞坂樹一、上八玉籤、下野鹿脅、而燔灼之、以占合其太兆一」とあるを初見と爲す、榊※大小の祭祀には必ずこれを供ふる事恒例となり、也清記錄に散見せる事故參に述あらず、また延喜式伊勢大神宮の條には、太玉串の稱見え、其註に「著二木綿一、是名二太玉串一」とあり、太は玉と同じく榮稱なり、また「著二糸玉串一」とも見ゆ、これによれば、糸を掛けたるも、のもありしこと明かなれど、右の外には絹にて見當らず、恐らくは延喜時代にのみ行はれたる異例ならん、更に下りて近世に及びては、木綿の代りに紙を切りて掛くることも屢び行はれたり、なほ古くは榊も根付きのまゝなりしが、後世は其枝を川ふるの場合と多くなりたるは、盖し使立上略儀に從ひたるなり（延喜式、釋日本紀、玉勝間、古史徵、後訓參）

タマシヅメノマツリ 鎮魂祭 國語 天皇の御魂を鎮安し、御世長久を祈り奉る祭、職員令の義解に「謂二鎮安也一、凡人之陶藏曰レ魂、魂運也、言招二遊之運一、鎮二身體之中府一、故曰二鎮魂一」と見えたり、盖し人の魂は陽忽として天地の間に在るものゝ如し、是に於て人爭うて我王を求めしかば、王工の業盛んとなり、從つて珠玉を獻ずるもの多かりき、天和年間に玉工等驕つて市鄽を構へ、これを襲ぐに至れり、京都は御幸町、三條町、大阪は備後町等なり、其他諸國都會の地に於ても亦之に倣ひて業を開くもの尠なからざりき、下りて文化年間に及び、江戸の婦女子等玉を愛し、以て身及び裝を飾ふ、既にして京都及び大阪諸國の婦女も亦これを愛し、玉工の業これが爲めに益〻盛なり、正和四年、勝連近江國日吉神社を造營せるに當り、玉工寺澤、妙法、成佛、父子等の名手を召して往に倣らしめたり、寺澤、妙法、成佛、父子等は當時京都の工人なるべし、寶町時代より安土桃山時代には、特に語るべきことなし、【江戸時代】慶長年間、印籠と巾着との結に玉を用ゐて縮緬の用に供せり、これを緒締玉といふ、四て水邦の玉石及び支那の寶石を以て材となし、以て玉を製造して、其當川に至りしは、恐らくは江戸時代ならん、なほ詳かならず、而して其風の盛んに行はれしは、正德、享保の頃にして、其後漸く衰へ、文化、文政の際に至りては、既に其極を傳へしならんも、此時に及びては、又復昔日の風を受けたるものなるべければ、當時の實況如何ぞや、と問、係けては

達に中絶せし事、殆ど三百五十年、江戸時代光格天皇の寛政九年に至りまた再興あり、次で今日に及べり（憲法本紀、貞観儀式、神祇志料、古事類苑神祇部）

タマツクリノコホリ　玉造郡　国名勝　元明天皇和銅六年十二月丹取郡を建て、聖武天皇神亀五年四月玉作と改称し、後ち玉造に改む　国名勝　紀丹取に作り、又玉作、玉造に作る、和名抄に、府見（フシミ）玉造、信太（シタ）條戸、等の郷あり、中世東境を割て葛岡郡を置く、晋要鏡に其名見えたり、後世再び之を併せて一郡となす、寛知集以後之に仍る（郡名異同一覧、国郡沿革考）

タマテノヲカノヘノミサヾキ　玉手丘上陵　垂安天皇の御陵、大和国葛上郡（今南葛城郡）坂上村大字玉手に在り○兆域方六町、守戸五烟、高さ九間、根廻百四十間とす（儀制令、陵墓一覧）

タマノコホリ　多摩郡　多摩郡（タマノコホリ）を見よ、

タマヒ　田舞　田歌（タウタ）を見よ、

タマホノミヤ　玉穂宮　磐余玉穂宮（イハレノタマホノミヤ）を見よ、

タママツリ　霊祭　俗に盂蘭盆供（ウラボン）を云ふ、同條を見よ、

タマヨバヒノマツリ　招魂祭　「セヤコンノマツリ」を見よ、

タマリヅメ　溜詰　名称　江戸時代、親藩及び諸代大名にして、江戸城内黒書院の溜間に席を有するものをいふ、溜間詰の略なり、在府の時は、毎月廿日廿四日に登城し溜間に出坐、老中に謁し将軍の起居を候す、政務ある時は、老中と討議し、或は直に将軍に上申する事を得、また大事を諸大名に説令する時は老中と列坐し、将軍が三山（紅葉山、東叡山、三縅）に参詣の時は随従す、又先立を勤め、なほ大礼の時には、京都への大上使を勤む、而して登城の際常に老中の上に着坐す○按するに、溜詰は重臣を優待し、寝ねて長言を進めしめんとしたるものにして、一の名誉職の如きものなれども、決して役名にあらず、世或は職員と考ふるものあるは誤なり　注意　原語略　も　とは榊原、井伊等の如く、世々家老の職に任ぜらるゝもの、常に此に候したりしが、後ちに松平頼重、設置高松城主）保科正之共に世嘗近親を以て此に候せしより、遂に井伊、松平（高松）保科の三家を以て世襲常詰の家となし、其他にありては酒井奥平の諸家及び老中の職を兼めたるもの、優遇せられて、臨時一代限り此席に列りしもの稀なからず、而して往時は、溜詰に対しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有為の人物多からざりしを以て、只毎月恒例登城して老中に対面するのみ、所謂候待の典を存するまでにて、更に威権もなく虚位となりたり○また之に準ずるべし、按に拾芥抄に見えたる三十六歩為二段一云々とは、心得がたきことなり、思ふに、これ三十六歩四方の地を、小口より見て一段頭と號し、これにて兵粮を収むるものを地頭とも云へるなるべし」と見えたり、

（松葉）
ぜらるゝ者を溜詰格といふ、其身一代に限られ、奥平昌高、酒井忠実等之に補せられたり（職掌銭、續玉代一覧後記、官制沿革略、古事類苑官位部、徳川史）

タマリノマ　溜間　溜詰（タマリヅメ）を見よ

タミヤリウ　田宮流　田宮重正の創めたる抜刀居合術の流派○重正、平兵衛と稱す、後ち對馬と改む、関東の人なり、刀術を好み、東元治につきて神明無想東流の刀術を学び、其奥旨を究め、後また林崎重信に学びて抜刀の妙を得、遂に一流を起す、其子長勝、藝を傳へて池田輝政に仕ふ、後ち致仕して紀伊に赴き頼宣に仕ふ、門に入て学ぶもの多く末流諸国に在り（武藝小傳、武術流祖錄）

タン　段　田地の廣狭を量るにいふ稱、成形図説に、猶一切（シリ）といふが如しといへり、農政坐右に「日本紀孝徳天皇大化二年詔、凡田長三十歩、廣十二歩為一段とあり、今もこれに同じ、方一歩者三百六十とあり、拾芥抄には、凡田三十六歩為一段頭（註三百六十歩為二段積）とあり、然るに地方問答に、文禄中豊臣秀吉、改めて三百歩を以て一段とすと云へり、鈴錄には、古へ六貫一疋と云ふ軍役あり、田六千坪を一貫とす、三百坪を一段とし、三千坪を一町とすれば、二町六貫にて積り安き故なりと云へり、田園類説これに従へり、分田備考には、御遣状百ヶ條に、郡国所領の高は、文禄元年大河内淺野が割付けの通り、禁裏の總政所へ注進す、此の時より三百坪に改め直すとあり、何れの道にも、今の三百歩を一段とせしは、秀吉の時と知るべし、制度通に、段の字今反の字を用ふ、段の草書なり、この段と云ふことは、漢土には見あたらず、一しきりな段と云ふは、後世にも多く見えたりと云へり、海東諸国記に、凡計二日本町段六十五歩為二段一と云へるは、傳聞の説なるべし、按に拾芥抄に見えたる三十六歩為二段頭一と云ふは、心得がたきことなり、思ふに、これ三十六歩四方の地を、小口より見て一段頭と號し、これにて兵粮を収むるものを地頭とも云へるなるべし」と見えたり、

ダンヲチ　檀越　佛教の用語にして施主の義「ダンノヲチ」とよむ例なり、又檀那とも檀主とも云ふ、南海寄帰傳注に「梵云二陀那鉢底一、譯為二施主一、陀那是施、鉢底是主、而云二檀越一者、本非二正譯一、略去那字、取二上陀音一、譯名為二檀一、更加二越字一、意道二由行一檀捨、自可レ越二渡貧窮一、故釋雖レ然、終乖二正本一、蓋三一達親一者説也」とあり、後世之より轉化して、家人婢僕より其主人を（江戸城大奥にては、奥女中を其召仕への

女よりも稱したり）商人より客を呼ぶにまた檀那とも稱することゝなりたり、

タンカ　短歌　五、七、五、七、七の五句三十一文字より成れる歌を云ふ、本邦韻文の首位を占めたり、世に傳はれるは、素盞嗚尊の「八雲たつ出雲八重垣つまごめに八重垣つくる其八重垣を」の詠を最も古しとす、詳しくは「ウタ」の條を見よ、

タンカイコウ　淡海公　藤原鎌足及び藤原不比等の諡號、古くはアフミコウと訓みたり、淡海は今の近江なり、鎌足のは今昔物語に「吉野の郡賊橋山の峰、多武峯の岸重れる後に峯あり（中略）然て峰には大織冠淡海公と御墓をしるしたる也」と見えて、大鏡に鎌足のことゝいひて「うせ給へる後のいみな淡海公と申しけり」と説き、更にこれを否定して「ここの繁樹がいふ様、大織冠をばいかで淡海公とは申させ給ふぞ、（中略）主のたまふ事ども、天の川をかき流す様に侍れど、折々かゝるひがごとどもぞまじりたる」と記したれど、これは本書の著者が、普通の流布説を信じて考の未だ足らざるによるなり、されば延喜式には多武峰墓を贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣の墓と記したり、後世淡海公を不比等と混同するに及び、多武峰墓をも不比等なりとし、政事要略の註にも記したれど、多武峰に鎌足を葬りたる事多武峯縁起によりて明かなれば、この淡海公は鎌足と見做すべきなり、また不比等の伝中に「追以二近江国十二郡一封二淡海公一」とあるにて知らる、今按するに、鎌足の邸宅淡海に在りし事、大織冠傳、多武峯縁起、藍鶴抄等に「薨二于淡海第一」とあるにて明かなれば、當時の人は、淡海の大臣とか淡海公とか稱したるより、古書にも鎌足を淡海公と記したるものなるべし、（伴信友は薨後淡海を封国として賜ほりしならんといへり）然るに其子不比等が淡海公に封ぜられてより後、専ら不比等のみを稱か稱したる結果、自ら鎌足に係りたるは淡海大臣）の傳説消滅したるものならんか（史學雑誌、淡海公の説）なほ伴信友の松の蔭波にも其辨あり、就きて見るべし、

タンケイ　湛慶　名称　運慶の子　系譜　佛工なり、早く彫刻の技を祖父康慶、父運慶に受け、名工の聞あり、法印大和尚位に叙し、東寺木大佛師職に補す、兼ねて給黒を善くす、建久年中運慶と共に東寺の本尊を修理し、南大門の金剛力士を造り、東方金剛力士は運慶彫刻せり、又

東都六波羅蜜寺所蔵木像

共に二天を造り、東方は康運、康勝、運助彫刻し、西方増長天は湛慶、康弁、運賀彫刻す、而して湛慶の造る所は大門の金剛力士十三重塔の脇士制多迦童子、梵天、帝釈、毘沙門等なりき、嘉禎の頃将軍藤原頼経の嗣により、一切経供養の本尊釋迦佛を大安寺釋迦に模して畫き、嘉禎三年高野山金剛力士二體を造り、康慶三年七月薨、王院中尊の佛像を作り、同六年正月竣る、時に年八十二、其傳彫刻する所甚多し、殁年未詳、一説に元久二年五月十四日殁すと云ふも信すべからず（佛工系圖、歴代大佛師譜、佛家人名辭書）

タンゴ　端午　名称　公武年中行事の一、五月五日の節句ないふ、端午は初五の義にして、古く支那にては五と午と相通じたるより、かく記したる也、初五即ち月初めの五日の意なれば、必ず五月に限りたる稱にあらざりしが、五月の節の重んぜらるゝに及び、自ら五月五日の稱となれり、また五五、重午、重五など稱するは、五月五日と五が二つ重なるを以てなり、江戸時代には俗に男の節句とも稱したり　系譜　王朝時代、朝廷にては、まづ三日に六衛府より菖蒲艾を奉るを、四日に主殿寮これを所々の殿舎の軒に葺く、五日に糸所より菖蒲鬘を献じ、主上之をかけ武徳殿に行幸し、節會を行はる、群臣菖蒲を髪にす、此日また典薬寮より菖蒲の机を献ず、なほ群臣に薬玉を賜ふ、畢りて騎射の事あり、これを五日の節と稱す、また菖蒲を葺くことは枕草子に「九重の内をはじめて、いひ知らぬ民のすみかまで、いかでわが許にしげく葺かんと、葺き渡したる云々」とあれば、上下一般の風習たりしを何ふべきなり、なほ奥州にては菖蒲の代りにカツミ（真菰の異なりといへり）を葺きしこと、世繼物語、東斎随筆に見えたり、後世に至り節會の事は衰へて行はれざりしも、江戸時代に及ぶまで、朝廷の公事は大略古と異なれる處なし、武家並に民間に就きて述ぶれば、鎌倉時代には、幕府にても、此日を祝日と為し菖蒲を葺き、菖蒲枕菖蒲酒等を用ひしも、委細の事は詳かならず、室町時代また然り、江戸時代には、五節句の一として頗る

にはじまりけん、又は非北は定例となさるゆゑに、式には記さゞれどもにや」といへり、なほ五月の節は、鎌倉時代以後は実施して行はれざりしと見え、記載の中散じうらなく、建武年中行事には「五日の節会」と記されたり、然れども非他六節に関し、江戸時代には五節句の一つとして頗る飛んぜられしが、明治六年一月之を廃し、翌四年にての依式全く廃せられしも、因循にてはなほ之を祝するものあり、殊に男児ある家にては、鯉幟を立て相撲を興行するなどの如しと（古今要覧稿、武家名目抄、嬉遊笑覧、風俗通解、「東京風俗志」、「川柳雑誌」、千代田城大奥）

タニヨウニ　丹後國　真言宗は若狭、西は但馬、南は丹波、北は海に至る、東西凡十三里餘、南北凡十一里餘、山陰道に属す、東西二國相抱て南縦をなし、山脈并波より来り国内に散布して西北に走り、但馬を界す、地勢北すゝに随て漸く卑く、語水皆北流す、海浜の地頗る緊密にして砂礫が多く、地味硬瘠なり、元明天皇和銅六年丹波五郡を割き始て本国を置き、国府を与謝郡に設く（今の府中）足利氏の頃やゝに治を与謝に移す、正平中山名時氏但馬と本国を定め、再び時て足利義教に降り、因て守護となる、千姫義綱従守護を継ぐ、嫡幸叔父氏清と共に叛して敗死す、将軍義綱従守護を継ぐ、光の孫澄綱に授け、旧邸に住す、歴仁の乱、孫義直山名持豊に攻む、文明の初細川勝元の密旨守護田信貫、将軍義政の命を以て本国守護を兼ね、一色氏と兵を交ゆる連年、終に入ることを得ず、義直の子孫義道、嫡嫌、天正六年織田信長細川藤孝を本国に封じ、義道を使たしむ、義道攻死し、子義俊頃ろ都に在り、本城に居り猶

参考）鎌王の材料に用ひ（ウスヴェ参考）当に作りて弄ぶ（アヤメノカブト参考）菖蒲冠は後ち嚢にて節句人形となれり（カブトニンギャウ参考）また軒に葺き鎌王の材に供せんが為に菖蒲葺（アヤメノコシ参考）の制あり、然るを今ふることは、風俗の改革にあらず、なほ曽ての家三年葺かずといふ説あれども、詳かならざる由、山槐記に見え、新造の家三年不葺の説あれども、これも詳かならざる由、同書に見えたれば、此説に従ふべきなり、なほ実家には、或は葺き、或は葺かざる説あれども、多くは葺かならざるの説なり、且同書に「凡菖蒲事者今俗所云菖蒲也」と見ゆ、邪気を払ふといへる古俗の外、かゝる信仰も含まれしならんか

歴代　和漢合記に「仁徳天皇卅九年辛亥、五月始語献菖蒲」とあり、公事根源五日節の條に「非唐土菖蒲の即字よりはじまる」とあれども、並に日本紀に載せざれば確かならず、然て続紀武天皇天平十九年五月庚辰の條に「天皇御南苑、設讌射走馬、是日太上天皇遣詔曰、昔者五月之節、菖蒲命縁、比来已後、此事絶今而後、弗永菖蒲縁、亦勿入宮中」と見ゆ、昔者とあるにて、古くより五月の節の行はれたるを見るべし、なほ菖蒲を葺く事の起原も詳かならざれども、四月記に「五月四日主殿寮内裏殿舎葺菖蒲」と見え、猶節日記に五月にもなりぬ、我家にとまれる人のもとより、おはしまさずともしやうぶ葺かでは、ゆゝしからんを、いかゞせんとするとは云ひたり」などと見えたれば、其以前既に此風俗ありて、朝廷の公事ともなりたる事を知るべし、延喜式には見えざれども、醍醐天皇延喜の御時やはり「園地式」には見えたり

三都を領す、九年慶長の子忌與、後陵を修築して全国を併せ、一色氏七代に及ぶ、慶長五年徳川氏忠與を賞して地を三手に分つ、嫡子宗度を宮津に（七万三千石）二子宗当三は田辺に（三万五千石）孫子宗通を峯山に（一万石）に封ず、寛文六年宗度の子宗国所行不良除し、後封を与ふる者数氏、貞享中松平宣旨封を受く、宗国の子宗秀、宗通を廃して峯とし、又定に静関藩に合併す、明治元年また京都府に合す（旧藩古より管都の変遷左表の如し、命に詳しくは各都の條参看すべし）地誌提要、国都沿革考、都名異同一覧）

風土記抄和式延喜抄	宮古	天保郷帳	都名	地誌提要	都名考	明治治革	都府新編	都府制誌
丹波	同	中ノ波（ノ字）	同ノ字	中ノ波（ノ字）	同ノ字	爽 佐（ノ字）	爽 佐（ノ字）	爽 佐（ノ字）
加佐（ノ字）	同	加賀 佐（ノ字）	同	加佐（ノ字）	同	爽 佐（ノ字）	爽 佐（ノ字）	爽 佐（ノ字）
竹ノ野（ノ字）	同	同ノ字	同	同ノ字	同	爽 佐（ノ字）	爽 佐（ノ字）	爽 佐（ノ字）
熊野	同	同ノ字	同	同ノ字	同	爽 佐（ノ字）	爽 佐（ノ字）	爽 佐（ノ字）

タニヨウニ　丹後國　真言宗は若狭、西は但馬、南は丹波、北は海に至る、東西凡十三里餘、南北凡十一里餘、山陰道に属す、東西二國相抱て南縦をなし、山脈并波より来り国内に散布して西北に走り、但馬を界す、地勢北すゝに随て漸く卑く、語水皆北流す、海浜の地頗る緊密にして砂礫が多く、地味硬瘠なり、元明天皇和銅六年丹波五郡を割き始て本国を置き、国府を与謝郡に設く（今の府中）足利氏の頃やゝに治を与謝に移す、正平中山名時氏但馬と本国を定め、再び時て足利義教に降り、因て守護となる、千姫義綱従守護を継ぐ、嫡幸叔父氏清と共に叛して敗死す、将軍義綱従守護を継ぐ、光の孫澄綱に授け、旧邸に住す、歴仁の乱、孫義直山名持豊に攻む、文明の初細川勝元の密旨守護田信貫、将軍義政の命を以て本国守護を兼ね、一色氏と兵を交ゆる連年、終に入ることを得ず、義直の子孫義道、嫡嫌、天正六年織田信長細川藤孝を本国に封じ、義道を使たしむ、義道攻死し、子義俊頃ろ都に在り、本城に居り猶

タニザイ　断罪　武家時代に行はれたる断罪の別称、もと罪状を判決する事なるを概称せしなり、新編追加文応二年三月二十三日の令條に「犯人断罪并右筋之者封緘之強奪、所犯無過分、可被行断罪也」云々とも見ゆ、断罪（サンザイの条看）

タニザキヨシ　源左衛門　江戸時代、関東における最多の頭領、頭は苗字、左衛門は通称なり、また氏を矢野ともいへり、由緒詳かならず、北条の所傍に従ては最先は甚非池田の人なりしが、後ち相州鎌倉に来りて、源頼朝に仕へ、兎許を得て、留来永く長実（即ち最多）以下を支配す、徳川家康江戸入部の時、武蔵府中に出で、鎌倉以来の由緒を申立たるより、また其支配等を支配すべき許しを得たりとあり、きれど頼朝より頭氏の祖頼朝へ賜ひたる兎許状、即ち此に所謂長支文書と称するものは偽作なれば、古き時代の事は明かにすることを能はず、而して天正日記を按ずるに「とりこのみだ時びて渡す、頼朝以来のふたと申出る」とあり、十六年のことなれば、此時江戸浅草の烏越に住し居たりしを知るべし、後ち今日新町（もと呼ち最多村といふ、延享年鑑岡町と改むに）に移り、其祖に一席を命じたら最多の部族を治め、旅人の取扱或は刑死人の取扱或は罰の者を組にて刑する事も、其役なりき）時の太政、関大政鎮圧川の諸庄郷工等を賦課せられ、平生は獄庄を製するを業となしたり、また関ヶ原大阪陣等の時に手下の者を率ゐて出陣し、他の兵士と同様の取扱を受けたりといふ、而して慶長二年に至り、征夷の軍進るや、手下の者五百人を募りて、人足と為し、此用に充て人を出願し、且つ歌手前を上納せり、森所其功を賞し、四年正月（明治元年）特旨を以て諸左衛門及び手下二統共、最多の称を許し

り、雨行とも假字なるは勿論、共に漢字なるは、見苦しき故遣ふべしと云ふ、圖は三字にて一行とし、四字以上は二行に亙す、假名圖は散し書にす、婦人の短冊は下旬を一字下げて書き、裏の右によせて名を書す、雲形は常型を上とし、紫雲を下とす、冷泉家にては雅文に黄色を上とし、秋冬は紫を上にすと云ふ、然れども此等の方式は、何れも後世の定めにて、必しも本式にあらざれば、時により取捨斟酌すべきなり 岡原治輔

(一)慶明天皇四年十一月の條に「取」和歌新撰」、謀反之事」とあるを初見とす、謀反は天皇天平二年正月、大宰府に五位已上を集し、宴を賜ひ、和新書を探らしめ、仁義禮智信の字を得し、其字に題して物を賦したり、共に和歌を盛となしたるなり、(二)清和天皇貞觀十七年四月七日、式兵部兩省文武官雇陰陽師令奏「新造御裝束并御冠等、依例可奉」、(三)醍醐天皇延喜五年四月九日、式兵部二省武選短册令奏、これ叙位すべき人の名を記したる札なり、(四)は初めて洋ならず、清輔の袋草紙に「探題、各別題を分取講也、若以二私手一點取之時、以二探得題一押紙、書二和歌一、殊不レ書二題目一云々」とあれば、平安朝の中葉以降の事なるべし、鎌倉時代に至り、漸く行はれ、室町時代には、稍々一定の形式を備ふるに至り、江戸時代に至り、製作書式等の非を言ひはやせしものなるべし、又國文叢話永四年三月二日の條には、短尺にて和歌を講ずるを非とし、古くより行はれしものならべしと古今聚類編、古事類苑文學部)

タニサンシャ 談山神社 多武峰ページ(フミネ)を見よ

タニシ 楮紙 紙の一種、厚くして色白く數枚を一束とす、越前、阿波、近江等あり、寸法種類紙條に同じ、下學集、慶長見聞集、貞丈雜記)

タニシヤウ 誕生 【上代】人の生るゝや、其汚穢を清祓せんが爲めに、別に假家を建て、産婦を此處に移したり、これを産屋といふ、而して生兒の臍帶を此處にて造れる故なり、後には精にて造る、(ミチ)とも云ふ、(ムスビ)とも云ふ、(ヘソ)とも云ふ、(ヘソノヲ)とも云ふ、(ヘソノカミ)とも云ふ、(ヘソノヒモ)とも云ふ、(ヘソノヲノカミ)とも云ふ、(ヘソノヒモノカミ)とも云ふ、(ヘソノヲノヒモノカミ)とも云ふ、(ヘソノヲノヒモノカミ)とも云ふ、(ヘソノヲ

始めて小兒を食膳に向はしむる事あり、これを世に（初喰）吸初または箸揃といへり、色直しの後、三七日を經て、吉日を撰び、母子相伴ひて鎭守の社に參詣す、これを宮參りとも、產神參りともいふ、其日は、雞鳥、置鯛、二重折、瓶子等を室內に飾り供へて、產神を祭れり【江戶時代】五ヶ月目における着帶には生絹を用ふれども、庶民は布を以て足れりとす、吉日を撰びて行ふことも、前期に同じく、每月朔日、伐日を避け、褻りの方にて爲すことをせず、妊娠中は過勞を避け、油膩、辛辣また酸味ある食物を忌み、肉食は胎兒を害するとてまた之を忌み、却て大麥、蘿蔔、午蒡等の植物性を撰びたり、貴族間にては產屋を設く、壬卯の日を撰びて卯の刻に地を平にし、鍬始を爲し南面して之を建つ、其壁は白綠を用ひ、產棚を設け、釜て手桶、水桶、柄杓、盥、瓶子、屛風、土器、箸子、火うち、俎板、庖丁、魚箸、薦、押桶等を備ふ、別に墓目の家を設く、產屋には鵜目返、無紋紗、紅絞等の色模樣を忌み、すべて穢物を避く、妊婦は第九月吉日の鶏鳴直ちに之に臨む、其時式三獻あり、中流以下は、初產には實家に歸りて產み、第二回より、多くは夫の家に於てす、產氣催す時は產婆を聘す、（俗にトリアゲバヾといふ）俗間には龍產の靈符（袋）とて、預め神符佛札を請ひ受くるもあり、さて分娩すれば、產婆生兒を擡して之を壽き、初聲を聞げぬ以前に指に綿を卷きて兒の口中に咽める穢物を拭ひ去る、若し拭ひ去らざる時は、胎毒となりて疱瘡重かるべしと信じたり、次に竹刀にて臍帶を斷る、多くは之を厠所にて結紮し、其中央より刀を以て截るなり、後に十二の押桶へ所謂胞衣桶に分ち入れて、米錢、等藥、引摺等を添へ、吉日吉方を撰びて地に埋む、臍の截口は、杉原紙を以て包みて產湯を引く、浴後湯上りとて生兒を布にて包み、暫くして產衣を着せしむ、男子は左より着せ、女子は右より袖を通さする事あり、乳は產後十二時ばかり過ぎたる後ちにし、初乳を哺ましむる事を忌む、其前に布を以て、口中のアマモノとて甘蓮湯（黃連、甘草、紅花、大黃の合劑）を呑ましめて胎屎を下瀉せしむ、胎屎いへり、また產後三日の內に、親緣の者相集りて祝ひ、產土神を祭る、之を三日の祝儀といふ、七夜に至るまでに生兒に名を命す、假名とて親日の忌あり、母は三十五日とす、流產は、雄娘後三箇月までは月經の穢と同じく七日の忌あり、四箇月後なれば、父に五日、母に十日とす、さて產婦は產後十日間は椅褥の內に坐ぜしめ、第十一日より枕直しとて、屋敷の上に臥することを許す、第三十日に至りて、產婦は產屋を出づ、此日生兒の胎髮を剃る、或は既に七日にして剃るもあり、生兒男子なれば三十三日、女子なれば三十二日を經て、產婦生兒を伴ひて產土神に詣づ、即ち宮參り、產土神詣なり、歸途親緣知己を訪ふ、第百十日に至りて咳初の儀あり、はじめて生兒を食膳に向はしめて彼を食はしむ、男兒には男、女兒には女の饌むるものとす、翌年の生日に至りては誕生祝を爲す、其後每歲其儀あり（貞丈雜記、藤岡博士「日本風俗史」）

タンダイ　彈正臺　名稱「タヽスヽス」とも訓む、唐名御史臺、霜臺、憲臺、所司　大內記、刑部省の東、風俗を肅清し、內外の非違を彈正、凡て朝臣の非違五位以上は彈奏し、六位以下は所司に移して推問す、但し太政大臣は尹犯あれば則ち弼以下奏彈し、辇中の非違は五に相彈す、弼以下判官以下は京職內外を察し、官の善法寬弱を糾ふる者は、推究して當を得れば奏し、否らざれば彈す、式部省と共に朝廷の衣冠禮儀を糺す　職員令　尹一人從四位上、後世多く親王を任じ、或は大納言以上之を兼ね、大弼一人從四位下、少弼一人正五位下、公達請大夫之に任ず、大弼は參議を兼ぬることあり、大忠一人正六位上、少忠二人正六位下、六位諸大夫侍等之に任ず、大疏一人正七位上、少疏一人正八位上、疏以上は別勅にあらざれば、他務を掌るを得ず、巡察彈正十人正七位下、史生六人、牽掌二人、使部三十人、直丁二人　職員令抄解　天智天皇の時御史大夫あり、後ち大納言と改め、別に彈正臺を置きたり、大寶令に至りて職制始めて定る、天平寶字二年糺正臺と改めたれど、幾干もなくして舊に改めたり、同三年尹を陞して從三位の官となす、延曆十一年新に彈正例八十三條を定む、弘仁四年令制大疏のみなりしを以て少疏一人を加ふ、十四年令制弼一人にて政務滯るを以て、大少弼各一人を分置し、彈正巡察二人を省く、淸和天皇の初年巡察彈正漸次減じて二人となる、更に巡察大少屬各一人を置く、（大屬正八位上、小屬大初位上）天長九年每月京中を巡察し、諸司諸院諸家及び內外主典以上の犯狀を勘糺し、直に式部兵部二省に移し、貶して考祿を奪ふ、仁明天皇初年巡察史生二人を置く、承和六年勅して禁違非違使と同じく非違を糺彈す、但し犯人逃亡せば、塞道捕に堪へず、宜しく禁使と議し檢非違使を遣して速捕せしめ、永例となす、自後糺彈捕速の權悉く使廳に歸し、彈正臺は有名無實となり、巡察彈正の如きは寬平以後全く廢するに至れり、明治政府に至り、二年五月之を復し、內外の非違を糺彈する所と爲す、同年七月、京都出張本臺を設く（三年七月に廢す）同四年二月、京摠出張

巡察所を改め、本臺出張所と稱し、攝を大阪に置く、尋で七月之を廢し、其事務を司法省に屬す（令義解、續紀、延喜式、類聚國史、三代格、職原鈔、職官志）

タンジヤク　タンセン　段錢　段別によりて課する錢を云ふ、段錢來行（タンセンブギヤウ）の條を見よ、

タンセンクニワケブギヤウ　段錢國分奉行　「タンセンブギヤウ」を見よ、

タンセンソウブギヤウ　段錢總奉行　「タンセンブギヤウ」を見よ、

タンセンブギヤウ　段錢奉行　幕府職室町幕府の職名、段錢の事を掌る、段錢とは、重事ある時、段別により賦課する錢を云ふ、武家名目抄に、「後に至りては、地頭の贀、私に段錢を課せる事もあり、今の世に用金と云ふ類なり、國役金の名稱あるも、古の段錢の名殘」と見えたり、又段錢國分奉行とも段錢總奉行とも云ふ　地歷語彙　鎌倉時代、弘長三年、將軍入朝す、諸國段別に各錢百文、馬一匹、役夫二人を課し、以て其用に充つ、執權連署、令を諸國に下す、特に其吏員を置かず、足利の世に至り、段別のみならず、臨時の諸課稅を指して、亦段錢と云ふ、本行を置き管知せしむ、應安四年十一月朝廷卽位の儀を行ひ、諸國に段錢を課す、都鄙共に每土貳に三十貫文、每酒屋壺に二百文を課せしを始めとす、應安五年七月、日吉の神輿を改造せしむ、段別三十文を諸國に課し、其費に充つ、京極高秀總奉行たり、十月、松田貞秀を土佐國に遣して、段錢を催徵せしむ、康曆元年、東を諸國に發し、段錢を課し、北野祇園の神輿改造費に充つ、每段錢三十文、又國を探り諸國に派遣して段錢を課する奉行人を、段錢國分奉行と云ふ、段錢は、名社名寺の田を除く外、能徵其數なり、若し例として免除に係る者は、奉行に具狀し、更に書を下してこれを除く、大永五年、細川高國、棟別奉行九貝を置き、管內の段錢を徵す、此類は諸家にて命ぜし奉行にして、幕府の職員にあらず（武家名目抄、官制沿革略史）

タンゼンブシ　丹前節　端唄の一種、起原沿革詳かならず、東海道名所記（萬治二年版）原宿の條に「比丘尼ども一人二人出できて歌をうたふ、頃歌はきゝもわけられず、たんぜんとかや云ふ節なりとて、其あゝ〳〵と長たらしく引ずりたるばかりなり云々」と見えたり（諸曲類纂）

タンダイ　探題　法會論議の時に論題を出す僧役を云ふ、後に種々に轉用せられ、（詩歌を賦する時に題を探り取りて詠ずる歌を云ひ、また武家の職名に九州探題、奧州探題等あり、各條參看）　職家官班記に「公請之名僧、山上之住侶、相交補之、至其器者、一流譜代之學徒、稽古拔群之秀才等、爲三其器用其德等同之時者、學道勞功年臘之高下、又有其沙汰、敗、是謂留者也、有其闕之時、不可有遲怠之沙汰敗」とあり、古は應承安の頃三人を定め置く、其後又別に加任假探題等を置く、加任は正員なく、缺員なき時、又は臨時朝奏の族、其闕に補す、或は秀才菉葹後缺を期し難き時之を置く、假探題は正員三人の內禁忌所勞等の故障ある時、假に其役に從ふ、所謂代官なり、後慶長十五年九月、家康南光坊天海を比叡山の執行探題となし、一山の事務を監督せしむ、爾後比叡山に此職名あり、て一山の事務を監督する重職となせり、

タンダイ　探題　武家時代、重要なる地方を總管せしめる爲め幕府より任補したる要職にして六波羅探題、九州探題、奧州探題あり、各條に述ぶ、就て見るべし、又別に執權の事を探題職ともいひし事あり、「シッケン」の條を見よ、

タンダイノシヨク　探題職　執權（シッケン）を見よ、

タンタウ　短刀　刀の極く小きもの、又ミツカタナとも云ふ、「カタナ」參看、

タンダカ　段高　名稱　江戶時代新開地の內、地質粗惡、或は收穫不定等の土地にして、將來高入となすべき能はざるもの、段別のみを檢定して課稅せる土地を云ふ、大日本租稅志に「段高場とは、草生地及び池沼、岸邊の塡地、川堤外の不定地等を高に結ぶも、百姓或は得る所なきを以て、唯其段別を定め、輕租を課するのみにして、高外に置くものを謂ふ、輕收須知に擧るに、享保八年武藏國の林場を懸開せしめ、芝地壹段に復米三升を課せり、諸國異同ありと雖も率ね此類なり、是等多くは村の附有にして、之に依て一村を成すもの甚鮮し、然れども年を經て地味熟耳すれば則ち收て高に結ぶの制とす、とみゆ　地歷語彙　資曆六年九月、代官所段高場は、是迄取箇差出帳に附記すれども、今年より本途取箇に同じく吟味すべしと達し、安永七年七月、段高場の內、追次地味熟耳に至る分は、毎に檢査して高入と爲すべし、尤も川附不定地の場所は、專ら堤防に注意し、作毛に應じて取箇附を吟味すべしと令せり、爾後農民歷々高掛の貧なきを利用し、地味熟耳になると雖も、段高場と爲すを以て、代官をして毎に之を檢せしむ（地方凡例錄、地方落穗集、大日本租稅志、資暮縣治要略）

タンテンモン　談天門　名稱　大內裏外郭

十二門の一、皇城西面の門、南端の第一門をいふ、又アッテンモンと訓む

大手門（おほてもん）　相武天皇延暦十三年、宮城経営の時、阿波國忌部氏を率ゐて、大手氏を置き、大手門と名づく、

大手口（おほてぐち）　有徳院十之を備禦す、後桜天皇寛仁九年、領を改められし時、小野筑前の守領地を没収し、延享課正望式に、中和院の西に在る木工寮と木村屋敷、及び造酒司へ来る道ぶに執も出門より出入するうことを許せり、天元五年八月、風の為めに顛倒す（絵巻抄、大内裏考、類聚国史巻）

タジテンモンキ　談天門院　皇后宮職に属し、法名道華尼、又アッテンモンキンと訓む、

タジヒノミコ　多比皇女　仁徳天皇の第二女、母は平高媚女、後参議厳原忌寸の妻となる、

タジヒノミヤ　多比宮　天皇の妃、後醍醐天皇の御時、永仁六年七月進三位、正安三年七月進三宮、嘉元元年九月尼と為り、文保二年四月薨ず、元徳元年十一月十五日葬ず、御年五十二（女院小傳）

タジドク　讃讀　僧の役名、天台真言宗にて、修法流頂の時、受流頂者の傍を飛翔するとを掌る、文治二年龍尾流頂記に「以二寅艮正面放出一、喚二徳越一、敷二越一枚、後立二屏風一、云云、修後役頭出二四脚机一、讃鉢如レ常、次心略レ讃、讃鉢如レ常、次令二唱礼一、後唄讃々々丁寧答送答云云」と見えたり、

タジトリ　段取　江戸時代、関東の年貢取方にて、反別に割し一段歩の単率より好出し、地租を取入するを云ふ、上方にては之を庭取といふ、関東は段別を主とすれどなり（地方凡例録、蓉塵雑話巻中）

タジトリケミ　段取検見　載引検見（ヤヒキケミ）を見よ、

タジナ　梳那　「ジンチ」を見よ、

タジノウラノタタカヒ　楯ノ浦戦

タジバ　丹波國　東は山城、東北は近江、西は但馬、西南は播磨、西北は丹後、南は摂津、北は若狭に至る、東西凡十四里十八町、南北十二里、山陰道に属す、地形盆陸南北二陸の諸水多く流を並に注ぎ、東北は嶺続く谷遠し、西南稍平曠なり、地質概ね一なり、分布し、郡村凡七十一、郷三百七十一、駅二、神社三百七十一座、大二十座、小三百五十一座、僧寺十一、尼寺一、国分寺、国分尼寺、国府、国衙、国津、関所、東口の北花園、西口の南花園、国庁ノ南法華坂東口の北花園、東口の南宮城等皆此に在り、

タジバノクニ　丹波國　東は山城、東北は近江、西は但馬、西南は播磨、西北は丹後、南は摂津、北は若狭に至る、東西凡十四里十八町、南北十二里、山陰道に属す、地形盆陸南北二陸の諸水多く流を並に注ぎ、東北は嶺続く谷遠し、西南稍平曠なり、地質概ね一なり、分布し、郡村凡七十一、郷三百七十一、駅二、神社三百七十一座、大二十座、小三百五十一座、僧寺十一、尼寺一、国分寺、国分尼寺、国府、国衙、国津、関所、東口の北花園、西口の南花園、国庁ノ南法華坂東口の北花園、東口の南宮城等居城に於いて深淵に求められ、沉落して池に浮び、其門国府ノ海の波上に漂ひ、義経支治元年三月舟師を挙る四国より摂ノ海に赴く、三浦義澄地理に精しきを以て先鋒たらしむ、義澄命を受け、進んで摂津の渡に着す、平氏の陣を去ること三十区町、平氏之を聞き、彦島を出て、赤間関を過ぎ四国に到る、三月十四日源平の諸将各々舟師を挙るに来四国摂ノ海に会戦す、国平相距ること僅に三町許、平氏先づ五百艘を三隊に分ち挑ん戦ふ、山嶼秀遠里に松浦党先鋒たり、源氏亦六百四十艘を以て艦戦す、合ること四内至酣反艦して敵に義経に降る、時に源範頼大兵を擁して九州に在り、平氏亦退きて後つに虚なし、平知盛等形勢の非なるを見、進んで義経と合し勝敗を決せんとす、全軍亦悉く死を決して奮戦せりと雖も、午の刻に至りて遂に敗退す、是に於て安徳天皇は神璽宝剣を帯び、二位尼に抱かれ海に投じて崩じ、女院、宗盛、及び子清宗等生擒せらる、知盛、教盛、資盛等また戦死す、宝剣遂に海に沈み、神璽は浮び出づ、四月十一日義経使を馳せて平氏の滅亡を族尽に報す、紅顔、能登に命じ、なほ九州に留まりて事を処せしめ、義経をして捷報、女院を奉じ、生擒の諸将を具して上洛せしむ、六月宗盛父子を近江に斬り、其嫡男又首々（平家物語、源平盛衰記、吾妻鏡）

（林家大十六家）

林規約五條を定め、同七年存應園梁・梶・林・十八・館・林と云ふ。左の如し（梶林志・浄土宗年譜）

定め、一宗の學問所となす、之を園梁・梶・林・十八館・林・館所を

武藏芝　增上寺　武藏小石川　傳通院
相模鎌倉　光明寺　常陸瓜連　常福寺
下總沼　弘經寺　上野新田　大光院
以上總表地
武藏深川　霞巖寺　武藏淀山　大泰寺
武藏小川越　蓮馨寺　武藏岩附　淨國寺
下總小金　東漸寺　武藏淺草　鷲院院
下總結城　弘經寺　上野館林　慈眼寺
武藏池袋　勝願寺　上野館林　慈眼寺
武藏池袋　勝願寺　武藏本所　霊山寺
下總佐貫　大巖寺　常陸江戸崎　大念寺
以上常表地

ダンリシクワウコウ　梶林皇后　橘嘉智子

（タチバナノカチコ）を見よ。

ダンリンジ　梶林寺　京都山城國愛宕郡

嵯峨院の東、作道の北、嵯峨大堰圖に、朱雀大路の東五町に、天龍寺の前、金剛院の北東側に在りと爲す。○尼等五山の一（京都）嵯峨天皇の皇后檀林皇后、店嵯峨院を建立を初めて創建し、仁明天皇五百戸の封を施捨して供養に充つ。後に尼寺五山の一となる、後世廢絶せしにや、梶林寺の跡に淨金剛院を建てらるゝと見えたり。今は其跡もなし（京都名勝志・山城名跡志）

ダンリンバ　談林派（梶林）　西山宗圓より出づ

代松意を祖流として初めたる俳諧の一派、松意は江戸の人にして、俳諧を能くす、延寶年中銀治町に住して談林軒と號したるより、其一派を談林派、俳風を談林風とも俳したり、其時西山宗圓京都に在りしが、寛文二年松意の招きに應じて江戸に來り、共に俳諧を所謂したりしが、極めて堪能なりしを以て、其門に遊ぶもの日に多く、遂に所謂談林派を大成して其風となり、一時天下を風靡するに至れり、當時此風にあらざれば俳諧といはざりしと稱せらるゝを見ても、盛大なりし事を知るべきなり、一例を擧ぐれば「きまぐれにこゝに談林の木あり梅の花　梅翁」等是なり（京都名勝志・山城名跡志）

ダンワウホフリンジ　梶王法林寺

京都山城國上京區法林寺門前町○元佛性寺、俗に梶王と呼ぶ。淨土宗、金寶光明寺所轄に屬す。本尊阿彌陀如來、作者は叡山三千坊の一にして、蓮華藏院と稱し、本尊阿彌陀如來を安ず。龜山天皇天文五年、這光に勅して淨土宗に改め、寺門を鬼産せしめられ、慶長年中こゝに移し、且鴨川の水を被り、一時三條東洞院に移轉し、僧徒中これを法輪寺と改む。後中は淨土宗の頭學にして、天正の頃存教法外に及び、法燈甚高く、能化國より瞻り仰ぐ物頗る多し。又當時の日記なども存せり（不安通誌・京都叢書）

タメ　溜　關東

江戸時代に於ける牢屋の一種、拘留及び幼囚をおく處、もと非人無宿の囚徒をおきたりといへり、關所江戸淺草と品川に在り、關東四所共に其實始めて囚人を其地の非人頭に預けしことあるを起原とす。其後に人數を加せるを以て、淺草の溜は元祿二年に、品川の溜は同十三年に改築し、其制漸く備はる。關四所に禁錮したる時、一時卯の刻四ツ時に溜に移して加錠せしめ、全法すれば再び牢舍せしむ。また犯罪多くして溜に收容なる時は、生長すること十五歳未滿なる時は、十五歳に至るまで溜におき、十五歳に至るまでで、木刺に處したり、なほ處置も非人の居住地にしてほ、淺草は非人頭車善七、品川は同松右衛門之を管轄せる故、而して四人を溜非人溜とも唱へたり。溜におくことを溜預と唱へたり。其他の溜溜は大約牢屋と

ダンリ—タメ

同じかりしも、やゝ寛なる傾ありしといへり、牢屋（ツヤ）參考（德川禁令考・御定書百ヶ條・御仕置類例集・追中觸書）

タメシギリ　梶斬　關東江戸時代、刀劍の利鈍を試みる爲めに、斬罪に處せられたる屍を斬るをいふ、士人婦女・疑多、非人・浪人・乞兒等には之を行はず。關東江戸幕府にて將軍刀を試みる時の方法を述ぶれば、初め行ふ前、腰物奉行より町奉行へ檢使出張の日限定まるを待て町奉行より之を申出づ、當日執行場には、土壇二箇所を築き、檢使場より卷を數きつめ、檢使場の脇に斬手者の店所を設く、定刻に至れば、掛り役一同揃ひ、死骸は首を共にかゝる、夫で腰物方、本阿彌腰物奉行、徒目付等來りて著座す、牢屋見廻、獄備の整ひしを告ぐれば、一同場所へ出で、檢使場へ腰物奉行、腰物方及手附並に刀劍の箱を上へあげ、檢使の横正面に於て立合ふ、徒目付、牢屋見廻、石出帶刀等列座し、小人目付、雜役、打役等出揃ず、山田朝右衛門、手代り弟子、（弟も跡斗目席上下）弟子（跡席上下）體居ず、勢所入口は町方牢役同心、牢屋打役同心二人宛にて警固す、其門は牢屋同心二人にて守る、山田朝右衛門差圖を以て、非人頭人にて胴を土壇の上に置き、刀を髮を取して、跡より首の方へ曾雫し、夫より兩足一所に並べて立ち、刀を背に負ふ程に振り上げ、様々"と叫び立、氣を溜たるを、朝右衛門は、首の方より見分

タルキ 椽（桷・榱） 棟より斬に流して、屋根板を支へる木をいふ。また棰と曽す。四なるを地垂と云ひ、椽の字を川ひ、方なるを飛檐椽と云ひ、桷の字を用ふ。共通に椽の字を川ひたり、支那にては椽に椽・榱・桷に桷・榱・桶と云へるなりとの説あれど、我國にては椽はエンガハに、桷は隅木に先て用ひたるを以て、垂木又は棰の字を川ふると云ふ。新撰字鏡に椽をタルキと訓み、椽を庇の垂木と訓み、又は二説に訓ぬを訓めり（倭訓栞・雅楽守屋）

タルフネ 樽船 江戸時代、酒荷の運輸を専業とした廻漕船。樽廻船の略稱なり。酒荷はもと菱垣廻船（ヒカキブネ参看）により、運輸したりしが、享保十五年、酒問屋等相図りて別に樽廻船を起したるより、菱垣廻船と互に相容れず、安永二年菱垣船と搭載貨物の分界を定めたり。天保四年、醸造為問屋、乾物問屋并に綿屋荷薬干物問屋六株仲間を結び、菱垣廻船に搭載すること、なせり。されども、此貨物の樽廻船に積む時は、浜荷二通にして、江戸菱垣廻船問屋にて改め、樽廻船問屋に引渡すものとす。天保十五年に至り、樽廻船問屋六軒を置き、船舶立し、大阪に問屋八軒、四空に問屋六軒を置き、船舶積入の砂糖十万斤に限り、菱垣廻船に搭載すること、なせり。されども、此貨物の樽廻船に積む時は、浜荷二通にして、江戸菱垣廻船問屋にて改め、樽廻船問屋に引渡すものとす。天保十五年に至り、樽廻船問屋六軒を置き、船舶積入の砂糖十万斤に限り、菱垣廻船に搭載すること、なせり。されども、此貨物の樽廻船に積む時は、浜荷二通にして、江戸菱垣廻船問屋にて改め、樽廻船問屋に引渡すものとす。天保十五年に至り、樽廻船問屋六軒を置き、船舶

百五六十艘を有し、大に運漕を扱弘し、菱垣廻船と其業を競ふ而して非荷主の正なるものは、大阪・伊丹・池田・今津・西宮・兵庫・大輪・御影・神戸・新在家・大石・兵庫十二郷の酒家にして、俗に荷船をも搭載したり、また樽・菱船といふあり、これは名目にして、第一番に到着するを競はしめたるものにて、毎年二月頃、新酒を搭載して、西宮港より発す。江戸着の前後は、品川沖に本船を残りえれ、荷を下すやいなや、艀船を以て船逆切手を投与し、樽廻船問屋に送達したる順番に依りて前後を定む。菱樽の船頭は、江戸荷主より表額若しくは金子を貰ひて褒賞せり。元来酒は新品を貴ぶ慣も格別によるしければ、発売の必要あるによれりといへり（日本商業史・各地誌・所載波・江戸時代漕運）

タルマデラ 達磨寺 大和国葛下郡（今北葛城郡）王寺村、片岡山下に在り、片岡と称す。聖徳太子飢々片岡山飯を過ぐ、路傍に斃死の仮人の臥せるものあるを見てこれを憐み、衣食を給して去れり、翌日其死せるを聞き、悲みて厚く葬りしが、後ち僧参大師の弟子光定この仮者は達磨の化身ならんと云ひしより、何時の頃よりか達磨寺と云ふ名を生じ、寺宝を建てて達磨の像を安置したり、後ち僧勝月達磨寺を建立す。一説に笠置寺の解脱上人貞慶、片岡山に三層塔を建てて、旁に浄室を構へて達磨寺と称すともいふ。嘉元三年興福寺衆徒之を忿りて焼く、永享七年足利義持命じて再興して禅宗の一寺となし、祇園の住持となす。同年九月前南禅寺住持竺雲恵心、達磨寺中興記一篇を撰し、文安六年祇園之を石に刻して寺境に立つ。今此碑及び松永久秀の築きし元亀砦、伽藍悉非（名勝志・大和志・大和国旧跡記）

記、大和廻）

チアン 治安 後一條天皇朝の年號、寛仁五年二月二日、革命に因て改元す、三年を経て万寿と改元す（国朝年號講）

チイサガタナ 小刀 打刀に對して古き時代における所謂刀を云ふ。此解すらに小なるがゆゑなり、真文雑記に「我真記に云く、小刀は尺ヤヨリ三寸、ヶヌキ形なるべしと見えたり、是れ腰刀ぎやの雑腰物等同じ物なり、尺ぎ柄ぎやともにて一尺を限りとすうなり、柄は鮫の皮かけて柄まかすにはなしの目甘なりつばえんず、きやにり止に切るなり、今の世の小刀は、柄をさき鋲を入れたけも甚くすうゆゑ、古の小刀とは大に違ひたる物なりと見えて武家名目抄に「後代は打刀を刀とのみいへば、其に對へて古に刀と云ひしものを長脇にふらず、すべて小さき刀と云ふなり」と見えたり、詳しくは、「カヽナ」の條を見るべし。

チウセンシ 鎖鏡司 「シュセンシ」を見よ。

チオサク 地押 江戸時代田地上下の等位を定め、或は地所絵図面の必要ある場合等の外、容易に地押を行はざる方法なり。地押には、検地と異なることなし、但二三耕地の小部分を限るものは、廻り検地（マハリケンチ）と称し、全村の田畑を以て代弁するものとす。而して此の地押は、歴年に於て村方より出願するか、或は年数ありて村方より出願するか

す」と見え、地方凡例錄に「俗語に地方と唱ふるは、政務の事にて、勝ち田網收納諸雜用、本租等の取計ひ而已に限る事にあらず、都て經界の我なれば、惣用水川除修復等の辨利を考へ、稼穡の道を知り、國益の我ざる樣に心を用ひ、上下の租益を助成、農家の不足無樣し、民を撫育し、公事訴訟等の取計に私無く、理非を決斷し、國安家に治むべき事を旨とす」と見え、なほ又「地方の業といふは、土地經界を改正し、地位の差違を能く知りて田園を檢知し、年代上下の往失を推知し、地味に應じ、石盛の不同なく、貧民上下の惣苦なき樣に、これを定め、物價の賤不賤を見分け、農業の時を失はず、種時、耨耘、收納等の時節を差違へず、耕作を怠らざる樣に教導し、一作に於ては、稻粟の可否を檢見し、年の豐凶を考へ、租稅を極め、又に用水川除等の普請、地所の租益を辨明する事と第一なり、（中略）又地所用水等に就ては公事出入起る事多し、都て村里能く治り、訴訟等のなき樣にし、もし訴ある時は我意を振はず、理非明白に辨論すべし」とあるにて其大綱を略ふべし。

チカタトウニン　地方頭人　圖繪雜書

所の職名、京都洛外の第宅、屋敷、市廛、道路等の事を管掌す、又地子行とも稱す（圖繪寶鑑卷三代記に、慶長元年八月政所內評定始に、地方二隱堂中務少輔、世前後通じて百數十種、文祿雜徭にして調錢倍酌なるのみならず、人物の上下政體によりて、威儀の別より歸進に至るまで注細に注意し、指揮眞に迫り、神に入るまで稱せらる、狹作祖業持て管領畏心中を盡して「七ツの鎖がスッ鳴りて殘る二つが今生の縁の綱の切きおさめ」といふに至りて、筆を投つて、近松が文この中に在り、他を圖ふに及ばずと喩へ、親元法皇は這回等感百人上臈の文中に「緣の綱のおしろいなど」と見え、地方凡例錄に「俗語に地方と唱ふるは、政務の事にて、强ち田網收納諸雜用、本租等の取計ひ而已に限る事にあらず、都て經界の我なれば、惣用水川除修復等の辨利を考へ、稼穡の道を知り、國益の我ざる樣に心を用ひ、上下の租益を助成、農家の不足無樣し、民を撫育し、公事訴訟等の取計に私無く、理非を決斷し、國安家に治むべき事を旨とす」と見え、なほ又「地方の業といふは、土地經界を改正し、地位の差違を能く知りて田園を檢知し、年代上下の往失を推知し、地味に應じ、石盛の不同なく、貧民上下の惣苦なき樣に、これを定め、物價の賤不賤を見分け、農業の時を失はず、種時、耨耘、收納等の時節を差違へず、耕作を怠らざる樣に教導し、一作に於ては、稻粟の可否を檢見し、年の豐凶を考へ、租稅を極め、又に用水川除等の普請、地所の租益を辨明する事と第一なり、（中略）又地所用水等に就ては公事出入起る事多し、都て村里能く治り、訴訟等のなき樣にし、もし訴ある時は我意を振はず、理非明白に辨論すべし」とあるにて其大綱を略ふべし。

チカツアスカノヤツリノミヤ　近飛鳥

飛鳥入鈞宮のアスカノヤツリノミヤ（ツミヤ）を見よ。

チカマツモンサエモン　近松門左衛門

姓は杉森、名は信盛、通稱を平馬といふ、後ち自ら近松門左衛門と稱す、平安の集林子、不移山人等の號あり、詳かならず、兄は儒醫岡本一抱子、姉は錦江といふ、俳諧に老、弟は儒醫岡本一抱子、姉は錦江といふ、俳諧に長、門人森川許六、服部土芳、各務支考、立花北枝、向井去來、野澤凡兆、越智越人、志太野坡、小泉孤屋、岡田利牛、小澤卜尼、宮崎寸木、岡崎羅川、岡崎羅浮、岡崎羅山、岡崎羅雪、岡崎羅漢、岡崎羅人、岡崎羅門、岡崎羅月、岡崎羅麿、岡崎羅明、岡崎羅市、岡崎羅國、岡崎羅川、岡崎羅石、岡崎羅町、岡崎羅一、岡崎羅竹、岡崎羅風

り、而して菊池少武二氏の戰ひたるは今の卽非郡味坂村の附近なるべし。**菊池**武光、征西將軍懷良親王を奉じて鎭西に在り、勢威大に振ふ。正平十三年（北朝延文四年）十一月兵五千を率ゐ、今日向六鄕城に詰たんとす。會々大友氏時宗城に據りて畔き、宇都宮宏知、肥田正員等亦之に應ずるを知り、十四年三月先づ往きて國人の子弟座を三隈城に襲うてこれを拔く、武光、氏時等の能く今なきを知り、六箇城を捨てゝ、重富と共に退る。武光乘國人久懼れ、六箇城を捨てゝ、重富と共に退る。武光乘を倍して國に歸り、更に阿蘇惟時、少貳賴尙と兵を合して氏時を討たんとし、自ら五千餘騎を率ゐて豐後に向ふ。賴尙既に理心して旗を太宰府に擧げ、惟時亦小國に據りて其後を遮らんとす。武光卽ち師を回へして惟時を破り、七月懷良親王を奉じて賴尙を太宰府に蹙ふ。**筑後**賴尙之を聞き、手勢甚、筑賴榮等と六千餘騎を率ゐ、杜波を前に當て、味坂庄に陣す。武光も亦兵八千に將として筑後川を隔て、對陣し、十九日手兵五千を提げ、川を渡りて之に迫る。賴尙卽ち兵を收めて大原に到れば、敵已に徑路を斷し、前に泥濘あり、輒く進むべからず。卽ち相持して晨昏を經ること一月餘、八月十日の夜半、千武政と結兵七千人を分ちて三隊とし、筑後川に沿ひ水淺に乘じて進ましめ、また先ず三百人を以て、岡辺に由りて敵背を衝ひ、突喊して賴尙の中堅を突く。後矢雨のごとし。親王大呼して賴尙の中堅を突く。後矢雨のごとし。親王亦た三千餘騎を率ゐ、三百に及ぶ。武光は懷良親王と共に三千餘騎を率ゐ、三百に及ぶ。武光は懷良親王を援ふ。ここに七百餘級、而して武信また戰死して新開し、賴尙の子賴榮を生擒し、首武信を斬り、武光の廷尉自ら囲撃して死傷相枕す。天明の後武政一千餘騎を率ゐて死を致し、忠武及び將四人を斬る。武光の廷尉自ら囲撃して死傷相枕す。天明の後武政一千餘騎を率ゐて死を致し、忠武及び將四人を斬る。武光の廷尉

身三創を被る。其他戰死するもの頗る多し。武光政等を勵まして衆を督し、將士に先ちて勇力奮戰し、遂に賴尙を敗る。賴尙敗走して太宰府に退き、衆復た錄に據る。此日の戰卯時に始まり酉の時に終る。賴尙の軍死するもの三千二百人、武光の軍死するもの又千八百人に及べり。茲に武光は賴尙を追擊せず、兵を率ゐて歸後に臨る。（大日本史、太平記、征西將軍宮譜）

チクゴノクニ　筑後國　東は豐後、西は肥前、南は肥後、北は筑前、西南は海に至る。東西凡十一里、南北凡八里。西濱海邊に盬灶多し。（國郡山川總說）

に接す。**國原**古訓「ツクシノミチノクチシリ」ともいふ。上古筑紫國と稱す。孝元天皇の皇子大彦命の後國造となる。（續日本紀）天皇二十一年國造銀非彌奴し、物部筑麁火を以て之を誅す。（神明天皇四巡して朝倉（今上座郡）須川村）を以て行宮となし、師を出して百濟を救ひ、唐と戰ふ。天皇行宮に崩ずるに及び師を班す。（日本紀）太宰府を卻笠郡に置き（今觀音寺村の西に府址あり）、國府亦同郡に置く。遺址來詳）九州を總轄せしむ。（天皇の初年始めて本國を置く。詳永元年平氏安德天皇を奉じて水軍し、太宰府を以て行在所となす。）國の豪族原田種直、平氏に從ひ功あり。國守に任ず。（後に

肥前、肥後は屬國）南は肥後、北は筑前、西南は海に至る。東西凡十一里、南北凡八里。西濱海邊に盬灶多し。（國郡山川總說）に貢り、洪流四北を繞り、沿河通濟す。土地不宜澤

人	咩ノ上ノ	陽ノ	羽	淨	尚	卻	非	水	沼	名	抄	延喜式
女	上ノ	生ノ	生ノ	淨	尚	卻	非	水	沼	和名抄	抄拾芥	延喜式
下ノ	上ノ	生ノ	生ノ	淨	尚	卻	非	水	沼	和名抄	抄拾芥	延喜式
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	寛永古今諸國圖	寛元古今諸國圖	寛永古今諸國圖
同	同	生ノ	生ノ	同	同	同	同	同	同	寛永古今諸國圖	寛元古今諸國圖	寛永古今諸國圖
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	天保郡村帳	天保郡村帳	天保郡村帳
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	郡區編制表	郡區編制表	郡區編制表

チクゴノクニ　筑後國　東は豐後、西は肥前、南は肥後、北は筑前、西南は海に至る。東西凡十七里、南北十八里。西海道に屬す。（國郡山川總說）

筑紫の道山南走して更に西北に趨く。沿海の地、岬灣多く嶼嶋相望む。（筑前の地少しと雖も、筑前二大河あり、國原古訓「ツクシノミチノクチ」ともいふ。上古筑紫國と稱す。孝元天皇の皇子大彦命の後國造となる。（續日本紀）天皇二十一年國造銀非彌奴し、物部筑麁火を以て之を誅す。（神明天皇四巡して朝倉（今上座郡）須川村）を以て行宮となし、師を出して百濟を救ひ、唐と戰ふ。天皇行宮に崩ずるに及び師を班す。（日本紀）太宰府を卻笠郡に置き（今觀音寺村の西に府址あり）、國府亦同郡に置く。遺址來詳）九州を總轄せしむ。（天皇の初年始めて本國を置く。詳永元年平氏安德天皇を奉じて水軍し、太宰府を以て行在所となす。）國の豪族原田種直、平氏に從ひ功あり。國守に任ず。（後に

廢して縣となし、又之を合併して三潴縣を置く。明治九年之を廢し、福岡縣の管轄に屬す。（地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

伊	怡	伊	伊	島	風土記	六國史
伊	怡	伊	伊	志摩	名の抄	延喜式
伊	怡	伊	伊	志摩	和名抄	抄拾芥
同	同	同	同	同	寛元古今諸國圖	古今圖郡名
同	同	同	同	同	天保郡村帳	天保郡村帳
同	同	同	同	同	郡區編制表	地誌提要郡區編制表

チクゴノクニ　筑前國　東は豐後、西は肥前及び海、北は海に至る。東西凡十七里、南北十八里。西海道に屬す。（國郡山川總說）

筑紫の道山南走して更に西北に趨く。沿海の地、岬灣多く嶼嶋相望む。（筑前の地少しと雖も、筑前二大河あり、國原古訓「ツクシノミチノクチ」ともいふ。上古筑紫國と稱す。孝元天皇の皇子大彦命の後國造となる。（續日本紀）天皇二十一年國造銀非彌奴し、物部筑麁火を以て之を誅す。（神明天皇四巡して朝倉（今上座郡）須川村）を以て行宮となし、師を出して百濟を救ひ、唐と戰ふ。天皇行宮に崩ずるに及び師を班す。（日本紀）太宰府を卻笠郡に置き（今觀音寺村の西に府址あり）、國府亦同郡に置く。遺址來詳）九州を總轄せしむ。（天皇の初年始めて本國を置く。詳永元年平氏安德天皇を奉じて水軍し、太宰府を以て行在所となす。）國の豪族原田種直、平氏に從ひ功あり。國守に任ず。（後に

廢して縣となし、又之を合併して三潴縣を置く。明治九年之を廢し、福岡縣の管轄に屬す。（地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

卻	水	山ヤマト	同	同	同	同	同
卻	水	山ヤマト	同	同	同	同	同
卻	水	山ヤマト	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同

チクサノサキノカミダイジャウダイジン

千種前大政大臣　久我通相（コレカミヲミヨ）

チクゼンノクニ　筑前國　東は豐後、南は肥後、西は肥前及び海、北は海に至る。東西凡十七里、南北十八里。西海道に屬す。（國郡山川總說）

前、南は豐後筑後、西は肥前及び海、北は海に至る。東西凡十七里、南北十八里。西海道に屬す。（國郡山川總說）

族原田種直、平氏に從ひ功あり。國守に任ず。（後に平氏亡び、源賴朝、天野遠景を以て鎭西奉行と

卻	水	山ヤマト	門ト	同	同	同
卻	水	三ミ	毛ケ	同	三	同
卻	水	三ミ	池イケ	三	池イケ	同ヤマト（ノ）
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同

チクサノキミ　千種氏　姓は村上源氏、久我晴通の二男具綱より出づ。四男有能始めて千種と號す。官儀大納言正二位に至り、貞享四年薨ず。千孫相繼ぎ明治に當り、華族に列し、子爵を授けらる。（知諸拙記、系譜）

○有能—有維—有敏—有補—有政—有候

有功—有文—有任—有冬—有榮

チクゼンノクニ　筑前國　東は豐後、南は肥後、西は肥前及び海、北は海に至る。東西凡十七里、南北十八里。西海道に屬す。（國郡山川總說）

前、南は豐後筑後、西は肥前及び海、北は海に至る。東西凡十七里、南北十八里。西海道に屬す。（國郡山川總說）

伊	怡	伊	伊	島	風土記	六國史
伊	怡	伊	伊	志摩	名の抄	延喜式
伊	怡	伊	伊	志摩	和名抄	抄拾芥
同	同	同	同	同	寛元古今諸國圖	古今圖郡名
同	同	同	同	同	天保郡村帳	天保郡村帳
同	同	同	同	同	郡區編制表	地誌提要郡區編制表

チクラオキド 千座置戸 太古、犯罪の人に罪を贖はしむる爲めに科する獻物を云ふ、千は非數にて數の多きを云ひ、座置は獻物を指す、座ッ置ッにて何にてもあるべしを云ひ、戸は座置に添へる獻具を指して云ふ、犯罪の輕重により獻具の多少あるを以て千と添て云へるなり、從て天照大神に祓ひし時、科すらるに千座の置戸を以てし、非違及び手足の爪を拔きて罪を贖はしめ、祖の國に逐はしめられたり（古事記、古語拾遺）

這	域	岡	身	的	宗	岡	線	速	朝	安	
這ヲ	賀ガ	河ガ	被ラ	形ナ	崇ム	屑ヲ	道ヲ	懸ケ	上カミツ	下シモツ	死ス
同	同	同	手ダニ	像タダ	同	同	麻ヌカ	速	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	道、道（ミチ）、麻ヌカ	懸（ケ）、速	同	同	同
同ジンガ（ジ）	同	同	同	同	同	同	同	速	同ジャウゲ（ジ）	同ゲ（ゲ）	同
同ガ（ガ）	同	同	同	同	同	同	道ヲ	懸ケ	同ジャウ（ジ）	同ゲ（ゲ）	同
同	同	同	同	同	同	同	道	懸	同	同

下京元町○一条山、又五百佛山と號す。**地**新発見
宮宗、智山派の本山○本尊不動明王**地**京都府元は
紀伊根来山大伝法院に属し、同地に在り、一山の學頭
職なりしが、天正十三年三月、豊臣秀吉紀伊征伐の命
により大伝法院を攻め、諸堂を焼拂ひたりしかば、智
積院の住持玄宥、難を避けて諸所に流寓し、後ち山城
國北野に留まりて宗風を弘通す、慶長元年二月勅して
伊正に住せらる、徳川家康深く帰依し、同五年豊國
明神附属の寺院三宇、並に山林を寄附し、次に寺領二
百石を寄附す、玄宥若寺院の一部を講堂となし、個
坊等を建立し、智積院中興第一世となる、同十八年
四月、家康智積院法度を與へて一本山とす、元和元年
寒雪三百石を加増し、同五年諸宗寺院中に豊國明神
階級の掌字器具等を寄附す、是に於て諸堂完備し、
壮観を極めたり、寛文の頃住持運敞衆徒共に高く大
に宗風を興隆す、天和二年七月方丈客殿等火災に罹
り、寺で実蔵門院の勅願を賜りて再建す、即ち今の
構宇なり、明治三年勅願院焼失し、同十四年に全堂
焼失し、寺で再建し、今日に至れり(新山通志、新撰貴
言宗見、山城名勝志、平安通志、京華要誌)

チヨウ 治水 **地**高倉天皇治承の年號、
安元三年八月四日、大極殿の火災及び天災に因て改
元す、四年を経て安徳天皇養和と改む **地**京河圏誌
作編云、治は鉏耨の支通、治水猶ほこれを云ふ、又
修理土堰築作堅牢也起事也(国朝年號攷)

チヨウコクシ 智勝國師 紹哲(ショウキ)
を見よ、

チヨウタイシ 智證大師 円珍(エンチ
ン)を見よ、

チセツタイシヤウグン 持節大將軍
節刀を賜はりて一軍を率ゐる大將軍をいふ、また持

チヨ——チセツ

節大將軍、持節大將軍、持節大將軍、持節大將軍
の條に「以中納言正四位下大伴宿禰旅人爲征平
隼人持節大將軍」とあり、また六月の條に「遣持節將
軍正四位下中納言兼中務卿大伴宿禰旅人、讃岐国其
男二人、従五位下大伴宿禰胡麻呂、宮内大輔正五位
下佐伯宿禰豊人、副将軍」とあるを初見とす、なほ同書天平九年三月の條
に、持節大使従三位藤原朝臣麻呂、副将軍正四位下大伴宿禰旅人、従四位
下阿倍朝臣虫麻呂、従五位下多治比真人広成、判官四人、録事二人、大
令史二人、少令史二人、医師一人、陰陽師一人、天文生一人、音生二人、
大唐学生二人、留学生四人、学問僧四人、史生二人、射手五十人、騎兵
一百人、歩兵一千人、装束并威儀、一依大将軍法、発自平城京、至于
節度使所在大宰府、同十一年六月の條に、持節征東大使藤原朝臣小黒麻呂等見えたり、蓋
し出征の將軍には必ず節刀を授くることと我國の制度
なるを、持節大將軍と、殊に名を冠せて稱したるは、常時節刀の制定よりして
より遠からざるが故なるべし、されば此稱號を神龜の際にのみ見ゆることなきは、將軍には節を持すること普通
なるを以て、別に特筆するの必要を認めざるが故なり、而して其職務及び部屬の如きは、將軍の條に述べたれば、
就きて見るべし、命「セツタヽ」参看(武家名目抄)

チクサイン 智足院 近衛道經(コノエミチツネ)を見よ、

チタジヤウクワンシ 知太政官事 太政大臣(ダイジヤウダイジン)を見よ、

チチブサンジフサンショクワンオン 秩父三十三所觀音 「サンジフサンショクワンオン」を見よ、

チチブノコホリ 秩父郡 **地**武蔵國
地原 國造本紀に「武蔵胸刺国、人皇志賀高穴穂朝御
々夫春命定賜国造」と見ゆ **地**新撰姓氏録に「武蔵国
作り、延喜式秩父に作る、以後之に従ふ、和名抄に
巨摩、上野、荒川、丹田、中村、餘戸等の郷あり、郡名考に
「チ、ブ」と稱し、地誌提要又「チ、ブ」と唱ふ、今此
唱に仍る(郡名異同一覧、国郡沿革考)

チツキヨ 蟄居 **地**江戸時代における公
卿及び士人の罰、一室に蟄伏して謹慎するをいふ
地原 蟄居のことは早く鎌倉時代より見えたれ
ど、唯自宅に蟄居し居るの義にて、元より刑名にはあ
らず、室町時代に至りやゝ刑の性質を帯びたれども、
亦正格に刑と稱しがたし、江戸時代に及びて、はじめ
て刑名となる **地**蟄居の外、永蟄居と称するあり、
一生蟄居せしむるをいふ(吾妻鏡、隣交徴記、徳川実刑
史料、古事類苑法律部)

チテン 知殿 禰宜の役名、佛殿の事を掌る、
即ち殿堂の香燈、座席を掃拭し、几案を清潔ならしむ
なり、又殿主とも云ふ(勧修規、諸社規、諸林象譜
等)

チトウショク 地頭職 **地**鎌倉幕府の設置
し、國司を統督す、策で守護と共に治安を管掌し、租税課
役を徴収し、定例の租額を本家領家に納めず、又守護
の指定に應じ、兵部大輔役を勤め、部内に盗賊犯罪
あれば守護に突付ける事を掌る **地**原 両説あり、概
古事類苑武家名目抄、地頭名義考は、皆非常良志に従
ひ、守護地頭考は之を誤りとし、挙兵征伐の際、領主
國都より改補せしめたる地頭職と云へるより出づるなら
ん、然れば、必しも源初の官名と調査して名づけたるにも
非ざるべし、庄司地主等と同例にて、土地の頭人と
云へる意なるべし、唐令の地頭職は、ホトリノツカサ
と訓ず

郷の地頭職を、日吉十禅師の社に、同國相原郷内谷・築名の地頭職を、根本中堂に寄附せらるに至りては、領地と異なることなし、又他領を押領する等の非器あり、しことも、守護に同じ、歴仁以後は、所領を失ひ、守護の家人となりしも有りたれど、天文弘治の際迄は、猶多くありせり、織田豊臣の時に至りては、國内の武士、総て領主の家人となりしかば、地頭の称は茂木に絶候する、一郷一村の主にのみ残り、江戸時代にては非常なりき

チトウテンワウ　持統天皇　**名前**　御名は

鸕野讃良皇女、御稚號を高天原廣野姫尊と云ふ、**父母**　天智天皇の第二皇女、母は蘇我遠智娘、初め天武天皇の皇后なり、**経歴**　第四十一代の天皇、**閲歴**　諱明天皇三年大海人皇子の妃となる、天智天皇四年十月、皇子に従ひて吉野に入りしが、翌年皇子の兵を挙ぐるに及び、常に謀議に與る、既にして弘文天皇位に即く、これ天武天皇と爲す、此年立ちて皇后となり、政事に參與して畧輔する所頗る多し、朱鳥元年天武天皇崩じ、皇太子草壁親王未だ幼弱なり、此時に當り近江朝廷の倭漢氏に在て、加ふるに天武の諒闇中相ぜずして、物情穏ならざるを以て、皇后朝に臨みて制を稱し、親ら萬機を攝す、此年を持統天皇の元年とす、三年皇太子薨じたるを以て、群臣の請によりて、四年正月始めて位に即く、十一年位を文武天皇に譲り、稱して太上天皇といふ、大上天皇の號此に始まる、大寶二年十二月三十二日崩ず、壽五十八、大和國高市郡高市村大字野口なる檜隈大内陵に葬る、天皇人となり深沈にして大度あり、節儉にして文を好み、晩節の感に堪へざるを以てか、自ら大日本足彦天皇と稱し、又倭姫命に託して贈皇太后の尊號を上りたる等、すべて夏殷二代の故事に倣ひたるものなりと、

チトクヰン　智徳院　一條昭真（イチデウアキザネ）を見よ、

チヌフヨク　地主職　王朝時代、中葉以降荘園の地主たるものを云ふ、即ち其土地一四の所有者なり、寛喜貞永式目、貞永元年十二月十二日の條に、四町防

に居し、本國の守護となり居住せしも此城なり、後十九年參照に移りしを以て、本城並に館すると稱す、其々其所を分す、常胤が源頼朝に属

閣紙、伯紙、道済紙、朝比奈紙、和さま紙、大参紙紙、商紙、紙甘紙、九千紙、百業紙、漢案紙等数十種あり、詳しくは古今要覧稿、和漢三才図会、紙案名物考、後訓渠、（古今要覧稿、和漢三才図会、紙案名物考、後訓渠）

チハヤヰホ　持明院　山城国葛野郡上立売の北新町の西、今安楽小路に在り、初め藤原基家の邸にして、其後歴帝の仙洞となり、後に寺となりて安楽光院と称す、是れ持明院持佛堂の號なり、宴曲記に「持明院殿御所中納言基家卿息女、依為後嵯峨院准后、就被所縁、御許容于持明院私宅、及多年、非人號之持明院宮、公家武人規範之烈、依一国土安楽、以後高倉皇子（後堀河帝）天位、丁後堀河院御于四條院相續、御踏襲之時、後堀河院殿之後、同以持明院被成仙居了、其後四條院殿御崩御、後嵯峨院踏襲依為私宅、白縁起云、代々仙居者也、持明院殿以来、彼持明院

チンクワサイ 鎮花祭 「ハナシヅメノマツリ」を見よ。

チンクワサイ 鎮火祭 「ヒシヅメノマツリ」を見よ。

チンクワシ 陣官 近衛府の将監以下を云ふ。「ヨノエフ」参看。

チンコクガ 鎮國衛 中衛府（チュウエフ）を見よ。

チンコンサイ 鎮魂祭 「タマシヅメノマツリ」を見よ。

チンシ 鎮子 調度の一種、敷物の錦ニシキ縁ベリに用ふ。金石にて作る、牛馬等を象れるものあり、古鏡考古圖に「李氏鏡云、風牛九族曰、堪席方玉鏡、註曰、以鎮席、古詩云、淫牛厭魔風不起、又動古圖雲几案間多有、此類、幸國歴之飾と見え、雅亮紫衣抄に「柱のもとに柱よせのとにちんし（鎮子）を置く、ひらなるまくらのやうなるものなり、紙にて裸の様に包みたりと見えず、兵範記保元三年の條に「陳國頭第三回、數二三色綾總代、置二鎮子一立二殿上御倚子一」と見えたるにて其一般を知るべし、猶調度の條の錦縁を見るべし（類聚名物考、儀制令義解延喜年中行事略解）

チンジヤウ 陳狀 鎌倉時代訴訟の時、訴狀に對して被告より辯疏する狀を云ふ、三種あり（一）初陳狀に答へし狀を初陳狀と云ふ、其書式は沙汰未練書に左の如く見ゆ、

何國何所　顧松代某謹陳申　文錄申　之事

今月某日謹立指無給證訴在御下文手殺從文等旨、

拙錄許當國何所々領田畠等事

副進

一通　御下文案

一巻　手殺從文等案

右如件、若所領田畠等、有非代相傳之所領也、而某忽令押領之條無二其謂一、早任二御下文手殺從文等旨一、被二返付一、當所領田畠等、於二後日一不レ可レ有二違亂一之狀、仍陳狀如レ件、

年　月　日　某甲

（二）重陳狀に答へし狀を重陳狀と云ふ、其書式は沙汰未練書に左の如く見ゆ、

何國何所　顧松代某謹陳申　重陳狀事

今月某日謹立指無給證訴在御下文手殺從文等旨、

拙錄許當國何所々領田畠等事

副進

一通　御下文案

一巻　手殺從文等案

右如二去年某月某日一、某所領田畠等、某所代相傳之所領也、而某忽令押領之條無二其謂一、早任二御下文手殺從文等旨一、被二返付一、當所領田畠等、於二後日一不レ可レ有二違亂一之狀、仍重陳狀如レ件、

年　月　日　某甲

（三）答重陳狀書樣申と云ふべし

以二此等旨一、自餘之遠國相論之色目、委細可レ有レ之歟、

陳狀如レ件、

年　月　日　某甲

チンジヤノカミ 鎮守神 其土地、邦宅氏等を鎮安守護する神をいふ、一に鎮主神に作る、鎮守神には二國の鎮守神（二）王城の鎮守神（三）後院の鎮守神（四）城内の鎮守神（五）神社等院宮は邦宅の鎮守神（六）氏の鎮守神等ありて（一）國の鎮守神は、國内の諸名なる神を以て其鎮守と稱し、多くは一宮を以てこれに充てたり（出羽國大物忌神社を、本朝世紀に「鎮守正三位勳三等大物忌明神」と記し、若狹國若狹彦若狹姫神社を、同國二宮縁起に「二州三郡の鎮守と爲すと記せるが如きは、即ち一宮を以て鎮守神と稱するものなり、尾張國熱田神社を本朝文粹に「鎮主熱田宮」と記し、丹防國出雲神社を、東寺文書に「鎮守正一位國所大明神」と記せるが如きは、即ち名神を以て鎮守神と稱するものなり、又別に祇神を合記して、其國の鎮守と稱するものあり、淡路國大田文に、當國鎮守十一座所大明神と記し、上野國神名帳に、鎮守十二社と記せるが如き、即ちこれなり（二）王城鎮守神は帝都を守護する神の稱にして、十二社（ニジフニシャ）、二十二社（ニジフニシャ）參看の如きこれなり（三）後院鎮守神は後院内を守護する神にして、後院平神社、石明神の如きこれなり（四）城内鎮守神は、特に其城内の地を守護する神にして、後世徳川氏が鎮守山王を以て城

内の守護神となしたるより、諸藩これに倣ふもの多し（江戸深川富岡八幡宮における蛭子宮、關和天社、定戸社、大鏡念佛社の如きこれなり）寺院の鎮守神は、其境内なる神社を以て守護神と爲すものにして、或は其國郡もしくは他國の神社を、特に著名なるものを記りたるなり（何くは其大寺等其寺は八幡大神を祭り、仁和寺は熊野十二神を記り、廣隆寺は此烏帽子形等三十八所の神を合記して其鎮守と爲せるが如し）又寺院を新設する時、古來其地に鎮座せる地主神（ヤマシノカミ參看）を、更に嗣守を造りて鎮守と爲したるもあるべし、邸宅の鎮守神は邸宅内に社殿を設けて齋ひ祀る所の神なり、ふたがみ氏の鎮守神は、其氏族を守護する神なり、源頼義の子義綱が、其産土神なる山城國賀茂神社を常陸に遷して、氏の守護神と爲したるの類これなり、要するに鎮守神は、其區域内を守護する神なりしが故に、後世に至りては氏神と産土神とを挿ばず、總て其地を守護する神をば、皆な鎮守神と稱したり（山城名勝志、江戸砂子、古事類苑神祇部）

チンジフ 鎮守府 初め陸奥國多賀城、後ち國府鹽竈に置く、後ち鹽竈城、常でまた宮城郡多賀城、後ち陸奥國府鹽竈に移す、延暦二十一年、坂上田村麿蝦夷を撃て大に之を破り、北上川の流域を經營して用水村に至り、爰處より更に進んで胆沢城を築き、府を之に移す、宮城郡水澤町字佐倉に在り、弘仁三年に至り府制を改め、將軍一人（從五位上、軍監一人（正七位下、軍曹二人（從八位上）、像（從三人）、醫師一人、祭師一人となす、貞觀以後非制漸く增して、將軍と云ふ、延暦朝廷久三年七月征夷大將軍となりしより、特に其任を置じ、遂に鎮守府を廢す、後ち建武中興の時復じて府を置き、奥羽を以て將軍と稱す、多賀城に在す、三年顯家戰死して鎮守大將軍從三位以上の官たらんことを請ふ、之を聽さず、尋で其

弟顯信大將軍となりしが、足利氏に殺られ、正平七年國府を棄て、退る、以後また置かず、慶長十六年三月新田義宣に鎮守府將軍を贈る（鎮守府考）

チンゼイ 鎮西 九州を云ふ、天平十五年始めて鎮西府を置き、十七年に罷りて廢す、後非大宰府を鎮西府とも稱し、後ち遂に九州の別稱となる、續後紀承和十五年三月の條に「天台宗入唐請益僧圓仁、將二弟子僧性海等一、去年十月乘二新羅商船一來歸、鎮西府に日本紀略天元四年四月の條に「鎮西大貳朝野宿禰巨坂言々」朝野群載に「異國人位記に「日本國牒鎮西府大監高階真人遠成言々」などと見えたるは、何れも大宰府を指したるものにして、九國を鎮西と云ふは、いつ頃より稱せしか詳ならざれども、源爲朝を鎮西八郎と稱し、吾妻鏡元暦元年三月の條に「鎮西九國住人等々」と見え、文治二年十二月には、源頼朝天野遠景を以て鎮西九國奉行となすと見え、後遂に鎮西奉行となりしを見れば、王朝時代の末後より稱して、鎮倉時代には全く九州の別名となりしこと明かなり（太宰管内志）

チンゼイキウコクブギヤウ 鎮西九國奉行 鎌倉また鎮西奉行、鎮西守護ともいふ 鎌倉幕府の職名、九州の政務を掌る 鎌倉 文治元年、源龍頼、平氏の餘黨を鎮めん爲に、常く數後に留りしが、專ら土屋氏等をして代らしめ、二年、また天野遠景をして下向せしめ、其十二月十日始めて鎮西九國奉行人と稱したり、三年、宇都宮信房を遣し、遠景と共に武藤島を征せしむ、建久二年正月始めて鎮西奉行と稱す、建久五年中、武藤資頼、鎮西の守護となり、大宰少貳に任ず、これ少貳氏の祖なり、大友能直を以て鎮西奉行とし、資頼と共に、少貳大友の兩氏、此職を世襲して、北條氏を以て、探題となすに及び、其職を罷む、

セリ、建治以來、北條氏を以て、探題となしたるより、兩氏の職漸く移りて、終に從五位下に叙し、相模守を稱したる、永仁元年より九州探題となして、總追捕使を兼ね、兩氏の職權を行ふ、天平寶字三年始めて見ゆ、四年平朝臣と改む、この時、弘仁三年二人を定む、武勇の士を撰補す（以上皆兵部省にて任補す）恩賞の事一人參を加ふること參議、中之を置く（式部省の任命なり）天長五年正月兵部省に屬す、延喜以後大に衰ふ、醫師一人、診療病を掌る、大同三年始めて其名見ゆ、府掌二人、府の雜務を掌る、承和十年九月始めて置く、陰陽師一人、怪異を占ひ、吉凶を決す、元慶六年九月始めて置く（醫師）安行天平二十五年武内宿禰をして、奥北を巡行せしめ、始めて蝦夷に通ず、國衙災厄屢々將卒を遣はしてこれを討す、元正天皇以後蝦夷の鈔び盛にして按察使を殺す、佐て征夷將軍等を遣はしてこれを討たしむ、ますます益はず、延暦に於て常備の軍衛を罷むるの必要を感じ、始めて鎮所おり、鎮所は、續紀養老六年四月及八月の條に初見したれば、其已前よりありしものなるべし、即ち後世の鎮守府なり、然れども鎮守將軍の見えたるは天平元年、鎮守府將軍の見えたるは同十一年なり、職原鈔によれば神護元年始めてこれを置くと云ふ、國郡沿革考之に從へり（延暦二十年、鎮守府將軍坂上田村麿蝦夷を撃て大に之を破り、北上川の流域を經營して用水村に至り、爰處より更に進んで胆沢城を築き、府を之に移す、宮城郡水澤町字佐倉に在り、弘仁三年に至り府制を改め、將軍一人從五位上、軍監一人正七位下、軍曹二人從八位上、像（從三人、醫師一人、祭師一人となす、貞觀以後非制漸く增して、將軍と云ふ、延暦朝廷久三年七月征夷大將軍となりしより、特に其任を置じ、遂に鎮守府を廢す、後ち建武中興の時復じて府を置き、奥羽を以て將軍と稱す、多賀城に在す、三年顯家戰死して鎮守大將軍從三位以上の官たらんことを請ふ、之を聽さず、尋で其

辨長（勁光）を流祖とするが故に此名あり、今は浄土宗と號し、別に流名を稱せず、「ジャクドシュ、ベンチャウ」參看、

チンゼイフ　鎮西府　[圖][古]王朝時代の官衙、九國二嶋を鎮撫する爲に[圖][古]天平十四年正月大宰府を廢し、十五年十二月始めて筑紫鎮西府を置く、十七年六月大宰府を復して鎮西府を廢す[圖][古]、將軍一人、從四位下石川朝臣加美を補す、副將軍二人、從五位下大伴宿禰百世を之に補す、判官二人、主典二人あり、天平十六年正月將軍を從五位、判官を從六位、主典を從七位に進む、二季祿及び月料を給し、京に入るべき調庸物を留めて相折遞送し、又公廨田を將軍に十町、副將軍に八町、判官に六町、主典に四町を給せり（續紀、大宰府考）

チンゼイフギャウ　鎮西奉行　鎌倉九國を統治する爲に置かれた職名、北條氏の世職にして、其の任命は將軍の直接なり、其の職權は、九國の守護を統率して、異國の警備に當り、且つ九國の御家人を指揮して、其の所領の訴訟を裁判し、又九國の治安を維持するにあり、其の職權は、時代によりて多少の變遷あり、

チンソウ　陣僧　室町時代、軍陣に從行して文筆に携はりたる僧を云ふ、蓋し當時の武將等は文事に注意なき人多きが故に文筆ある僧を賴みて凡を辨せしめたるなり、長祿記に「河内守陣僧かけ書申候、神南山は在處今は何と云ふも、難助と申すことあり

チンソウデン　貢租田　王朝時代、公私田俱に年分の收穫を計り、貢額を定めて、毎年一ヶ年を限りて貢賦し、これを租ら之を田地を云ふ、即ち貢租田なり、但し永代にはあらず、貢田者は即ち後世の地主にて、貢田者は即ち後世の小作人なり、輸地子田なり（田制部參考）今該解に「凡諸國公田、皆國司國ニ郷土佰町貢租、（訓公田者、貢租者、凡稼田既ニ一年、貢、租及貸、若須經所部官司、凡在ニ租地子者是也、其假令太政官、以充ニ雜用ニ云々、凡在ニ租田者、穀一年、國在貢租及貸、若須經所部官司、

（次に續く）

申牒發後證ともあり、

チンタイ　鎮臺　明治元年五月大總督府始めて鎮臺を江戸におきしが、七月之を廢して鎮將府を設け、酸河以來の十三國の平務を管せしむ、四年改めて全國を四平管區に分ち、東京、大阪、鎮西、東北鎮臺を置く、其本營は、東京鎮臺は東京、大阪鎮臺は大阪、鎮西鎮臺は小倉（現今熊本）東北鎮臺は石卷（現今仙臺）に在りしが、六年改めて六平管區と爲し、或は六鎮臺、名古屋、大阪、廣島、熊本となりしが、鎮臺を師團と改むるや、兵制（ヘイセイ）參看、明治要法（令全書）

チンタイコ　陣太鼓　平陣に用ふる太鼓、平勢の駈引を指令するに供す、古は鼓を打つて平を進め、金を打つて平を退しと創と見えて、神功皇后新羅を征し給ひし時、金鼓盛なく、旌旗銷び亂られば士卒發ばずと令し給ひしことが記に見えたれど、恐くは文飾なるべし、尋で平時なれ、平陣に各鼓二面を置き、又鐵鉦を以て喧を靜めしむるを見たるを初見とす、されど實際戰陣に用ひたるを、史に見たるは、源平盛衰記に、木曾義仲北國令叛の時、太鼓法螺貝千ばかり備められしなどいふを始めとすべく、世に戰陣に太鼓を用ひしは、蓋永三年正月源義經、木曾義仲を討ちし時、平家院の御堂より太鼓取來りて櫓の下に打ちしより始まるといへるは誤なり、而して是を最多く使用するに至りしは、室町時代戰國の頃よりとなす（武將平譜考、武家名目抄）

チンダテ　陣立　[圖][古]平に臨みて陣を布く樣式、また陣備とも、略して陣ともいひ、其方法を陣法といふ、圖解（圖解天武天皇十二年諸國に詔して陣法を習はしめしを以て、陣法の始とす、其後屢ば行はれ、殊に持統天皇七年陣法博士を諸國に遣はして陣法を教へしめ、文武天皇二年諸國に詔して、騎兵は弓馬に便ある者を簡び、步兵は強力者を取り、各其の藝に隨ひて教習せしめ、大寶元年正月、初めて元日の朝賀に、文武官の陣を樹てしめ、慶雲三年正月、文武官の陣を樹てしめ、和銅元年正月、文武官の陣を樹てしめ、養老元年正月、文武官の陣を樹てしめ、天平元年正月、文武官の陣を樹てしめ、天平寶字元年正月、文武官の陣を樹てしめ、天平寶字四年、朝庭より人を太宰府に遣はして、新羅征伐の爲に、太宰大貳吉備眞備朝臣をして、諸國の兵士をして五行の陣法を調習せしめ、眞觀十二年、諸國の兵士をして、五行の陣法を調習せしめ、其明年また諸國の兵士をして、五行の陣法を調習せしめ、天平寶字四年、朝庭より人を太宰府に遣はして、新羅征伐の爲に、太宰大貳吉備眞備朝臣をして、諸國の兵士をして五行の陣法を調習せしめ、

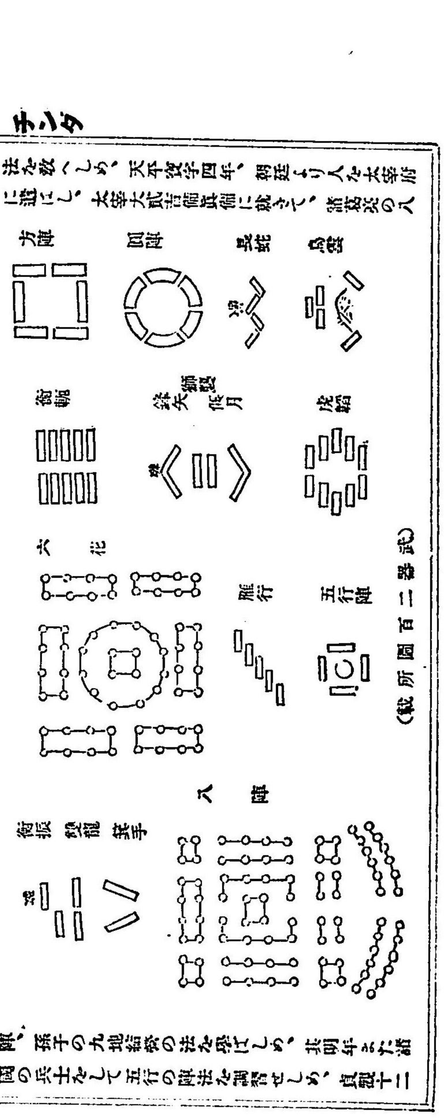

（載所圖百二番武）

解には、右の如き圖を載げたり（信玄全集兵法部）

チンチウ　珍重　恥辱、恐懼の意、佳肴の左右に、瓶、風瓶、雲瓶、瓶瓶、皮瓶、烏瓶、蛇瓶にして、三將軍、甲陽軍鑑、古今集遠兵法部）

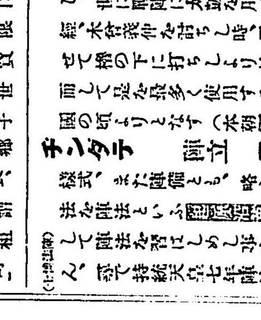

等甚多し、また孔明の八陣といふは、天陣、地陣、風陣、雲陣、龍陣、虎陣、鳥陣、蛇陣にして、三將軍

チンテキ　鎮狄將軍　[圖][古]王朝時代臨時の官、東部の蝦夷を征伐する將軍をいふ、東方を鎮守する將軍の義、將軍の外に副將軍あり[圖][古]、元明天皇和銅二年三月、左大辨巨勢朝臣麻呂を陸奥鎮東將軍、內藏頭紀朝臣諸人を副將軍と爲し、節刀軍令を授く、元正天皇養老以後征戎將軍或は征東大使と稱して、鎮東の號なきに似たれど、（武家名目抄、鎮守府考）

チンテキフヤウグン　鎮狄將軍　[圖][古]王朝時代臨時の官、前項の職務を征伐する將軍をいふ、東夷征伐あるや征東使と共に、此將軍を任命して出羽を經せしむ、副將軍、軍監、軍曹あり、始めは征討後援將軍、又は征狄將軍と云へり[圖][古]元明天皇和銅二年三月始めて征越後蝦夷將軍を置き、民部大輔佐伯宿禰石湯を以てこれに任ず、元正天皇養老四年九月、鎮狄將軍となし、阿倍臣虫麻呂を之に任じ、軍監軍曹各二人を置く、其後將軍に小野牛養、紀朝臣古麻呂、元年五月、安倍家麻呂、後紀十一年三月等あり、後紀十一年八月國司一人を秋田城に居らしめ、鎮撫に備へしより、鎮狄將軍の設廢して出羽介の兼職となる、後世の秋田城介即ち是なり（武家名目抄、鎮守府考）

チンテンアイノウセウ　陣添壒嚢鈔　[圖][古]三十卷、[圖][古]來書は倭國に行はれたる言語の出所、佛典俗語以下五節句等の起りを考記す、其序文に據れば、僧行譽の著はせる壒嚢鈔、並に塵袋等を本として增補せるものなり、後柏原天皇の天文元年の作[圖][古]來詳、異書に釋氏來比丘と見ゆ（慶長壒嚢鈔、諸書一覽）

チントウニヤウグン　鎮東將軍　[圖][古]王朝時代臨時の官、東部の蝦夷を征伐する將軍をいふ、東方を鎮守する將軍の義、將軍の外に副將軍あり[圖][古]元明天皇和銅二年三月、左大辨巨勢朝臣麻呂を陸奥鎮東將軍、內藏頭紀朝臣諸人を副將軍と爲し、節刀軍令を授く、元正天皇養老以後征戎將軍或は征東大使と稱して、鎮東の號なきに似たれど、（武家名目抄、鎮守府考）

チンナン　珍南　[圖][古]王朝時代の官、七道の內從五位を以て補し、蠻夷を慰撫し、逆黨を巡視し、惡黨を教誡する事を掌る、[圖][古]國都司等の政務に與にして職同じ、[圖][古]一人、三四位、三位には國員

チンノザ　陣座　朝廷にて諸司、節會、任官叙位等公事を行はるゝ座をいふ、貞丈雜記に「陣の座、又左衛門の陣などゝ云ふは、平陣の事にてはなし、紫宸にて役人出仕して、役所に列座するを陣と云ふ也、陣は役所と云ふ心也、陣はつらなるとよむ字にて、人々多く立列る心にて陣と云ふ也、平陣の陣も此心なり」と云へり、公卿が任官叙位又は節會等に就くを、着陣と云ふ、この着陣の後にあらざれば、事を執らざる例なり、左近陣は日花門內に在り、右近陣は月花門內に在り、左衛門陣は建春門內に、右衛門陣は宜秋門內に在り、左陣を左仗、右陣を右仗と云ふ（公事根源、雜訓集、貞丈雜記）

チンベオリ　陣羽織　陣、具足の上に着用する羽織に似て胴廻のなきものなり、又具足羽織ともいふ、將士の用ふるものは、絹、羅紗等にて作り、また裾を施したるもの多し、生地は日記所載の裁樣市右衛門家の節の中に「具足羽織十調下申候」とあるを初見とす、蓋し天文永祿の頃より起りしものなるべし、而して其起原に就きて、甚多有信節は、眞氏は、陣羽織の製は、古きもの程外人の服製に似たる處あり、恐らくは西洋、蒙韃等の服製を模して、始めしものなるべしといへり（貞丈雜記、武家名目抄、故實叢書雜錄、陣羽織の由來）

チンブギャウ　陣奉行　室町幕府陣中の諸設用を總管す、故に又御陣總奉行とも云ふ（武家名目抄）

チンブふ　鎮撫使　[圖][古]王朝時代の官、七

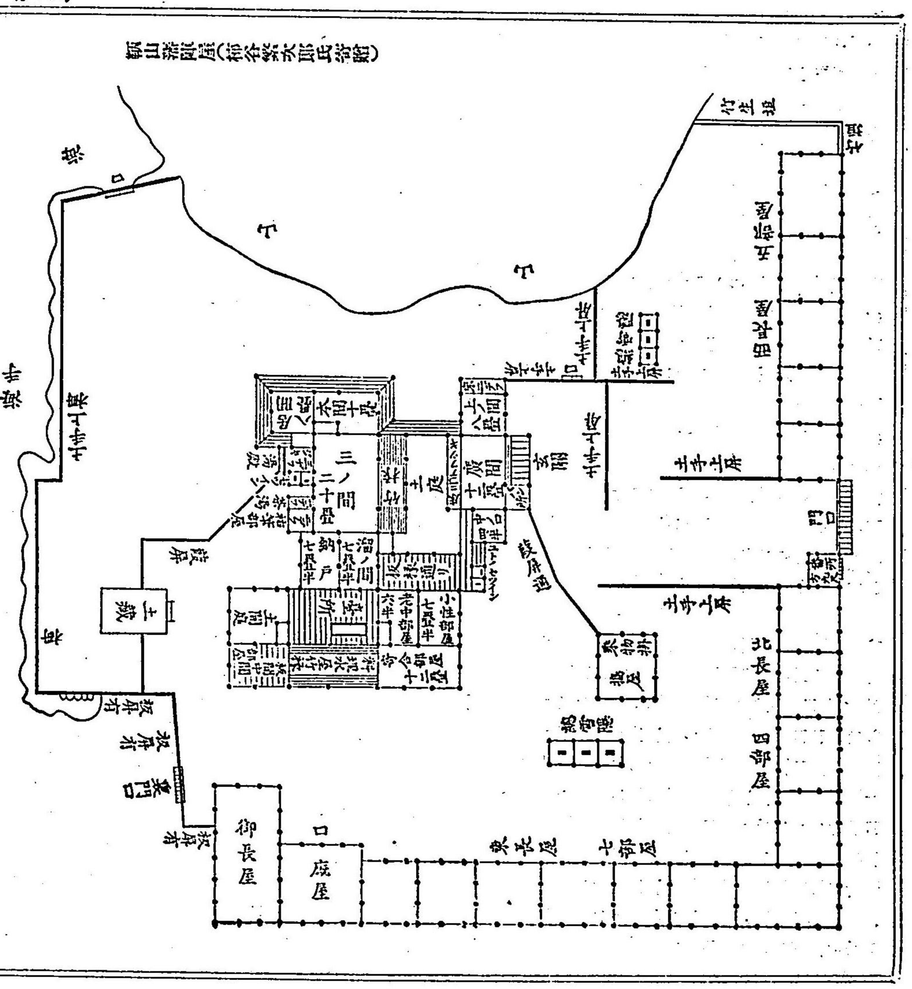

チヤ　陳屋（こ）軍兵の屯する假屋をいふ、羽國六百五十人を置き、警衛に充てたり（鎮守府考）

チヤ　茶　茶は支那より傳來したるものなりと雖も、其時代詳かならず、和名抄、茶非酥等に、聖武天皇の天平元年に、百人の僧を

阿波和山の四庄と、摂津大部庄、川内国山田郡の内行丸荻瀬に賜ふ、和卿後ち此庄園を以て寺領に寄進したり、延

平修の後、鎌倉時代より、其名医に見えたり（二江月時代に至り、無城の階俊及び炎代爺令等の僧舎または代官、地頭及び役人等の相詰めて公私の用務を取扱ふ所をいふ、格所或は武人の詰め居る所なるが故に終に稱するなり、海國兵談に「陳屋、武、居館書城に取建つる時、御料所は毎所へ何ひて沿内引に成し、私領の分は、陳屋敷にても國役金を領主地頭より納むるなり、階俊にて陳屋なるは、凡百十四箇所あり、大名ダイミャウの武に示したれば委敷すべし（武家名目抄、海國兵談、地方凡例錄）

チワケイ　鎮兵　國語、國東北遠境國より陸奥出羽兩國に出して、鎮守府將軍の下に屬し、諸城柵を守りて蝦夷を鎮撫する兵士をいふ、而して奏手を併ふを得れども、日糒一升六合を給せらるゝのみ、國風記に非ず始めより、蓋し隆興の鎮所の設置の時、定め置きしものか、續紀神龜元年二月に鎮守平章と見えたり、天平元年八月鎮兵の交替年限を定めて三年とす、蓋し防人の制に倣ひしなり、これ鎮兵といへる文字の見え始めなり、天平の末年陸奥守百濟王敬福の時により鎮兵を徴め、良の困苦を救ふ、天平寶字二年十二月非ざる、神護景雲二年九月他國の鎮兵二千五百人を徴めて兵士四千人を加ふ、翌年正月發る所の鎮兵五百人を鎮所に停めて諸蕃を守らしめ、沢渡一千人を桃生城に配し、柵戸となし守らしめ、以て良の困苦を救ふ、後ち又鎮兵の數を復し、て前の如くす、延暦二年坂東八國に勅して、私に鎮兵を使役すること禁ず、二十四年五月相模國荏原道の鎮兵、徭丁少きの故を以て三百五十人を分け、一分は勤仕、一分は自丁を差遣せしむ、弘仁二年蝦夷全く服從せしを以て文室綿麻呂の時により、鎮兵二千人を徴め、一千人を留めて、胆沢、徳丹兩城を守らしむ、同六年八月勅して發る所の一千人を以てしたり、後ち隆興國五百人出羽國六百五十人を置き、警衛に充てたり（鎮守府考）

チワケイ

内裏に召し、般若經を講ぜしめ、第二日に行茶の儀ありし事を載せたれども、後世の著述たるを以て據とするに足らず、正しく正史に見えたるは、續紀に、延暦二十四年遠江國の時より始まれりと、同書所引の日本紀に見えたれども、まだ確かならず、弘仁六年四月、嵯峨天皇近江滋賀に幸せる時、澁澤等の僧茶を煎じて獻りたるこゝあるを始めとす、なほ此外にも性寶法師等にも散見せるを以て考ふれば、光仁桓武の朝既に僧茶と唐土とは、弘仁六年六月に、詔内外に近江滋賀の國を以て茶を植え、毎年之を獻ぜしめられしことあり、此頃より、漸く流行し、初年にては、專ら茶園を設け、遠茶使を置てこれを監せしめられたり、爾來茶の需用增加するに及びて、私に茶園を設け、多く茶を産出したる由見ゆ、唯りて後石時代に至りては、專ら茶子を採集りて筑前の背振山、及び播多郡等の山内に植ゑ、又薩摩の別宮上人は、宇治と薩摩とに之を播殖せり、下りて南北朝時代には、茶話の作と傳へられたる庭訓往來に、茶の事を云へる條に「我朝名山、栂尾、高雄、神尾等是爲二也、仁和寺、醍醐、宇治、奥山、般若寺、神尾等是爲二和佐一也、仁和寺外大和、筒井、宇治、入乃、伊勢、河原、鷹河、清見、武蔵、河越、伊豆、三島、足柄、駿河、富士、大森、飯田、信濃、更科、戸隠、越後、菅谷、出雲、伯耆、大山、日向、都城、薩摩、坊津、硫黄島、大隅、正八幡宮、日吉、祇園、北野、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、住吉、天王寺、四天王寺、熊野三山、金峯山、白山、立山、富士山、戸隠山、飯綱山、彼岸所、此岸所、霊山、霊地、霊所、霊社、霊寺、霊水、霊木、霊樹、霊鳥、霊獣、霊虫、霊魚、霊貝、霊石、霊草、霊花、霊菓、霊酒、霊飯、霊餅、霊麺、霊膳、霊宴、霊筵、霊莚、霊畳、霊座、霊床、霊枕、霊衾、霊蓋、霊笠、霊杖、霊笛、霊鼓、霊鉦、霊鐘、霊磬、霊鈴、霊剣、霊鏡、霊玉、霊冠、霊帯、霊履、霊沓、霊袴、霊衣、霊袈裟、霊念珠、霊数珠、霊柄香炉、霊火舎、霊香、霊水、霊供